

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3. 8. 11	収入原符整理業務(単価契約)	株式会社北洋銀行	92,406,820	R3. 3. 17	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	指定金融機関に搬入された収入原符は、分類から仕分けに至る一連の工程において整理され、収入日の5営業日後には会計室から原局(調達担当課)へ送付ののち、収入の消し込みが行われ保管されて整理が終了する。各原局において市民からの問い合わせ等に対応するためには、収納事務をできるだけ速やかに行い、この収入原符の処理サイクルを確保する必要がある。また、収納事務を適正に執行するためには、原符整理に係る一連の行程において誤処理や事故発生の際、払込金と照合することが不可欠である。収納代理金融機関等で払い込まれた公金は翌日までに指定金融機関総括店に集約され整理されており、原符整理の過程で払込金との照合及び調査が必要な場合、公金と原符の整理する窓口を統一して管理することにより、迅速に原因を究明し的確に対応することができる。一方、指定金融機関は、自治法施行令第168条の2第2項において、公金の収納又は支払の事務を総括し、当該普通地方公共団体に對して責任を有すると規定され、会計規則第29条第4項にも指定金融機関は速やかに当該収入原符を出納機関に送付し、収納現金を札幌市管理者口座に預け入れることと規定されている。以上のことから、収入原符の整理業務について、迅速かつ正確に業務を遂行し得るのは、指定金融機関である(株)北洋銀行のほかはない。よって、業務の性質上競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、(株)北洋銀行を「収入原符整理業務」の見積りに特定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	会) 出納課 011-211-2144
R2. 5. 27	札幌市本庁舎外装パネル調査業務	株式会社三菱地所設計	35,200,000	R2. 5. 8	R2. 5. 8 ~ R3. 2. 26	業務の履行にあたり建物の構造的特性や外装パネルの取まり等を踏まえて計測等各種調査を実施する必要がある、履行に必要な専門知識を有するのは、本庁舎建設時に設計・監理を行った(株)三菱地所設計のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R2. 9. 30	札幌市本庁舎非常用発電機エンジン点検整備業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	3,520,000	R2. 9. 17	R2. 9. 17 ~ R2. 11. 30	当該機器は、停電時の自家発電設備の原動力であり、不測の停電に備え所定の性能を保持することが不可欠である。 本業務を遂行するにあたって、性能保持の面で高度な専門知識と技術力が必要であり、また特殊なエンジン部品の調達も含め、製造メーカーであるヤンマー株式会社のエネルギー部門の開発、製造、メンテナンスを目的に分社独立した左記業者以外では業務の遂行ができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R3. 4. 14	札幌市本庁舎清掃業務4	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	72,237,000	R3. 3. 26	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対して、その就労の機会及び就労に必要な知識等の習得に寄与し、自立を支援するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総) 行政部庁舎管理課 011-211-2052
R3. 4. 14	公文書館ホームページ所蔵資料検索閲覧システムweb公開・運営業務	株式会社マイクロフィッシュ	1,936,000	R3. 3. 26	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	下記の理由により、上記システムの開発を担当した左記業者を選定する。 1 業者のシステム構築ノウハウ等の保護の観点や既存システムの安定運用の観点から、開発業者以外の者が当該業務を行うことは不可能であるため。 2 システムの内容(データ構造等)を熟知している左記業者が業務を行うことが、不具合等の発生を最小限にすることにつながるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部公文書館 011-521-0205
R2. 12. 2	児童手当支給認定にかかる現況届受付事務の改善検討業務	凸版印刷株式会社	2,350,000	R2. 10. 13	R2. 10. 13 ~ R2. 11. 30	本業務の委託事業者の選定にあたり、プロポーザル方式により企画提案者を公募し、事業者の総合的な業務遂行能力を企画競争実施委員会が審査した。 その結果、当該企画提案者の提案内容、執行体制、過去の同種の業務実績等について、本業務を確実に遂行するにあたり十分なものであると判断し、委託候補者として選定したところである。 以上のことから、本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、企画競争実施委員会にて選定された事業者を相手方とする随意契約(特命)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 行政部改革推進室推進課 011-211-2061
R2. 12. 16	令和2年度さっぽろ外国人相談窓口運営業務	公益財団法人札幌国際プラザ	28,160,000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	・本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められ、令和元年11月に設置した外国人生活者等を対象に暮らしに関わる情報提供や相談を行う一元相談窓口の運営業務である。 ・本業務については、外国人特有の問題を解消することが求められるといった業務の性質や品質確保の観点から、これまで外国人の相談に対応している経験があり高いノウハウがあること、外国人が抱える問題を解決するために欠かせない関係機関や専門機関とのネットワークを有していること、外国語力があり、共生施策に精通する職員を複数配置し、またはこうした職員の育成能力を有することが求められる。 ・これらすべての条件を満たす者は、当該相談窓口の設置以前から、地域国際化協会として、外国人の相談対応をはじめとした暮らしやコミュニケーション支援を目的とする数々の事業に取り組み、高い評価を得てきた(公財)札幌国際プラザしかいない。 ・なお、(公財)札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。令和元年度及び令和2年度におけるさっぽろ外国人相談窓口運営業務の受託者であり、これまで適切かつ円滑に当該業務を行っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 国際部交流課 011-211-2032
R3. 2. 17	さっぽろ外国人相談窓口ホームページ構築・運用等業務	公益財団法人札幌国際プラザ	6,432,800	R3. 2. 8	R3. 2. 8 ~ R3. 3. 31	本業務は、外国人市民に対し、行政手続き・サービスや暮らしに役立つ情報を正確にわかりやすく発信するとともに、本市が設置する「さっぽろ外国人相談窓口」をより効果的・効率的に運営するため、外国人向け暮らしの情報を一元化するホームページを構築・運用するもの。 本業務について、運用にあたっては、相談窓口と一体となって、日々、外国人から寄せられる相談等から外国人のニーズを即座に把握し、迅速にホームページに反映し発信し続けることが求められる。構築にあたっては、情報を外国人目線で整理し、必要に応じて補足説明をするなどして、外国人に伝わるよう、また外国人に使いやすいホームページを作成することはもちろんのこと、運用時を見据えた構築も求められる。 これに応えるためには、日々外国人の状況やニーズ、課題などを直接的に面談や電話などで把握していることが必要であり、これが可能となる相手方は、さっぽろ外国人相談窓口を受託し、日々外国人の相談や問い合わせに対応しており、さらに以前より多文化共生に資する取組を行ってきた(公財)札幌国際プラザしかいない。 なお、(公財)札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。令和元年度及び令和2年度におけるさっぽろ外国人相談窓口運営業務の受託者であり、これまで適切かつ円滑に当該業務を行っている。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 国際部交流課 011-211-2032
R3. 6. 2	イベント冊子配布業務(単価契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	1,842,780	R2. 4. 17	R2. 4. 17 ~ R3. 4. 30	障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気づけプロジェクトセンターの運営事業を受託者とする者を契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総) 広報部広報課 011-211-2036

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.6.2	広報誌一部指定地域配布業務(単価契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	12,046,320	R2.5.18	R2.5.18 ~ R3.5.31	障がい者に対して、自立訓練または就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に該当する者で、元氣ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者に委託することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.10.28	令和2年度市民向けシティブロモーション業務	株式会社北海道博報堂	8,954,000	R2.10.15	R2.10.15 ~ R3.3.31	本業務は、本市の魅力発信及びおもてなしに係る市民の意識醸成に係る事業を企画立案、進行管理等を要するものであり、効率的かつ効果的に実施するためには、サッポロスマイルロゴ及びコンセプトや観光産業の現状、交流人口拡大に向けた取り組みなどへの予備知識のほか、プロモーション業務に関する高度な企画能力、高い創造性、専門的な知識や豊富な経験が必要になることから、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する必要がある。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、価格による競争入札等には適さないと考えられるため、公募型企画競争を実施することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.11.11	SABRO.TVへの市政情報放映業務	株式会社ホワイトカンパニー	1,001,000	R2.10.26	R2.10.26 ~ R2.11.30	すすきの地区で街頭ビジョンを活用した新型コロナウイルス感染症の注意喚起を行うにあたり、活用する街頭ビジョンについては、市営地下鉄および札幌市電の駅があり、通行量が多いすすきの交差点にある大型ビジョン「SABRO.TV(中央区南4条西4丁目16恵愛ビル)」で放映することが適当である。 「SABRO.TV」は選定事業者の自社媒体であり、同事業者以外に放映できる事業者はおらず、すすきの交差点にはSABRO.TV以外に適当な街頭ビジョンはないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R3.4.7	令和3年度広報誌レイアウト制作業務(単価契約)	総合商研株式会社	9,259,800	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	広報さっほろは、幅広い世代の方々が読むことを想定して作成しており、特に特集・企画記事を市民が読み進めるような誌面にするためには、レイアウトが親しみやすく、文字や写真、イラストなどを駆使して作成することが重要である。 そのため、高度な技術と経験を要するデザイン会社に制作を委託しているが、契約の相手方の選定に当たっては、技術力を価格による競争で判断することが困難であることから、公募による企画競争を実施している。 企画競争実施委員会が実施した企画提案審査会において、各委員の採点により、最低基準点(選考委員の総合点の5割)を超え、最も点数が高かったため、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R2.9.16	令和2年度第1回「サッポロスマイルトーク」開催等業務	株式会社ニトリパブリック	2,799,500	R2.7.10	R2.7.10 ~ R2.8.31	本業務は、新型コロナウイルスで委縮した経済の活性化と感染拡大防止の両立に向け、日常生活や企業活動の中に感染予防対策を取り入れる「新北海道スタイル」の普及啓発キャンペーン(6/26~7/31)の一環として、市民と市長が直接対話を行う「サッポロスマイルトーク」を開催するものである。 「サッポロスマイルトーク」開催及びテーマ等の決定については、日々変わる新型コロナウイルスの感染状況等を勘案して、適時的確に決定する必要があることから、開催決定から実際に開催するまであまり時間はかけられない。事業の確実な実施のためには、受託者には、「新北海道スタイル」の普及啓発キャンペーンの内容を熟知している必要があり、またその感染状況の変化に対応できるなど、本市における同程度の事業の開催実績が求められる。 さらに、本キャンペーンの実施主体である市)地域振興部区政課の『「新北海道スタイル」普及啓発業務』と密接に関連する付帯的な事業と位置づけることで、より確実かつ効果的に実施されることが見込まれ、市民や企業への普及啓発効果が最大限に発揮されることが期待できる。 また、開催に係る告知については、「新北海道スタイル」の普及啓発キャンペーンにおける広告媒体及び掲出枠の共通化が可能になることから、事業全体の経費の節減が図られると判断できる。 以上のことから、株式会社ニトリパブリックが本業務を実施することは競争入札に付するより有利となることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	総) 広報部市民の声を聞く課 011-211-2045
R3.8.11	令和3年度法律相談業務	札幌弁護士会	10,648,000	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業務の実施にあたっては弁護士の派遣が必要であり、札幌市内で当該業務を履行可能な者は、札幌弁護士会以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 広報部市民の声を聞く課 011-211-2045
R3.4.7	令和3年度札幌市職員健康管理システム保守業務	株式会社H B A	1,584,000	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.31	本件は、令和元年度に再構築を行った札幌市職員健康管理システムの運用支援や障害対応業務である。本件システムの運用支援や障害対応を行うにあたっては、システム全体の整合性を保ち、正常稼働が保証されなければ、職員の健康管理事務に重大な支障をきたす恐れがあるものである。したがって、本件業務の履行にあたっては、本件システムを熟知している者以外には非常に困難である。 特定者は、本件システムの開発業務を専属的に行っており、同じく人事給与・庶務事務システム等の他システムとの連携情報についても熟知している。また、システム間連携も含めたシステム全体を熟知しているため、調査分析・設計工程が必要最小限で済み、費用を抑えることが可能である。 仮に、他の者が本件業務を受託した場合、システムの詳細分析や動作確認等の作業に要する期間や経費が膨大となるとともに、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、職員の健康管理業務に重大な支障をきたす恐れがある。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、本件は特定者以外が業務を履行することが適当ではないと判断されることから、特定随意契約とし、特定者を契約の相手方として指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員健康管理課 011-211-2086
R3.4.7	令和3年度会計年度任用職員システム運用保守業務	富士通株式会社	7,535,220	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、既に契約を締結した役務、会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務により調達するシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に直接して提供を受ける同種の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、本契約は、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R3.4.7	令和3年度会計年度任用職員システム用機器等保守業務	富士通リース株式会社	3,160,080	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、既に契約を締結した借受物品、会計年度任用職員システム用サーバ機器等の賃貸借の保守業務である。本システムにおいて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。また、委託業務内容は、故障や定期点検だけでなく、ソフトウェアサポートサービス対応も含まれているため、保守技術の熟練度、障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などに加え、システム及び構成機器に関する高度な知識と経験を有する必要がある。この条件を満たす者は、当該借受物品の所有者に限られる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082

令和2年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.14	令和3年度人事給与、庶務事務システム機器等の保守業務	富士通リース株式会社	8,772,852	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、既に契約を締結した借受物品、「人事給与、庶務事務システム機器等の賃貸借」の保守業務である。本システムにおいて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。また、委託業務内容は、故障や定期点検だけでなく、ソフトウェアサポートサービス対応も含まれているため、保守技術の熟練度、障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などに加え、システム及び構成機器に関する高度な知識と経験を有する必要がある。この条件を満たす者は、当該借受物品の所有者に限られる。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R3.4.14	令和3年度人事給与、庶務事務システム運用保守業務	富士通株式会社	68,217,336	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、既に契約を締結した役務、「人事給与、庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」(以下「既契約特定役務」という。)により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に直接して提供を受ける同種の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。以上より、本契約は、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 職員部勤労課 011-211-2082
R2.9.16	令和2年度新採用職員後期研修(仕事の基礎知識)指導業務	株式会社ピーコンラーニングサービス	2,863,300	R2.9.3	R2.9.3 ~ R2.9.30	先に実施した「札幌市職員研修指導業務企画競争区分B(新採用職員向け業務基礎研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R2.10.14	令和2年度採用3・5・7年目職員研修(キャリアデザイン、時間と思考の仕事術、チーム方向)指導業務	株式会社アムリプラザ	1,688,500	R2.9.30	R2.9.30 ~ R2.10.30	先に実施した「札幌市職員研修指導業務企画競争区分C(若手・中堅職員向け研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R2.10.28	令和2年度マネジメント研修指導業務	株式会社日本マンパワー	3,232,900	R2.10.16	R2.10.16 ~ R2.11.27	先に実施した「札幌市職員研修指導業務企画競争区分F(マネジメント研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R3.2.24	令和3年度新採用職員前期研修(市民応対)指導業務	株式会社バトス	2,664,200	R3.2.16	R3.2.16 ~ R3.3.31	先に実施した「札幌市職員研修指導業務企画競争区分A(新採用職員向け市民応対研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R3.2.24	令和3年度新採用職員前期研修(仕事の基礎知識)指導業務	株式会社バトス	5,032,720	R3.2.16	R3.2.16 ~ R3.3.31	先に実施した「札幌市職員研修指導業務企画競争区分B(新採用職員向け業務基礎研修)」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R3.3.31	令和3年度e-ラーニングシステム保守業務	株式会社大塚商会	1,287,000	R3.3.18	R3.4.1 ~ R4.3.31	本件業務は、e-ラーニングシステムの安定的な稼働を確保するために、システムの保守及び管理を行うことを目的とする。 本件業務の履行に当たっては、受託者には、対象システムの機能、機器構成、各種設定情報のほか、職員情報を利用するための関連システムとの連携に係る仕組み、庁内クラウド環境等を熟知していることが求められる。 本業務を確実に履行できるのは、対象システムの開発、納入を行い、開発工程においてシステム運用の詳細を熟知している株式会社大塚商会札幌支店のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の相手方に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 研修センター研修担当課 011-866-3666
R3.8.11	札幌市戸籍附票システム改修業務	リコージャパン株式会社	5,497,800	R2.12.22	R2.12.22 ~ R3.3.31	札幌市戸籍附票システムは、左記事業者が制作したパッケージソフトを利用しているため、当該業務を行えるのは左記事業者のみである。よって、左記事業者との随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) スマ、住民情報課 011-211-2296
R3.8.11	札幌市戸籍副本システム改修業務(令和2年度社会保障・税番号制度システム整備対応)	リコージャパン株式会社	3,872,000	R3.1.29	R3.1.29 ~ R3.3.31	札幌市戸籍副本システムは、左記事業者が制作したパッケージソフトを利用しているため、当該業務を行えるのは左記事業者のみである。よって、左記事業者との随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) スマ、住民情報課 011-211-2296
R3.8.11	令和3年度戸籍総合システム保守及び稼働支援業務	リコージャパン株式会社	65,044,100	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業務を行うことができるのは、システムの制作会社である左記事業者のみである。よって、左記事業者との随意契約とした。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) スマ、住民情報課 011-211-2296
R3.8.11	戸籍総合システムソフトウェアライセンス	リコージャパン株式会社	14,018,400	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.1	札幌市戸籍総合システムは、リコー製戸籍総合システム「Civic Station」をカスタマイズしたものであり、これを提供できるのは左記事業者のみである。よって左記事業者との随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) スマ、住民情報課 011-211-2296
R3.8.11	令和3年度戸籍総合システム複合機保守点検業務(単備契約)	リコージャパン株式会社	10,617,987	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.1	当該機器は、戸籍総合システムの入出力機器であり、戸籍総合システムの一部である。そのため、設定作業等を行うには法務省の認容を受けている事業者である必要がある。また、本市登録事業者で、当該機器(リコー社製)の保守を行うことができるのは左記事業者及び左記事業者と代理店契約を結んでいる事業者のみである。以上2点の条件を満たすのは、左記事業者のみである。よって、左記事業者との随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) スマ、住民情報課 011-211-2296
R2.4.15	モバイルワーク実証実験環境運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	3,245,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	左記事業者は令和元年度にモバイルワーク実証実験環境の構築業務を受託して、本システムの構築を確実に遂行した実績があり、高品質かつ確実な業務履行についての信頼性を有しているとともに、本システムを構成する、仮想マシン、ネットワークおよびソフトウェアの設定内容、高度なセキュリティ対策の内容等を熟知している。 上記要件を他業者が満たすためには、これらに関する知識と情報の開示が必要となるが、ネットワーク構成及び認証方法等の本市独自のセキュリティ対策を複数の事業者に開示することは、セキュリティ情報の拡散につながり、本市が著しい不利益を被る可能性がある。 従って、これを履行できるのは同業者において他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.17	札幌市WESTGATE再構築に伴う切替え業務	札幌総合情報センター株式会社	1,353,000	R2.4.8	R2.4.8 ~ R2.11.30	本業務は、令和元年度の既調達業務である「札幌市WESTGATE再構築業務」の一連の作業として、機器の切替え作業及び運用準備を実施する業務である。 (業務履行上の要件) 令和元年度「札幌市WESTGATE再構築業務」の実施内容を熟知しており、稼働しているシステム群の安定性を保ちつつ、効率的で安全、確実な作業計画を有していること。 また、作業計画に基づき、切替え業務及びその後の運用業務を効率的かつ安全に遂行することができること。 (随意契約とする理由) 左記事業者は令和元年度「札幌市WESTGATE再構築業務」の受託者であり、当該業者以外に業務履行上の要件を満たしている業者はいない。従って、当該業者以外にこれを履行する業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.17	共有資源基盤再構築検討業務	株式会社大塚商会	6,468,000	R2.5.20	R2.5.26 ~ R3.3.26	平成29年度に構築した「共有資源基盤」は、複数のサービス提供事業者が存在する環境に適用可能なITサービス管理フレームワークの一つである「SIAM」の考え方を新たに取り入れており、当該業者が運用保守業務を受託している。 共有資源基盤の再構築にあたっては、ハイブリッドクラウド等の新しい手法の採用可能性を別途業務で検討しているが、再構築後の新たな環境を想定した運用コンセプト及び運用形態については、現行環境のノウハウ・知識を用いて慎重に再検討していくことが必須要件である。 当該業者は、共有資源基盤の構築実績及び運用保守業務を受託している実績を有していることから、前述の要件を満たす唯一の業者であり、当該業者以外にこれを履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.24	テレワークプラットフォーム構築業務及び運用保守業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	10,890,000	R2.6.17	R2.6.17 ~ R3.3.31	本業務では、新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワーク勤務の環境を迅速に整備する必要がある。環境を整備するにあたっては、庁内クラウド、行政情報系ネットワークについての知識・技術に精通し、セキュリティを保ちつつ、効率的で安全に整備できることが不可欠である。また、現在実証実験を行っているテレワークプラットフォームの環境について把握し、その環境を迅速かつ確実に、他システムの運用に支障をきたさない形で新しい環境に移行する必要がある。当該業者は庁内クラウドの基盤構築及び運用保守業務、行政情報系ネットワークの運用保守業務を受託し、これらの知識・技術に精通しているほか、実証実験環境を構築し、そのネットワーク構成、基本設定、環境条件を熟知している。従って、当該業者は上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たしている唯一の業者であり、当該業者以外にこれを履行できる業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.17	イントラネット共通サービスシステム改修業務	株式会社エストコスモ	5,515,400	R2.7.9	R2.7.9 ~ R2.9.30	この業務は、人事給与システムの改修を受けて、イントラネット共通サービスシステム(ICSS)の主として連携部分について改修を行うものである。 業務の履行にあたっては、ICSSの複雑なデータベース構成やアカウント登録Webシステムをはじめとする関係システムとの連携仕様を熟知し、可用性を担保して、連携システムへの影響を最小限にしながら改修を行う必要がある。 左記業者は、ICSS及びアカウント登録Webシステムを構築した業者であり、データベース構成や関係システムとの連携仕様を熟知しているため、可用性を担保し、連携システムへの影響を最小限にしながらICSS改修を行うことが可能な唯一の業者であり、当該業者以外にこの業務を履行できる業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.17	次期職員認証基盤検討業務	札幌総合情報センター株式会社	9,955,000	R2.7.9	R2.7.9 ~ R3.3.26	(本業務に必要な要件) 札幌市職員認証基盤で採用しているスマートカードログオン方式の利点・課題を把握しつつ、クラウド利用やモバイルワークに適した様々な認証方式との比較検討を行えること。 また、職員認証基盤と関連する他システムとの連携について熟知し、札幌市のIT基盤環境を網羅的に把握し、部署・業務・情報資産ごとに異なるセキュリティリスクに対して最適な認証方式を使い分けるような職員認証基盤を提案できること。 (当該業者を指名する理由) 当該業者は札幌市職員認証基盤を構築し、毎年度の運用保守業務を受託している業者であることから、スマートカードログオン方式の利点・課題を把握しているため、昨今の様々な認証方式との比較検討が可能である。 また、当該業者はイントラネット運用保守業務を受託しており、札幌市のIT基盤環境全体について熟知しており、最適な認証方式を検討・提案することが可能である。 以上の理由から、当該業者は、本業務に必要な要件を満たしている唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R2.9.16	次期グループウェア及びActive Directory更新検討業務	札幌総合情報センター株式会社	18,480,000	R2.8.4	R2.8.4 ~ R3.3.31	本業務は、次期グループウェア及びActive Directory(以下「AD」という)の構築にあたり、現環境における利便性や管理運用面に対する課題を把握した上で、これらの解決が可能なサービス設計するための概要検討を行うものであり、これを達成できる能力に加え、現在の本市環境の構成・特性・セキュリティ要件等を熟知している必要がある。 当該事業者は、現在運用しているグループウェア(exchange2013)及びADの更改業務を受託し、運用してきた実績がある。また、本市イントラネットの運用保守業務を構築当初から受託し、これまで安定的なシステム稼働を遂行してきた実績もあり、本市イントラネット全体の特性等を熟知している。 したがって、求められる要件を全て満たしつつ、本業務を遂行できるのは当該事業者をにおいて他ない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.17	行政情報系ネットワーク機器更新・新設業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	5,852,000	R2.10.14	R2.10.14 ~ R3.3.31	行政情報系ネットワークは、イントラネットをはじめ総合行政システム、基幹情報システム、戸籍システム等の原局システムなど、本市の行政情報系システムの通信基盤となる非常に重要な設備である。万が一不具合が発生した場合は各種システムの稼働に支障をきたし、市民対応を含め行政事務の執行に多大な影響を及ぼすこととなる。 本業務は、行政情報系ネットワークで使用している機器の交換、設定や作業完了後の試験を行うものである。設定及び試験を実施するにあたっては、既存ネットワーク全体の構成、設定内容を総合的に把握し、作業による万が一の不具合発生時にも迅速かつ確実に対処できる必要がある。 適定事業者は、当該ネットワークの構築当初より保守業務に携わってきた実績があり、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知している唯一の業者である。 よって、本業務を履行できる者は当該業者をにおいて他ない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6879
R3.3.17	アカウント登録Webシステム改修業務	株式会社エストコスモ	23,760,000	R2.10.26	R2.10.26 ~ R3.3.26	この業務は、「アカウント登録Webシステム」及びその関連システムが稼働するOSのアップグレードを行うため、改修を行うものである。 業務の履行にあたっては、アカウント登録Webシステムの複雑なデータベース構成やActiveDirectoryとの連携仕様を熟知し、既存環境への影響を最小限にしながら改修を行う必要がある。 左記業者は、アカウント登録Webシステム及びその関連システムを開発した業者であり、データベース構成や連携仕様を熟知しているため、既存環境への影響を最小限にしながら改修を行うことが可能な唯一の業者であり、当該業者以外にこの業務を履行できる業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.17	情報通信伝送路経路接続業務	東日本電信電話株式会社	4,609,000	R2.11.19	R2.11.19 ~ R3.3.26	札幌市情報通信伝送路は、市民サービスや、本市の行政事務を取り扱う行政情報系ネットワーク及び住民基本台帳ネットワークを構成する情報通信回線網である。 本業務は、現在のネットワーク構成を考慮した通信経路を新たに構築するものであり、既存の通信経路がある設備内で作業を行うため、万が一不具合が発生した場合には、各種ネットワーク通信に支障をきたし、市民サービスならびに行政事務の執行に多大な影響を及ぼす。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、既存の通信伝送路を総合的に把握し、万が一の不具合時には、通信伝送路全体の稼働状況から故障の原因を類推し、迅速かつ確実に対応する必要がある。 左記業者は、当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援、設備保守に携わってきた唯一の業者である。 よって、本業務を履行できる者は当該業者において他にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6879
R3.3.17	札幌市内内ネットワーク再構築に関する基礎検討業務	札幌総合情報センター株式会社	3,575,000	R2.11.25	R2.11.25 ~ R3.3.26	(本業務に必要な要件) 本業務は、本市市内ネットワーク構成の現在に至るまでの経緯・変遷を踏まえ、再構築業務の基本指針の策定を行う業務である。 そのため、本市職員だけではなく、情報通信ネットワークに関する専門的な知見や経験、及び、本市市内ネットワークの知見を持つ者により、分析及び評価などの基礎検討を実施する必要がある。 (当該業者を指名する理由) 当該業者は、札幌市イントラネットを平成10年度から構築、展開を開始し、運用保守業務を当初より継続して受託していることから、本市市内ネットワークに関する総合的な知見や経験を必要十分に有している。また、市内ネットワーク構成の現在に至るまでの経緯・変遷についても十分な知識を有している。 以上の理由から、当該業者は、本業務に必要な要件を満たしている唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R2.12.16	札幌市菊水分庁舎非常用発電装置(80kVA)部品交換業務	東洋電機製造株式会社	1,430,000	R2.11.26	R2.11.26 ~ R3.3.19	本業務は、単に部品の交換にとどまらず、仮復旧の撤去、設置後の正常性の確認も併せて行う必要がある。業務対象機器は当該業者製であり、履行に必要な技術的要件は当該業者のみが把握しているため、他の者が実施することはできない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6279
R3.3.17	札幌市イントラネット仮想環境再構築業務	札幌総合情報センター株式会社	8,800,000	R2.12.17	R2.12.17 ~ R3.8.31	本業務は、現在稼働しているイントラネット仮想環境機器の再構築を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、当該環境にて稼働している各種サーバ毎の設定を熟知しており、イントラネットやイントラネットサービスへの影響を最小限に抑えて作業を実施できることが要件となる。 当該事業者は既存の当該仮想環境の構築及び運用保守業務を継続して受託し、当該環境上で稼働する全てのシステムや関係するネットワーク環境について総合的な知識や経験を有している。したがって、当該事業者は既存の仮想環境にて稼働しているシステムの移行を最小限の業務中断で行い、安定的な環境構築が実施できる唯一の業者であり、本業務を受託できる業者は他にはいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.24	札幌市菊水分庁舎自動制御設備保守点検業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	4,917,000	R3.2.4	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業務の対象となる設備はジョンソンコントロールズ株式会社製であり、かつ同社は同社製品の点検や制御プログラムの変更をするうえで必要なソフトウェアの著作権を保有し、その第三者への使用許諾及びライセンス供与を行っていない。このため、定期点検を実施し、また故障発生時等において交換部品を確保し修理対応する等、当該業務を安全確実に履行できるのは左記業者において他にない。なお、左記業者はこれまで対象設備の保守点検業務を受託し、誠実に履行してきた実績を有している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6279
R3.3.17	札幌市地理情報システムPostGIS搭載データ等搭載・更新業務	札幌総合情報センター株式会社	1,683,000	R3.2.10	R3.2.10 ~ R3.3.31	本業務はPostGISに搭載されている地図データを最新データに更新する業務である。 履行にあたっては、本システムの仕様や機能、データベース構造等を熟知し、稼働中のシステムの運用及びデータの整合性に影響を与えないことが不可欠である。 当該事業者は、経験や知識に基づく独自の技術により本システムを構築し、その後運用保守業務に一贯して携わっており、本システムの内部構造に関する情報を熟知している。したがって、稼働中のシステムやデータの整合性に影響を与えず業務を履行できる事業者は、当該事業者の他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.17	電子計算機用空調機保守業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	5,676,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	左記業者は空調機の製造元である三菱電機(株)の系列会社であり、保守専門会社として空調機の保守・修理・整備を一任されており、交換用部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備え、安全確実に本業務を実施できる唯一の業者である。 以上のことから、故障等の際、迅速に交換部品を調達し、修理作業を安全確実に進めるのは、同業者において他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6879
R3.3.17	札幌市イントラネット運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	130,900,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、札幌市イントラネット全体の運用保守を行う業務である。 履行にあたっては、イントラネットで稼働するサーバ及びネットワークの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、イントラネットの安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は、イントラネットの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成等に熟知し、本業務に必要な知識や経験、体制が整っている。イントラネットの安定運用を維持しつつ効率的に本業務を履行できる事業者は、当該事業者の他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.17	札幌市地理情報システム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	30,085,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、本市の地図データ等の共有を行う札幌市地理情報システムの運用保守の業務である。 履行にあたっては、本システムの仕様や機能、各システムの関連性等を熟知し、稼働中のシステムの運用及びデータの整合性に影響を与えないことが不可欠である。 当該事業者は、経験や知識に基づく独自の技術により本システムを構築し、その後運用保守業務に一贯して携わっており、本システムの内部構造に関する情報を熟知している。したがって、稼働中のシステムやデータの整合性に影響を与えず業務を履行できる事業者は、当該事業者の他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.17	情報通信伝送路保守業務	東日本電信電話株式会社	14,685,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	情報通信伝送路は、市民サービスや、本市の行政事務を取り扱う情報通信ネットワークを構成する情報通信回線網である。 本業務は、同設備の設備点検、運用調整、障害対応、技術支援、資料整備を行うものである。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、既存の通信伝送路を総合的に把握し、万が一の不具合時には、通信伝送路全体の稼働状況から故障の原因を類推し、迅速かつ確実に対応する必要がある。 左記業者は、当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援、設備保守に携わってきた唯一の業者である。 よって、本業務を履行できる者は当該業者において他にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6879

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.17	HARP施設予約サービス利用業務	株式会社HARP	24,574,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業務において本市が利用する施設予約システムは、左記業者が提供するASP(Application Service Provider)サービス(ネットワークを通して遠隔からソフトウェアを利用させるサービス)であり、左記業者がプログラム等の著作権を所有しているため、他者が保守、運用等を行うことはできない。従って、当該契約の相手方は左記業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム調整課 011-826-6279
R3.3.24	情報通信ネットワーク保守業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	66,651,552	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、行政情報系ネットワーク、LGWAN及び住民基本台帳ネットワークの安定稼働を目的とし、各拠点の設備点検、運用調整、障害対応、技術提案、資料整備を行うものである。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握している必要がある。また、万が一の故障発生時にも、一部の事象によるものだけでなく、障害状況によっては、ネットワーク全体の稼働状態から故障の原因を類推し、そのうえで迅速かつ確実に対処しなければならぬが、その実現のためには、多大な時間と知識が必須となる。 一方、職員への各種サービス提供を停滞させることなく継続していく上では、本業務仕様が求める安定性、可用性を業務着手後速やかに確保できることが非常に重要な要件となる。 左記業者は、当該ネットワークの構築当初より保守業務に携わっており、全体設計及び運用状況を熟知しているため、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たしていると判断される唯一の業者である。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム調整課 011-826-6879
R3.3.24	SapporoWebSystem運用支援及び保守業務	株式会社エストコスモ	5,610,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、札幌市の情報共有基盤として運用中であるSapporoWebSystem(以下、「SWS」という)の運用保守を行う業務である。 履行にあたっては、SWSの仕様、機能・特性・制約条件、データベース構造等を熟知し、SWSと連携稼働する様々なシステムの安定稼働を確保しつつ、効率的に確実に本業務を履行できる必要十分な知識、技術が不可欠である。 当該事業者は、SWSの構築業務や運用保守業務を受託し、システム内部構造に関する情報は当該事業者のみが熟知しており、連携する様々なシステムの稼働を確保しながら、確実に本業務を履行できる十分な知識と技術を有している。 したがって、本業務の履行に必要な要件をすべて満たしている唯一の業者であり、当該事業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.31	庁内クラウド基盤運用保守業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	18,546,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、札幌市データセンターにおけるシステム集約化基盤である庁内クラウド基盤(以下、「庁クラ」という。)の運用保守業務である。 履行にあたっては、庁クラの構成や環境条件等の十分な知識を有し、かつ、庁クラ上の各サーバが本市ネットワークと安全かつ確実に通信するため、適切なネットワーク設定及び通信制御を行うことが不可欠である。 当該事業者は、庁クラ構築や運用保守を受託しており、庁クラの構成や環境条件等を熟知している。また、本市の行政情報ネットワーク運用保守を受託し、各論理ネットワークの構成等を熟知しており、当該事業者だけが庁クラと各ネットワーク間を最適に接続する知識・技術を有している。 したがって、本業務の履行に必要な要件をすべて満たしている唯一の業者であり、当該事業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.31	アカウント登録Webシステム運用保守業務	株式会社エストコスモ	17,160,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、イントラネットのユーザアカウント及びコンピュータアカウントを管理するアカウント登録Webシステム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの構成を熟知するとともに、本システムの関連システムであるActiveDirectory、メールサーバ、人事給与システム、SKYSEAへの影響を最小限度に抑え運用保守を実施できることが要件となる。 当該事業者は、本システムの開発業務を行うとともに、稼働当初より運用保守業務に携わっていることから、前述の要件を満たしつつ運用保守を実施できる唯一の業者である。 したがって、本業務を受託できる事業者は当該事業者を他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.31	札幌市エクストラネット運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	16,731,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、札幌市エクストラネット全体の運用保守を行う業務である。 履行にあたっては、エクストラネットで稼働するサーバ及びネットワークの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、エクストラネットの安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は、エクストラネットの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成等を熟知し、本業務に必要な知識や経験、体制が整っている。 したがって、エクストラネットの安定運用を維持しつつ効率的に本業務を履行できる事業者は、当該事業者の他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.31	インターネット接続及び公式IP等運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	30,404,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、札幌市の公式ホームページサーバが稼働するネットワーク(DMZ1)について、構成する機器類も含め全体の運用保守を行う業務である。 履行にあたっては、DMZ1で稼働するサーバ及びネットワークの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、DMZ1の安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は、DMZ1の構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成等を熟知し、本業務に必要な知識や経験、体制が整っている。 したがって、DMZ1の安定運用を維持しつつ効率的に本業務を履行できる事業者は、当該事業者の他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム調整課 011-826-6479
R3.3.31	共有資源基盤環境運用保守業務(4月~12月)	株式会社大塚商会	36,933,435	R3.3.11	R3.4.1 ~ R3.12.31	本業務は、セキュリティ強化に伴うインターネット分離環境に係るシステム及び外部記憶媒体制御システムのほか、イントラネットに関わるシステムが稼働する、「仮想化基盤(共有資源基盤)」の運用保守を行う業務である。 履行にあたっては、共有資源基盤で稼働するサーバ及びネットワークの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、共有資源基盤の安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は、共有資源基盤の構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成等を熟知し、本業務に必要な知識や経験、体制が整っている。したがって、共有資源基盤の安定運用を維持しつつ効率的に本業務を履行できる事業者は、当該事業者の他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.21	札幌市職員認証基盤運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	8,756,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、職員証ICカードまたはイントラネットアクセスカードを利用して、札幌市イントラネットへのアクセスを可能とする「札幌市職員認証基盤」の運用保守業務である。 履行にあたっては、「札幌市職員認証基盤」の構成要素、札幌市イントラネットのネットワーク構成を熟知し、安定的な認証サービスを提供しつつ障害発生時には迅速かつ確実な対応が可能な知識や技術が必要不可欠である。 当該事業者は、「札幌市職員認証基盤」の設計・開発を行い、運用保守業務を継続して受託し、本業務に必要な知識や経験を有している。「札幌市職員認証基盤」の安定運用を維持しつつ効率的に本業務を履行できる事業者は、当該事業者の他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R3.4.7	モバイルワーク実証実験環境運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	3,234,000	R3.3.25	R3.4.1 ~ R3.9.30	本業務の履行にあたっては、モバイルワーク環境の要となる高度なセキュリティ対策の実施内容を理解しているとともに、効率的かつ確実に本業務を履行できる必要十分な知識、技術を有していることが必要不可欠である。 当該事業者は令和元年度にモバイルワーク実証実験環境の構築業務を、令和2年度に同環境の運用保守業務をそれぞれ受託し、同環境を構成する仮想マシン、ネットワーク及びソフトウェアの設定内容、高度なセキュリティ対策の内容等を熟知している。「札幌市職員認証基盤」の安定運用を維持しつつ効率的に本業務を履行できる事業者は、当該事業者の他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム調整課 011-826-6479
R2.4.15	総合行政情報システム共通基盤再構築設計・開発業務	札幌総合情報センター株式会社	86,460,000	R2.4.9	R2.4.9 ~ R3.3.31	本業務は共通基盤システムの再構築における設計及び開発を行うものであるため、履行するには下記の条件が必須である。 (1)既調達業務である「総合行政情報システム共通基盤設計・開発業務」(契約期間:平成17年6月9日~平成18年3月31日)及び「総合行政情報システム共通基盤再構築要件定義業務」(契約期間:平成31年4月23日~令和2年3月31日)の成果を熟知していること。 (2)本市が独自に開発を行った総合行政情報システムの特性、制約条件等の仕様や、本システムと密接な関係を有する各業務システムとの関連性について熟知していること。 (3)搭載する業務システムの要件を満たし、迅速に本業務を行うために現共通基盤システムの機能を一部流用し新共通基盤システムの開発を行うことができ、かつ現共通基盤システムの搭載機能等を大きく変更せず、新共通基盤システムの開発を行えること。 これらの条件を満たす事業者は現共通基盤システムを設計・開発し、運用・保守に携わっている札幌総合情報センター株式会社のみである。 なお、本業務を他業者へ委託した場合、現共通基盤システムの機能及び仕様等を熟知する必要があるが、それには多大な時間を要することから、現在再構築を行っている業務システムの設計・開発に影響を及ぼす。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.5.27	基幹系-インフラ提供サービス・令和2年度サービス追加業務	日本ユニシス株式会社	55,044,000	R2.4.23	R2.4.23 ~ R3.3.31	札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー(以下、インフラ)は、「基幹系-インフラ提供サービス業務」(以下、サービス業務)により提供されたものを利用している。 当該サービス業務は、前インフラにおける「突発的な開発・運用業務の業務量増減によるリソースの余剰や不足に対して柔軟に対応できない」という課題を解決するため、追加調達・契約変更によって柔軟にコスト適正化を図ることができるとする業務形態となっている。 本業務はサービス業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」「運用・保守サービス」を追加するものであることから、サービス業務を受託している当該業者以外に本業務を受託できる業者はいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.6.3	基幹系情報システム品質評価業務	株式会社クニエ	9,933,000	R2.5.18	R2.5.18 ~ R3.2.26	本業務は、平成29年度に実施した外部監査業務により受けた提言について、本市の取り組みがどのように達成されたか、また、新たな課題について把握するために実施する業務である。 そのため、本業務における「分析及び提言」作業は、基幹系情報システム全体のシステム構成等を把握する必要があることに加え、前回監査業務における関係者へのヒアリング調査やシステム成果物調査で明らかとなった課題を踏まえて行うなど、前回監査業務との一貫性が求められる。 さらに、次年度の品質改善業務に反映させるため、本業務では8月末に中間報告を行うこととしているが、限られた時間で本業務を遂行するには、基幹系情報システム全体の構成や当該システムの設計書等の把握も含めた前回監査業務の成果について熟知している必要がある。 以上の理由により、前回監査業務を行った当該業者の他に本業務を履行できる業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.6.17	国保システム改修業務(特定個人情報連携対応)	株式会社北海道日立システムズ	51,370,000	R2.6.4	R2.6.4 ~ R2.11.30	本業務は、国保システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保システム改修業務(オンライン資格確認等システム対応)」(契約期間:令和2年3月2日~令和3年2月26日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等については、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があるが、同一業者以外の方に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.8.5	医療助成システム改修業務(併用レポート請求導入対応)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	43,010,000	R2.7.27	R2.7.27 ~ R3.3.31	本業務は、医療助成システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「医療助成システム改修業務(令和3年度対象者年齢拡大対応)」(契約期間:令和2年3月2日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等については、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があるが、同一業者以外の方に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 8. 5	総合行政情報システム再構築に係る開発監理支援業務(財務会計)	札幌総合情報センター株式会社	128,832,000	R2. 7. 28	R2. 7. 28 ~ R5. 3. 31	本業務は財務会計システムの再構築において本市が実施する開発監理の補助であり、各工程の進捗管理、リスク管理、品質管理等を支援するものである。本業務の監理対象となる財務会計システムは、総合行政情報システム上で動作する業務システムの一つとして新たに設計、開発されるが、総合行政情報システムではインフラ及び機能等にて全体の土台となる共通基盤システムが再構築中であり、また財務会計システムで使用する簿籍情報連携する文書管理システムも再構築中である。そのため、財務会計システム再構築における開発監理の実施は、共通基盤システム及び文書管理システムの再構築の検討結果及び開発状況等を遅延なく把握した上で、財務会計システム再構築の設計開発内容の妥当性を検証し、技術的課題を早期に見出す等、総合行政情報システム全体として一元的に監理する必要がある。この要件を満たすのは、共通基盤システムの再構築の設計・開発業務を受託しており、また文書管理システムの再構築の開発監理支援業務を受託している札幌総合情報センター(株)において他にない。 したがって、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第11条第1項第2号に基づき左記業者との随意契約とした。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 8. 12	住基ネット中間サーバ改修業務(戸籍附票連携対応等)	日本ユニシス株式会社	75,900,000	R2. 8. 6	R2. 8. 6 ~ R3. 3. 26	本業務の履行には、以下の業務履行上の要件を満たすことが不可欠となる。 (1)本市が所管する本システムの仕様及び当該保守・運用の現状を熟知し、本稼動しているシステムの安定性を保ちつつ、的確に業務遂行できること。 (2)本市が所管する本システムのサーバ機器等及び当該機器等で動作するソフトウェアに関する知識・技術に精通していること。 当該業者は、本市の委託により本システムの開発及び保守業務を受託してきた実績があり、過去の役務において、本システムのの一連の開発工程における業務分析、設計、製造等を行っており、仕様を既に熟知している。本業務はこれらの仕様の理解を前提に作業するものであり、専門的知識を要する。 仮に他業者に本業務を委託した場合、業務履行上の要件を満たすまでに、多大な時間を必要とする。 このような状況を前提においた場合、業務履行に必要な不可欠な知識がないまま本業務を実施することになり、その結果、本市はシステムの安定的な稼動の提供を受けることが困難となる。これは、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるということであるため、当該業者以外にこれを履行できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 8. 19	医療助成システム改修業務(帳票追加対応)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	4,207,500	R2. 8. 11	R2. 8. 11 ~ R3. 3. 31	本業務は、医療助成システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「医療助成システム改修業務(令和3年度対象者年齢拡大対応)」(契約期間:令和2年3月2日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 9. 9	国保システム改修業務(制度改正追加対応)	株式会社北海道日立システムズ	46,200,000	R2. 8. 27	R2. 8. 27 ~ R3. 1. 29	本業務は、国保システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保システム改修業務(オンライン資格確認等システム対応)」(契約期間:令和2年3月2日~令和3年2月26日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 9. 9	基幹系-国保システム品質改善業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	14,998,500	R2. 9. 3	R2. 9. 3 ~ R3. 3. 26	本業務は、国保システムにおいて取組担保期間を経過して発生している障害を解消することで、システムの品質向上及び安定した運用保守を目指すものである。この作業は、当該業者とすでに契約している「基幹系-国保、年金、医療助成システム運用保守業務」(契約期間:令和元年9月1日から令和4年9月30日まで)で定義している「保守的システム改修等の作業」である「取組担保期間が終わった障害対応」及び「システムの運用を維持する上で必要となる作業」に該当する保守作業である。保守作業は、定常・量産的に想定できない作業であり、工数の上限を設けた上で契約しているが、本作業を実施する場合、この上限を超える工数であるため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。したがって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 10. 7	住民税システム改修業務(令和3年度税制改正追加対応)	株式会社北海道日立システムズ	41,294,000	R2. 9. 30	R2. 9. 30 ~ R2. 12. 25	本業務は、住民税システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「住民税システム改修業務(令和3年度税制改正対応等)」(契約期間:令和2年5月28日から令和2年12月25日まで。以下、「既契約業務」といふ。)において、各システムの改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業者間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 10. 21	国保システム改修業務(税制改正対応)	株式会社北海道日立システムズ	56,144,000	R2. 10. 14	R2. 10. 14 ~ R3. 3. 31	本業務は、国保システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保システム改修業務(オンライン資格確認等システム対応)」(契約期間:令和2年3月2日~令和3年2月26日)、「国保システム改修業務(特定個人情報連携対応)」(契約期間:令和2年6月4日~令和2年11月30日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2. 11. 11	介護保険システム改修業務(税制改正追加対応)	株式会社北海道日立システムズ	20,020,000	R2. 10. 30	R2. 10. 30 ~ R3. 3. 31	本業務は、介護保険システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「介護保険システム改修業務(税制改正対応等)」(契約期間:令和2年8月13日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.11	手当システム(児童)改修業務(税制改正対応)	株式会社北海道日立システムズ	10,835,000	R2.11.2	R2.11.2 ~ R3.3.31	本業務は、手当システム(児童)の一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「手当システム(児童)改修業務(データ標準レイアウト改版対応等)」(契約期間:令和2年6月11日~令和2年11月30日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.11.25	後期高齢システム改修業務(税制改正追加対応)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	1,094,500	R2.11.17	R2.11.17 ~ R3.3.31	本業務は、後期高齢システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「後期高齢システム改修業務(税制改正対応)」(契約期間:令和2年9月15日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.2	住民税システム改修業務(証明発行制限者対応)	株式会社北海道日立システムズ	5,634,200	R2.11.26	R2.11.26 ~ R3.3.31	本業務は、住民税システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「住民税システム改修業務(令和3年度税制改正対応等)」(契約期間:令和2年5月28日から令和2年12月25日まで。以下、「先行業務」という。)において、システムの改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業者間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.2	固定資産税システム改修業務(令和3年度評価基準改正追加対応)	株式会社HBA	3,047,000	R2.11.26	R2.11.26 ~ R3.2.26	本業務は、固定資産税システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「固定資産税システム改修業務(令和3年度評価基準改正対応等)」(契約期間:令和2年5月22日から令和2年11月30日まで。以下、「先行業務」という。)において、システムの改修を行っているところである。 本業務は先行業務に引き続き評価額計算を変更するため、プログラムおよびドキュメントが回帰しないよう先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業者間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.9	年金システム改修業務(税制改正対応)	株式会社北海道日立システムズ	6,176,500	R2.11.30	R2.11.30 ~ R3.3.31	本業務は、年金システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「介護保険システム改修業務(税制改正対応等)」(契約期間:令和2年9月25日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.9	介護保険システム改修業務(事務改善対応)	株式会社北海道日立システムズ	12,909,600	R2.11.30	R2.11.30 ~ R3.3.31	本業務は、介護保険システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「介護保険システム改修業務(税制改正対応等)」(契約期間:令和2年8月13日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.16	住民税システム改修業務(令和3年度税制改正にかかわる仕様追加)	株式会社北海道日立システムズ	6,430,600	R2.12.4	R2.12.4 ~ R3.3.31	本業務は、住民税システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「住民税システム改修業務(令和3年度税制改正対応等)」(契約期間:令和2年5月28日から令和3年3月31日)、「住民税システム改修業務(令和3年度税制改正追加対応)」(契約期間:令和2年9月30日から令和3年3月31日)(以下、「先行業務」という。)において、各システムの改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.16	基幹系-国保収滞納システム保守追加(品質改善)業務	株式会社北海道日立システムズ	10,153,000	R2.12.9	R2.12.9 ~ R3.3.31	本業務は、国保システムにおいて瑕疵担保期間を経過して発生している障害を解消することで、システムの品質向上及び安定した運用保守を目指すものである。この作業は、当該業者とすでに契約している「基幹系-国保-年金-医療助成システム運用保守業務」(契約期間:令和元年9月1日から令和4年9月30日まで)で定義している「保守的システム改修等の作業」である「瑕疵担保期間が終わった障害対応」及び「システムの運用を維持する上で必要となる作業」に該当する保守作業である。保守作業は、定常・定量的に想定できない作業であり、工数の上限を設けた上で契約しているが、本作業を実施する場合、この上限を超える工数であるため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.16	後期高齢システム改修業務(税制改正対応)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	6,149,000	R2.12.9	R2.12.9 ~ R3.3.31	本業務は、後期高齢システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「後期高齢システム改修業務(税制改正対応)」(契約期間:令和2年9月15日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.12.16	基幹系-介護保険システム等保守追加対応業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	6,413,000	R2.12.10	R2.12.10 ~ R3.3.31	本業務は、介護保険、後期高齢システムにおいて瑕疵担保期間を経過して発生している障害を解消することで、システムの品質向上及び安定した運用保守を目指すものである。この作業は、当該業者とすでに契約している「基幹系-介護保険、後期高齢システム運用保守業務」(契約期間：令和元年9月1日～令和4年9月30日)で定義している「保守的システム改修等の作業」である「瑕疵担保期間が終わった障害対応」及び「システムの運用を維持する上での必要となる作業」に該当する保守作業である。保守作業は、定常・定量的に想定できない作業であり、工数の上限を設けた上で契約しているが、本作業を実施する場合、この上限を超える工数であるため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.30	国保系取滞納システム改修業務(事務改善対応)	株式会社北海道日立システムズ	9,427,000	R2.12.18	R2.12.18 ~ R3.3.31	本業務は、国保系取滞納システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「国保系取滞納システム改修業務(令和2年度分税制改正対応)」(契約期間：令和2年10月30日～令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R2.12.30	後期高齢システム改修業務(税制改正追加対応その2)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	4,576,000	R2.12.21	R2.12.21 ~ R3.3.31	本業務は、後期高齢システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「後期高齢システム改修業務(税制改正対応)」(契約期間：令和2年9月15日～令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3.1.13	住民記録システム改修業務(市町村通知電子化対応)	日本ユニシス株式会社	11,286,000	R2.12.25	R2.12.25 ~ R3.3.31	本業務は、住民記録システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「住民記録システム改修業務(戸籍附票連携改修)」(契約期間：令和2年9月14日～令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3.1.13	年金システム改修業務(国民年金適用関係届書に係る追加改修)	株式会社北海道日立システムズ	2,161,500	R2.12.25	R2.12.25 ~ R3.3.31	本業務は、年金システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「年金システム改修業務(国民年金適用関係届書に係る改修等)」(契約期間：令和2年9月25日～令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3.1.13	手当システム(児童)改修業務(税制改正追加対応)	株式会社北海道日立システムズ	4,353,800	R3.1.5	R3.1.5 ~ R3.3.31	本業務は、手当システム(児童)の一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「手当システム(児童)改修業務(税制改正対応)」(契約期間：令和2年11月2日～令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3.1.27	基幹系-住民記録システム保守追加業務	日本ユニシス株式会社	6,250,860	R3.1.14	R3.1.14 ~ R3.3.31	本業務で行う作業は、左記業者と既に契約している「基幹系-住民記録等システム運用保守業務」の作業量の上限を設けて実施する作業「保守的システム改修等の作業」に該当するものである。この作業は、定常・定量的に想定できないものであり、契約上、工数の上限を設けているが、この上限を超える作業が必要となったため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提におき、仮に、本業務を既契約業務の受託者とは別の業者に委託した場合、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、運用保守性の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、左記業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3.2.3	高齢・障がい福祉システム改修業務(令和3年度報酬改定対応)	株式会社北海道日立システムズ	5,118,300	R3.1.22	R3.1.22 ~ R3.3.31	本業務は、高齢・障がい福祉システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「高齢・障がい福祉システム改修業務(国保番号個人化対応)」(契約期間：令和2年11月11日～令和3年2月26日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3.2.3	税宛名システム改修業務(令和2年度事務改善対応)	株式会社北海道日立システムズ	6,659,400	R3.1.25	R3.1.25 ~ R3.3.31	本業務は、税宛名システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「軽自動車税システム等改修業務(軽自ナンバー英字化対応)」(契約期間：令和2年9月1日から令和3年3月31日まで。以下、「先行業務」という。)において、本システムの改修を行っているところである。 本業務は先行業務と密接不可分の関係にあり、プログラムが回帰しないよう先行業務と併せて整理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 したがって、本業務を履行できる業者は当該業者の他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.2.23	医療助成システム改修業務(税制改正対応)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	11,385,000	R3.1.28	R3.1.28 ~ R3.5.31	本業務は、医療助成システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「医療助成システム改修業務(令和3年度対象者年齢拡大対応)」(契約期間:令和2年3月2日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R3.2.17	令和3年度契約基本システム改修業務(帳票ツール更改)	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	24,090,000	R3.2.5	R3.2.5 ~ R4.3.31	本業務は、現在稼働している契約基本システム(以下「本システム」という。)の改修を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの構成をはじめ、本市の契約実務並びにイントラネット及びネットワーク連携に関する仕様を熟知しており、本システム及び関連システムである総合行政共通基盤システムへの影響を最小限に抑え運用保守を実施できることが要件となる。 当該事業者は、本システムの開発業務を行うとともに、稼働当初より運用保守業務を継続して受託しており、本システムの構成、本市の契約実務並びにイントラネット及びネットワーク連携に関する知識や経験を有し、本システム及び総合行政共通基盤システムへの影響を最小限に抑えて運用保守を実施できる唯一の業者である。 したがって、本業務を受託できる事業者は当該事業者の他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R3.4.21	高齢・障がい福祉システム改修業務(税制改正対応)	株式会社北海道日立システムズ	18,521,800	R3.2.16	R3.2.16 ~ R3.6.30	本業務は、高齢・障がい福祉システムの一部を改修する業務であるが、既に当該業者に委託している「高齢・障がい福祉システム改修業務(令和3年度報酬改定対応)」(契約期間:令和3年1月22日~令和3年3月31日)において、システムの改修を行っているところである。 本案件に係る修正機能のリリース時期、修正プログラム等について、先行業務と密接不可分の関係があり、プログラムが回帰しないよう、先行業務と併せて管理、調整しながらシステム改修を進める必要があり、同一業者以外の者に委託すると、業務間の整合に著しい支障が生じる恐れがある。 従って、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R3.2.24	基幹系-固定資産税システム等保守追加業務	株式会社HBA	6,930,000	R3.2.18	R3.2.18 ~ R3.3.31	本業務で行う作業は、左記業者と既に契約している「固定資産税・諸税等システム運用保守業務」及び「税宛名・収納滞納等システム運用保守業務」の「作業量の上限を設けて実施する作業(保守的システム改修等の作業)」に該当するものである。この作業は、定常・定量的に想定できないものであり、契約上、工数の上限を設けているが、この上限を超える作業が必要となったため、追加で別途調達するものである。 このような状況を前提におき、仮に、本業務を既契約業者の受託者とは別の業者に委託した場合、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、運用保守性の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、左記業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R3.3.10	システム基盤改修業務(新型コロナウイルスワクチン用情報提供)	ピースミール・テクノロジー株式会社	2,431,000	R3.3.1	R3.3.1 ~ R3.3.31	本業務で実施する基盤フレームワークの改修では、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下、「AIST包括FW」)を修正及び改変する作業が含まれている。 AIST包括FWを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため産総研及び産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている秀逸の企業であるピースミール・テクノロジーの二社のみが保有している。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないため、当該業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R3.3.24	財務会計システム再構築に係るデータ移行業務	富士通株式会社	11,044,000	R3.3.10	R3.3.10 ~ R5.3.31	本業務は現行財務会計システム(以下「現行システム」という。)のデータを次期財務会計システムへ移行することである。これを遂行するには稼働中の現行システムに影響を与えないように作業計画を立てる必要があり、システム全体の機能、機器構成、各種設定情報等、現行システムを熟知していなくてはならない。 また、本業務で実施する作業は現行システムの運用保守業務の範囲に影響を与えるため、本業務と現行システムの運用保守業務は密接不可分となる。 したがって、現行システムの設計・開発業務を行い、また運用保守業務を行っている当該業者以外に本業務を履行できる業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R3.3.31	令和3年度 財務会計システム運用保守業務	富士通株式会社	56,100,000	R3.3.22	R3.4.1 ~ R4.3.31	財務会計システム(以下「本システム」という。)は、選定業者が著作権を有するパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものである。このため、パッケージソフトの著作権を有する当該業者において、本システムの保守業務を実施できる業者は他にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713
R3.3.31	基幹系-AIST包括FW札幌市版適用支援業務	ピースミール・テクノロジー株式会社	100,536,480	R3.3.22	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下、「AIST包括FW」という。)を本市向けに変更したAIST包括FW札幌市版を基幹系情報システムに継続して適用していくための支援活動となり、この活動ではAIST包括FWの修正及び改変する作業が発生する。 AIST包括FWを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、産総研及び産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている唯一の企業であるピースミール・テクノロジーの二者のみが保有している。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないため、当該業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-211-2204
R3.3.31	基幹系-基盤保守業務	ピースミール・テクノロジー株式会社	138,782,160	R3.3.22	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下、「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下、「AIST包括FW」という。)の構成要素の一つである基盤フレームワークをメンテナンスするもので、AIST包括FWの修正及び改変する作業が発生する。 AIST包括FWを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、産総研及び産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている唯一の企業であるピースミール・テクノロジーの二者のみが保有している。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないため、当該業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総)情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3. 3. 31	基幹系-基盤運用および運用全体統括業務	札幌総合情報センター株式会社	127, 248, 000	R3. 3. 22	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本業務では国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)が独自に開発した産総研包括フレームワーク(以下「AIST包括FW」という。)を本市向けに変更したAIST包括FW札幌市版を修正及び改変する作業が発生する。 AIST包括FW札幌市版は産総研、本市及び札幌総合情報センター(以下「SNET」という。)の三者共同研究により開発されたもので、これを修正及び改変する権利は、知的財産権の流出を防ぐため、三者のみが保有している。また、産総研からAIST包括FWを活用した事業展開を認められている唯一の企業であるピースミール・テクノロジー(以下「PMT」という。)も修正及び改変を行うことが可能である。 このうち産総研は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法第11条の規定により本業務を受託することができないこと、PMTは「AIST包括FWの保守サービスならびに、AIST包括FWを用いた情報システム開発の各種支援」を行う企業として産総研から許諾を受けていることを鑑み、当該業務を受託することはできない旨の意思表示があったことから、当該業者が本業務を受託できる唯一の相手方となる。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3. 4. 7	令和3年度 総合文書管理システム運用保守業務	日本電気株式会社	33, 880, 000	R3. 3. 22	R3. 4. 1 ~ R3. 12. 31	本業務は、現在稼働している総合文書管理システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの構成をはじめ、本市の文書事務等を熟知しており、本システム及び総合行政システム等の各システムへの影響を及ぼさずに作業を実施できることが要件となる。 当該事業者は、本システムの開発業務及び総合行政情報システムの職員認証機能や電子決済システム等と連携する機能の構築を行った。また、稼働当初より運用保守業務を継続して受託しており、本システムの構成や本市の文書事務、他システムとの連携に関する知識や経験を有し、業務への影響を及ぼさずに実施できる唯一の業者である。 したがって、本業務を受託できる事業者は当該事業者の他にいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3. 4. 7	令和3年度 契約基本システム運用保守業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	12, 391, 500	R3. 3. 22	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本業務は、現在稼働している契約基本システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの構成をはじめ、本市の契約実務並びにイントラネット及びネットワーク連携に関する仕様を熟知しており、本システムの運用保守を安定して実施できることが要件となる。 当該事業者は、本システムの開発業務を行うとともに、稼働当初より運用保守業務を継続して受託しており、本システムの構成、本市の契約実務並びにイントラネット及びネットワーク連携に関する知識や経験を有している唯一の業者である。 したがって、本業務を受託できる事業者は当該事業者の他にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3. 4. 14	令和3年度 (総合行政) 共通基盤システム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	143, 484, 000	R3. 3. 22	R3. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、総合行政共通基盤システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの構成のみならず、その基盤上で稼働している各総合行政業務システムとの関連性を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、本市が必要とする機能を実現するとともに、「総合行政情報システム」の共通部分を担う役割から各業務システムとの連携機能を完成させた。また、稼働当初より運用保守業務を継続して受託し、本システムを安定して稼働させた実績があり、高品質で確実な業務履行について高い信頼性を有している。 したがって、本業務を受託できる事業者は当該事業者の他にいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3. 4. 21	令和3年度 (総合行政) 共通基盤システム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	143, 484, 000	R3. 3. 22	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本業務は、総合行政共通基盤システム(以下「本システム」という。)の運用保守を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの構成のみならず、その基盤上で稼働している各総合行政業務システムとの関連性を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、本市が必要とする機能を実現するとともに、「総合行政情報システム」の共通部分を担う役割から各業務システムとの連携機能を完成させた。また、稼働当初より運用保守業務を継続して受託し、本システムを安定して稼働させた実績があり、高品質で確実な業務履行について高い信頼性を有している。 したがって、本業務を受託できる事業者は当該事業者の他にいない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3. 4. 21	令和3年度 住基ネット及び地方税ポータルシステム等運用保守業務	日本ユニシス株式会社	48, 469, 080	R3. 3. 22	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	当該事業者は、本市の委託により本システムの開発、改修及び保守業務を受託してきた実績があり、この役務で、本システムの一連の開発工程における業務分析、設計、製造等を行っており、本システムの機能、機器構成、各種設定情報及び搭載アプリケーションの動作特性、各種関連システムとの連携における仕様等を既に熟知している。本業務はこれらの仕様等の理解を前提に作業するものであり、極めて詳細な専門的知識を要する。 このような状況が前提である以上、業務履行に必要不可欠な知識がないまま本業務を実施した場合、本市はシステムの安定的な稼働の提供を受けることが困難となる。これは、本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるということであるため、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713
R3. 4. 21	基幹系-インフラ提供サービス・令和3年度 サービス追加業務	日本ユニシス株式会社	87, 450, 000	R3. 3. 22	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー(以下、インフラ)は、「基幹系-インフラ提供サービス業務」(以下、サービス業務)により提供されたものを利用している。 当該サービス業務は、前インフラにおける「突発的な開発・運用業務の業務量増減によるリソースの余剰や不足に対して柔軟に対応できない」という課題を解決するため、追加調達・契約変更によって柔軟にコスト適正化を図ることができる業務形態となっている。 本業務はサービス業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」「運用・保守サービス」を追加するものであることから、サービス業務を受託している当該業者以外に本業務を受託できる業者はない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	総) 情報、システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 4. 8	AIを活用した公共事業の最適化に関する研究業務	公立大学法人 札幌市立大学	55,440,000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	<p>札幌市では令和元年度から、人工知能(AI)の技術を用いて、公共事業の分野における作業効率の向上等に資する仕組みの調査・研究を行う「AIを活用した公共事業の最適化に関する研究」を実施しており、3カ年をかけて研究を進める予定。</p> <p>本研究はAIに関する高度な知見を要することから、令和元年度においては、日本におけるAI研究の第一人者であり、同分野において経済産業大臣賞を受賞している中島秀之氏が理事長を務める公立大学法人札幌市立大学(以下、「札幌市立大学」という。)と特定随意契約にて実施したところ。</p> <p>令和2年度における研究は、令和元年度の研究に係る継続研究として、札幌市の除排雪、ごみ収集とともに、基礎的な分析を更に深めるため、気象に関するデータや実際のごみ収集に係る詳細データなどの新たなデータを加えた分析を行うとともに、試作プログラムによるシミュレーションを行い、AI技術により最適化した作業と実際の作業の比較を行うもの。</p> <p>札幌市立大学は、上記のとおりAIに関する高度な知見を要することはもとより、札幌市の除排雪について、過去7カ年分の膨大な日報データの分析を行うとともに、ごみ収集についても、委託事業者における平成30年度の搬送実績データの分析やごみ収集の見える化を行いAI技術による分析を進めるなど、札幌市の除排雪、ごみ収集の現状等について熟知しており、本業務の遂行に不可欠な知見、分析経過の蓄積を併せ持つとともに、調査・研究の継続性の確保により、本業務を確実かつ円滑に遂行できる。</p> <p>以上のことを総合的に勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、専門的な知識・知見を活用して本業務を遂行できる機関として札幌市立大学を委託先に選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2. 5. 27	次期札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う調査・分析等業務	株式会社ノーザンクロス	8,943,000	R2. 5. 20	R2. 5. 20 ~ R3. 3. 31	<p>本業務は、限られた期間の中で、アンケート調査やワークショップ等を通じて、市民等のニーズ・意識を抽出・分析し、次期ビジョン策定を見据えた将来のまちづくりの方向性を検討することが求められる。加えて、次期ビジョン策定フレームの考察に当たっては、将来動向等を踏まえる必要があるため、地方公共団体の長期総合計画策定に係る広範な知識やノウハウ等が求められる。</p> <p>このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2. 6. 24	令和2年度大通・創世交流拠点のまちづくり推進支援業務	株式会社ノーザンクロス	2,970,000	R2. 6. 11	R2. 6. 11 ~ R3. 3. 26	<p>様々な意向を持つ地権者から意見を引き出し、今後の研究会の活動内容やこれを支える仕組みについて取りまとめるには、多様な企画提案から最も適切な手法を検討する必要がある。また、本業務を円滑に進めるためには、都市計画や札幌都心のまちづくりの動向など、専門的な知識や高度な創造性が必要となることから、これらの経験と実績を有するコンサルタントに委託する必要がある。</p> <p>このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2. 6. 24	令和2年度札幌駅交流拠点北5東1地区事業化検討支援業務	株式会社ノーザンクロス	4,785,000	R2. 6. 11	R2. 6. 11 ~ R3. 3. 18	<p>本業務は、北5東1地区において、この後の都市計画手続等に向けて、利害関係の輻輳する関係地権者の調整を行いながら、検討を進める必要がある。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要がある。</p> <p>このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2. 7. 8	令和2年度都心エネルギープラン推進業務	株式会社日本設計	9,680,000	R2. 6. 23	R2. 6. 23 ~ R3. 3. 26	<p>本業務にて検討する多様な関係者との連携・調整手法、地域新電力の事業化、また都市開発の誘導推進制度については、各関係主体の意向把握、事業収支の試算、フォービシタディスタディ等を専門的な知識と技術に基づき行い、そのうえで都心エネルギープランの方向性を踏まえ、高度かつ複合的な視点で整理し、検討していく必要がある。</p> <p>また、各プロジェクトの実施に向けて新たな関係者の参画を募るには、環境エネルギー分野やまちづくりにおいて多様な人的ネットワークを有している必要がある。</p> <p>上記より、その遂行には専門的な知識や高度な技術力、優れた創造性や、さらには豊富な経験や実績が不可欠であることから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.7.22	マイキーID設定及びマイナポイント申込み支援等業務	トランスコスモスフィールドマーケティング株式会社	6,270,000	R2.6.24	R2.6.24 ～ R2.7.31	<p>マイナンバーカードを活用した消費活性化策として、マイナンバーカードを所有している者が、民間キャッシュレス決済を利用する際に、「マイナポイント」として一定率のプレミアムポイントを付与する国の事業について、市民がマイナポイントを入手するためには、マイナンバーカードの電子証明書機能を使用し、国が用意する「マイキープラットフォーム」のIDを設定する必要がある。</p> <p>自治体には、電子証明書機能の使用環境がない市民等に対して、マイキーIDの設定、及びマイナポイントの申し込みについて支援する役割を求められていることから、6月1日より各区役所に専用窓口を開設している。</p> <p>現委託契約により各区役所にID設定支援の窓口を設置しており、現契約が6月末までとなっていることから、業務継続のため一般競争入札を行ったところ、入札不調に至った。再度一般競争入札を行う場合、新たな入札手続きや研修、窓口の開設等を行う必要があることから、窓口を一度閉鎖せざるを得ない。したがって、7月1日から開始となるマイナポイントの申し込みの支援ができなくなるため、市民サービスの低下を招くことから、それを避けるためには現在実務を担っているトランスコスモスフィールドマーケティング株式会社が一定期間継続して、本業務を担うこと以外に取りうるる手段はないものと考えられる。</p> <p>以上のことを勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、本業務を遂行できる機関としてトランスコスモスフィールドマーケティング株式会社を委託先に選定する。</p> <p>なお、現契約はトランスコスモス株式会社と締結しているが、実務はトランスコスモス株式会社が再委託したトランスコスモスフィールドマーケティング株式会社が担当している。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.8.5	札幌駅南口周辺エリアにおける街区間連携検討業務	株式会社北海道日建設計	12,760,000	R2.7.22	R2.7.22 ～ R3.3.22	<p>本業務は、札幌駅南口周辺地区において計画されている複数の大型開発プロジェクト間の連携を検討し、かつ、有識者の会議体を運営し、その意見を連携のあり方へ反映させる必要がある。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、競争入札には適さないものと判断される。</p> <p>ついで、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.10.7	さっぽろ圏ふるさと応援隊運営業務	特定非営利活動法人 e z o r o c k	2,000,000	R2.9.24	R2.9.24 ～ R3.3.31	<p>本事業は、道内市町村に関心があるさっぽろ圏連携中枢都市圏地域住民の掘り起こしを行い、応援隊の登録に結びつける一方、道内市町村のニーズも把握し、応援隊と道内市町村のマッチングを行ったうえで、応援隊の多様な応援活動を支援することで、道内市町村の地域活性化および関係人口の創出を図るものである。</p> <p>そのため、本事業は、より多くの地域住民に道内市町村の取組を意識させる訴求力に加え、応援隊が応援したくなるような魅力的なプログラムを道内市町村と共同で構築する企画力及び効果的かつ円滑に多様な応援プログラムを実施・サポートする業務運営能力などが必要である。</p> <p>このことから、本事業については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日付け財政局契約管理担当局長決裁。以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を実施することが相当である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.10.21	令和2年度創成東地区まちづくり推進支援業務	株式会社ノーザンクロス	4,180,000	R2.10.9	R2.10.9 ～ R3.3.26	<p>本業務は、創成東地区における回遊性・交流を生み出す魅力的な街並み形成のための基礎となる業務であり、かつ、魅力的な街並み形成にもつながるような手法や仕組みを検討する必要があることから、幅広く企画提案を求め、最も適切な事業手法を検討する必要がある。</p> <p>また、創成東地区の魅力・活力の創出及び地域の価値向上に資する手法や地区の魅力を高める機能の誘導を行う持続的なブレイクメイキングの展開に向けた取組や創成東地区の現況把握のための基礎調査をするためには、都市機能における空間活用やエリアマネジメント等に係る広範かつ専門的な知識と経験などが必要である。</p> <p>このため、本業務については、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下、「実施要領」という。)」第3条第1項第1号(別添1参照)に該当するものとし、複数の者から、持続的なブレイクメイキングの展開に向けた取組や創成東地区の現況把握のための基礎調査に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.10.21	都心まちづくりプラットフォーム関連調査等業務	株式会社フロントヤード	4,312,000	R2.10.13	R2.10.13 ～ R3.3.26	<p>本事業においては、プラットフォームが目指すところである「多様性の集積・交流を通じたイノベーションが創出されるまちづくり」という観点において、世界的な潮流を捉えながら国内外の情報を収集し、それを札幌及び札幌都心が直面する課題や地域特性を十分に踏まえながら業務を推進していく必要がある。また、まちづくりに関するワークショップ等の効果を最大限発揮するとともに、情報収集やオンラインイベント開催においては人的ネットワークを効果的に活用することが期待される。</p> <p>上記より、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験、および人的ネットワークを有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(以下「実施要領」という。)」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」(別添参照)に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から業務内容についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。</p> <p>以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることから、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政) 政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.4	人流データの可視化システム構築に係る支援業務	有限責任監査法人トーマツ	4,950,000	R2.10.19	R2.10.19 ~ R3.3.26	左記事業者は、令和元年度に内閣府が公募した「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期/ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術におけるアーキテクチャ構築及び実証研究」の採択を受け、本市の実証フィールドや人流データの提供といった協力・連携のもと、当該人流データにイベント情報・交通情報並びにロコモ情報等掛け合わせ、総合的に解析することで、都心部の賑わい創出に係るエリアマネジメントへの適用可能性を検討するとともに、当該人流データのオープン化に向けた検討を行った。 本業務は上記検討結果として作成された、特定状況下における人流データの可視化ツールのプロトタイプをベースとして、本市が可視化システムを構築するにあたり、必要な支援(専門的な知見による助言)を得るものであり、本業務を行えるのは、プロトタイプを構築した左記事業者のみとなっている。 以上のことから、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約により実施することとし、相手方を左記事業者に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.11.18	電子マネー決済による証明手数料等収納業務	株式会社ニッセンレンエスコート	6,902,170	R2.11.2	R2.11.2 ~ R3.9.30	「市民カード」SAPICAの電子マネーサービスは、各窓口において平成23年から導入済みであり、年々利用実績も増加していることから、継続して導入することとした。 また、本業務の受託に当たっては、会計事務処理の効率化及び公金収納に係る安全性の確保の観点から、各電子マネーの利用に際し、電子マネーごとに個別の利用契約を締結する形式ではなく、SAPICA電子マネー及び多様な電子マネーの利用を包括的に契約することのできる事業者である必要がある。このような条件を満たす事業者であり、さらに「平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)」において、業分類が「役務(一般サービス業)」の「情報サービス、研究・調査企画サービス」又は「その他サービス業」に登録されている者は、現在のところ上記の者のみである。 以上のことから、本業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約により実施することとし、相手方を左記事業者に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.12.16	令和2年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務	株式会社読売エージェンシー	2,992,000	R2.12.3	R2.12.3 ~ R3.3.31	本業務は、限られた期間の中で、1さっぽろ圏の認知度向上及び移住意識創出をはかるための効果的なPRの実施、2さっぽろ圏への移住意欲喚起を目的としたオンライン移住イベントの企画・運営、を求めているものである。 そのため、本業務は、移住意識に関する現状認識及び広報活動の広範な知識やノウハウに加え、さっぽろ圏の魅力や暮らしやすさなどの情報を集約しアピールする技術力、三大都市圏を中心とした道外に住む幅広い方に、さっぽろ圏への移住を意識させる企画力及び効果的かつ円滑にオンライン移住イベントを実施する業務運営能力などが必要である。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日付け財政局契約管理担当局長決裁。以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。 以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.12.16	中長期的な札幌市のまちづくりに向けたシンポジウム等企画運営業務	株式会社ノヴェロ	8,589,900	R2.12.4	R2.12.4 ~ R3.3.31	本業務は、限られた期間の中で、基調講演、シンポジウムの撮影・編集および、基調講演、シンポジウムを放映するイベントを実施し、市民と将来のまちづくりに関する課題を共有することが求められる。加えて、より多くの市民に関心を持ってもらうため、講演者や登壇者の選定、テーマ設定のほかにも、市民に対する周知にも工夫が必要である。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」(以下「実施要領」という。)第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用することが相当である。 以上により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」であることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.12.23	統計調査支援システム電子地図ライセンスの購入	株式会社ゼンリン	1,397,000	R2.12.14	R2.12.14 ~ R4.1.11	「統計調査支援システム」は、株式会社ゼンリンが著作権を有しており、この者以外の電子地図には対応していない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用のうえ、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R3.4.7	令和3年度防災情報共有システム保守・運用業務	インフォ・ラウンジ株式会社	3,289,000	R3.3.16	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該事業者は平成29年度に受託した「札幌都心部地下空間における防災情報共有システム実証業務」において、その経験や知識に基づく独自の技術により構築し、その機能の有効性は、カ・ホで行われた防災訓練でも確認しており、本業務を遂行するために必要なシステムの内部構造を熟知している唯一の業者である。 また、当該事業者はシステムにおけるセンサー等の機器及びサーバー・システムの保守・運用業務及び改修業務を平成30年度から令和2年度にかけて受注した実績があり、当該事業者以外から調達した場合、システム構築の知識・技術を新たに習得する必要があることから、障害発生時等に迅速かつ適正な対応が行われない可能性が高く、円滑な業務の遂行に多大な影響を及ぼす恐れがある。 以上より、当該事業者は本業務を行うことが可能な唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき本業務は特定随意契約により実施することとし、相手方を当該事業者に選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)政策企画部政策推進課 011-211-2139
R2.6.24	解析システム運用保守業務	日本データサーバー株式会社	1,419,000	R2.6.16	R2.6.16 ~ R3.3.31	本業務は、都市計画部に設置している都市計画基礎調査解析システム(通称「解析システム」)。以下「システム」という。)で使用する主題図データに関し、修正等が必要な箇所について、フォーマット変換、システムへのインストールを行い、運用サポートを実施するものである。 当該システムは日本データサーバー株式会社(以下「同業者」という。)が著作権を保有しており、この使用にあたっては、札幌市と同業者の間で平成19年9月28日付けにて、システムの使用権に係る覚書を交わしている。また、同業者はシステムの著作権者としてプログラムの構造等を完全に把握しているとともに、業務の履行に必要な技術等の体制を有する唯一の法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政)都市計画部都市計画課 011-211-2506

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.7.22	令和2年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務	昭和公司	8,195,000	R2.7.13	R2.7.13 ~ R3.3.22	篠路駅周辺地区では、地区の特色を活かした活力ある地域交流拠点の形成を図るため、社会基盤の整備を進めるとともに、民間開発等による都市機能の集積や地域主体のまちづくり活動の実現をすることで、にぎわい創出や活性化に資するまちづくりを目指している。本業務は、低未利用地等の活用や地域主体のまちづくり活動を中心とした、新たなまちづくりの方向性を示すまちづくり計画を策定することを中心とした、策定にあたって必要な作業、取組み(地域協議会及び検討委員会の運営補助、市有地の活用に関する検討、地域主体のまちづくり活動の実現に向けた機運醸成)を行うものである。こうした取組みを進めるにあたっては、社会基盤整備事業による効果や地域のポテンシャル、社会情勢を的確に把握した上で、民間企業の開発ニーズとまちづくりの展開をすり合わせながら進めていく必要があるが、実効性の高い取組みを実現するためには、様々な手法を比較衡量し、選択する必要があることに加え、高度な技術力と専門的な知識が必要である。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施した。昭和(株)は「令和2年度 篠路駅周辺地区まちづくり推進業務企画競争実施委員会」における審査の結果、最も評価の高い提案者として選定されたことから、随意契約(特定)の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R2.9.16	令和2年度(仮称)真駒内駅前地区まちづくり計画策定支援業務	株式会社ドーコン	10,626,000	R2.9.8	R2.9.8 ~ R3.3.25	真駒内駅前のまちづくりについては、平成25年に策定した「真駒内駅前地区まちづくり指針」(以下「指針」という。)の実現に向けて、当該地区の土地利用再編等を具体化するものとして「(仮称)真駒内駅前地区まちづくり計画」(以下「まちづくり計画」という。)を策定する予定である。本業務は、過年度に引き続き関係主体との合意形成に向けた支援や、これらと相互に関連させた交通計画や土地利用計画等に関する調査・検討を実施し、まちづくり計画の作成支援を行うものである。本業務の履行にあたっては、指針に掲げる基本方針のもと、地域等からの意見や各関係主体との協議結果、既存の調査結果等を相互に関連付けながら実施する必要があり、高度な創造性のほか、専門的な知識や経験が必要となる。また、具体的な交通計画や土地利用計画の検討にあたっては、双方に精通した高度な技術力も併せて求められる。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施し、特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R2.9.30	都市計画基礎調査補充調査・データ統合業務	日本データサービス株式会社	2,970,000	R2.9.17	R2.9.17 ~ R3.3.26	本業務は、北海道が業務委託する都市計画基礎調査に並行して行う補充調査及びデータ統合業務である。北海道が業務委託する調査は、土地及び建物ごとに「固有番号」と呼ばれる番号を受託業者が任意に付番し、建築計画概要書からデータ入力を行うものであるが、今回、本市が業務委託する補充調査は、北海道が業務委託する調査で扱われる項目以外で、本市が必要とする項目について並行して調査を行うため、北海道の発注する業務を受託している当該業者でなければ、補充調査である本業務の目的を業務期間内に達成することは不可能である。また、本業務を北海道が業務委託する都市計画基礎調査受託業者以外の業者が受託した場合、本市が例年実施している都市計画基礎調査の作業内容に基づいて作業を行うこととなるため、本業務に比して作業量が増大し、近年の発注実績より、総業務費が著しく増加することが見込まれる。以上により、本業務の性質が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項に該当することから、当該業者を随意契約(特定)の候補者としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R2.10.14	令和2年度もみじ台地域土地利用再編検討業務	日本データサービス株式会社	5,665,000	R2.10.8	R2.10.8 ~ R3.3.19	もみじ台地域は、急激な人口増加に対応するため本市が約50年前に造成したが、現在では人口減少・少子高齢化が進行し、将来的な地域コミュニティの衰退や空き家・空き家の増加等が懸念されている。また、市営住宅をはじめとした施設の高齢化も進行しており、今後更新時期を迎えることから、これらの建替え等を契機とした土地利用再編も見据えながら、地域とともにまちづくりの方向性を検討する必要がある。本業務は、再編に向けた具体的検討の基礎とするため、過年度に実施した地域の動向調査や将来推計、地域特性の考察・整理等の結果を踏まえ、市有施設の再編及び民間機能の導入に関する土地利用パターンを作成するものであり、高度な創造性のほか、専門的な知識や経験が必要となる。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施し、特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R2.11.4	解析システム改修業務	日本データサービス株式会社	1,353,000	R2.10.30	R2.10.30 ~ R3.3.31	本業務は、都市計画部に設置している都市計画基礎調査解析システム(以下「システム」という。)について、北海道都市計画基礎調査実施要領(以下、「要領」という。)の改訂に伴う調査項目の追加や一部コード体系の見直しを踏まえ、要領に基づく新たなデータ形式に対応するための改修を行い、委託者の指定するPCに対してシステムのインストールを行うものである。当該システムは日本データサービス株式会社(以下「同業者」という。)が著作権を保有しており、同業者はシステムの著作権者としてプログラムの構造等を完全に把握しているとともに、業務の履行に必要な技術者等の体制を有する唯一の法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 都市計画部都市計画課 011-211-2506
R2.6.10	令和2年度札幌市地下歩行ネットワーク形成指針検討業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	7,997,000	R2.5.27	R2.5.27 ~ R3.3.31	本業務は、公民連携による地下歩行ネットワークの構築を視点とした(仮称)地下歩行ネットワーク充実方針の作成、その後の技術的なガイドラインの作成につながり、精緻かつ高水準の成果を確実に得なければならない。そのためは複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2.7.1	令和2年度路面電車延伸に係る概略検討業務	公益社団法人日本交通計画協会	10,989,000	R2.6.16	R2.6.16 ~ R3.3.17	本業務は、「札幌市路面電車活用計画」に基づき、延伸検討を進めるものであり、今後交通事業者や関係機関等との協議・調整を図り、延伸の方向性を判断するベースとなるものである。これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2.7.1	令和2年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務	株式会社ドーコン	11,990,000	R2.6.17	R2.6.17 ~ R3.3.26	本業務は、昨年10月に策定された「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」等で掲げる基盤整備の方針及び目的の実現を目指すほか、その後の都市計画決定手続き等につながり、交通事業者や関係地権者等との協議・調整を図る基礎となるものであるため、精緻かつ高水準の成果を得なければならない。そのためは複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される。このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.7.22	令和2年度札幌駅交流拠点基盤整備基本検討業務	日本工営株式会社	11,990,000	R2.7.13	R2.7.13 ~ R3.3.26	本業務は、昨年10月に策定された「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」等で掲げる基盤整備の方針及び目的の実現を目指すほか、その後の都市計画決定手続き等につながらず、交通事業者や関係地権者等との協議・調整を図る基礎となるものであるため、精緻かつ高水準の成果を確実に得なければならない。そのためには複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される。このため、本業務の委託者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2.8.19	低濃度PCB(特別管理産業廃棄物)処理業務	JX金属苫小牧ケミカル株式会社	4,167,350	R2.8.7	R2.8.7 ~ R2.12.25	本業務は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行う業務であり、処理については、確実に適正な処理を行わなければならない。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理施設は、環境大臣認定を受ける必要がある。 道内の低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設はJX金属苫小牧ケミカル株式会社のみが環境省指定かつ札幌市競争入札参加資格者名簿に記載された者である。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R2.9.30	令和2年度将来交通体系調査・検討業務	株式会社ドーコン	7,997,000	R2.9.23	R2.9.23 ~ R3.3.26	本業務は、総合都市交通体系調査に向けた検討や改定した札幌市総合交通計画に位置付けている清田方面公共交通機能向上に関する調査・検討等を行うものである。これらの確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。このため、本業務の委託者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R3.2.3	FNA機内誌広告掲載業務	株式会社フジドリームエアラインズ	2,750,000	R3.1.27	R3.1.27 ~ R3.3.31	本業務は、(株)フジドリームエアラインズが発行する機内誌及び同社の運航機内で使用するヘッドレストカバーへの広告掲載業務の業務であり、本業務を履行できるのは同社の他にない。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R3.3.3	令和2年度札幌丘珠空港就航路線等検討業務	株式会社日本空港コンサルタンツ	8,800,000	R3.2.17	R3.2.17 ~ R3.3.29	本業務は、札幌丘珠空港における航空路線の可能性検討等を行うものである。これらの確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。このため、本業務の委託者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R3.3.10	大通バスセンターエスカレーター(地下2階)保守業務	株式会社日立ビルシステム	1,848,000	R3.3.2	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、不特定多数の市民が利用する当該昇降機の機能を良好に維持するとともに安全・安心な昇降機の稼働を確保するため、定期的な保守点検を行うとともに、万が一の故障の際の緊急対応を行うものである。 保守にあたっては、当初の設計仕様に基づく点検を行い、昇降機性能を確保するとともに、故障時の原因究明及び部品交換等による迅速かつ確実な機能回復が必要である。 当該昇降機は、株式会社日立製作所が設計・製作および据付を行ったものであり、左記業者でなければ、保守点検に必要な技術情報や専用部品等の提供が円滑に受けられず、故障等の発生時の迅速な復旧に支障をきたすほか、製造者との責任の所在が不明確となる。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R3.3.17	大通バスセンターエスカレーター(1階・地下1階)保守業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	2,389,200	R3.3.2	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、不特定多数の市民が利用する当該昇降機の機能を良好に維持するとともに安全・安心な昇降機の稼働を確保するため、定期的な保守点検を行うとともに、万が一の故障の際の緊急対応を行うものである。 保守にあたっては、当初の設計仕様に基づく点検を行い、昇降機性能を確保するとともに、故障時の原因究明及び部品交換等による迅速かつ確実な機能回復が必要である。 当該昇降機は、三菱電機株式会社設計・製作および据付を行ったものであり、左記業者でなければ、保守点検に必要な技術情報や専用部品等の提供が円滑に受けられず、故障等の発生時の迅速な復旧に支障をきたすほか、製造者との責任の所在が不明確となる。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R3.3.10	持続可能なバスネットワーク構築に向けた基礎調査・分析業務	日本データサービス株式会社	4,356,000	R3.3.3	R3.3.3 ~ R3.3.26	本業務は、持続可能なバスネットワーク構築に向けた基礎調査や分析を行うものである。これらの確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。このため、本業務の委託者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R3.4.14	札幌市公共交通情報提供システム(スキバスナビ)運用・保守業務	株式会社メディア・マジック	11,770,000	R3.3.23	R3.4.1 ~ R4.3.31	本システムは、多様で複雑な札幌市の交通網におけるバス乗換を含む経路や乗継割引料金などの検索を正確に行えるものであり、本業務を履行するうえでは、本システムの全体構成、設計仕様、システム特性、制約条件に加え、バス事業者のバスロケーションシステムとの関連性を熟知し、安定的に運用できることが要件となる。 当該業者は、これまで本システムの要件定義、設計、開発、運用、保守等を行い、また、バス事業者側のバスロケーションシステムと連携する機能も構築しており、業務要件を満たすのは当該業者において他にない。 よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.14	「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務	札幌丘珠空港ビル株式会社	3,630,000	R3.3.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>1「札幌いま・むかし探検ひろば」管理業務、利用促進策の実施及び施設内設置物更新・補充業務について</p> <p>札幌丘珠空港ビル株式会社は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理している会社である。空港内は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、同社は当該ビルの閉館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させている。札幌市が札幌丘珠空港内で開設している「札幌いま・むかし探検ひろば」の管理、利用促進策実施及び施設内設置物更新・補充についても、高度なセキュリティの確保のためには、館内施設との一体的な警備の下で行う必要があることから、当該施設の管理業務を行える業者は、同社のみである。</p> <p>2「札幌丘珠空港運航情報モニター」管理業務について</p> <p>札幌丘珠空港運航情報モニターは、栄町駅交通広場内に設置しているモニターであり、航空便の丘珠空港からの出発予定時刻及び備考(制限付き運航、欠航など)の運航情報データを表示している。運航情報データは、札幌丘珠空港ビル株式会社が各航空会社から提供を受けて作成し、空港内のモニターで表示しているデータを活用するシステムとなっている。また、同社はモニターを設置している栄町駅交通広場の近傍に所在していることから、故障などトラブルが発生した際に迅速な対応が可能なものは、同社のみである。</p> <p>以上の1、2のどちらも、業務を適切に実施できる者は、札幌丘珠空港ビル株式会社以外には存在しない。よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適さないため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R3.4.14	証明書コンビニ交付システム(税証明書)運用保守業務	富士通株式会社	3,960,000	R3.3.25	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本システムは富士通株式会社が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その運営保守を他社が履行することは不可能である。以上のことから、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、富士通株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 税政部税制課 011-211-2282
R3.4.7	軽自動車税原動機付自転車申告受付業務(単備契約)	北海道自転車軽自動車商業協同組合	3,514,500	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、原動機付自転車の取得、譲渡(受)及び廃車それぞれに係る申告書の受理、標識(ナンバープレート)の交付及び返納に係る事務の委託を行うものである。</p> <p>現在札幌市内において本業務を行っているのは中央市税事務所軽自動車税係のみとなっている。利用者に対して公平なサービスを提供できるよう網羅的に取扱店を設置する必要があり、そのためには各区少なくとも1か所(計11か所)の取扱店を設置することができる者に委託する必要がある。</p> <p>また、本業務は軽自動車税の課税根拠へ直結するものであり、履行にあたり取扱店には利用者による原動機付自転車の車名・型式・排気量等を正確に申告させることが必要である。</p> <p>北海道自転車軽自動車商業協同組合(以下「当該組合」という。)は、組合員の事業に関する調査研究、経営及び技術の改善向上等を主たる事業として組織されている組合であり、現在市内における78店舗の自転車及び原動機付自転車販売事業者が加盟しており、日頃から販売店として申告を行っている取扱店も加盟している。</p> <p>当該組合を除いて、上記条件を満たす者がいないことから、本業務は競争入札に適さないものとして、当該組合と特定随意契約を締結する必要がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 税政部市民税課 011-211-2272
R2.7.22	札幌市固定資産(土地)評価に係る造成費に関する調査業務	一般財団法人 日本不動産研究所	3,432,000	R2.7.13	R2.7.13 ~ R2.12.28	<p>本件業務は、令和3年度の評価替えに対応するために、固定資産評価における市街化区域農地等及び農業用施設用地の造成費等を改めて算定するものである。業務の実施に当たっては、一般の鑑定評価のみならず、地方税法及び全国統一した評価方法が定められている評価基準についても精通している必要がある。また、他都市と札幌市の造成費の均衡を図るために、札幌市以外の政令指定都市における需給事情及び造成費等の情報を収集できること並びに札幌市における需給事情及び個別具体的な価格形成要因に精通していることが必要である。加えて、固定資産の評価額の継続性、連続性を確保するため、現行の基準である平成30基準年度の造成費等との整合性を確保する必要がある。本市では、平成9年度の評価替え以降外部委託を行っており、当時より継続して一般財団法人 日本不動産研究所 北海道支社に本件業務を委託しているところ。以上から、本件業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、上記相手方と随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R2.9.23	固定資産税地理情報システム用ネットワーク更改業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	10,340,000	R2.9.17	R2.9.17 ~ R3.1.31	<p>固定資産税地理情報システムは日立ソフトエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ)が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、そのネットワーク設定等の改修を他者が履行することは不可能である。以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本と特定随意契約を締結する必要がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R3.3.31	令和3年度札幌市固定資産税地理情報システム保守業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	59,805,240	R3.3.22	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>固定資産税地理情報システム(以下「GIS」という。)は、日立ソフトエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ東日本)が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その保守を他者が履行することは不可能である。</p> <p>以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本と特定随意契約を締結する必要がある。(地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号)</p>	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R3.3.31	令和3年度札幌市固定資産税地理情報システムデータ検査・構造化業務	株式会社ティー・ユー・シー	48,510,000	R3.3.22	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、別事業者が作成する地番データの検査を実施するとともに、検査後の地番データ等を札幌市固定資産税地理情報システム(以下「GIS」という。)に対応するよう加工(=構造化)する業務である。</p> <p>GISにおける土地評価の自動計算は、株式会社ティー・ユー・シーが構築したプログラムにより作成された構造化後の地番データを取り込むことで可能となる仕様となっている。</p> <p>そして、本プログラムについては、プログラムソース等が非公開となっているため、当該業務を他者が履行することは不可能である。</p> <p>以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社ティー・ユー・シーと特定随意契約を締結する必要がある。(地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第1号)</p>	財) 税政部固定資産税課 011-211-2228
R3.3.3	北部市税事務所清掃業務	北海道メディカルサービス株式会社	5,854,490	R3.2.22	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>事務所の利用に当たって貸借人と締結している賃貸借契約書に館内規則の遵守に係る規定があり、その館内規則によって清掃事業者が指定されている。このため、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、北海道メディカルサービス株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	財) 北部市税事務所納税課 011-207-3912

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.5.20	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,600,000	R2.5.14	R2.5.14 ~ R2.5.27	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であること、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.6.10	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,560,000	R2.6.3	R2.6.3 ~ R2.6.17	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であること、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.7.8	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,995,000	R2.6.30	R2.6.30 ~ R2.7.13	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であること、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.8.5	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,985,000	R2.7.29	R2.7.29 ~ R2.8.11	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であること、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.8.26	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,970,000	R2.8.20	R2.8.20 ~ R2.9.2	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であること、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.9.30	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,940,000	R2.9.23	R2.9.23 ~ R2.10.7	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であること、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.11.11	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,870,000	R2.11.2	R2.11.2 ~ R2.11.16	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であること、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R3.2.10	自動車重量税印紙購入	株式会社フリ企画サービス	1,620,000	R3.2.2	R3.2.2 ~ R3.2.18	本件物品は定価販売品であることから価格競争性がなく、競争入札に適さない。当契約の相手方とした理由は、本市登録業者であること、店舗を市役所本庁舎内に構えているため運搬に係る費用・時間が削減されること。また、直接管財課事務室へ納品されることから、金券輸送に係る安全性を確保できるとともに職員の負担軽減となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部管財課 011-211-2222
R2.9.30	札幌市電子入札システムコールセンター提供業務	富士通株式会社	4,037,000	R2.9.17	R2.9.23 ~ R3.1.22	電子入札を実施している本市を含む全国の公共発注機関は、一財) 日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。)が提供する電子入札システムの基盤となるソフトウェア「電子入札コアシステム」(以下「コアシステム」という。)を使用し、各機関ごとに「電子入札システム」を構築している。コアシステムは、現在、(株)オラル社のソフトウェアパッケージである「JRE8」を使用しているが、オラル社は2020年9月末で、有償サポートを終了するとしたため、JACICは2019年11月に脱Java対応を行った。 本市の電子入札システムの脱Java改修業務は、JACICの脱Java対応の後でなければ着手することができなかったため、2019年11月から2020年9月末までという短期間での改修業務を余儀なくされた。この改修業務は富士通株式会社が履行しているところであるが、2020年7月に改修完了の目的が立ち、現在は、2020年9月26日のリリースを目指し最終段階のテスト作業を行っているところである(2020年9月19日から20日にかけて最終テストを予定)。 リリース後は事業者側のパソコンにおいて、新たなアプリケーションのインストールと設定の変更作業が必要ことから、問い合わせの大幅増加が想定されるが、短期間での改修業務を余儀なくされたことで、最終テストの完了からリリースまでに期間が無いことから、改修業務を履行した富士通株式会社でなければ、事業者からの問い合わせに対応することは不可能である。 以上のことから、本業務の調達は競争入札に適しないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号を適用し、富士通株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	財) 管財部契約管理課 011-211-2152
R3.4.7	土木工事積算システム運用管理業務	東芝デジタルソリューションズ株式会社	50,556,000	R3.3.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務の対象となる「土木工事積算システム」は、当該事業者が開発したパッケージプログラムを本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その運用管理を他者が履行することは不可能である。以上のことから、本業務の調達は競争入札に適しないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、当該事業者と特定随意契約を締結する必要がある。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	財) 工事管理室技術管理課 011-211-2462
R2.11.4	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	2,002,000	R2.10.1	R2.10.1 ~ R3.3.31	左記選定業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物基本計画における、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分できる国内唯一の業者である。 これにより、契約の性質または目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者との随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部政課 011-211-2252

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3. 3. 31	札幌市コミュニティ施設予約システム運用・保守業務	株式会社H B A	5,095,200	R3. 3. 19	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本システムは、本市が独自に開発したコミュニティ施設のインターネット予約のためのシステムであり、開発業者である株式会社H B A が所有するサーバーセンターに専用サーバを設置し、インターネットを経由して利用する仕組みである。 本業務の効率的で確かな履行のためには、既調達役務である「札幌市コミュニティ施設予約システム開発業務」及び「札幌市コミュニティ施設予約システム改修業務」の成果を熟知していることが必要不可欠である。 当該業者は、これまで本システムの一連の開発工程における業務分析、設計、運用・保守業務を受託しており、機能、機器構成、各種設定情報及び動作特性等を既に熟知している。 仮に他業者に本業務を委託した場合、これを履行するために、システム開発時の要求仕様、システム改修時の仕様変更業務等の内容及び運用環境等の知識・技術の習得並びに専用サーバ移行等の業務が発生し、正常かつ安定稼働に向けて多大な時間と経費が必要となり、本業務を迅速かつ確実に履行することが困難となる。 したがって、当該業者の他に本業務を履行できる業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部政課 011-211-2252
R4. 2. 2	大通西2丁目ビル設備運転保守管理点検等業務	日本メックス株式会社	5,335,000	R3. 3. 22	R3. 4. 1 ~ R3. 12. 19	本業務は、大通西2丁目ビルについて、令和3年4月1日から令和3年12月19日(中央区役所供用開始日前日)までの間の建築設備等の日常運転管理及び保守点検等を行うことを目的としている。 当該建物は、令和3年6月1日から8月31日までの間、東京2020オリンピック競技大会のマラソン・競歩競技における大会運営施設として使用するため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への貸出を予定している。貸出期間中は、セキュリティ対策等により、本市を含め大会関係者以外の建物への立入りが制限される中で建築設備等を保守する必要があるほか、大会準備・運営に支障をきたさないように建築設備等に予期せぬトラブルが発生した際に迅速な対応が求められる。 こうした状況を踏まえた際に、受託者には当該建物の保守点検等のノウハウの蓄積があるとともに、直近の当該建築設備等の状況に精通していることが求められる。 したがって、本市が当該建物を取得したH30年より以前から現在に至るまで建築設備等の日常運転管理及び保守点検等を行ってきた実績があるとともに、直近の当該建築設備等の状況に精通している本事業者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定随意契約を行うこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部政課 011-211-2176
R3. 2. 17	札幌市証明郵便サービス業務集約に係る調査業務	グラフィス・アーキテクト株式会社	2,640,000	R3. 1. 27	R3. 1. 27 ~ R3. 3. 16	本業務は、単に業務を集約するだけでなく、郵送請求を取り巻く環境変化の要因等も踏まえ、効果的な集約手法について調査するものであることから、各種情報を収集し分析する能力及び高度の企画力が求められるものであり、価格により比較する競争入札には適さない。したがって、公募型企画競争を採用し、選定した事業者と随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部戸籍住民課 011-211-2296
R3. 3. 24	マイナンバーカード出張申請受付に係る企画運営業務	株式会社北海道博覧堂	5,702,999	R3. 2. 19	R3. 2. 19 ~ R3. 3. 31	本事業の履行に当たっては、令和3年度の出張申請受付の拡大実施に向け、会場の選定等において、効果を確保するための工夫が必要となるほか、多くの市民を円滑かつ安全に受付するための会場レイアウトや運営において高度な企画力が求められることから、価格により比較する競争入札には適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 地域振興部戸籍住民課 011-211-2296
R2. 12. 23	令和2年度さっぽろ連携中核都市圏「企業と連携したまちづくり活動」広報業務	株式会社アウラ	1,426,700	R2. 12. 11	R2. 12. 11 ~ R3. 3. 12	当該事業は、今後、企業と連携したまちづくり活動を進めていく上で基礎となる、ロゴマーク及びキャッチコピーを作成し、効果的な広報活動を行っていくものであることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁)第3条第1項第1号の規定に基づき、公募型企画競争の実施により契約候補者を決定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民自治推進課 011-211-2964
R3. 3. 24	中学生向け消費者教育映像教材制作業務	株式会社博覧堂	6,771,000	R2. 12. 25	R2. 12. 25 ~ R3. 3. 31	企画競争における選定結果による。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部消費生活課 011-211-2245
R3. 3. 17	特定計量器定期検査等業務及び特定計量器定期検査手数料徴収事務	一般社団法人 北海道計量協会	23,980,000	R3. 3. 15	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	特定計量器の定期検査は、計量法第19条第1項の規定により特定市が行う業務となっているが、同法第20条に市長が指定する指定定期検査機関に定期検査を行わせることができると規定されている。一般社団法人北海道計量協会は、検査業務を行う申請をして札幌市長が指定した指定定期検査機関であり、この他に指定定期検査機関はないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部消費生活課 011-846-6681
R3. 4. 21	消費生活支援事業関係業務	公益社団法人 札幌消費者協会	75,003,500	R3. 3. 24	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本業務に必要な諸条件は、以下のとおり。 1 消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に事務を実施するため、相談者や事業者等と直接的な利害関係のない、高い公益性を有していること。 2 事務の円滑かつ効果的な実施に当たっては、関係機関との連携・協力体制の確保が必要であるため、各機関との連携・協力体制を構築しており、また、今後その構築及び維持が可能であること。 3 本市では年間約12,000件前後の消費生活相談対応や各種講座を多数実施していることから、事務を的確に実施するに足る知識及び技術を備えた、相談員及び啓発職員を一定数以上確保できること。 4 高度に専門的な本業務について、経験・ノウハウを有し、適切かつ確実な履行が見込めること。 上記の条件を満たす者は当該事業者のほかいないことから、地方自治法施行令第167条第2項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部消費生活課 011-211-2245
R2. 5. 20	アイヌ文化交流センター庭園管理業務	札幌アイヌ協会	2,453,000	R2. 4. 27	R2. 4. 27 ~ R2. 11. 30	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの庭園(歴史の里・自然の里)及びセンター敷地内の自然景観をアイヌ伝統文化にふさわしいものにし、また、アイヌ民族伝統の生活様式、生活空間を表現するために、アイヌ民族の伝統的手法と知識によって、樹木、芝、野草、菓菜、山菜等、庭園全体の維持管理と植栽を一体的に行うものである。このような庭園の特殊性に鑑み、その管理については、手法等を熟知しているアイヌ民族の方々が行うことが必須である。 併せて、伝統的手法と知識等ノウハウを有する者が中心となって実施することにより、従事する者に対し、アイヌ民族の伝統的な技法による管理等の伝承を行うことができる。 また、当該業務は長期間に亘り、実施回数も多いことから、相当数の従事者を用意できることも必要である。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらのことを充たすのは札幌アイヌ協会だけであり、競争入札に適さないため、また、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、平成30・31年度において同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.5.20	アイヌ文化体験講座委託業務(単価契約)	札幌アイヌ協会	1,602,480	R2.4.28	R2.4.28 ~ R3.3.31	本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わるアイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫り、アイヌ伝統料理の調理などを市民等に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的としており、そのためには、専門的な知識や技術を持ったアイヌ民族自らが講師となり、市民との交流を図ることが必要である。 また、当該業務は長期間にわたり、実施回数も多く、さらに内容も多岐にわたることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できることも条件となる。 さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらのことを満たすのは札幌アイヌ協会だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことから、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成30、31年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R2.5.20	アイヌの伝統的生活空間の再生事業 自然素材育成業務	札幌アイヌ協会	2,110,295	R2.5.7	R2.5.7 ~ R2.12.31	本業務は、「アイヌ政策推進交付金事業実施要綱」の対象となるイオル再生事業としてアイヌの人々が伝統的文化活動を行う際に必要となる自然素材の育成、植栽物の維持管理を行うものであり、アイヌの伝統的な自然素材の育成について専門的な知識・技術・経験等を有するアイヌ民族が行う必要があること、また、植栽、除草及び収穫に際しては多くの人員が必要となり、維持管理については通年で継続して実施する必要があることから、多くの人材を適時に確保することができ十分な組織体制を備えた団体である必要がある。 以上のことから、本業務の効果・効率的な執行を図るためには、必要なノウハウ及び組織体制を有している市内唯一の団体である札幌アイヌ協会であれば業務を履行することができ、役務の提供を行う者が特定され競争入札には適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R2.5.20	アイヌの伝統的生活空間の再生事業 体験交流業務	札幌アイヌ協会	1,523,500	R2.5.7	R2.5.7 ~ R3.3.31	本業務は、「アイヌ政策推進交付金事業実施要綱」の対象となるイオル再生事業として「アイヌの伝統文化」に触れ、市民の関心を高めるとともに、理解を深めてもらうという事業の目的から、アイヌ民族が実施する必要があること、また、幅広い分野にわたる文化体験・普及啓発に係る企画立案及び実施が可能であり、かつ、緊急時に備えてそれぞれの事業において複数数の講師の確保ができるなど、多くの人材を適時に確保することができ十分な組織体制を備えた団体である必要がある。 以上のことから、本業務の効果・効率的な執行を図るためには、必要なノウハウ及び組織体制を有している市内唯一の団体である札幌アイヌ協会であれば業務を履行することができ、役務の提供を行う者が特定され競争入札には適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R2.5.20	札幌市アイヌ文化交流センターにおける「Sapporo City Wi-Fi」整備運用業務	東日本電信電話株式会社	6,325,000	R2.5.13	R2.5.13 ~ R3.3.31	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、国内外からの観光客等に対し、公衆無線LANによるインターネット接続サービス「Sapporo City Wi-Fi」を提供することを目的としたものである。 本事業者は、平成27年度に公募型企画競争により選定された「Sapporo City Wi-Fi」の整備・運用業務の受託者であり、「Sapporo City Wi-Fi」は当該事業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであることから、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。 よって、本業務の条件を満たす者は当該法人のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R2.8.19	令和2年度札幌市アイヌ文化を発信する空間映像系展示等保守業務	ソニービジネスソリューション株式会社	2,992,000	R2.6.18	R2.6.18 ~ R3.3.31	当該業務は、「アイヌ文化を発信する空間」における映像系展示コンテンツシステム(以下「システム」という。)の定期点検、定期清掃及びシステム障害発生時の対応を行うものである。 当該システムは、メインシアター、テーブルシアター、タッチパネル、柱の演出等、様々な映像系展示物、多数の機器による複雑なシステム構成により制御・運用しているものである。 そのため、突発的なシステム障害が発生した場合に、設置機器やシステムプログラムの状況の確認、原因の特定、システムの復旧等を迅速かつ適切に対処するためには、システム開発者のノウハウが必須となる。また、定期点検・定期清掃では、メインシアターバックコート内という狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上で、ケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求される。さらに、システム機器の構造上、一部の機器については、設置位置を変更して作業を行わなければならない。以上ことから、当該業務の遂行には、システム全体について熟知していることが必須の要件であり、「アイヌ文化を発信する空間映像系展示等制作業務」の受託者である当該業者は、システム全体を熟知していると見込まれることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R2.9.9	小中高生団体体験プログラム提供事業(月額契約)	札幌アイヌ協会	3,761,010	R2.8.19	R2.8.19 ~ R2.10.30	本業務は、アイヌ民族の歴史や伝統的な歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等にアイヌ文化を体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的としていることから、専門的な知識や技術を持ったアイヌ民族自らが提供し、児童・生徒等との交流を図ることが必要である。 また、当該業務は長期間にわたり実施され、実施回数も多いことから、相当数の従事者を用意できることも条件となる。 さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらのことを満たすのは札幌アイヌ協会だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことから、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成30、令和元年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R2.9.9	小中高生団体出前体験プログラム提供事業(月額契約)	札幌アイヌ協会	4,976,400	R2.8.19	R2.8.19 ~ R3.3.31	本業務は、アイヌ民族の歴史や伝統的な歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等にアイヌ文化を体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的としていることから、専門的な知識や技術を持ったアイヌ民族自らが提供し、児童・生徒等との交流を図ることが必要である。 また、当該業務は長期間にわたり実施され、実施回数も多いことから、相当数の従事者を用意できることも条件となる。 さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。これらのことを満たすのは札幌アイヌ協会だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、競争入札に適さないことから、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成30、令和元年度において、同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.10.28	「小中高校生団体体験プログラム」及び「小中高校生団体出前体験プログラム」で使用する民具等の制作業務	札幌アイヌ協会	3,374,910	R2.10.22	R2.10.22 ~ R3.3.31	本業務は、アイヌ文化交流センターが実施する「小中高校生団体体験プログラム」及び「小中高校生団体出前体験プログラム」の際に、アイヌ民族の文化、歴史に関する講話等で使用する道具の制作を行うものである。 アイヌ民族衣装や生活用具等の制作にあたっては、アイヌ伝統の知識・技術・技法を熟知している職人の確保が必要である。 また、全体的な数量も多いため、少人数での対応は困難と見込まれることから、受託後に相当数の従事者に制作を割り振ることのできる組織体制が必要である。 これらのことを満たし、業務を確実に実施できるのは、市内では札幌アイヌ協会のみであり、競争入札に適さないため。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、当センター開設時の展示物品の制作を行っており、また、令和元年度における、アイヌ民族衣装等制作委託業務において記念撮影コーナー用のアイヌ民族衣装を制作する等、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R2.12.16	アイヌブランド商品開発支援業務	株式会社電通北海道	9,982,999	R2.11.30	R2.11.30 ~ R3.3.31	本業務は、アイヌ民芸品ブランドの付加価値を高めるため、アイヌ伝統文化と現代的デザインを融合したアイヌ文化関連の商品開発を行うほか、商品開発に係る一連のプロセスを紹介するためのコンテンツを作成するものである。 本業務の履行に当たっては、アイヌ民芸品作家と製造メーカーなどのマッチングによる商品開発を行うだけでなく、これら商品開発プロセスの情報発信効果を最大限に高める工夫も必要となることから、高度な創造性や企画力、専門的な知識・経験が求められる。 したがって、価格により比較する競争入札には適さず、公募型企画競争を採用し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R3.1.13	アイヌ文化交流センターチセ内展示物制作等業務	札幌アイヌ協会	6,832,980	R2.12.24	R2.12.24 ~ R3.3.31	本業務は、アイヌ文化交流センターの屋外展示物であるチセ(家)内部に、展示機能の充実を目的として、展示物の制作を行うものである。 アイヌ民族衣装や生活用具等の制作にあたっては、アイヌ伝統の知識・技術・技法を熟知している職人の確保が必要である。 また、個々の物品の制作に時間がかかるほか、全体的な数量も多いため、納期内の業務完了を想定した場合、少人数での対応は困難と見込まれることから、受託後に相当数の従事者に制作を割り振ることのできる組織体制が必要である。 これらのことを満たし、業務を確実に実施できるのは、市内では札幌アイヌ協会のみであり、競争入札に適さないため。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、当センター開設時の展示物品の制作を行っており、また、令和元年度における、アイヌ民族衣装等制作委託業務において記念撮影コーナー用のアイヌ民族衣装を制作する等、良好な履行実績がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R3.3.31	令和3年度札幌市アイヌ文化を発信する空間映像系展示等保守業務	ソニービジネスソリューション株式会社	2,981,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業務は、「アイヌ文化を発信する空間」における映像系展示コンテンツシステム(以下「システム」という。)の定期点検、定期清掃及びシステム障害発生時の対応を行うものである。 当該システムは、メインシアター、テーブルシアター、タッチパネル、柱の演出等、様々な映像系展示物を、多数の機器による複雑なシステム構成により制御・運用しているものである。 そのため、突発的なシステム障害が発生した場合に、設置機器やシステムプログラムの状況の確認、原因の特定、システムの復旧等を迅速かつ適切に対処するためには、システム開発者のノウハウが必須となる。 また、定期点検・定期清掃では、メインシアターバックカード内という狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上で、ケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求される。さらに、システム機器の構造上、一部の機器については、設置位置を変更して作業等を行わなければならない。作業終了後は、システム運用に支障をきたさないよう設置位置を再調整する必要がある。 以上ことから、当該業務の遂行には、システム全体について熟知していることが必須の要件であり、「アイヌ文化を発信する空間映像系展示等制作業務」の受託者である当該業者は、システム全体を熟知している唯一の業者である。このため、当該業者と契約することにより最も適切かつ円滑に業務が履行されると見込まれることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R3.4.7	令和2年度男女共同参画意識啓発動画制作業務	株式会社インサイト	3,190,000	R2.11.16	R2.11.16 ~ R3.1.29	本業務は、新型コロナウイルス感染症の広がりを契機としたリモートワーク導入による在宅時間の増加や新しい生活様式の導入により、生活環境が急速に変化している中で、男女がともに暮らしやすく、働きやすい生活を送るための気づきを与えるメッセージ動画を発信することで、広く市民に対して男女共同参画についての意識醸成を図ることを目的としている。 業務実施に当たっては、特に男性の家事・育児への自発的な参加やコロナ禍による生活環境が変化して今だからこそ発信することに意義のある動画にするためには、専門的・幅広い知識が必要である。 したがって、価格による受託者の選考が困難であることから、公募型企画競争を実施して契約候補者を選定し、当該契約候補者と随意契約を行ったものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 男女共同参画課 011-211-2962
R3.4.7	男女共同参画意識啓発を目的としたふりっばーへの記事掲載業務	総合商研株式会社	1,760,000	R3.1.15	R3.1.15 ~ R3.3.5	標記業務は、令和3年1月末完成予定の男女共同参画意識啓発動画やスマイルシェアリングブックなど男性の家事・育児参画促進に関する啓発記事等を掲載する業務である。 総合商研株式会社が発行する「ふりっばー」は、市内全域に戸別配布しており、性別・世代ともに幅広い市民に向けた媒体である。また、発行部数も86.5万部発行であることから、幅広い層に高い啓発効果が期待できる。 このことから、「ふりっばー」に男女共同参画意識啓発動画を掲載したいと考えるが、「ふりっばー」の編集・発行・配布については、総合商業株式会社が一括管理して行っており、当該事業者と直接契約することにより、業務を効率的・効果的に業務を履行できる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 男女共同参画課 011-211-2962

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.7	男女共同参画意識啓発を目的としたオントナ及びあんふあんへの記事掲載業務	株式会社道新サービスセンター	1,430,000	R3.1.15	R3.1.15 ~ R3.3.11	標記業務は、令和3年1月末完成予定の男女共同参画意識啓発動画やスマイルシェアリングブックなど男性の家事・育児参画促進に関する啓発記事等を掲載する業務である。 男女共同参画意識啓発動画は子育て世帯や若い夫婦世帯をメインターゲットとしているが、株式会社道新サービスセンターが発行する「オントナ」は札幌圏に暮らすファミリー世帯の女性をターゲットにした媒体であり、発行部数も約34万部であることから、動画のメインターゲット層に高い啓発効果が期待できる。また、「あんふあん」は札幌市などを中心とした幼稚園・保育園約500園を対象に約4万5千部発行しており、冊子についても先生(園)から園児へ手渡しで配布することから、設置型のフリーペーパーよりも子育て世帯への高い啓発効果が期待できる。 このことから、「オントナ」及び「あんふあん」に男女共同参画意識啓発動画等の啓発記事を掲載したいと考えるが、上記2冊子の編集・発行・配布については、株式会社道新サービスセンターが一括管理していることから、当該事業者と直接契約することにより、業務を効率的・効果的に履行できる。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 男女共同参画課 011-211-2962
R2.7.22	札幌芸術の森における「Sapporo City Wi-Fi」整備運用業務	東日本電信電話株式会社	6,600,000	R2.7.14	R2.7.14 ~ R3.3.31	本業務は、札幌芸術の森において、国内外からの観光客や市民の利便性の向上のため、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。本市では、既に市営地下鉄駅やコンベンションセンター、大通公園などの公共施設等にて、利用者の利便性向上の観点から、統一の認証方法による公衆無線LANサービス「Sapporo City Wi-Fi」を提供しており、札幌芸術の森においても、同一のサービス提供を求めている。 本事業者は、経 観光・MICE推進部において平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された「Sapporo City Wi-Fi」の整備・運用業務の受託者で、専用システムを構築して「Sapporo City Wi-Fi」のサービスを提供しているものであることから、既存整備エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。以上により、本件業務を確実に履行できるのは左記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-211-2261
R2.8.5	野外彫刻「鳥の碑」のブロンズ鋳造、設置業務	株式会社岡宮美術	4,690,100	R2.7.22	R2.7.22 ~ R2.11.30	本業務は、倒壊した野外彫刻「鳥の碑」(作家:本郷新、所蔵:本郷新記念札幌彫刻美術館)を、ブロンズ鋳造し再設置するものである。 ブロンズ鋳造に当たっては、本郷新が生前に選択したブロンズの金属配合比率や着色の程度など、作品の完成度に係る事項を迅速かつ的確に判断する必要がある。 株式会社岡宮美術は、本郷新の作品の鋳造を多数担い、本郷新作品の鋳造に精通している。本郷新記念札幌彫刻美術館に展示されている7点の彫刻作品の鋳造を請け負ったほか、本業務で用いる「鳥の碑」の石膏原型の型取り製作を行ったのも専門技術を持つ当該事業者の熟練の技術者であり、その石膏原型から3点のブロンズ像を鋳造した実績がある。また、本郷家及び本郷新のかつての制作助手から、当該事業者であれば本郷新作品の特徴を損なうことなく鋳造し設置業務までを遂行する能力と経験を有する旨の助言があった。 以上のことから、本業務を履行できるのは、本郷新の作品を多数担うことで得た経験、知識及びノウハウを有する、当該事業者のみである。よって、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に有さないものと認め、当該事業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-211-2261
R2.9.23	さっぽろアートステージ2020運営業務	さっぽろアートステージ実行委員会	24,530,000	R2.9.4	R2.9.4 ~ R3.3.31	さっぽろアートステージ実行委員会は、民間事業者を中心に、事業の実施主体となり得る法人・団体を組織された実行委員会である。 本実行委員会について、舞台芸術部門は、市内で劇場を運営する法人・団体に組織された「札幌劇場連絡会」、音楽部門は、地元音楽シーンをリードする「(株)エフエム北海道」、学生音楽部門は、本市教育委員会の協力を得ながら、「北海道高等学校文化連盟」及び「札幌市立中学校文化連盟」が担当し、美術部門は、市内の多くの芸術家と繋がりをもち、アートイベントをプロデュースする「CA1現代芸術研究所」、各会場を管理・運営する「札幌駅前通まちづくり株式会社」及び「札幌市民交流プラザ」の各法人・団体によって組織されている。当該業務は、本市が11月を文化芸術月間と位置づけ、舞台芸術部門、音楽部門、学生音楽部門、美術部門からなる、多様な文化事業を複合的・総合的に実施するもので、複数のジャンルを統一テーマのもとブランディングし、効果的に事業を実施する必要がある。したがって、本業務の実施に当たっては、各部門(分野)を代表する法人等が、事業の実施主体として携わるとともに、かつ、トータルで運営の管理を行うことで、各事業の連携効果を生み出す必要があるが、各部門(分野)において十分な知識を有し、緊密な連携のもと、総合的・効果的に遂行できる者は、当該実行委員会の他にはない。このため、当該業務委託は、契約の目的が競争入札等に有さないものと認められることから、「さっぽろアートステージ実行委員会」を相手方として特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-211-2261
R3.3.10	文化芸術活動再開支援事業運営補助業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	3,850,000	R2.10.22	R2.10.22 ~ R3.3.31	本業務は、市内に数多くある、公立及び民間立の劇場、ホール、ライブハウス、ギャラリー等の施設で開催される音楽及び舞踊、演劇、古典芸能、演芸等の公演や展示という幅広いジャンルのものを対象としており、専門的な知識を必要とする業務である。そのため、札幌市の文化芸術の内容を熟知していることとより、制度を効率的かつ効果的に周知する企画力が優れ、高度な創造性、業務遂行を担保しうる能力及び一定程度の実績を持つ事業者と契約する必要があることから、価格による競争入札等には適さないと考えられる。 このことから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、契約候補者に対する随意契約を締結することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-211-2261
R2.11.11	札幌市資料館における「Sapporo City Wi-Fi」整備運用業務	東日本電信電話株式会社	1,430,000	R2.10.28	R2.10.28 ~ R3.3.31	本業務は、札幌市資料館において、国内外からの観光客や市民の利便性の向上のため、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。本市では、既に市営地下鉄駅やコンベンションセンター、大通公園などの公共施設等にて、利用者の利便性向上の観点から、統一の認証方法による公衆無線LANサービス「Sapporo City Wi-Fi」を提供しており、札幌市資料館においても、同一のサービス提供を求めている。 本事業者は、経 観光・MICE推進部において平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された「Sapporo City Wi-Fi」の整備・運用業務の受託者で、専用システムを構築して「Sapporo City Wi-Fi」のサービスを提供しているものであることから、既存整備エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。以上により、本件業務を確実に履行できるのは左記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-211-2261
R2.12.16	(仮称)札幌博物館整備に係る官民連携に向けた基礎調査業務	株式会社日本総合研究所	2,002,000	R2.11.6	R2.11.6 ~ R3.3.31	本事業は、国内の自然史系博物館ではこれまで導入事例のないPPP/PFIの活用可能性に係る基礎調査であり、専門的かつ先進的な要素が多く、これに係る最適なサービスの提供方法を定めることが困難であるため、価格による競争入札等には適さない(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)ことから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、契約候補者に対する特定随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市) 文化部文化振興課 011-374-5002

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.12.2	メディアアーツ創造都市札幌の若手人材育成ワークショップ等企画運営業務	クリプトン・フューチャー・メディア株式会社	3,512,300	R2.11.19	R2.11.19 ~ R3.2.25	本事業は、札幌圏域及び国内外の専門家と連携してワークショップ及びセミナーを開催する専門的かつ先進的な取組であり、これに係る最適なサービスの提供方法を定めることが困難であるため、価格による競争入札等には適さない。このことから、公募型企画競争により契約候補者を選定し、契約候補者に対する随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化振興課 011-211-2261
R3.3.24	さっぽろ天神山アートスタジオ管理運営業務	一般社団法人A I Sプランニング	17,996,000	R3.3.16	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、国内外から訪れるアーティストの潜在に係る支援や創造的活動の支援、アートに関するイベントの企画運営のためには、専門的知識や経験、他のアーティスト・イン・レジデンス施設等とのネットワークなどが必要であり、価格による競争入札等には適さない(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)ことから、公募型企画競争により契約候補者を選定し、契約候補者に対する随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化振興課 011-211-2261
R4.2.2	令和3年度おおば比呂司記念室展示作品及び室内管理等業務	特定非営利活動法人F i t北海道会議	4,191,000	R3.3.22	R3.4.1 ~ R4.3.31	おおば比呂司記念室は、「愛してやまなかつた故郷札幌で多くの人に作品をみてほしい」という、故おおば比呂司氏の遺族から同氏の作品の寄贈を受けたことに伴い、同氏の業績を後世に伝えるとともに、訪れる市民等が広くその芸術的・文化的価値を鑑賞できるように設けた施設であり、当該業務の執行にあたっては、おおば作品に精通し、知識や経験が豊富なこと、また収蔵作品の著作権を有する大場伸之氏をはじめとした遺族との調整が必要となるものである。 おおば作品については、遺族と特定非営利活動法人F i t北海道会議に所属している三島敦子氏の間で著作権等の管理委託契約が締結されているほか、遺族から同特定非営利活動法人に対し、作品の展示や管理に関する一切の業務について取り扱うよう申し入れがあり、同法人としてもその意思を受け入れているものである。 こうしたことから、当該特定非営利活動法人以外には当該業務を履行できる適当者がなく、競争入札に適さないことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化振興課 011-211-2261
R2.6.10	新文化芸術施設舞台吊物機構点検業務	三精テクノロジー株式会社	1,061,500	R2.5.28	R2.5.28 ~ R2.6.30	本業務は、新文化芸術施設に設置している、舞台吊物機構の点検を行うものである。 新文化芸術施設の舞台吊物機構は三精テクノロジー製であり、部品の規格や機器構成はメーカー独自のものとなっている。当該機構の部品調達、設置、保守業務等一切を総合代理店として請け負っているのが、三精テクノロジー株式会社である。 このことから、当該機構を取り扱った実績があり、かつ舞台吊物機構の構成に精通して本業務を遂行できる者は、三精テクノロジー株式会社他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312
R2.6.24	札幌コンサートホール改修工事音響監修等業務	株式会社永田音響設計	3,685,000	R2.6.16	R2.6.16 ~ R3.6.30	本業務は、札幌コンサートホール改修工事等に伴い、音響環境に著しい変化を及ぼすことがないよう、音響に係る監修を行うとともに、改修事後の音響性能のデータ収集のため、対象室の音響測定を行うものである。 工事を行う施工者等には音響に関する専門知識がない中で、確実にホール等の音響環境を維持するために、キタラの音響環境に精通し、改修工事に伴う内部設備等の変化による音響への影響の有無等について、確認や助言を行える事業者の協力を得ることが必要不可欠である。 株式会社永田音響設計は、札幌コンサートホールの新築時からホール等の音響環境に携わってきた唯一の業者であり、昨年度行った改修工事実施設計時も音響監修している。また、全国各地のホールの音響を多く監修しており、その実績は豊富である。 以上のことから、本業務を確実に履行できるのは当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312
R2.7.1	札幌コンサートホールO Aダクト破損原因調査業務	株式会社ビーゴイング	2,332,000	R2.6.18	R2.6.18 ~ R3.2.12	株式会社ビーゴイングは、当該施設新築工事の設備設計業務及び監理業務、今年度実施予定の改修工事の設備設計業務及び監理業務を受託しており、当該施設の空調設備を熟知している。 また、工事監理者として、本件について、すでに把握した改修工事の工程上の影響確認等現場の調査を始めたが、調査結果を踏まえ今年度の改修予定である諸設備への影響の有無を早急に確認する必要があるため、これは設計内容と密接な関係がある。 以上のことから、当該業者に業務を実施させた場合、期間の短縮及び経費の削減ができ、競争入札に付することが不利と認められることから、特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	市)文化財課 011-211-2312
R2.10.7	札幌の文化財等原簿データ制作業務	株式会社ノーザンクロス	1,995,400	R2.7.2	R2.7.2 ~ R2.11.30	本業務は、市民等に対し札幌の文化財の価値と魅力を効果的に伝え、普及啓発を図るガイドブック等を新たに企画・製作するものであり、高度かつ専門的な知識を必要とする業務である。そのため、札幌市の文化財の内容を熟知していることはもとより、その価値と魅力を効果的に伝える企画力が優れ、高度な創造性、業務遂行を担保しうる能力及び一定程度の実績などを持つ事業者と契約する必要があることから、価格による競争入札等には適しないと考えられる。 このことから、公募型企画競争により契約候補者を選定し、契約候補者に対する随意契約を締結することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312
R2.10.14	札幌コンサートホールコンサートグランドピアノオーバーホール業務	株式会社B-tech Japan	5,390,000	R2.10.8	R2.10.8 ~ R3.6.30	本業務は、札幌コンサートホールに設置されている、ペーゼンドルファー製コンサートグランドピアノのオーバーホールを行うものである。 ペーゼンドルファー製コンサートグランドピアノは、他社の製品に比べて鍵盤数が多い等、特殊なピアノであり、維持管理については熟練した専門の技術者が必要とされる。株式会社B-tech Japanは、総代理店であった株式会社浜松ピアノセンターの日本ペーゼンドルファーに所属していた技術者が再結成した技術専門会社で、純正部品やメンテナンス材料を保有している、かつこれまで当該ピアノの保守点検業務等の一切を受託し、劣化状態や固有感を把握している唯一の会社である。 このことから、当該ピアノを取り扱った実績があり、かつ当該ピアノの劣化状態や固有感を把握し、本業務を遂行できる者は、株式会社B-tech Japanの他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312
R2.11.4	札幌コンサートホール大ホール客席椅子修繕業務	K S S株式会社	18,990,400	R2.10.28	R2.10.28 ~ R3.6.30	本業務は、札幌コンサートホール大ホールに設置されている、客席椅子の修繕を行うものである。 札幌コンサートホール大ホールの客席椅子は、コトブキシーティング製であり、開館から約24年間、コトブキシーティングのグループ会社であるK S S株式会社がメンテナンスを行ってきた。背パッド、座、座起立装置等の修繕の際には、構造を熟知した専門的な知識が必要不可欠である。 また、本業務は、大ホール客席椅子を部分的に修繕するものであり、意匠性及び音響性能へ影響を与えずに修繕する必要があるため、既存椅子と同じ材料を使用する必要がある。 このことから、当該椅子を取り扱った実績があり、かつ当該椅子の構造を熟知し、意匠性及び音響性能に影響を与えずに本業務を遂行できる者は、他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.12.2	札幌コンサートホール大ホールパイプオルガンオーバーホール業務	ヤマハ株式会社	77,707,960	R2.11.20	R2.11.20 ~ R3.6.30	本業務は、札幌コンサートホール大ホールに設置されている、ケルン社製パイプオルガンのオーバーホールを行うものである。 当該パイプオルガンは、札幌コンサートホールのためだけに設計・建造されたもので札幌コンサートホール固有のパイプオルガンであり、オーバーホールについては内部構造を熟知した専門の技術者が必要である。 ヤマハ株式会社は、当該パイプオルガンの設計・建造に携わっており、かつこれまで当該パイプオルガンの保守点検業務等一切を受託し、内部構造を熟知している唯一の会社である。 また、ヤマハ株式会社は、日本国内にあるケルン社製パイプオルガンのうち、当該パイプオルガンと同程度(3段鍵盤以上)の全てのパイプオルガンの保守点検業務等一切を受託している会社である。 このことから、当該パイプオルガンを取り扱った実績があり、かつ当該パイプオルガンの内部構造を熟知し、本業務を遂行できる者は、ヤマハ株式会社の他にはないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市)文化財課 011-211-2312
R2.4.8	厚別公園競技場芝高調整業務	雪印種苗株式会社	19,800,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R2.5.22	本業務は、日本陸上連盟第1種公認を継続するため、天然芝の張替えと表層部分の改良を行うものである。 厚別公園競技場の天然芝は、他施設と異なり芝の地層が土ではなく砂地になっており、一般的な天然芝を用いても枯れるなど非常に維持管理が難しく、高度な技術が必要であるため、左記業者が指定管理者から保守維持管理業務を受託されている。 今回の業務は、より一層の高密度なフィールドを維持していくため、主任技術者の資格を持ち陸上競技のみならず、Jリーグの試合にも適した施設の仕様や性能を熟知している左記業者以外では遂行することができない。加えて現在保守維持管理業務を委託している左記業者に委託することが、施設の一体的な運営管理の観点から、保守維持管理業務の経費削減にもつながる。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.4.8	令和2年度カーリング普及促進業務	一般社団法人札幌カーリング協会	4,752,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務の実施には、利用者と施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導者の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人員数を有している唯一の団体である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.4.8	麻生球場スコアボード設備保守点検業務	バナソニックL Sエンジニアリング株式会社	990,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、麻生球場に設置されているスコアボード設備において、年2回の定期保守点検及びオンサイト保守サービス(24時間体制)により、設備の機能を常に最良に保つことを目的とするものである。 当該設備については、他社製品との互換性がなく、その保守点検業務についても、保守技術の熟練度、経験及び障害発生時の速やかな対応、保守器材の確保などが必要であり、製造・設置会社以外では業務の履行ができない。 以上のことから、本業務を確実に履行できるのは、バナソニックL Sエンジニアリング株式会社北海道・東北支店のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.4.15	厚別公園競技場主幹競技場整備業務	長谷川体育施設株式会社	57,200,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R2.7.31	(公財)日本陸上競技連盟が定める「陸上競技場公認に関する細則」では、走路及び助走路の舗装については、「舗装の一部改修するときには、舗装材は同等とし、表面仕上げおよび硬度は既存の舗装と同一とする。」と規定されており、既存の舗装と表面仕上げおよび硬度が同一でない舗装では公認要件を満たさなくなる。また、ワールドアスレティックス認証制度では、オーバーレイ時の舗装材は既存の認証舗装材と同一でなければならない旨規定されている。よって、上記規定に適合する舗装材を調達し、かつ、当該舗装材を用いたウレタン舗装技術を用いている左記業者のみ施工が可能となる。 また、ルール改定に伴う標識タイルの新設・撤去、ラインの引き直し等の作業が必須となるが、これらはウレタン舗装に付随する作業であり、全体的な作業の進捗管理を行いつつ、クラス2及び第1種公認検定で要求される品質や精度を維持・担保することが不可欠であるため、ウレタン舗装施工が可能左記業者が一体的に行う必要がある。 以上より、左記業者が、当該整備業務を実施することが可能な唯一の本市入札参加資格者となる。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.4.15	令和2年度運動部活動アスリート派遣業務(単備契約)	一般社団法人A-bank北海道	40,741	R2.4.2	R2.4.2 ~ R3.3.31	本業務は、中学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の関心意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピックやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等への派遣や、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。同法人は、成長期にある小中学生を指導するに当たり心身の発達段階に応じた効果的な指導を行うための研修等を継続的に実施している。中学校の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣する実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、競技実績の高いアスリートを24部活動・9競技種目に派遣することができるのは同法人の他に無い。 更に同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整に柔軟な対応が可能であり、加えて、所属アスリートのほとんどが札幌に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.4.15	市民運動広場用地設計・調査・解析業務	バジフィックコンサルタンツ株式会社	57,475,000	R2.4.8	R2.4.8 ~ R3.3.31	本企画競争への応募者は左記業者1社のみであったが、令和2年3月13日に開催した市民運動広場用地設計・調査・解析業務に係る企画競争実施委員会において、企画提案の最終審査を実施した結果、採点が最低基準点である各委員の持ち点を合算した値を超えたため、委託候補業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.5.13	白旗山競技場A面天然芝保全業務	コウフ・フィールド株式会社	20,020,000	R2.4.28	R2.4.28 ~ R2.11.30	白旗山競技場A面の天然芝は、長年の使用により、芝生下の土壌固結が進行し、発育が妨げられていたため、2018年度にラグビーワールドカップ組織委員会・東京オリパラ組織委員会の求めるスポーツターフへ改良し、更に昨年、左記業者が不良な芝の撤去、不陸整正、張芝等を実施してきた。 そういった状況下で今回の業務は、東京オリパラ・サッカーの代表チームの使用に耐えうる、より一層高度なフィールドを維持していく必要があるため、大会組織委員会の規定する屋外競技場での大規模な芝生更新工事の実務経験があり、且つ運動施設施工技士または芝草管理技術者1級または2級の資格等を持つものを業務主任技術者として配置させることができる業者でもあり、芝の状況を最も熟知している左記業者のみが実施できるものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス)スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.5.13	白旗山競技場B面天然芝保全業務	雪印種苗株式会社	11,330,000	R2.4.28	R2.4.28 ~ R2.11.30	白旗山競技場B面の天然芝は、長年の使用により、芝生下の土壌固結が進行し、発育が妨げられていたため、2018年度にラグビーワールドカップ組織委員会・東京オリパラ組織委員会の求めるスポーツターフへ改良し、更に昨年、左記業者が不良な芝の撤去、不陸修正、張芝等を実施してきた。 そういった状況下で今回の業務は、来年、東京オリパラ・サッカーの代表チームの使用に耐えうる、より一層高度なフィールドを維持していく必要があるため、大会組織委員会の規定する屋外競技場での大規模な芝生更新工事の実務経験があり、且つ運動施設施工士または芝草管理技術者1級または2級の資格等を持つものを業務主任技術者として配置させることができる業者でもあり、芝の状況を最も熟知している左記業者のみが実施できるものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.7.29	モエレ沼公園野球場改修基本設計検討業務	株式会社アーキテクトファイブ	21,010,000	R2.7.8	R2.7.8 ~ R2.10.31	モエレ沼公園は、イサム・ノグチ氏が作成したマスタープランに基づいて整備され、ノグチ氏の没後もイサム・ノグチ財団がマスタープランを継承し、公園に何らかの変更を加える場合には、当財団の同意を得ることでデザインコンセプトを維持している。 この度、改修を予定している野球場についても同様に、イサム・ノグチ財団の同意を得て進めていく必要がある。 株式会社アーキテクトファイブは同公園の設計総括・設計監理を行った団体であり、代表の川村氏は、マスタープランの継承者として、監修者である故ジョージ・サダオ氏とともに、これまで公園及び園内施設の整備を監修してきており、本業務の受託が可能な唯一の事業者である。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして、随意契約(特定)により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.7.29	大倉山ジャンプ競技場ほか施設圧雪車整備業務	スノーシステムズ株式会社	4,936,800	R2.7.17	R2.7.17 ~ R2.10.31	当該圧雪車はケースボーラー製で、製造メーカー独自の技術が使用されている。左記業者は日本国内で唯一のケースボーラー社製圧雪車の輸入代理店として、販売及び保守サービス業務契約を締結している入札参加資格者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして、随意契約(特定)により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.7.29	パラスポーツクラブ運営業務	一般社団法人HOKKAIDO ADAPTIVE SPORTS	1,980,000	R2.7.20	R2.7.20 ~ R3.3.11	本業務は、パラスポーツクラブにおいて下肢障がいのある子どもを受け入れ、一貫した指導方針の下で多くの競技を経験させることを通じ、裾野拡大から競技力向上までを図るものである。 一般社団法人HOKKAIDO ADAPTIVE SPORTSは、子ども世代を対象に多くの車いす種目について定期的な指導を行った実績のある市内で唯一の法人であり、複数競技に係る実技指導能力や発育発達段階に対応した活動プログラムの策定能力に加え、障がいに対する知識や子ども世代への高度なコーチングスキルを有している。 また、パラスポーツクラブにおける組織運営のノウハウや、国内外のパラリンピアン・パラアスリートとのコネクションも有しているなど、高度なデモンストレーションを行うことが可能であり、同様の能力等を有する法人は市内において他に無い。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質または目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして同法人と特定随意契約により調達することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.8.5	藤野野外スポーツ交流施設公衆無線LAN整備運用業務	東日本電信電話株式会社	3,322,000	R2.7.29	R2.7.29 ~ R3.3.31	本市では、市営地下鉄駅・コンベンションセンター・大通公園などの公共施設等にて、統一の認証方法による公衆無線LANサービス「Sapporo_City_Wi-Fi」を提供している。 本業務は、国内外からの観光客や市民の利便性向上等を目的とし、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的として、藤野野外スポーツ交流施設において、同一のサービスを整備、提供を行うものである。 「Sapporo_City_Wi-Fi」は、平成27年度に公募型企画競争により選定された左記業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであり、左記業者は他の運用エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の者である。 以上のとおり、本業務を確実に履行できるのは左記業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.8.19	大倉山ジャンプ競技場屋外エスカレーター保全業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	2,140,600	R2.8.11	R2.8.11 ~ R3.3.31	大倉山ジャンプ競技場に設置されている屋外エスカレーターにおいて、エスカレーターの安全な運行及び制御を行う重要部品に、経年による摩耗が進行している。前回更新から15年以上経過した、又は竣工から一度も更新されていない部品であり、動作不良を起こし緊急停止した場合、利用者の転倒事故につながる恐れが非常に高い。 当該エスカレーターは一般的なエスカレーターと比較して全長が非常に長く、全国的にも類を見ないほどの設備であるため、更新対象の部品はメーカー独自の技術を用い、受注後に設計から行う受注生産品となる。既存設備との互換性を確保するには、当該受注生産品以外では代替が不可能であること、更新作業に設計・製造メーカーの技術が必要となることから、左記業者以外に本業務を実施できる者がいない。 以上のとおり、本業務を確実に履行できるのは左記業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.9.2	札幌ドームホヴァリングステージほか可動設備保全業務	川崎重工株式会社	71,720,000	R2.8.21	R2.8.21 ~ R3.3.25	札幌ドームのホヴァリングステージ等可動設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながら段階的かつ部分的な更新が必要となります。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されています。今回の本業務は、札幌ドームの可動設備の主要部品更新業務であり、上記のとおり、稼働させながら更新するため、既設使用部品との互換性を確保するには、製造メーカー一品以外での代替が不可能であること、かつ、設計・製造メーカーの技術が必要となることから左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないため、左記業者に特命といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.9.9	藤野野外スポーツ交流施設2ロマンスリフト保全業務	東京索道株式会社	4,323,000	R2.9.1	R2.9.1 ~ R3.3.31	本業務は第2ロマンスリフト構成機器である握索装置の整備業務で、握索装置はリフトの座席をワイヤーに固定する装置で、上記装置を含む索道設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能です。 以上のとおり、同リフトのメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.9.23	札幌ドーム直流電源装置保全業務	株式会社北海道ジーエス・ユアサービス	32,417,000	R2.9.14	R2.9.14 ~ R3.3.25	札幌ドームの直流電源設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながら段階的かつ部分的な更新が必要となります。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されています。今回の本業務は、札幌ドームの直流電源設備の主要部品更新業務であり、上記のとおり、稼働させながら更新するため、既設使用部品との互換性を確保するには、製造メーカー一品以外での代替が不可能であること、かつ、設計・製造メーカーの技術が必要となることから左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないため、左記業者に特命といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

令和2年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.9.30	札幌ドーム遮光幕設備保全業務	太陽工業株式会社東北支店	5,060,000	R2.9.18	R2.9.18 ~ R3.3.31	本業務は、札幌ドームの遮光幕設備の各種部品交換を実施するものである。 本業務の対象となる遮光幕設備については、同製造メーカー以外の部品の代替が不可能であり、部品の供給も左記業者以外には行われず、本業務を効率的に完了することができ、さらに専門的知識があるのは同社のみである。 以上のとおり、本業務を確実に履行できるのは左記業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.10.7	札幌ドーム中央監視装置保全業務	アズビル株式会社	61,600,000	R2.9.28	R2.9.28 ~ R3.2.15	本業務は、札幌ドームの中央監視システムの一部装置の保全業務である。中央監視システムはメーカー独自の部品やソフトウェアが使用されており、システムの一部装置の更新である本業務においてメーカー以外の部品及びソフトウェアでは各機器との互換性を確保することが不可能である。そのため、同システムのメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものがない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.10.7	スポテリ11月号 ウインタースポーツ少年団紹介記事制作業務	株式会社アドバコム	2,499,200	R2.9.28	R2.9.28 ~ R2.11.30	「スポテリ」については株式会社アドバコムが制作から発行まで一貫して取り扱う専売広告媒体であり、当該業務を請負える者は同法人以外にない。このため、今回の契約の目的を達成できる業者が1社に特定されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.10.7	宮の森ジャンプ競技場リフト保全業務	日本ケーブル株式会社	1,430,000	R2.9.29	R2.9.29 ~ R3.3.15	本業務は宮の森ジャンプ競技場のリフトの構成機器である油圧制御機の更新業務である。上記装置を含む索道設備についてはメーカー独自の部品や技術が使用されているため、メーカー以外の部品の代替が不可能であり、かつ独自の技術が必要となる。そのため、同リフトのメーカーである左記業者以外にこの業務を安全確実に実施できる者が他にない。 以上のとおり、本業務を確実に履行できるのは左記業者に特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.10.7	平岸プール可変床保全業務	三菱重工機械システム株式会社	3,295,600	R2.9.30	R2.9.30 ~ R3.1.29	本業務は平岸プールに設置されている可変床の昇降するシリンダーを外し、消耗部品の交換を行う業務である。可変床についてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能であり、そのため、同可変床のメーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にない。 以上のとおり、本業務を確実に履行できるのは左記業者のみであることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.10.21	札幌ドーム大型映像装置保全業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	19,030,000	R2.10.9	R2.10.9 ~ R3.3.25	札幌ドームの大型映像装置の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながらの段階的かつ部分的な更新が必要となります。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されています。今回の本業務は、札幌ドームの直流電源設備の主要部品更新業務であり、上記のとおり、稼働させながらの更新であるため、既設使用部品との互換性を確保するには、製造メーカー品以外での代替が不可能であること、かつ、設計・製造メーカーの技術が必要となることから左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にない。 以上のとおり、本業務を確実に履行できるのは左記業者に特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.12.9	令和2年度 札幌国際スキー場・Fu's snow area 札幌市スキー学習支援業務(月額契約)	株式会社札幌リゾート開発公社	3,200,000	R2.10.19	R2.10.19 ~ R3.3.31	札幌国際スキー場を利用する市内15校、Fu's snow areaを利用する市内24校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 札幌国際スキー場並びにFu's snow area直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事態が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する株式会社札幌リゾート開発公社との特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.12.9	令和2年度 朝里川温泉スキー場 札幌市スキー学習支援業務(月額契約)	株式会社Sasson	1,720,000	R2.10.21	R2.10.21 ~ R3.3.31	市内の11校から朝里川温泉スキー場におけるスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 朝里川温泉スキー場直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事態が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する左記業者との特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.11.11	札幌ドーム ムービングウォールほか可動設備保全業務	IHI運搬機械株式会社	31,240,000	R2.11.5	R2.11.5 ~ R3.3.22	本業務は、札幌ドームのムービングウォール及び巡回式可動席設備の保全業務である。ムービングウォール及び巡回式可動席設備はメーカー独自の部品や技術が使用されており、本業務において既設使用部品との互換性を確保するには、メーカー部品以外での代替が不可能であること、かつメーカーの技術が必要となることから、メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にない。 以上のとおり、本業務を確実に履行できるのは左記業者に特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

※(単備契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.25	シットスキー・バイスキー指導者養成講習会及び体験会運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	3,630,000	R2.11.18	R2.11.18 ~ R3.2.28	<p>本業務は、シットスキー及びバイスキーに係る指導者を養成する講習会及び体験会を開催する事業であり、会場設営や参加者への対応に当たっては、会場を熟知しており、障がい者スポーツの指導補助等の知識・経験を有するスタッフを多数配置する必要がある。また、今年度の会場については、コースの構成や難易度、座学会場からの動線及び開催時期等の観点から、中島公園内歩くスキーコース(シットスキー指導者養成講習会・体験会)、サッポロテイネ(バイスキー指導者養成講習会)及び藤野野外スポーツ交流施設(バイスキー体験会)に限られている。</p> <p>そのような要件の中、一般財団法人札幌市スポーツ協会(以下「協会」という。)は、2019年度にサッポロテイネでバイスキー指導者養成講習会を運営した実績及び同年まで藤野野外スポーツ交流施設の指定管理を担った実績があり、中島公園の歩くスキーコースの管理運営団体でもあることから、今年度の会場を熟知し円滑かつ安全な運営を行うことができる。また、協会には中級・初級の障がい者スポーツ指導員が多数在籍しており、シットスキーの試走会や体験会、講習会、障がいのある方を対象としたスキー大会等を多数開催してきた実績があることから、障がい者スポーツの指導補助等の知識・経験及びイベント運営ノウハウを有したスタッフを適切に配置することができる。</p> <p>以上のとおり、本業務を確実に履行できるのは上記協会に特定されることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約といたしたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.12.9	令和2年度 サッポロテイネスキー場 札幌市スキー学習支援業務(月額契約)	加森観光株式会社ティネ事業部	1,670,000	R2.11.19	R2.11.19 ~ R3.3.31	<p>サッポロテイネスキー場を利用する市内24校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。サッポロテイネスキー場の直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事態が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する加森観光株式会社ティネ事業部との特定随意契約としたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.12.2	Vリーグ公式戦札幌大会に係るロア広告敷設業務	特定非営利活動法人Mirrisoスポーツ	1,100,000	R2.11.24	R2.11.24 ~ R3.3.1	<p>本業務は、バレーボール普及振興に関するホームタウンパートナー協定を本市と締結している特定非営利活動法人Mirriso(ミリーソ)スポーツが保有する男子バレーボールチーム「サフィールヴァ北海道」のホームゲームにおいて、本市のシティプロモートを目的として床面広告を掲出するものである。</p> <p>本市の床面広告を掲出するためには、ホームチームが有するチームスポンサーの権利を行使してVリーグ機構の承認を得る必要があるが、ホームチームであるサフィールヴァ北海道を保有する特定非営利活動法人Mirrisoスポーツ以外にチームスポンサーの権利を行使できるものはない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約といたしたい。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.12.9	歩くスキーコース管理運営業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	5,412,000	R2.12.1	R2.12.1 ~ R3.3.26	<p>中島公園歩くスキーコースは、利用する市民の利便性・安全性への配慮及びその利用促進を図るため、地下鉄幌平橋駅及び中島公園駅から除雪された安全な道を通り利用できるよう、用具の貸出所(プレハブ)を中島体育センター敷地内に設置するとともにその隣接地にコースの発着場を設置している。また、白旗山競技場歩くスキー常設コースでは、コース開放のための圧雪整備に加え、案内標識やスノーフェンスの設置、コース巡回等の安全管理が必要である。</p> <p>当団体は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白旗山競技場を発着場としていることから、コース全体を一体として整備することができる。 ・自らが指定管理者となっている中島体育センターや白旗山競技場を拠点として、コースの安全管理や随時コースの巡回ができる。 ・中島公園、白旗山競技場で必要な案内標識やスノーフェンスを所有している。 ・中島公園で貸出を行っている歩くスキーを所有している。 <p>以上のことから、中島体育センター及び白旗山競技場の指定管理者であり、例年安全に履行している一般財団法人札幌市スポーツ協会は、本業務を履行できる唯一の業者である。なお、中島体育センター及び白旗山競技場の管理に係る特記仕様書において、当該業務は別途指定管理者に対して業務委託を行うこととしている。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R3.3.31	令和3年度スポーツ局清掃業務	オリックス・ファシリティーズ株式会社	5,379,000	R3.3.23	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>スポーツ局の事務室があるORE札幌ビルの貸主であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、貸室内清掃については管理会社が行うとの指定があることから(管理規則「D. 衛生・清掃」記載)、本業務は同ビルの管理会社である左記業者のみが実施可能である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R3.3.31	札幌市スポーツ施設公衆無線LAN運用業務	東日本電信電話株式会社	14,058,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、国際競技大会等が開催可能な札幌市スポーツ施設において、国内外からの観光客等に対し、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。</p> <p>本市では、市営地下鉄駅・コンベンションセンター・大通公園などの公共施設等に、利用者の利便性向上の観点から統一の認証方法による公衆無線LANサービス『Sapporo_City_Wi-Fi』を提供しており、本業務は札幌市スポーツ施設においても、同一のサービス提供を求めるものである。</p> <p>『Sapporo_City_Wi-Fi』は、平成27年度に公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであり、他の運用エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。</p> <p>以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは左記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記事業者との特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.14	令和3年度札幌市学校施設開放事業	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	350,790,000	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.31	本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に当時の財団法人札幌市スポーツ振興事業団(現：一般財団法人札幌市スポーツ協会。以下「協会」という。)が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について委託し実施してきた。以降、協会は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることによって、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。 また、本市では「札幌市公共施設予約情報システム(以下「システム」という。)」の業務端末を区体育館等窓口を設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、同システムを活用してセンター管理枝の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。 さらに、協会は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内280校以上の学校開放枝や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R2.4.8	北海道オール・オリンピックズと札幌市の連携促進業務	株式会社札幌振興公社	3,929,677	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	・本業務は、北海道ゆかりのオリンピック、パラリンピアンがオリンピック・パラリンピック教育をはじめとしたオリンピックムーブメントの推進を展開することにより2030年大会招致の機運醸成を高めることを目的として実施されるもの。 ・本業務の遂行にあたっては、本市が実施しているオリパラ教育及びオリンピックムーブメントの学術的な知見を有することが必要である。 ・(株)札幌振興公社は、札幌市からの委託により、指定管理業務として、札幌オリンピックミュージアムの管理運営業務を行っており、その業務の中にオリパラ教育の実施がある。 ・また、(株)札幌振興公社は、当該施設の管理運営を行うにあたり、学芸員を雇用し、オリパラ教育のほか、1972年札幌オリンピックを始めとしたオリンピックに関する展示や収蔵物の管理を行っており、オリンピック関連の業務に必要な専門的な知見を有している。 ・加えて、本業務は、札幌オリンピックミュージアム内において実施され、当該施設の機能や設備などを適切に活用しながら業務にあたる必要がある。そのため、本業務を遂行できるのは、当該施設の管理運営を行う当該事業者のみであるといえる。 ・さらに、(株)札幌振興公社は、札幌市ジャンプ競技場等の指定管理者として継続して札幌オリンピックミュージアムの管理運営を行っている唯一の事業者である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2.6.10	札幌ドーム周辺地域におけるスポーツ交流拠点基本構想検討業務	株式会社日本経済研究所	9,900,000	R2.6.2	R2.6.2 ~ R3.3.26	左記業者は、令和2年5月20日に開催した札幌ドーム周辺地域におけるスポーツ交流拠点基本構想検討業務に係る企画競争実施委員会において企画提案の審査を実施した結果、最も高い評価を得たため、上記業務の内容に最も適した委託候補業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2.8.5	新千歳空港における桜枝の設置・管理業務	株式会社えんれいしゃ	2,068,000	R2.7.30	R2.7.30 ~ R2.8.31	「株式会社えんれいしゃ」は、空港所有者及び管理者である新千歳空港ターミナルビルディング株式会社から空港内における本業務実施について唯一指定を受けている業者である。 このため、今回の契約の目的を達成できる業者が1者に特定されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2.8.26	「Next Sports Meeting ~コロナ時代を考える@北海道」開催に係る「#さっぽろスポーツ部」PR広告掲載業務	株式会社朝日サービス	1,320,000	R2.8.21	R2.8.21 ~ R2.9.30	当該広告掲載は、朝日新聞北海道支社等と札幌市が共催で実施する「Next Sports Meeting ~コロナ時代を考える@北海道～」のレポート記事等の新聞掲載に併せて同紙面上にて行うものであり、当該イベントの運営は本業務を含めて、株式会社 朝日サービスによって一括で行われていることから、左記業者以外に本業務を実施できるものがないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2.9.9	冬季オリンピック・パラリンピック競技大会開催概要計画検討業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	84,920,000	R2.9.1	R2.9.1 ~ R3.3.31	本プロポーザルへの応募者は左記業者の1者のみであったが、令和2年8月21日に開催した冬季オリンピック・パラリンピック競技大会開催概要計画検討業務に係る企画競争実施委員会において企画提案の最終審査を実施した結果、採点が最低基準点である各委員の持ち点を合算した値の6割を超えたため、上記業務の内容に適した委託候補業者として左記業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R3.3.10	ほっかいどう大運動会におけるスポーツの魅力発信とイベント映像を活用した啓発用動画の制作	株式会社北海道新聞社	1,100,000	R3.2.19	R3.2.19 ~ R3.3.31	本市は本イベントにおける実行委員会の構成団体であり、株式会社北海道新聞社は本イベントにおける事務局となり、契約事務および全体調整を実行委員会から一任されている。このため、今回の契約の目的を達成できる業者が1者に特定されていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) 招致推進部調整課 011-211-3042
R2.6.24	札幌市特別定額給付金事業給付業務	株式会社恵和ビジネス	1,072,829,246	R2.5.1	R2.5.1 ~ R2.10.31	「特別定額給付金事業」は感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、国から示された要領に基づき、実施するものである(令和2年4月30日付市決済済済)。そのため、国から「緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な給付開始を目指す」と示されていることに鑑み、本業務については、過去の給付金事業において受託実績があり、必要部材等の緊急調達が可能である。当該業者と随意契約を締結し、必要としている市民に対して、1日も早い給付の実現に繋げる。なお、「特別定額給付金事業」に係る契約締結については、令和2年4月28日付けで総務省から「緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当するものとして随意契約を締結することができるもの」と通知されていることを申し添えます。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	保) 総務部総務課 011-211-2557
R2.7.1	特別定額給付金対象者データ抽出業務	株式会社日立製作所	36,327,500	R2.5.1	R2.5.1 ~ R2.9.30	本給付金は総務省より迅速かつ的確に給付金を届けるよう協力依頼があり、事業の実施には対象者を安全かつ確実に抽出、管理するシステムの構築が必要である。 本市において類似の事業として臨時福祉給付金、プレミアム商品券などで同様のシステムを構築しており、同システムの構築を行った当該事業者を契約の相手方とすることで、最も早く安全に給付が可能と考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	保) 総務部総務課 011-211-2557
R2.6.24	特別定額給付金担当課 レイアウト変更・什器搬入・設置業務	大丸株式会社	1,241,240	R2.5.8	R2.5.8 ~ R2.5.17	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い市民生活を支援するため、特別定額給付金の支給が決定され、いち早く給付を実施するため特別定額給付金担当課が設置されたが、円滑な給付事務を行う体制を構築するために、給付開始時期までに、すでに総)庁倉管理課で契約をしているばらと北一条ビル8階に事務室を移転する必要がある。 当該選定業者は、本市での事務室設置やレイアウト変更等、多数の実績があり、本市での業務に熟知しており、また、短期間で本業務を遂行することができる唯一の業者である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要)により随意契約をすることとし、特定により当該選定業者から見積書を徴することが妥当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	保) 総務部総務課 011-211-2557

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.7.1	特別定額給付金担当課什器・備品一式	大丸株式会社	8,983,161	R2.5.8	R2.5.18 ~ R3.3.31	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い市民生活を支援するため、特別定額給付金の支給が決定され、いち早く給付を実施するため特別定額給付金担当課が設置されたが、円滑な給付事務を行う体制を構築するために、給付開始時期までに、すでに総庁倉管理課で契約をしているばらと北一条ビル8階に事務室を移転する必要がある。</p> <p>当該選定業者は、本市での事務室設置やレアウト変更等、多数の実績があり、本市での業務に熟知しており、また、短期間で必要備品等を調達し、本業務を遂行することができる唯一の業者である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要)により随意契約をすることとし、特定により当該選定業者から見積書を徴することが妥当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2557
R2.7.1	札幌市特別支援金事業給付業務	株式会社社恵和ビジネス	4,906,000	R2.6.15	R2.6.15 ~ R2.8.31	<p>本事業においては、既に実施している「特別定額給付金」給付事業との親和性が極めて高く、特別定額給付金と同様、迅速な給付をする必要がある。</p> <p>また、「特別定額給付金」給付事業を受託している当該業者と随意契約を締結することにより、効率的な業務の履行が期待できるほか、本事業に必要なシステム等については「特別定額給付金」給付事業で使用しているものを共用することが可能となり、これにより、システム等の新たな構築に係る費用を抑えることができることから、他社に比して著しく安価で契約できることが期待できるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2557
R3.4.7	令和3年度札幌市中国帰国者生活相談室管理運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,305,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、中国残留邦人等からの生活相談に対する情報提供や助言等を行うとともに、通院の同行や生活実態把握のための家庭訪問を行うものであるため、中国残留邦人等の言語や境遇を理解し、継続的に関わることが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、当該事業委託当初の平成12年度から当相談室の管理運営業務を実施し、中国残留邦人等に対する知識や相談経験が豊富な専任職員による支援を長期かつ継続的に行ってきた実績を有するほか、高齢者等を対象とする相談支援事業を幅広く行っている。</p> <p>対象者の生活、健康状況や扶養義務者との交流状況等を細やかに把握し、中国残留邦人等の支援のためのノウハウを蓄積している市社協は、高齢化が進み地域で孤立しやすい中国残留邦人等に対して包括的な支援を行うことが可能であり、本業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
R3.4.7	令和3年度市民後見推進事業	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	5,951,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本事業は、成年後見制度における市民後見人の育成や活動支援を行うため、認知症高齢者や精神障がい者等の権利擁護支援に関する高い専門性が求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、全国の都道府県及び指定都市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係を有しており、さらに、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業は連携が強化されるべきことが明示されている。</p> <p>また、市社協は日常生活自立支援事業に加え、現状、市長申立て手続等を行う「成年後見制度利用支援事業」を行っているほか、法人後見の実施団体でもあるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業は、市民後見の推進を含めて一体的に実施することが効果的であると考えられる。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
R3.4.7	令和3年度情報センター運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	17,352,500	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、社会福祉総合センター3階の情報センターにおいて、福祉に関する図書等の貸出や管理等を行うとともに、地域福祉活動やボランティア活動などの福祉情報を市民へ提供するものである。</p> <p>情報センターは、蔵書の約4割が福祉に関するものであるという特徴をもち、その管理に当たっては、地域福祉のみならず、高齢や障がい、子どもなど幅広く福祉に精通し、専門的知識や経験を活かして各分野で必要とされる福祉情報を収集・提供することが求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体である。市社協は、総合センター内に事務所を置き、様々な福祉関係団体の事務局を担うとともに、各種福祉団体やボランティア団体等が行う福祉活動の連絡・調整や、社会福祉事業についての総合的企画・調整など福祉活動の中心的役割を果たしており、他に同等の機能を果たしている団体はない。</p> <p>また、市社協は、地域福祉に関する専門的な知識を有し、各区社会福祉協議会を通じて地域福祉活動に関する情報やボランティアの要請、活動希望を随時把握する体制を構築し、日々、市民等からの相談を受けて対応を行うなど、その経験に基づき、効果的な福祉情報の収集・提供が期待できる。</p> <p>上記のことから、当該選定事業者は本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体であると判断される。</p> <p>なお、市社協は本市の入札等参加資格を有する事業者ではないが、上記の理由のとおり、同会以外には事業実施を望めないため、申出書を確認の上選定したものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
R3.4.7	令和3年度地域福祉推進支援業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	2,808,300	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、地区社会福祉協議会の事業実施部門である福祉のまち推進センターの活性化を目的としており、事業の実施に当たっては、地域福祉活動に関する高い専門性やノウハウを持ち、地域の実情を把握している必要がある。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、本市における地域福祉推進の役割を担う団体として、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体であり、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を統括している。</p> <p>また、平成7年度の福祉のまち推進事業の立ち上げから現在に至るまでの活動支援に関わっており、福祉のまち推進センターにおける活動の実態を把握し、地域福祉活動のノウハウを蓄積している。</p> <p>上記のことから、市社協は、本委託業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体であると判断される。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部総務課 011-211-2932
R2.5.20	生活保護電算事務システム機器等更新業務	株式会社アイネス	36,993,000	R2.4.13	R2.4.13 ~ R3.3.31	<p>札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。)は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムに、札幌市独自の要件を追加して開発したものである。</p> <p>今回の業務は新たに調達する機器等に対して本システムを再構築するものとなっていることから、役務調達の相手先としては、本システムの根幹部分を把握しており、かつ著作権を有している選定業者に特定されるため、</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.31	緊急一時宿泊(シェルター)事業(単価契約)	橋本観光株式会社	1,835,000	R2.10.30	R2.11.1 ~ R3.3.31	<p>本事業については、住居喪失者等の健康状態の悪化防止やホームレス生活に至ることの防止のため、緊急避難的に宿泊施設を提供することによって、地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることを目的としている。</p> <p>本事業は、平成22年度の事業開始時から、「住居喪失者に対する理解」、「男女間わない受け入れ」及び「三食の食事の提供」という条件を満たしていた唯一の事業者(カプセルホテル)に長らく業務委託していたところであるが、その事業者が令和2年1月31日をもってカプセルホテル事業を停止してしまっただ。そのため、札幌市内でカプセルホテル事業を実施している全ての事業者に対して電話で問い合わせを行い、三つの条件は満たせないが朝食のみであれば実施可能との回答があったカプセルホテル事業者と契約したが、契約後すぐ、新型コロナウイルス流行に伴う経営不振のため、当該事業者が営業を停止してしまっただ。</p> <p>そこで、「住居喪失者に対する理解」、「男女間わない受け入れ」の観点から、市内のビジネスホテル事業者十数社に対して本事業の実施の可否を電話にて調査したところ、標記事業者からのみ、運営するホテルにおいて事業実施可能との回答があったため、令和2年4月17日から5月31日までの期間で本事業の委託契約を締結した。標記事業者は、期間中、滞りなく本事業を実施したところである。</p> <p>標記事業者には、住居喪失者に対する理解があり、事業の実績もあること、また電話調査における他事業者の返答状況から、本事業の目的を達成するための条件を満たすのは標記事業者のみと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。</p> <p>なお、当該事業者は競争入札参加資格を有しないが、札幌市物品役務等契約事務取扱要領第26条の規定に基づき、申出書及び法人概要を徴し本事業を実施するにあたり問題がない法入札と判断したものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.1.13	機器更新後生活保護電算事務システムサーバ等機器保守業務	株式会社アイネス	1,091,200	R2.12.7	R3.2.1 ~ R3.3.31	<p>本業務を履行する上では、システム障害発生時に、障害に対し適切に対応できることが要件である。当該業者は、札幌市生活保護電算事務システム機器更新業務の受託者であり、また、サーバ等機器の構築を実施したため、システム及びサーバ等機器の構成を熟知しており、障害における原因の所在の明確化が可能で、本業務履行の要件を満たす唯一の業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.1.27	生活保護電算事務システム法改正改修業務(日常生活支援居施設)	株式会社アイネス	2,831,400	R3.1.14	R3.1.14 ~ R3.3.31	<p>本業務を履行する上では、システム障害発生時に、障害に対し適切に対応できることが要件である。当該業者は、札幌市生活保護電算事務システム機器更新業務の受託者であり、また、サーバ等機器の構築を実施したため、システム及びサーバ等機器の構成を熟知しており、障害における原因の所在の明確化が可能で、本業務履行の要件を満たす唯一の業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.3.31	令和3年度就労ボランティア体験事業委託業務	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	26,620,000	R3.3.9	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本事業は、生活習慣や人との関わり方、及び就労への意欲などに複合的な課題を抱えており、長期的な支援が必要なものに対し、就労体験やボランティア体験、又は対象者の状態に応じた様々なセミナー等を提供することにより、就労への前段階としての準備ができるよう支援することを目的とした事業である。</p> <p>上記の事業内容を踏まえると、本事業の委託先について、事業における支援の質や積み上げてきた信頼関係の継続性を確保するとともに、質の高い支援を行うことができる従事者の育成と確保ができる事業者でなければならない。また、本事業の内容は他者との接触を伴うものであるため、委託先が、就労体験等の協力事業所等と緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策を講ずる必要がある。このため、令和3年度の事業実施に当たっては、令和2年度における感染対策を継続することが求められる。</p> <p>標記事業者についてみると、平成23年度から1,200人を超える生活保護受給者と生活困窮者の支援を行ってきており、複合的な課題をもつ者の支援を行う専門的な技術及びノウハウを有している。さらには、専門資格を有する人材を配置するとともに、厚生労働省主催の人材育成研修に定期的に参加するなど、これまで本事業を行う支援員の育成を行ってきた実績がある。また、標記事業者には、令和2年度の事業実施を通じて、就労体験等の協力事業所との調整及びセミナー実施形態の変更等を行い、新型コロナウイルス感染症対策を講じたことにより、感染者等を発生させていないという実績がある。</p> <p>したがって、本事業の目的を達成するための条件を満たすのは標記事業者のみと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.3.31	ホームレス就労支援入所及び職場定着・自立継続業務	社会福祉法人 札幌明啓院	4,481,136	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>ホームレス就労支援入所は、就労が可能な健康状態で生活保護を申請したホームレスを対象とし、基本的な生活上の処遇及び生活環境を確保した上で、求職活動や就労と併せて、居宅の確保に関する指導援助等を行うものである。業務実施に当たっては、相応の設備と専門的知識を備えた指導員を必要とする。</p> <p>また、職場定着・自立継続業務は、ホームレスが退所した後、就労先への定着や自立した居宅生活、健康維持のため必要な相談援助を行うものであり、上記就労支援入所と一体的に実施する必要がある。</p> <p>生活保護を申請したホームレスを直ちに入所させ、寝具等の貸与、給食、日用品の支給等、基本的な生活上の処遇及び生活環境の確保ができるのは生活保護法に基づく救護施設のみであり、かつ求職活動・就労に関する指導等を行うための専門的な知識を持つ指導員を有しているのは、標記法人のみである。以上より、標記法人は、本業務を適切に遂行できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.3.31	札幌市ホームレス相談支援センター(分室「コミュニティハウスれおん」)運営業務(単価契約)	特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター	16,882,470	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。)の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体の施設定員や対象者の年齢、性別、抱える疾病や障がい等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、対象となるホームレスからの相談に応じて課題を把握し、対象者の状況や意思を十分に確認することを通じて、状況にあった支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活及び就労支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。</p> <p>本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えているほか、精神障がいや知的障がいや疑われる若年層を中心としたホームレスへの支援に関するノウハウを有している必要がある。</p> <p>当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者は法人設立時より、社会から孤立するホームレスを含む精神障がいや知的障がいや疑われる若年層への支援に取り組んでいる。以上より、標記事業者は、本業務を適切に遂行できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.31	札幌市ホームレス相談支援センター(分室「女性サポート アジール」)運営業務(単備契約)	特定非営利活動法人 女性サポートAsyl	17,053,560	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。)の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障がい等の状況を踏まえ、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、女性のホームレスの相談に応じ、課題を把握するとともに、対象者の置かれている状況や意思を十分に確認することを通じて、状況に応じた支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活及び就労にかかる支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えているほか、女性のホームレスに対する支援のノウハウを有していなければならない。</p> <p>標記事業者は、平成27年度から女性のホームレス支援にかかる業務を行っており、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者はDVや経済的困窮により行き場を失った女性のホームレスへの支援提供を目的に設立された法人である。以上より、標記事業者は、本業務を適切に遂行できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.3.31	札幌市ホームレス相談支援センター(基幹センター)運営業務	一般社団法人 札幌一時生活支援協議会	17,415,750	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(基幹センター)」の運営を行うものである。</p> <p>業務内容は、ホームレスに対する自立相談支援事業、一時生活支援事業及びその他の支援事業をあわせて実施するために設置される「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。)の連絡調整、ホームレスに向けた巡回相談、総合相談会の開催や札幌市ホームレス支援ネットワーク会議開催等を通じて、札幌市におけるホームレス支援事業を総合的に統括するものであり、本事業を実施する事業者は、ホームレスへの支援に関する理解及びノウハウを有するほか、ホームレス支援に関する活動を行う団体の連携、調整を行うための体制を備えていなければならない。</p> <p>当該事業者は、ホームレス支援に関する活動を行う団体の連携、調整を行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、分室で行う業務を担う能力と実績を持つ団体で構成された一般社団法人であり、上記の体制を備えた唯一の団体である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.3.31	札幌市ホームレス相談支援センター(分室「みんなの広場」)運営業務(単備契約)	特定非営利活動法人 みんなの広場	18,807,624	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。)の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障がい等の状況を踏まえ、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務の内容は、高齢者等の就労可能なホームレスからの相談に応じ、置かれている状況や対象者の意思を十分に確認することを通じて、状況にあった支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的な支援を行うものである。本事業を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えるほか、高齢等の理由により、直ちに就労できないホームレスへの支援に関するノウハウを有していなければならない。</p> <p>標記事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者は法人設立時からホームレスや医療機関を受診する必要があるホームレスの支援を行っており、直ちに就労できないホームレスに対する支援のノウハウを十分に有していると判断される。以上より、標記事業者は、本業務を適切に遂行できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.3.31	札幌市ホームレス相談支援センター(分室「ベトサダ」)運営業務(単備契約)	特定非営利活動法人 自立支援事業所 ベトサダ	23,603,137	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター(分室)」(以下「分室」という。)の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体における施設定員や対象者の年齢、性別、抱えている疾病や障がい等の状況を踏まえ、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、対象となるホームレスからの相談に応じて課題を把握するとともに、対象者の置かれている状況や意思を十分に確認することを通じて、状況に応じた支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による就労支援により、対象者が速やかに就労自立できるよう、包括的及び継続的な支援を行うものである。よって、本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えているほか、ホームレスへの生活支援及び就労支援に関するノウハウを有していなければならない。</p> <p>標記事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施する相応の設備と人員体制を備えている。また、ホームレスの就労について理解がある複数の協力企業とのつながりがある。以上より、標記事業者は、ホームレスの速やかな就労自立に向け、本業務を適切に遂行できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保)総務部保護自立支援課 011-211-2992

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.31	札幌市生活就労支援センター運営業務	キャリアバンク株式会社	151,179,600	R3.3.18	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務の目的は、生活困窮者自立支援制度の理念である「生活困窮者の尊厳の確保」、「生活困窮者個人の状況に応じた、包括的・早期的な支援」、「生活困窮者支援のためのネットワークづくり」の達成に寄与することである。 目的達成のためには、生活困窮者に対する理解と、複合的な課題に対応するための専門的な知識や相談支援等の経験が必要である。 また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で新規相談者、特に生活困窮者住居確保給付金の受給者が急増しており、同感染症の影響が収まらない中においては、各種制度の変更に対応するとともに、生活困窮者個人の状況に応じた継続的な支援が求められている。 当該法人は人材派遣業を主力とする株式会社であり、生活困窮者の自立促進において重要な要素である、就労支援についてのノウハウを十分に有している。また、当該法人は地域の雇用創造にかかる公共事業を実施した経験があり、生活困窮者の生活支援に当たって重要な要素である。地域の関係機関とのネットワーク作りについてのノウハウも有している。加えて、令和2年度の本業務の受託者であることから、各種制度を熟知しており、継続的な支援が可能である。 以上より、当該法人は生活困窮者に対する就労支援及び生活支援のノウハウを併せ持っており、本業務を適切に履行できる唯一の事業者であると判断される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.3.31	令和3年度 札幌まなびのサポート事業委託業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	47,141,600	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、生活保護受給世帯及び就学援助利用世帯の中学生に対して学習習慣を身に付けさせ、基礎学力の向上を図ることにより高校進学を達成させるとともに、中学生が自尊心や自己肯定感を持てるような居場所を提供することを目的とした事業であり、参加者が高校へ進学した後も、定期的な連絡を取り、継続した支援を行うことを業務委託仕様書に定めている。 当該法人は、昭和55年の創立以降、40年以上にわたり青少年の健全育成と社会参加を行ってきた実績がある。 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中においては、十分な感染防止対策を行いつつ、学習支援と居場所の提供をする必要があるが、当該法人は令和2年度の受託者であり、同感染症の感染防止対策を講じた開催実績がある。市内の児童会館と若者活動センターの指定管理を受託している当該法人であれば、令和3年度も同じ会場で継続して業務を行うことが可能であることから、会場変更に伴い発生する感染リスクを抑えることができる。 また、事業の参加者及びその保護者にとっては、感染拡大がなかなか収まらない中不安を抱えながら参加することになるが、感染防止対策の実績のある当該法人が引き続き受託することで、安心して事業参加を継続することができる。 以上のことから、当該法人は、事業の目的を達成するために必要な専門技術やノウハウに優れ、豊富な経験等を有しており、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、本業務を履行できる唯一の法人である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.4.7	生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務(単備契約)	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	4,176,359	R3.3.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	要介護(要支援)認定新規申請に関する認定調査(以下「認定調査」という。)は、介護保険法の規定により、市町村職員又は指定市町村事務受託法人のみが実施できるとされており、札幌市で指定市町村事務受託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」)のみである。 以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務についても、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであること、また、秘密保持の確保から指名競争入札には適さないものとして、随意契約(特定)を行うこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.4.28	令和3年度生活保護電算事務システム等運用保守業務	株式会社アイネス	25,608,000	R3.3.26	R3.3.26 ~ R4.3.31	札幌市生活保護電算事務システム(以下「本システム」という。)は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、運用保守にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に保守を行えないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部保護自立支援課 011-211-2992
R3.4.7	令和3年度生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	4,401,067	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	健康診査事業については、健診を受けようとする受診対象者が身近な地域で気軽に受診できる環境を整備することが必要であることから、市内全域にわたって十分な数の医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体でなければならず、かつ、健診単価や受診内容、健診方法を統一しなければならぬことから、各医療機関を総括する窓口となりうるものを相手方として委託する必要があるが生じ、この条件を満たす者としては、本市においては、一般社団法人札幌市医師会のみである。 また、同会は、平成20年3月まで札幌市が実施してきた「すこやか健診事業」において、健診のノウハウと実績を有しているとともに、平成20年度以降、生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務において、良好な実績をあげたことから、確実な契約の履行を期待できる。なお、札幌市国民健康保険も、特定健康診査の実施医療機関として同会との委託契約を行うことから、被保険者との健診内容等の整合性、均衡等を維持しながら、的確な業務処理が期待できる。 以上のことから、指名競争入札には適さないものと判断し、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 総務部保護自立支援課 011-211-2992
R2.4.15	札幌シニア大学運営業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	6,380,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務は老人クラブや町内会等、地域活動のリーダー養成を目的としていることから、運営業務を行うに当たり、老人クラブ等が行う地域貢献活動の取組について把握しており、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有している必要がある。 当該法人は平成13年度から当該業務を担ってきた実績から業務遂行に係るノウハウを蓄積しており、当該法人が業務を行うことにより高い事業効果が期待できる。 当該法人は長年に渡って当該業務を担ってきた実績から、当大学卒業生とのつながりを有しており、卒業生への地域貢献活動に対する効果的な支援が期待できる。 以上の理由から、当該業務を確実かつ効果的に実施できる者は当該法人において他にいないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	全国健康福祉祭参加選手派遣等業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	2,805,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該業務を遂行するにあたっては、市内の高齢者の健康増進や社会参加の促進という事業目的を十分に理解したうえで、各種競技団体と十分な連絡調整を行う体制が必要である。当該法人は、老人クラブの育成を通して、高齢者の健康増進や社会参加の促進に重要な役割を果たしており、事業目的を十分に理解している。また、参加選手の選考基準を協議する「全国健康福祉祭札幌市推進協議会」の事務局を長年担ってきた実績から、当該推進協議会の委員である競技団体との連絡調整等を円滑に進めることが可能である。さらに、当該団体は「札幌シニア大学運営業務」等の受託団体として誠実に業務を遂行するなど、本市の委託業務に実績があり、過去の全国健康福祉祭への選手派遣にかかる業務をすべて受託し、適正に遂行している。 以上の理由から、当該業務を確実かつ効果的に実施することができる者は、当該法人において他にないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R2.4.15	札幌市介護サポートポイント事業運営業務	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	8,000,300	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や登録受付、連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動及びボランティアの派遣に関する知識や経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報適切に管理することが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動希望者からの相談や登録、受入施設とのコーディネート、多くの登録者・受入施設の情報管理など、実績は十分であり、ボランティア活動及びボランティアの派遣業務に精通している。 また、施設内に研修室を有しており、必要な研修を行う体制が整っているほか、研修を視察したところ、その内容も十分なものとなっていた。 求める条件を満たし、年間を通じて、安定的に事業を遂行できる団体は、当該法人において他にないと認められ、また、事業開始以来、良好に運営されていることから、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R2.4.30	令和2年度敬老ICカード及び福祉乗車証等の利用に伴うICカード共通利用センターシステム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	22,178,464	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	敬老優待乗車証制度、障がい者交通費助成制度(以下「両制度」という。)では、SAPICA共通利用センター内のICカード利用に関わるシステムを経由し、両制度のICカードに関する情報連携及び管理等を行っている。 本業務では、両制度のICカードに係るサービス並びに記名SAPICAの利用に係るサービスを提供するため、SAPICA共通利用センター内に設置された札幌総合情報センター所有のシステム並びに本市所蔵のICカード情報の連携及び管理等に係るシステムの安定稼働に向けた運用保守を行い、各種情報管理業務及び精算業務等を行うものである。 上記のシステムを所有し、SAPICA共通利用センターの運用保守を行っている選定事業者が本件業務を行える唯一の業者であり、事業開始以来、良好に運営されている。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、札幌総合情報センター株式会社と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R2.4.30	令和2年度札幌市敬老優待乗車証チャージ端末及び保守サポートセンターシステム運用保守業務	日本電気株式会社	48,444,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本市の敬老優待乗車証制度専用開発した「札幌市敬老優待乗車証チャージ端末」(以下、「チャージ端末」という。)のハード及びシステムに関する各種障害対応、運用管理等を行う業務であり、これらのシステムを熟知している必要がある。 チャージ端末機器を開発し、チャージ端末のシステムネットワーク環境を所有・管理し、平成29年度から運用しているのは、日本電気株式会社 北海道支社の一社のみである。 システムの運用開始以降、良好に作動していることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、現在委託している日本電気株式会社 北海道支社との特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R2.5.13	札幌市敬老優待乗車証チャージ等事務(単備契約)	日本郵便株式会社	28,829,141	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市敬老優待乗車証交付事業は、平成17年度の制度改正以降、利用者から負担金を徴収しており、札幌市敬老優待乗車証チャージ等事務(役務)により、負担金に応じて敬老ICカードへチャージ手続きを行っている。本業務を行うためには、(1)負担金を適切に取受・管理することができる体制、(2)チャージ手続きの利便性を考慮し、市内全域を網羅できる体制が必要である。 市内に27か所ある郵便局には、本人確認や公金の管理等を含め事務に必要な体制が整っていること、市内全域を網羅する形で場所を確保できることといった理由から、平成17年度から利用者負担金に関わる事務を選定事業者として委託している。良好な運営が継続され実績は充分であることや、日本郵便株式会社に基づき設立されているため、企業としての信頼性も高い。 このことから、現在委託している日本郵便株式会社との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976
R2.4.15	敬老優待乗車証等対象者及びICカード管理システム用次期サーバ・端末保守業務	株式会社日立製作所	11,112,310	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、「敬老優待乗車証等対象者及びICカード管理システム」(以下「システム」という。)のシステム機器更新に伴う次期サーバ・端末の保守業務である。 本システムは、当該業者が平成27年度よりシステム開発を行っており、今回の保守業務を行うにあたっては、システムのネットワーク環境、機器やプログラムの構成に関する総合的かつ専門的知識・技術が必要となるが、これらはシステム開発業者のみが有しているものである。当該業者以外から調達した場合、障害発生時等に迅速かつ適正な対応が行えない可能性が高く、また、並行してシステムの更新業務を行う必要があり、円滑な業務の遂行に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、当該業者以外に本業務を履行できる業者はない。 したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、当該業者と特定随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.4.15	札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム更新業務	株式会社日立製作所	124,195,500	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、「札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム」(以下「システム」という。)のシステム機器老朽化による機器類更新に伴うシステム更新業務である。 この度の更新業務は、更新後に設置する新たな機器類でも本システムが正常に動作するよう、ネットワークの環境構築や機器・プログラムの各種設定を行った上で、本システム開発当初に関係事業者と協議の上決定したICカード利用に必要な各種設定を順守して、他システムとの情報連携についても正常に行えるよう必要なシステムの改修や機器類の設置などを行うものである。 本件業務を行うためには本システムのネットワーク環境、機器・プログラムの構成、他システムとの情報連携などについて熟知し、システム改修を行うための総合的かつ専門的知識・技術が必要となり、これらを円滑に行うことができるのは本システムの開発業者のみである。 当該業者以外から調達した場合、障害発生時等に迅速かつ適正な対応が行えない可能性が高く、円滑な業務の遂行に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、当該業者以外に本業務を履行できる業者はない。 したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、当該業者と特定随意契約を締結する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム保守業務	株式会社日立製作所	47,906,760	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、「札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム」(以下「システム」という。)の円滑稼働維持のための保守業務である。 本システムは、当該業者が開発を行っており、その保守業務を行うにあたっては、システムのネットワーク環境、機器やプログラムの構成に関する総合的かつ専門的知識・技術が必要となるが、これらはシステム開発業者のみが有しているものである。当該業者以外から調達した場合、障害発生時等に迅速かつ適正な対応が行えない可能性が高く、円滑な業務の遂行に多大な影響を及ぼすおそれがあるため、当該業者以外に本業務を履行できる業者はない。 したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、当該業者と特定随意契約を締結する。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.4.15	PAサポートセンター事業実施業務	特定非営利活動法人自立生活センターさっぽろ	13,200,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市パーソナルアシスタンス事業においては、利用者である重度障がい者に対する各種相談や費用請求等に関する支援のほか、制度の普及啓発等を行う支援機関として、「PAサポートセンター」を民間団体に委託して運営している。 PAサポートセンター事業実施業務の委託法人は、重度障がい者の特性を踏まえ、重度障がい者が地域で暮らすことに関する課題等に関する実情を理解したうえで、介助者募集やシフト調整、必要な介助計画の作成等、様々な自立生活支援を行うことから、重度障がい当事者が中心である団体で、重度障がい者特有の自立生活に関する相談支援のノウハウと実績が豊富な者であることが必須の条件である。 その点、当該法人は、重度訪問介護事業所のほか、相談支援事業所の指定も受けており、様々な自主事業も含め、重度障がい者に対して、住居探しや住宅改修、介助者確保等、自立生活に必要な様々な支援を提供している。また、原則、実際に地域で暮らす重度障がい当事者が、自らのノウハウも活かし、自立生活プログラムとしてボランティアのコーディネート方法や介助者との私的契約に関する支援を行っており、当事者による豊富な自立生活支援の実績を有している。 また、北海道が指定した重度訪問介護従業者養成研修事業者として、当事者及び介助者に対する研修も日常的に実施しており、PAサポートセンターで実施する、当事者及び介助者に対する研修の技術と経験も豊富に有している。 さらに、当該法人は、制度開始当初から、PAサポートセンター事業実施業務を受託しており、本業務を誠実に履行しており、相談支援を行うスタッフ自身が原則重度障がい者であることから、介助者、関係機関のほか、利用者からも特に厚い信頼を得ているところであり、支援業務の継続性という点からも、本業務を最も円滑に遂行できると見込まれる。 以上のことから、札幌市入札参加資格者ではないが、重度障がい者の自立生活支援や研修技術について、複数人の重度障がい当事者のスタッフがノウハウを有しており、長年の経験実績を兼ね備えている法人は他になく、競争入札に付することが適さない契約であることから、地方自治法第167条の2第1項第2号により特定随意契約といたしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R2.4.15	札幌市地域ぬくもりサポート事業実施業務(中央エリア)	社会福祉法人 あむ	6,721,652	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、地域住民による有償ボランティアの活用を図るものであるため、委託法人は、障がい児者の障がい特性と地域生活のニーズを十分に把握し、障がい児者とその家族に対する相談支援のほか、町内会等の地域の社会資源との連携を含め、地域の人的資源の活用に関する豊富な実績を有していることが必要である。 当該法人は、本市の相談支援事業を受託し、障がい児者の豊富な相談支援の実績を有しているほか、自主事業として、地域の町内会や商工会との交流を通して、ボランティアの獲得や育成を行うなど、地域に密着した福祉活動を積極的に展開しており、障がい児者の特性や家族の支援ニーズに関する専門的観点から、ボランティアの受入や調整に関する豊富な実績を有している。 さらに、子育て相談や交流の場の提供などにより、地域住民との繋がりや、障がい児者の支援に関する専門的な視点からの助言等を行うことで、本事業の推進に直結するノウハウやネットワークを構築しており、平成24年度の当該事業の開始当初から当該業務を受託している。 この間、利用者や介助者の登録人数や支援件数を着実に延伸させ、利用者と介助者、関係機関等との信頼関係も構築しながら誠実に業務を履行しており、平成27年10月の全市拡大に伴い、他エリアの2法人への業務研修や助言、連絡調整業務、事業PRイベントの企画等の役割を担う「基幹センター」として、市内全域での安定的な事業展開に貢献するなど、良好な履行実績を残している。このように、当該法人は「基幹センター」として、登録情報等の統括と他センターへの指導的役割を担うにあたり、利用者や支援の担い手となる地域住民との面談や丁寧なマッチングなどにより、それぞれのニーズ等を詳細に把握してきた経験を有することから、本事業の更なる推進に寄与することが可能である。 よって、以上の要件を全て備え、事業の継続性の観点も踏まえると、今後も円滑に業務を遂行していくことができるのは当該法人のみであり、これまで極めて良好な実績を残していることから、競争入札に付することが適さない契約と考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R2.4.15	札幌市地域ぬくもりサポート事業実施業務(北エリア)	社会福祉法人 HOP	5,115,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、地域住民による有償ボランティアの活用を図るものであるため、委託法人は、障がい児者の障がい特性と地域生活のニーズを十分に把握し、障がい児者とその家族に対する相談支援のほか、町内会等の地域の社会資源との連携を含め、地域の人的資源の活用に関する豊富な実績を有していることが必要である。 当該法人は、計画相談支援等の相談支援事業を実施しており、豊富な相談支援の実績を有しているほか、多岐に亘る障害福祉サービスを運営しており、障がい児者の支援に関するノウハウやネットワークを構築している。また、地域住民を交えた清掃活動をボランティアとともに実践したり、東日本大震災や胆振東部地震の際は、現地に赴き、復興支援活動として土砂の撤去やミニ児童デイサービスを開くなど、被災地でのボランティア活動にも尽力している。さらに、障がい児等に対する余暇活動の充実にも力を入れており、本事業の推進に直結する地域住民との協働や連携、ボランティアの受入や調整等に関する豊富な実績を有している。 また、当該法人は、公募型プロポーザルにより、平成27年10月から本業務を受託しており、他エリアの2法人と連携の上、実施エリアにおいて各種社会資源等との連携を積極的に行うなど、利用者や支援の担い手となる地域住民との面談などにおいて、障がい特性の理解やボランティア業務の豊富な経験から、ニーズ等を的確に把握し丁寧なマッチングを実践してきたことにより、支援件数を延伸させてきた実績があり、良好な履行実績を残している。令和元年度においても着実に支援件数を延伸させており、今後も円滑なボランティア調整業務等の実施が見込まれる本事業において、当該法人の必要性は極めて高く、他に代替することのできないものである。 よって、以上の要件を全て備え、事業の継続性の観点も踏まえると、今後においても安定的、発展的な本事業の遂行が見込まれる唯一の法人であり、公募型プロポーザルにより選定され、これまで極めて良好な実績を残していることから、競争入札に付することが適さない契約と考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	札幌市地域ゆくりサポート事業実施業務(東エリア)	特定非営利活動法人わーかーびー	5,113,900	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、地域住民による有償ボランティアの活用を図るものであるため、委託法人は、障がい児者の障がい特性と地域生活のニーズを十分に把握し、障がい児者とその家族に対する相談支援のほか、町内会等の地域の社会資源との連携を含め、地域の人的資源の活用に関する豊富な実績を有していることが必要である。</p> <p>当該法人は、本市の相談支援事業を受託し、障がい児者の豊富な相談支援の実績を有しているほか、夜間休日虐待通報受付業務及び緊急受入先調整・一時保護業務も受託しており、幅広い業務を展開する法人内の連携に加え、各種機関等とも積極的に連携を図り、人的資源の活用について豊富な経験を有している。また、ボランティアの受入や調整に関する豊富な実績を有し、地域住民との協働による自主事業を積極的に進め、地域に密着した多岐に亘る福祉活動を積極的に展開しているところである。</p> <p>また、当該法人は、公募型プロポーザルにより、平成27年10月から本業務を受託しており、他エリアの2法人と連携の上、実施エリアにおいて各種社会資源等との連携を積極的に行うなど、利用者や支援者の担い手となる地域住民との面談などにおいて、障がい児者の理解やボランティア業務の豊富な経験から、ニーズ等を的確に把握し丁寧なマッチングを実践してきたことにより、支援件数を延伸させてきた実績があり、良好な履行実績を残している。令和元年度においても、マッチングの工夫等により前年から支援件数を大幅に延伸させており、今後も円滑なボランティア調整業務等の実施が見込まれる本事業において、当該法人の必要性は極めて高く、他に代替することのできないものである。</p> <p>よって、以上の要件を全て備え、事業の継続性の観点も踏まえると、今後においても安定的、発展的な本事業の遂行が見込まれる唯一の法人であり、公募型プロポーザルにより選定され、これまで極めて良好な実績を残していることから、競争入札に付すことが適さない契約と考えられる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R2.4.15	障害支援区分認定等に係る医師意見書記載内容等支援事業	一般社団法人 札幌市医師会	3,142,857	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>当該法人は、開業医、勤務医を会員とする医師の職員団体であり、平成18年度から、本件「障害程度区分認定等に係る医師意見書記載内容等支援事業(名称は当時、平成26年度に上記業務名に名称変更)」を受託して実績を挙げている。</p> <p>当該法人は、障がい及び障害支援区分の認定について精通しており、精神科医が本市障害支援区分認定等審査委員会に任命されていることから、本業務を適切に遂行する体制が整備されている。</p> <p>また、当該事業における医師意見書は、札幌市内の医師による記載が大半を占めており、市内の医師及び医療機関等と十分な連絡調整を図りながら、当該事業を確実かつ効率的に実施することができる唯一の団体は当該法人において他にはない。</p> <p>よって、当該法人は、本事業を確実かつ効率的に実施することができる唯一の団体であり、競争入札に付すことに適さない契約が適当であると認められる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R2.4.15	障害福祉サービス請求内容チェックシステム(オクトパスVer.4)	株式会社ニック東京支店	1,650,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>現在、障害福祉サービス等に係る支払事務については、「北海道国民健康保険団体連合会」(以下「国保連」という。)に委託を行っており、札幌市は請求に関する審査業務を直接行っている。</p> <p>国保連では全国共通仕様のシステムで事業者請求に対する審査が行われており、平成30年4月の改正法の施行後、現在まで段階的に審査内容の拡充も行われたが、それでもなお同システムでは十分な審査が行われていない。例えば、異なる事業所間の同一日利用等のチェックや、実績記録票と明細書の情報を突合したチェックについては、審査内容の拡充により、一部実施されることとなったが、これまで同様、同システムにおける審査の対象外であるものも存在している。</p> <p>そのため、適正な審査業務の遂行に当たっては、国保連の審査により警告が発生した請求を審査するほか、上記の例で挙げた国保連の審査対象外の事項についても個別に請求情報を確認することが必要となる。しかし、月ごとの請求件数は約46,000件であり、国保連の審査対象外の請求を全て目視で確認することは物理的に不可能であるため、請求内容を短時間でチェックするための専用ソフトウェアを用いて効率的に審査を行う必要が生じている。</p> <p>本事業者が提供する専用ソフトウェアは、同一日利用のチェックや、実績記録票と明細書の情報を突合したチェックなどの国保連の審査対象外のチェックを速やかに行うことが可能であり、審査情報を基に各種統計資料の作成や、データの抽出及び集計を行うことも可能である。</p> <p>他の事業者が提供する類似のソフトウェアにおいては、国保連の審査対象外のチェックを行う機能はあっても、審査情報を基にした統計資料の作成や、データ抽出及び集計を行うことができないものである。</p> <p>また、本ソフトウェアは、全国約950の市町村で導入されている実績があり、ユーザーへのサポート体制についても充実しているものであり、制度改正や自治体のニーズに対応した形で、ソフトウェアの仕様変更も定期的に行われていることから、これらの審査機能や資料作成機能、データ抽出機能などの本市が求める仕様を全て満たしており、かつ自治体へのサポート体制が十分に整備されているものは、本件事業者が販売する専用ソフトウェアにおいて他にはないと認められる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2938
R2.4.15	発達障がいに関する家族支援事業実施業務	特定非営利活動法人北海道学習障害児・者親の会クローバー	1,254,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務を受託するためには、発達障がい児(者)の子育て経験があり、その分野における専門的な知識・技術や相談経験を有することが必要である。</p> <p>当該法人は、発達障がい児(者)を持つ親が企画・運営している法人であり、昭和62年の設立時より多数の発達障がい児(者)を持つ家族の支援に当たっており、本業務を遂行する専門的な知識及び技術を有している。</p> <p>また、平成23年度より本業務を受託し、確実に履行しており、今後も履行することが見込まれている。以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)が適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.4.15	発達障害者支援モデル事業実施業務	社会福祉法人はるにれの里	2,000,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本事業は、行動障害や二次障害のある発達障害児・者に対する支援手法、医療、保健、福祉、教育、司法等の各分野での連携による切れ目のない支援手法の開発を目的とする。</p> <p>当該法人は、発達障がい者支援では市内における他の相談事業所から相談及び助言を求められる指導的立場にある。あわせて、当該法人は、札幌市自閉症者自立支援センターおよび札幌市自閉症・発達障がい支援センターの指定管理者として、発達障害者支援法が平成17年に施行された当時から相談支援の経験をもち、他の相談事業所にはない専門的な知識・技術を有している。</p> <p>以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)が適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	発達障害者支援センター地域支援機能強化事業実施業務	福) はるにれの里	10,230,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、二次障がいを併発している、行動障がい等があるなど、障害福祉サービス事業所等だけでは対応が困難な事例について、発達障がい者支援に関する専門的助言、指導を行うことにより、発達障がいに対する支援機能の向上を図ることを目的としている。 本業務を行う札幌市自閉症・発達障がい支援センターは、当該法人が指定管理者として、発達障害者支援法が平成17年に施行された当時から相談支援の経験をもち、他の相談事業所にはない専門的な知識・技術を有している。 あわせて、当該法人は、重度自閉症者等の地域での自立生活を目指し、入所施設、共同生活援助等の障害福祉サービス事業所を運営するほか、北海道強度行動障がい支援者養成研修の実施の受託を受けるなど、対応困難事例への支援実績があり、本業務についても確実に履行することが見込まれる。 当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.4.15	「さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業」実施業務	医療法人 トルヂェ、医療法人社団 五稜会病院、社会福祉法人 楡の会、特定医療法人 さっぽろ悠心の郷	13,700,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務の実施にあたって、事業者は子どもの心や発達障がいの診療についての高度な知見及び地域における医療や保健福祉のネットワークを有する必要がある、その性質又は目的が競争入札に適しないものと認められる。 また、継続的な相談支援を始めとした市民の利便性確保の観点からも、豊富な実績及び実務経験を有する現事業者を引き続き適定することが適当である。 なお、選定の際(平成27年8月、平成28年6月)には、契約条件等を広く一般に示し、市内の小児科、精神科等を標榜する医療機関から実施希望者を公募した。 また、選定事業者は、札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録された者ではないが、参加資格がある旨を確認している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.4.15	さっぽろ子どものこころの連携チーム事業	国立大学法人北海道大学	2,300,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、市内の医療機関を含む関係機関のネットワークの全体管理、人材育成、普及啓発、医学的支援等を行うものであり、その実施に当たっては、児童精神科医療に関し、高度な医学的知識等が必要である。 さらに、人材育成、普及啓発等を効果的に行う観点から、専門医等の人材育成を既に行っている大学等研究機関に委託することが適当である。 上記から、本事業の目的を達成するためには、契約の相手方が、国立大学法人北海道大学に限定されるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものと認められる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.6.17	誰もが住みやすいあしんのまちコーディネート業務	社会福祉法人あむ	3,998,500	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、障がいのある方の避難支援に取り組む地域に対して、その地域の取り組みを側面支援するコーディネーターを派遣し、支援事例を蓄積することで、誰もが安心して住むことができる地域づくりを行う業務である。実施にあたっては、障がいのある方に対する知識及び支援経験を有し、地域づくりの意義を理解するとともに、その地域づくりにあたっては、札幌市内の相談支援事業所や札幌市自立支援協議会各区域地域部会と協力・連携することが必要とされる。 当該法人が本業務を実施する事業所は、札幌市基幹相談支援センター(さっぽろ地域づくりネットワーク・オール)を運営しており、障がい当事者による相談支援活動の支援や自立支援協議会事務局として各区域地域部会活動について熟知している。 あわせて、札幌市唯一の基幹相談支援センターとして、相談支援事業所の後方支援や地域の関係機関との連携強化を業務として誠実に履行しており、本業務についても平成28年度の事業開始当初から受託し、確実に履行しており、今後も履行することが見込まれている。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.6.17	元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	24,948,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該事業は、市内700か所以上の障がい福祉サービス事業所等の状況をきめ細かく把握し、企業・官公庁等からの業務の共同受注・受注調整等を専門的に行うものである。 企業・官公庁等が障害福祉サービス事業所等へ優先発注する際、それまで発注していた一般の業者からの障害福祉サービス事業所等への変更やさらなる受注拡大を目指すためには、長期的な視点かつ強い意欲を持って営業活動に取り組む必要がある。 当該法人は、平成21年度に企画競争において、外部委員参加の選定委員会で選定された業者であるが、これまで適正に事業運営を行い、受注拡大・新規市場開拓に向け継続的に取り組んでいることが直近の事業実施報告からも確認できる。また、障害福祉サービス事業所等が提供可能な業務サービスの情報、企業等のニーズを十分に把握し、企業等や障害福祉サービス事業所等との受発注調整実績も年々拡大させている。 当該法人以外に、本業務を確実に遂行し、かつ、実績を伸ばすことができる法人はおらず、随意契約(特定)が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	元気ショップ管理業務	特定非営利活動法人さっされん	4,620,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該法人は、障がいの種別や本市からの補助金の交付の有無を問わず約80箇所の福祉事業所等が加入し、各事業所等との連絡調整、指導員研修、市民に対する啓発活動を行う団体であり、元気ショップ開設当初から当該業務を受託し、適正に事業を執行してきている。 本業務の性質上、「元気ショップ」の販売事業と併せて行うことが不可欠であることから、他に本事業を実施可能である法人がおらず、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、当該法人を選定することが適当であると判断する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	地域活動支援センター等運営強化推進業務	特定非営利活動法人さっされん	6,600,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該法人は、障がいの種別や本市からの補助金等の交付の有無を問わず約80箇所の福祉事業所等が加入し、各事業所等との連絡調整、指導員研修、市民に対する啓発活動を行う法人であることから、当該業務を行うための専門知識を有していると判断される。また、当該業務においては、当該法人が平成16年度からの業務継続によって構築した各事業所との信頼関係を活用することにより、大きな事業効果が得られるものと判断される。 したがって、当該法人の他に長期に渡る多数の事業所への運営指導等の実績及び専門知識を有する法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみと認められる。 以上の理由から、当該法人以外に本事業を実施可能な法人がおらず、契約の性質又は目的が、競争入札に適しないと認められるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.8.12	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務、拠点事業所業務、職業能力開発プロモーター配置業務及び就業体験実習実施業務を含む)	特定非営利活動法人きなはれ	30,054,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2935
R2.8.12	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	特定非営利活動法人コミュニティ楽創	24,164,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	特定非営利活動法人スプラ	24,164,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	社会福祉法人札幌報恩会	24,164,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ楽創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性はない。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福) 濱仁会	22,480,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	福) 明日佳	14,490,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者ICTサポートセンター運営業務	特定非営利活動法人札幌チャレンジド	4,763,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業の業務内容は、障がい者のICTに関する利用相談、情報提供及びパソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成・派遣等であり、障がい者のICTに関する専門的知識と経験を有する障がい者福祉団体である必要がある。当該法人は、厚生労働大臣が登録する北海道で唯一の在宅就業支援団体であり、障がい者に対して、パソコンを利用した各種ソフトウェア及びハードウェアなどの技術習得の援助、障がい者の社会参加や就労などに関する各種情報提供を行うとともに、企業や行政などと連携し、障がい者の社会参加の機会や就業の機会の拡大を図ることを目的として活動している。その活動を通じて、障がい者のICTに関する幅広い知識と経験を有しており、当該法人の他に障がい者のICTに関する利用相談等に特化した支援の実績及び必要な体制のある法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみと認められる。特にソフト面、ハード面どちらにも特別な配慮を必要とする視覚障がい者、聴覚障がい者、重度身体障がい者への支援には専門的な知識や経験が必要であり、経験実績から当該法人以外には対応困難であると考える。 以上の理由から、当該法人以外に本事業を実施可能な団体がおらず、競争入札に適さないと認められることから、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	4,880,700	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該法人は、地域における社会福祉の増進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉事業に関する総合的企画・連絡調整、調査・研究、普及宣伝及び関係行政機関等との連携・協力等を業務としており、「札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施業務」を平成11年度の開始当初から受託し、誠実に業務を履行してきた実績がある。当該業務は、障がいのある方の権利擁護に関する相談という事業の性質上、実施にあたっては、専門的知識と経験及び弁護士等の専門職との効率的な連携が必要とされているが、当該法人の他に権利擁護に特化した支援の実績及び必要な体制のある法人がなく、当該業務を受託できる法人は、当該法人のみと認められる。 したがって、当該業務については、当該法人以外に本事業を実施可能な団体が存在しないことから、同法人に対して委託することが最も適当であると判断する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	成年後見制度利用支援事業(障がい者分)(単備契約)	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	6,356,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、成年後見制度に関しての高い専門性が求められるものであるが、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、全国の都道府県及び政令指定都市の社会福祉協議会だけが実施可能である「日常生活自立支援事業」の担い手であり、この事業は判断能力の不十分な者を対象としていることから、成年後見制度と一体的に事業運営が可能である。さらに、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業は連携が強化されるべきことが明示されている。また、社協は、法人後見の実施団体であるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業は、市民後見の推進を含めて一体的に実施することが効果的であると認められる。 したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、委託先として市社協を選定するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.8.12	札幌市障がい者元氣スキルアップ事業実施業務	キャリアバンク株式会社	6,765,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該法人は、当該事業を実施するにあたり開催した平成23年度の選定委員会にて、法人の状況、運営体制の基本方針が募集時に公表した「企画提案仕様書」の主旨に合致した内容を提示し、また、研修業務、職場実習業務、職業紹介業務、職場開拓業務等については、具体的かつ効果的な企画内容を提案している。事業実施後は、当該企画提案書に則して、適切かつ確実に業務を履行しており、業務実績からその成果が認められる。 また、当該事業は、第3次新まちづくり計画において、障がい者の就労支援施策の重要な一つとして位置づけられ、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019においても継続事業として掲載されているところである。事業の性質上、研修から就職、職場定着の効果等が現れるためには一定期間が必要であり、円滑な事業運営を行うためには、次年度についても、継続したスキームにより実施することが必要である。 以上の理由から、本市が当該業務の委託先として選定する法人は、当該法人において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福)みなみ会	18,468,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む)	福)札幌療育会	25,952,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務を含む)	特非)あずまし家	17,666,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福)藻岩この実会	18,172,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む)	福)アンビシャス	25,656,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	特非)たすけあいワークスふたこの木	18,502,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福)麦の子会	26,196,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務を含む)	福)さつぼろひかり福祉会	25,986,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福)北翔会	25,900,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	医療法人社団五風会	18,502,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	特非)わーかーびいー	26,196,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	福)橋の会	18,798,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務を含む)	福)あむ	21,678,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(基幹相談支援センター運営業務)	福)あむ	21,547,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む)	福)はるにれの里	25,360,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.8.12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	特非)たねっと	14,786,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 8. 12	札幌市障がい者相談支援事業実施業務	特非) 地域障害者活動支援センター創生もえぎ	13, 898, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 19	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務、拠点事業所業務、職業能力開発プログラマー配置業務及び就業体験実習実施業務を含む)	特定非営利活動法人きなはれ	30, 054, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者就業(ボツ)生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ乗創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性は無い。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2935
R2. 8. 19	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	特定非営利活動法人コミュニティ乗創	24, 164, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者就業(ボツ)生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ乗創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性は無い。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 19	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	特定非営利活動法人スプラ	24, 164, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者就業(ボツ)生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ乗創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性は無い。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 19	札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施業務(ジョブサポーター配置業務を含む)	社会福祉法人札幌報恩会	24, 164, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者就業(ボツ)生活相談支援事業実施業務は、公募による企画競争を通して札幌市長があらかじめ指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等のみが行うことができる。また、良好な事業実績が確認できる場合は引き続き指定することができるものとしている。 候補者の4事業所はそれぞれ、特定非営利活動法人きなはれが平成21年10月、特定非営利活動法人コミュニティ乗創が平成22年12月、特定非営利活動法人スプラが平成23年10月、社会福祉法人札幌報恩会が平成24年10月に指定を受け現在まで継続して事業を行っている。 また、委託料については要綱において定めていることから、価格についての競争性は無い。指定された法人全てと、要綱に定められた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 19	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福) 濱仁会	22, 480, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 19	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務を含む)	特非) あずまし家	17, 666, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 19	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(地域支援員配置業務を含む)	福) 巖岩この実会	18, 172, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 19	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(ピアサポーター配置業務・地域支援員配置業務を含む)	福) アンビシャス	25, 656, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2. 8. 19	札幌市障がい者相談支援事業実施業務(基幹相談支援センター運営業務)	福) あむ	21, 547, 000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	札幌市障がい者相談支援事業実施業務は、札幌市長があらかじめ指定した、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等の指定法人が行うことができる業務であり、委託料は要綱で定めていることから、価格について競争性は無く、指定法人全てと要綱に定めた金額で契約することから、競争入札に適さない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R3. 4. 7	札幌市特別児童扶養手当事務システムOracleバージョンアップ業務	株式会社HB A	1, 452, 000	R3. 1. 19	R3. 1. 19 ~ R3. 3. 26	当該業務は、「札幌市特別児童扶養手当事務システム」(以下「特児システム」という。))において使用しているデータベースソフトである「Oracle Database」のバージョン(18C)のサポートが令和3年6月8日に終了するため、最新のバージョン(19C)へバージョンアップする業務である。 バージョンアップに伴い動作確認も必要となるため、特児システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構造等に関する総合かつ専門的な知識が必要となるが、特児システムを開発した選定事業者以外に、そのような知識を持つ者は存在しない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R3. 4. 14	札幌市中心障害者扶養共済事務システムOracleバージョンアップ業務	株式会社HB A	1, 606, 000	R3. 1. 19	R3. 1. 19 ~ R3. 3. 26	当該業務は、「札幌市中心障害者扶養共済事務システム」(以下「扶養共済システム」という。))において使用しているデータベースソフトである「Oracle Database」のバージョン(18C)のサポートが令和3年6月8日に終了するため、最新のバージョン(19C)へバージョンアップする業務である。 バージョンアップに伴い動作確認も必要となるため、扶養共済システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構造等に関する総合かつ専門的な知識が必要となるが、扶養共済システムを開発した選定事業者以外に、そのような知識を持つ者は存在しない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 障がい、障がい福祉課 011-211-2936

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.7	札幌市特別児童扶養手当事務システム運用保守業務	株式会社HBA	10,428,000	R3.3.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業務は、平成26年度に開発した「札幌市特別児童扶養手当事務システム」(以下「特見システム」という。)の運用スケジュール管理、システム定期保守及び各種障害対応等を行う業務である。当該業務の実施にあたっては、特見システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構造等に関する総合的かつ専門的知識が必要となるが、特見システムを開発した選定事業者以外ではシステム全体の機能保全を確保することが出来ない。以上のことから、他の業者においては業務の執行ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)障がい、障がい福祉課 011-211-2936
R2.4.15	聴覚障がい者向け映像資料制作事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	7,800,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者にとって容易に理解できる配慮や工夫能力をもっていること 2 映像資料に適切な字幕、手話動画を付加する技術があること 3 ニーズを的確に把握した内容の映像資料を企画・制作できることがあげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。 また、当事業は平成17年度から当該事業者が実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と手話等の専門技術や経験、これまで蓄積した資料制作のノウハウを活かした業務の履行実績がある。 以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)身体障害者更生相談所 011-631-6747
R2.4.15	聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	3,710,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること 2 安心して相談ができる障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の就労に必要な情報について適切な選択、提供が可能であることがあげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができています。 また、当事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。 以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)身体障害者更生相談所 011-631-6747
R2.4.15	札幌市聴能言語訓練事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	1,280,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること 2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3 障がい者の訓練による習得状況が判断できることがあげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者、障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がい者を持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。 また当事業は昭和62年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。 以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)身体障害者更生相談所 011-631-6747
R2.4.15	札幌市聴覚障がい者社会生活教室開催事業	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会	1,309,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、 1 聴覚障がい者とコミュニケーション可能な人材を有していること 2 聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等ができること 3 聴覚障がい者が地域で生活するために必要としている情報・技術について把握し、聴覚障がい者の立場から事業のテーマを企画・立案できることがあげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者、障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、手話通訳者を養成する技術や、当事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がい者を持った方の程度に応じた配慮や工夫ができています。 また当事業は昭和48年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、教室開催にあたっては、聴覚障がい者のニーズを的確に把握したテーマ設定ができています。 以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)身体障害者更生相談所 011-631-6747

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	札幌市中途失明者社会適応訓練事業	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	7,500,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること 2 訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていることがあげられる。 <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。</p> <p>また、当事業の実施に係る、訓練を行う視覚障害者生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害者生活訓練専門職員養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせて安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。</p> <p>以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 身体障害者更生相談所 011-631-6747
R2.4.15	点字即時情報ネットワーク事業	公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会	1,410,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること 2 校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること 3 発行された点字情報の問い合わせ等について迅速な対応が可能であることがあげられる。 <p>当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。</p> <p>当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を有し、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークがある等、当事業に必要な条件を満たしている事業者である。</p> <p>以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 身体障害者更生相談所 011-631-6747
R3.3.24	視覚障がい者情報センター1階清掃業務	社会福祉法人 朝風	5,775,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項」に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う所在地が札幌市内の事業者である。 2 当該事業者は、施設利用者の障がい特性に応じて対応することで安全を保って業務を履行することができる。 3 当該事業者は、知的障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し業務を誠実に履行することができる。 4 同一施設で継続的に作業を行うことで、従事する知的障がい者の清掃技能の向上と労働に対する動機づけに寄与でき、習得した技能で効率的な作業を実施し衛生的な施設環境を維持できる。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)</p>	(保) 身体障害者更生相談所 011-631-6747
R3.3.24	視覚障がい者情報センター2階及び別館清掃業務	特定非営利活動法人 ボトス会	6,270,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う所在地が札幌市内の事業者である。 2 当該事業者は、施設利用者の障がい特性に応じて対応することで安全を保って業務を履行することができる。 3 当該事業者は、精神障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識、経験を有し業務を誠実に履行することができる。 4 同一施設で継続的に作業を行うことで、従事する精神障がい者の清掃技能の向上と労働に対する動機づけに寄与でき、習得した技能で効率的な作業を実施し衛生的な施設環境を維持することができる。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)</p>	(保) 身体障害者更生相談所 011-631-6747
R2.4.15	電話相談強化事業における「心の健康づくり電話相談」夜間・休日対応業務	公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	4,367,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務の目的は、当センターにおいて平日の日に実施している電話による精神保健福祉相談を、平日の夜間及び土・日・祝日においても実施することである。電話による精神保健福祉相談を行うには、相談従事者が精神保健福祉に関する幅広い専門知識や傾聴力、対人援助技術力等、専門的に訓練・養成された能力及び豊富な経験を有している必要がある。左記事業者は、平成23年3月から本業務を継続的に受託しているほか、区役所の家庭生活相談窓口へのカウンセラー派遣等を行っているなど、電話による精神保健福祉相談において十分な技能や経験を有している。また、本業務を遂行するには、平日の夜間や土・日・祝日に、上記人材や業務実施に必要な設備等の環境を確保する必要があるが、左記事業者は北海道の「心の健康づくり電話相談」や北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として行っている犯罪被害者支援の相談事業など、多くの電話相談業務を事業所内で実施しており、本業務遂行に必要な体制を有していると認められる。これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 精神保健福祉センター 011-622-5190
R2.4.15	ゲートキーパー養成研修「札幌市ゲートキーパー研修会」運営業務(単備契約)	社会福祉法人北海道いのちの電話	4,290,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務の目的は、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、市民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、さらに得た知識、技術を再学習することで、日々の生活の中で実践できる人材を養成することである。本業務を遂行するには、自殺対策に関する豊富な知識と経験を有し、市民の悩みや不安に寄り添った相談支援の実績を持つとともに、相談員等を養成するための研修の実施について十分な実績を持つ事業者である必要がある。左記法人は本市の入札参加資格者ではないが、死にたいほどつらい思いを持った市民に寄り添う「24時間眠らない電話」である「北海道いのちの電話」を昭和54年から運営し、毎年2万件近くの相談を受けている。電話相談に従事するのはボランティア相談員であり、相談員等を養成するにあたっては、長年にわたって独自の研修事業(1人を養成するに当たり1年8カ月間のプログラム)を実施しており、講義形式及びロールプレイ形式ともに、ゲートキーパーの養成に必要な技能やノウハウを十分に備えている。また、平成24年10月には「いのちの電話相談員全国研修会さっぽろ大会」を主催する等、規模の大きなものから小さなものまで、幅広い研修会の運営や広報活動等の実績を有している。上記のことから、悩みを抱える市民に寄り添い、適切な対応をとるための人材(ゲートキーパー)を養成するための十分なノウハウを持ち、かつ本委託業務の目的を達成させることができるのは、当該法人において他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	(保) 精神保健福祉センター 011-622-5190

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.15	心の健康づくり電話相談業務	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会	5,830,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、電話による精神保健福祉相談であることから、精神保健福祉に関する幅広い専門的知識や電話対応力・傾聴力等、専門的に訓練・養成された能力が求められる、極めて高度かつ特殊な業務である。そのため、日頃の相談業務等により培われた豊富な経験やノウハウを活用することが極めて効果的である。左記事業者は、平成12年度から「心の健康づくり電話相談業務」を継続的に受託しており、電話による精神保健福祉相談において十分な技能、経験、ノウハウを有している。</p> <p>また、相談対応を行うにあたって、当事者等との信頼関係を構築し、継続かつ長期的な視点で支援をすることは極めて重要である。本業務では、複雑困難な問題を抱え、また孤立等で追い込まれた未の自殺念慮等の様々な相談を継続的に受けることが多く、長年に渡り特定の相談員に対する相談を希望する当事者等もいる等、左記事業者による長年の誠実かつ適正な業務履行により、相談員と当事者等が良好な信頼関係を構築しているケースが数多く見受けられることから、この信頼関係を維持し、継続的な支援をしていくことは極めて効果的である。</p> <p>そして、本業務では、日常の些細な相談から、自殺を図ろうとする者の相談等、軽重様々な相談を受けており、電話相談のみならず、来所による相談や地域のネットワーク等へ繋げるなどの継続的な支援を要するケースがある。左記事業者は、他機関等との信頼関係により構築された地域のネットワークを有していることから、当事者等が必要とする支援につなぐなどの的確な対応が期待できる。</p> <p>これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)精神保健福祉センター 011-622-5190
R2.4.15	札幌市精神科救急情報センター業務	特定非営利活動法人札幌市精神障害者家族連合会	23,688,500	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、休日・夜間における精神科救急医療体制の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整を行うものである。</p> <p>そのため、精神保健福祉についての幅広い知識や理解、経験に裏打ちされたノウハウ、当事者等との電話の中で症状の緊急性を的確に判断し、必要な情報を収集して即座に対応できる能力等が求められる、極めて専門性の高い業務である。また、医療機関・消防局・警察等の他機関や精神科及び内科等の医師との連絡調整を円滑に行うための信頼関係構築が必要である。</p> <p>左記事業者は、「地域生活支援センターさっぽろ」の指定管理者として、良好な管理運営を行っているなど、当事者等への適切な対応について十分な実績を有するものと認められる。また、平成16年度から本業務を誠実に適正に履行しており、その経験によるノウハウを蓄積しているとともに、他機関等との十分な信頼関係のもと、休日・夜間における精神科救急医療体制の中核をなしている。</p> <p>これらのことから、本業務を遂行するために必要な体制を確保できる事業者が他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)精神保健福祉センター 011-622-5190
R2.4.15	虐待被害者の地域生活支援調査研究業務	特定非営利活動法人わーかーびいー	4,732,200	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本事業は、虐待被害者が地域生活を行うにあたり、生活や病状等の観察のほか、被害者、施設入所又は入院生活により経験できなかった社会体験、単身で地域生活を送る上での必要な体験・訓練、精神状態の安定を期する支援など、今後、虐待被害者が健全に地域で生活を送ることに寄与する支援を行うとともに、必要な見守り等の支援を通じて、虐待被害者の状態を把握しつつ、地域生活を円滑にするための必要かつ効果的な支援策の検討を目的とした事業であり、事業の実施にあたっては、高度の知的・精神障がい者に対する相談支援や日常生活に対する支援の経験と、重度の虐待被害者との間に信頼関係を構築することが必要不可欠である。</p> <p>左記事業者は、地域で暮らす障がい児者や社会的困難をかかえる者への総合的支援及び調査研究事業を実施している法人であり、重度の知的・精神障がい者に対する相談支援や日常生活に対する支援の豊富な経験及び知識を有しているとともに、これまでも調査対象予定者に対して必要な支援を行っており、調査対象予定者との間に信頼関係を構築している。</p> <p>これらのことから、本事業において求められる支援を安定して実施することができる事業者が他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)精神保健福祉センター 011-622-5190
R3.8.11	札幌市ひきこもり地域支援センター設置運営業務	公益財団法人北海道精神保健推進協会	14,595,900	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、ひきこもりの状態にある本人やその家族等を支援するための第一次相談窓口であるセンターを設置し、18歳未満を対象とする「児童期」のセンター、18歳以上を対象とする「成人期」のセンター両者の位置付けを担うことにより、隙間のないひきこもり支援体制を構築することを目的として実施されるものである。</p> <p>本業務の目的を達成するには、ひきこもり相談に関する豊富な経験や知識、専門的な資格を持つ職員を有し、本市の実施する精神保健福祉相談業務や、各種支援・サービスの連携、及び地域における関係機関とのネットワーク構築が不可欠である。</p> <p>左記事業者は、平成21年度から北海道、平成27年度から本市が実施するひきこもり対策推進事業の委託を受けセンターを設置しており、ひきこもりの第一次相談窓口として高い業務実績を有するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関とも連携し、ひきこもりに対する支援ネットワークを構築している。</p> <p>また、ひきこもり外来及び精神科デイケア施設「こころのリカバリー総合支援センター」を開設し、様々な理由から社会的な適応が困難な人たちの自立や社会参加の支援に当たること、相談、支援に関する多くのノウハウを蓄積している。</p> <p>「よりこころ」においても、事業受託者と協働して事業の企画・運営に携わり、参加者と信頼関係を築きながらひきこもりセンターの個別相談に繋げることで、事業の円滑な運営及び参加者の定着に大きく寄与している。</p> <p>さらに、センターに寄せられた相談のうち、8割以上が継続相談であることから分かるように、ひきこもり支援においては、長い時間をかけて当事者等との信頼関係を構築し、長期間に及ぶ継続的又は断続的な支援を行っていくことが必要不可欠である。</p> <p>これらのことから、本業務の目的を達成するために必要な体制・能力等を有する事業者が他になく、競争入札に適さない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)精神保健福祉センター 011-622-5190
R3.3.24	令和3年度札幌市子ども心身医療センター及び札幌市発達医療センター医師システムソフト保守管理業務	株式会社HBA	3,564,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は札幌市子ども心身医療センター及び札幌市発達医療センターのシステムソフトの保守管理を行うものである。</p> <p>当該システムは、NEC(日本電気株式会社)社が開発した医療事務システムパッケージ「MegaOak-I-BARS II/LT」(MegaOak-I-BARS II/LT KAGLA)を上記企業が当センターの業務上で必要な機能を組み入れカスタマイズしたシステムであり、全体の構成を把握していない他社ではシステム全体の機能保全を確保することが出来ない。</p> <p>以上のことから、他の業者においては業務の執行ができないことから、特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)発達支援セ.地域支援課 011-821-0070
R3.4.7	令和3年度札幌市子ども発達支援総合センター一般廃棄物収集運搬業務(単価契約)	一般財団法人札幌市環境事業公社	1,786,015	R3.3.16	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>札幌市における事業系一般廃棄物の収集・運搬に係る許可業者は、当該業者のみのため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保)発達支援セ.地域支援課 011-821-0070

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3. 4. 7	令和3年度札幌市子ども発達支援総合センターひまわり棟昇降機保守点検業務	中央エレベーター工業株式会社	1,161,600	R3. 3. 18	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	左記業者は、当該昇降機のメーカー及び保守点検業者である。不特定多数の来客者の安全を守るため、左記業者が開発した遠隔監視システムを活用することで、運行状態の記録収集・精密診断・故障箇所の予知及び特定を日常的に実施し、普段から事故防止に万全を期する必要がある。 また、フルメンテナンス契約とし、故障時の対応や部品供給も含め左記業者でなければ円滑に実施できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R3. 4. 7	令和3年度札幌市子ども発達支援総合センターB棟昇降機保守点検業務	フジテック株式会社	1,320,000	R3. 3. 25	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	左記業者は、当該昇降機のメーカー及び保守点検業者である。不特定多数の来客者の安全を守るため、左記業者が開発した遠隔監視システムを活用することで、運行状態の記録収集・精密診断・故障箇所の予知及び特定を日常的に実施し、普段から事故防止に万全を期する必要がある。 また、フルメンテナンス契約とし、故障時の対応や部品供給も含め左記業者でなければ円滑に実施できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R3. 4. 28	令和3年度札幌市子ども発達支援総合センター自動制御設備保守点検業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	4,774,000	R3. 3. 31	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	左記業者は、自動制御設備のメーカー及び保守点検業者であり、主要機器及び部品については、供給体制が完備されている。また、他社製品とは互換性がないため、他社では制御システムの機能を維持することはできない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 発達支援セ. 地域支援課 011-821-0070
R2. 4. 15	ペイジー口座振替受付サービスに係る情報処理センター業務(単価契約)	セイコーソリューションズ株式会社	1,185,228	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	本業務委託は、キャッシュカードを専用端末機に通すだけで口座振替手続きができるペイジー口座振替受付サービスを利用するにあたり、禁輸機関への口座情報の伝達に必要な情報処理センターとの契約を行うものである。 本業務を執行するにあたり本業務委託のほかに専用端末機を購入する必要があるが、専用端末機と情報処理センター間の通信は関連性があるため、使用する端末機により接続可能な情報処理センターは限定されるものである。 したがって、先に特定随意契約にて購入したセイコーソリューションズ(株)の「CREPiCo AT-2300」と接続可能な業者は、セイコーソリューションズ(株)の提供するクレピコセンターのみであることから、本業務の調達は契約の相手方が特定のものに限定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものと認められるため、特定随意契約が適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R2. 4. 15	札幌市国民健康保険特定健康診査業務(集団方式)札幌市後期高齢者健康診査業務(集団方式)(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	123,649,514	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性及び総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診(平成20年度から特定健康診査)、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。 肺がん検診等を含めた住民集団健康診査業務については、保健所が特定随意契約により公益財団法人北海道結核予防会を相手方として指名することが決定しており、本業務についても、肺がん検診等と一体的に住民集団健康診査として実施することから、契約の相手方は北海道結核予防会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R2. 4. 15	札幌市国民健康保険特定健康診査業務(個別医療機関方式)札幌市後期高齢者健康診査業務(個別医療機関方式)(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	846,115,349	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	特定健診及び特定保健指導の実施にあたっては、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要があることから、札幌市国民健康保険では、個別医療機関方式(個別健診)の実施に際しては「集合契約」の契約方法を採用している。 契約にあたっては、健診等の対象者の居住地や勤務先に近い医療機関に確実に委託する必要があるが、市内全域にわたって医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、競争入札に適さないため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R2. 4. 15	保険サービス員健康診断業務(単価契約)	札幌市職員共済組合	1,268,058	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	(1) 共済組合は、健康診断および保健指導をはじめとした総合的な健康管理事業を行うことを目的として健康管理センターを設置している。効果的な健康管理の実施のためには、個々の健診結果に応じた事後指導及び各種検査結果による健康状態の推移と傾向の分析したうえでの健康教育も重要である。本業務は平成18年度の保険サービス員制度発足時から継続して同センターに委託実施しており、効果的な健康診断・健康指導を実施するためには、同一の健診機関による同一の基準に基づいた健診結果を基に検査結果数値等の経年的な変化を把握することが望ましく、別業者となると経年変化が途切れ、適切な健康管理に支障が生じてしまうため。 (2) 保険サービス員の健康診断の健診区分及び検査項目については多岐にわたるものである。多数の受診者に対して年間を通して実施し、一般健診、婦人科健診及び特殊健診は同一日に実施することができる体制であり、日程の変更等にも柔軟に対応することが必要である。必要に応じて適宜本市独自の事業に柔軟に対応することができるのは、本市職員の福祉の増進を目的としている共済組合以外にはない。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、札幌市職員共済組合健康センターの運営管理を行っている札幌市職員共済組合に委託することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R2. 6. 3	保険料減免申請書封入封緘等(単価契約)	トッパン・フォームズ株式会社	16,445,000	R2. 5. 22	R2. 5. 22 ~ R2. 6. 30	新型コロナウイルスの影響により、国保・介護・後期高齢者被保険者の収入が急減している状況を踏まえ、4月8日付け厚生労働省通知により3保険において保険料減免の特例制度が設けられたが、事務詳細であるQ&Aが示されたのが5月12日であった。 このため、6月中旬に発送する各保険料納付通知書に新型コロナ特例減免の周知文・申請書を同封することが業務日程上困難であり、このままでは対象者に十分な周知が図られず、また、納付書を受け取った被保険者が減免の問い合わせに区役所に多数来庁することが非常に危惧される状況となった。 これを踏まえ、当部では、本減免制度の周知や郵送申請を徹底するために、対象者を絞り込み、納付通知書と同時期に周知文等を別送付する必要があると緊急に判断したところ。 この周知文等送付の緊急対応のためには、6月中旬までに封入封緘された周知文等を準備する必要があるが、封入封緘業者等と調整した結果、通常の調達では間に合わないことが判明した。 よって、緊急を要する業務を調達するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、本市における類似・同規模の封入封緘業務において、過去に滞りなく業務を完了した実績のある業者の中で、本業務を実施可能と回答した下記業者を特定随意契約の相手方に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944
R2. 7. 8	滞納整理補助システム運用保守業務	株式会社アイティフォー	1,860,012	R2. 6. 30	R2. 7. 1 ~ R3. 3. 31	本業務は、滞納整理補助システムについて、安定的な稼働を確保するために行うシステムの保守業務である。 本システムは当該事業者が著作権を有するパッケージソフトウェアを使用しており、プログラムソースも非公開なことから、当該事業者以外の業者がシステムの運用保守業務を実施することはできない。 よって、特定随意契約により左記事業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 保険医療部保険企画課 011-211-2944

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.5.27	札幌市がん検診(個別方式)(単価契約)	一般社団法人 札幌市医師会	766,062,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市がん検診等の実施にあたり、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備する必要があるため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診・検査機関として参加してもらうことが求められるものである。 札幌市は市内に1,000を超える医療機関を抱えていることから、市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は極めて非効率であり、また、市においては、医学的知見に基づき、検診・検査実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である当該医師会を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 また、医師会は、これまでも、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.5.27	札幌市肺がん検診等業務(単価契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	17,074,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業(平成21年度をもって廃止)、平成4年度からすこやか健診(平成20年度から特定健康診査に変更)、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。 国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべき旨が定められており、平成31年度の結核住民検診は、公益財団法人北海道結核予防会(以下「結核予防会」という。)に委託している。 以上の理由により、令和2年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.5.27	令和2年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等普及啓発事業	一般社団法人 札幌市医師会	6,501,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	(1)当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本件事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本件事業を確実かつ効率的に実施できる。 (2)がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。 (3)本件事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材(講師)を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができている。 (4)これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本件事業を遂行するにあっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。 以上の理由により、本件事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.5.27	働く世代のがん患者への支援事業	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	2,546,296	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は札幌市に在住の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター(以下「相談支援センター」という)を窓口とし、ハローワークと連携した就労支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的知識を有すること、市内の各相談支援センター及びハローワークと連携できる体制が必要である。 当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的知識、他の相談支援センター及びハローワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.5.27	札幌市がん検診(集団方式、一括方式及び個別方式)(単価契約)	公益財団法人北海道対がん協会	303,859,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	公益財団法人北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要な不可欠な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を限らず巡回して、年間を通して万単位の検診に対応できる体制を整備する必要がある。 企業の職場検診など限定された区域・人に対する健康診査の集団検診を実施している民間の検診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会をおいて存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 また、対がん協会は、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.5.27	札幌市胃がん検診の制度変更にかかる普及啓発業務	公益財団法人北海道対がん協会	1,100,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	公益財団法人北海道対がん協会(以下「対がん協会」という。)は、がん検診の専門機関であり、医療スタッフが十分に整備されている。 また、既に胃がん検診を実施しており、検診をセンターで実施する個別検診のほか、検診バスで会場を巡回し、検診を行う集団検診も実施し、札幌市胃がん検診受診者の約7割(年間21,000人以上)の検査を行っているところである。 胃がん検診の制度の変更に伴い、対がん協会の実施している検診、特に集団検診においては、地区会館や保健センターにて受診される地域住民が多く、受診時に制度変更について情報を得る機会が少なく、適切な対象年齢・受診間隔による受診が出来ない可能性があるとともに、一度に多数の市民が受診することから、制度変更について効率的に普及啓発することが求められる。 したがって、札幌市胃がん検診において多くの受診者が受診し、かつ集団検診を実施している対がん協会は、当該制度変更をもっとも効率的に実施できる唯一の団体であり、当該業務の受託先としての適格性を有しているものと認められる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.6.24	令和2年度札幌市歯周疾患検診業務(単価契約)	一般社団法人札幌歯科医師会	17,689,723	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	・本事業の対象者は約10万人であり、市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 ・本検診業務は「健康増進法」、「歯周病検診マニュアル2015」(厚生労働省)に沿って実施しており、検査内容等について統一されている。 ・一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本検診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることができる唯一の団体である。 ・過去における本検診業務を確実に履行していることから、今年度においても着実な履行が見込まれる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.6.24	令和2年度札幌市高齢者口腔ケア研修事業	一般社団法人札幌歯科医師会	3,542,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務の履行に必要な専門的知識を有し、かつ介護職員等への指導経験が豊富な歯科医師・歯科衛生士を多数確保しており、市内全域において各種の研修・実習等を適切に実施できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.6.24	令和2年度札幌市後期高齢者歯科健診(単価契約)	一般社団法人札幌歯科医師会	16,392,670	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本健診事業の対象者は約20万人であり、対象者の年齢が75歳以上であることから市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 本健診業務は「北海道後期高齢者歯科健診実施要綱」、「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」に沿って実施するため健診内容等について統一されている必要がある。 一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本健診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることが可能であり、市内全域で実施できる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.6.24	令和2年度幼児健康診査における歯科健診業務(単価契約)	一般社団法人 札幌歯科医師会	16,978,060	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	幼児健康診査における歯科健診業務は、疾病を早期に発見し早期治療に結びつけ、育児不安への対応や虐待予防などの育児支援を行い、保護者を含めた健康づくりに関する情報提供を行うこと等を目的に各区保健福祉部で実施している。 本業務は、上記の目的を理解し歯科健診および歯科保健指導を行うこと、また地域の歯科口腔保健の状況を把握し、医療・福祉の専門知識を備えた歯科医師が従事することが必要不可欠である。 一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務に必要な条件を満たす多数の歯科医師を擁し、健診内容や精度の統一を図ること、また、全ての業務に歯科医師に従事させることが可能な唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.5.13	母子保健情報システム保守業務	日本コンピューター株式会社	10,681,275	R2.4.30	R2.5.1 ~ R3.3.31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「wel-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は同社が保有している。このため同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。よって本システムサーバ機器等の入替業務を実施できるのは、同社以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.7.1	小児医療給付システム改修業務(兼育医療の陸奥区分算定方法変更等への対応)	株式会社ネクシス	1,113,200	R2.6.22	R2.6.22 ~ R2.8.21	本業務は、国の要綱改正により変更された未熟児養育医療における自己負担区分算定方法について、システムにおいても新たな算出方法により自己負担区分が算定できるよう改修することを目的としており、小児医療給付システムの表示画面の修正のほか、システムの根幹を担うデータベースの修正に伴う業務である。このことから、本業務は小児医療給付システムに熟知した事業者へ委託することが必須である。よって本業務を実施できるのは、システム開発当初(平成11年土産)から同システムの保守運用を一貫して行っている左記事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.9.23	医療機関との連携による運動習慣化促進事業実施業務	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	4,171,200	R2.7.14	R2.7.14 ~ R3.3.31	健康づくりセンターには、医師や保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門スタッフが配置されており、これらの専門スタッフが、医療機関から運動の必要な生活習慣病患者の情報提供を受け、健康度測定等により患者の健康状態を把握し、患者の状況に応じた個別運動指導を行う仕組みが構築されている。 本案件は、健康づくりセンターで構築されている上記の仕組みに運動器疾患患者を加え、対象者に特化した運動教室の実施や医療機関との連携強化により、運動の習慣化を図り、生活習慣病予防と介護予防の推進を目指す業務であることから、医療や運動に精通した専門スタッフを擁し、健康づくりに関する設備やノウハウを有した健康づくりセンターの活用が必須であり、この指定管理者である札幌市スポーツ協会が、本案件を実施できる唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5153
R2.9.23	特定不妊治療等の助成情報追加に伴う母子保健情報システムの改修業務	日本コンピューター株式会社	5,783,250	R2.9.8	R2.9.8 ~ R3.3.31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「wel-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は、同社が保有している。このため同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。よって、本システムの改修業務を実施できるのは、同社以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.12.16	子育てデータ管理PFとの連携機能追加にかかる母子保健情報システム改修業務	日本コンピューター株式会社	5,071,000	R2.12.11	R2.12.11 ~ R3.8.31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「wel-mother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は同社が保有している。このため同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。よって本システムの改修業務を実施できるのは、同社以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R3.2.24	WEST19庁舎 昇降機部品取替業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	2,123,000	R3.2.10	R3.2.10 ~ R3.3.31	WEST19庁舎の昇降機設備は、三菱電機株式会社の製品であり、左記業者が設置し、定期保守点検・整備も実施している。 このことから、左記業者は、当設備の設計仕様熟知に加え、各機器の状態を正確に把握しており、当設備の取替業務を安全かつ正確に行うノウハウを有している。 当該業務を履行するにあたっては、昇降機設備に組み込まれた制御基板等のシステムを熟知していることが不可欠である。また業務を速やかに完了する必要があることから、受託者は円滑に純正部品の調達を行い、取替後の性能及び安全性の確保を、迅速かつ正確に行うことが要求されることより、履行期間内にこの業務を実施できる本市登録業者は上記1社のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保)保健所健康企画課 011-622-5151
R2.7.8	感染症対策のプロジェクト支援業務	株式会社アフォーダンス	6,325,000	R2.5.1	R2.5.1 ~ R2.5.31	本業務の履行にあたっては、いつ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が起こるか予算を許さない状況下のため、短時間で情報の一元化を行う必要があり、業務改善手法に精通している必要がある。また、感染症対策では本市の他部署の関係者が多く、円滑な調整を行う必要があることから、本市の業務に関する知識に精通している。 当該業者は、行政向けの情報システムコンサルティングにおける豊富な経験を有し、北海道庁を始めとして、道内自治体向けのコンサルティングの実績がある。 また、当該業者は、平成18年度から令和元年度に渡って、「情報化技術支援業務」を受託し、情報化技術専門員として従事しており、札幌市の業務に関する知識に精通している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	(保)保健所感染症総合対策課 011-622-5199

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.7.8	感染症対策のプロジェクト支援業務(その2)	株式会社アフォーダンス	4,950,000	R2.5.29	R2.6.1 ~ R2.6.30	本業務は、当該業者と既に契約している「感染症対策のプロジェクト支援業務」(契約期間:令和2年5月1日~令和2年5月31日)(以下、「既存業務」という)において実現している感染症総合対策室内の情報の一元化を6月以降も継続するものである。 現在、情報の一元化は、既存業務の中で当該業者が作成したツールにより、情報の管理及び関係者における情報の共有を実現している。本業務には、当該ツールのメンテナンス作業を含むことから、業務の履行にあたっては、当該ツールに関する知識や技術が必要不可欠である。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R2.7.29	感染症対策のプロジェクト支援業務(その3)	株式会社アフォーダンス	19,470,000	R2.6.30	R2.7.1 ~ R2.9.30	本業務は、当該業者と既に契約している「感染症対策のプロジェクト支援業務」(契約期間:令和2年5月1日~令和2年5月31日)「感染症対策のプロジェクト支援業務(その2)」(契約期間:令和2年6月1日~令和2年6月30日)(以下、「既存業務」という)において実現している感染症総合対策室内の情報の一元化を7月以降も継続するものである。 現在、情報の一元化は、既存業務の中で当該業者が作成したツールにより、情報の管理及び関係者における情報の共有を実現している。本業務には、当該ツールのメンテナンス作業や改修作業を含むことから、業務の履行にあたっては、当該ツールに関する知識や技術が必要不可欠である。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R2.10.7	新型コロナウイルス感染症を疑う患者の検体搬送等業務に係る労働者派遣業務(単価契約)	株式会社パソナ	8,232,081	R2.9.18	R2.10.1 ~ R3.3.31	公募型企画競争により選定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所感染症総合対策課 011-676-3285
R2.10.7	感染症対策のプロジェクト支援業務(その4)	株式会社アフォーダンス	7,857,300	R2.9.30	R2.10.1 ~ R2.12.31	本業務は、当該業者と既に契約している「感染症対策のプロジェクト支援業務」(契約期間:令和2年5月1日~令和2年5月31日)「感染症対策のプロジェクト支援業務(その2)」(契約期間:令和2年6月1日~令和2年6月30日)(以下、「既存業務」という)において実現している感染症総合対策室内の情報の一元化を7月以降も継続するものである。 現在、情報の一元化は、既存業務の中で当該業者が作成したツールにより、情報の管理及び関係者における情報の共有を実現している。本業務には、当該ツールのメンテナンス作業や改修作業を含むことから、業務の履行にあたっては、当該ツールに関する知識や技術が必要不可欠である。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R2.12.16	高齢者施設における健康観察等に係るメールアラートオプション利用ライセンス	ESRIジャパン株式会社	4,400,000	R2.12.4	R2.12.4 ~ R3.3.31	現在、健康観察アプリ「こびまる」から入力された健康観察情報は、ESRIジャパンから無償でライセンス提供を受けている「ArcGIS Online」に集約され、その管理画面上で高齢者施設の職員の健康状態を確認しているが、施設管理者が個々の職員の健康状態を目視で確認する必要があることから、体調の変化を漏らす特定するための確認行為が煩雑になっている。また、今後「こびまる」を導入する施設数を拡大していくにあたり、施設の管理指導、を行う(保)高齢福祉課、検査の受診調整や感染者のフォローを行う保健所にとって、施設職員の体調悪化を早期に把握することがより重要になっていくところである。 そのため、「こびまる」と連携して「ArcGIS Online」上で動作し、健康観察対象者の健康状態が一定の条件を超え、健康状況確認等が必要な状態になった場合に、施設管理者等に注意喚起のメールを送信する「メールアラートオプション利用ライセンス」を購入して健康観察の効率化を図っていく必要があるが、このライセンスを提供できるのは、米国ESRI製品の総販売代理店である当該団体のみであることから、本件業務を実施できる唯一の団体であると判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R2.12.30	感染症対策のプロジェクト支援業務(その5)	株式会社アフォーダンス	7,857,300	R2.12.21	R3.1.1 ~ R3.3.31	本業務は、当該業者と既に契約している「感染症対策のプロジェクト支援業務(その4)」(契約期間:令和2年10月1日~令和2年12月31日)(以下、「既存業務」という)において実現している感染症総合対策室内の情報の一元化を1月以降も継続するものである。 現在、情報の一元化は、既存業務の中で当該業者が作成したツールにより、情報の管理及び関係者における情報の共有を実現している。本業務には、当該ツールのメンテナンス作業や改修作業を含むことから、業務の履行にあたっては、当該ツールに関する知識や技術が必要不可欠である。 このような状況を前提においた場合、当該業者以外では本業務を迅速かつ安全、確実に履行するという委託契約の利便を享受することができなくなるとともに、品質の低下を招くことで本市業務に重大な影響を及ぼす恐れがある。よって、当該業者以外にこれを履行する業者はない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R2.12.30	高齢者施設職員や宿泊療養所入所者の健康観察等に活用するソフトウェアライセンス	ESRIジャパン株式会社	29,700,000	R2.12.21	R2.12.21 ~ R3.3.31	現在、市内の一部高齢者施設の職員、宿泊療養所入所者等の健康観察は、公立法医学大札幌医科大学の公衆衛生学講座 小山 雅之助教が開発した健康観察アプリ「こびまる」を利用している。 また、このたび札幌市内で運用を開始した「発熱外来」の取組では、かかりつけ医がない、又は分からない発熱者は、救急安心センターさっぽろに問い合わせをすることとし、そこで紹介された医療機関を受診する流れを想定しているが、この問い合わせを受けた担当者は、発熱外来を開発している医療機関の情報をGIS上に表示した「発熱外来マップ」を参照し、迅速に案内することとしている。 「こびまる」及び「発熱外来マップ」は、GISソフトウェア「ArcGIS Online」上で動作するものであり、現在、ESRIジャパン株式会社から無償ライセンスの提供を受けて利用している。このライセンスの提供期間は令和3年1月28日までとなっており、引き続き利用するためには新たにライセンスを調達する必要があるが、自治体向けに安価に設定された「ArcGIS自治体ソリューションライセンス」を提供できるのは、米国ESRI製品の総販売代理店である当該団体のみであることから、本件業務を実施できる唯一の団体であると判断し、当該団体を特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R3.2.10	生活衛生情報管理システム更新業務	株式会社ネクシス	4,123,900	R3.2.3	R3.2.3 ~ R3.3.31	生活衛生情報管理システムは、左記事業者が開発及びカスタマイズしたものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に他の事業者が委託した場合、同システムは総合システムであることから、システム分析に時間を要するほか、システムのカスタマイズ及び不具合対応における正常稼働が保証されず、その際の責任の所在も不明確となる。 このことから、本業務を適切に実施できる事業者は、当該事業者以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保)保健所食の安全推進課 011-622-5170

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.21	生活衛生情報管理システム保守管理業務(令和3年度分)	株式会社ネクシス	2,607,000	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	生活衛生情報管理システムは、左記事業者が開発及びカスタマイズしたものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。仮に他の事業者へ委託した場合、同システムは総合システムであることから、システム分析に時間を要するほか、システムのカスタマイズ及び不具合対応における正常稼働が保証されず、その際の責任の所在も不明確となる。 このことから、本業務を適切に実施できる事業者は、当該事業者以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所食の安全推進課 011-622-5170
R2.9.2	山口畜場・里塚畜場におけるPPP/PMI導入可能性調査及び里塚畜場施設整備検討業務	みずほ総合研究所株式会社	11,473,000	R2.8.21	R2.8.21 ~ R3.3.19	山口畜場・里塚畜場におけるPPP/PMI導入可能性調査及び里塚畜場施設整備検討業務に係る企画競争実施委員会が定めた評価基準に基づき、各社からの企画提案説明を基に総合得点方式で採点を行った結果、みずほ総合研究所株式会社が最も高い点数となったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所生活環境課 011-622-5182
R2.7.1	里塚畜場耐火台車収運搬処理業務(単価契約)	株式会社東部清掃	1,386,000	R2.6.19	R2.6.19 ~ R3.3.31	平成30~32年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「産業廃棄物処理業」に登録されており、かつ札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿において、中間処理品目に金属くず、陶磁器の破砕が含まれる3社(株)イーアンドエム、(株)東部清掃、北海道アオキ化学(株)に耐火台車の処理が可能であるか確認したところ、(株)東部清掃以外は対応できない旨回答があったため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所施設課 011-883-1561
R2.7.15	札幌市里塚畜場火葬炉修繕業務	富士建設工業株式会社	63,800,000	R2.7.2	R2.7.2 ~ R3.3.26	本施設の火葬炉設備は、当該業者が独自に開発したものであり、設備機器の部品交換及び分解整備を行うには、当該設備に関する専門的な知識や技術が必要とするため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	(保) 保健所施設課 011-883-1561
R3.3.24	札幌市里塚畜場火葬炉設備補修業務(単価契約)	富士建設工業株式会社	51,590,000	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	里塚畜場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	(保) 保健所施設課 011-883-1561
R3.3.24	札幌市里塚畜場火葬炉設備及び建築付帯設備保守点検業務	富士建設工業株式会社	26,400,000	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	(1) 里塚畜場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 (2) 本業務は、火葬炉設備の日常及び定期保守点検業務が主体であるが、建築付帯設備についても様々なイシューが発生しており、会葬者を受け入れるにはこれらの設備も健全な状態にしておく必要があるため、迅速な応急対応が求められる。そのためには、施設に常駐する当該業者でなければ対応が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 保健所施設課 011-883-1561
R2.5.20	犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票交付並びに手数料収納事務(単価契約)	公益社団法人北海道獣医師会	20,966,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	厚生省の通知により「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」「予防注射を受けた犬の所有者が個々に保健所へ注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡し、おまけの交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とあることから注射実施と票交付を同時に行うことが合理的であり、また登録手続き当該が行うことは更に合理的であり当該業務に関して札幌市内では他に団体が存在しないことから特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 動物管理センター 011-736-6134
R3.8.11	新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者への食料品等提供業務(単価契約)	株式会社セイコーマート	35,000,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R3.9.30	本業務は、新型コロナウイルスに患し自宅療養を行っている者が自宅療養期間中に自宅で療養に専念するために必要な食料品及び日用品を調達し、対象者の自宅に配達する業務である。実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて必要とする配送セットの確保とともに市内全域への配送ルートの確保が求められる。 新型コロナウイルス感染症対策業務は、北海道と共同で実施しており、同様の業務を現在北海道と契約していること、本市の令和2年度の本業務における履行実績があることから、左記企業は本業務に精通し、誠実な履行かつ速やかな対応が見込まれる唯一の登録業者である。 また、国のマニュアルである「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第5版)」において、生活支援として配達による食事の提供等に係る配食事業者等との契約に関しては、随意契約を締結することとして差し支えないことが示されている。 以上のことから、当該企業が本業務に必要な条件を満たしており、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(保) 医療対策室業務調整課 011-633-0739
R2.9.23	札幌市児童福祉施設等従事者慰労金給付申請受付業務	パーソルテンプスタッフ株式会社	49,560,720	R2.9.3	R2.9.7 ~ R3.2.28	速やかな給付のための人員体制確保、個人情報保護等の観点から、単に最低の額で入札した業者を契約の相手方とする一般競争入札には適さないもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子ども育、子ども企画課 011-211-2982
R2.4.22	子どものくらし支援コーディネイト事業(月額契約)	公益財団法人札幌青少年女性活動協会	22,330,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本事業は、困難を抱えている子どもや家庭に働きかけを行いながら、様々な支援機関等につなげていくコーディネーターを配することにより、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる体制の推進を図ることを目的としている。 事業の実施にあたっては、地域において子どもと関わる関係機関を積極的に巡回することで困難を抱えている子どもや家庭を把握し、支援につなげる仕組みとしており、児童会館をはじめNPOなどの支援団体、主任児童委員など地域における様々な関係機関との連携が極めて重要となることから、専門性を有する機関が中核となって進めていくことが適切である。 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会(以下「当該法人」という。)は、札幌市児童会館の指定管理者であることから、児童会館との連携を図る上で不可欠な団体であるとともに、困難を抱える子ども、若者を支援する「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の指定支援機関として、様々な支援機関のネットワークにおける主導的な役割を果たしている。 また、当該法人に対しては、平成30年8月から令和2年3月までの間、当該業務を委託しているところであり、これまでの実績から、当該法人が若者支援業務などを通して築いた様々な支援機関や民間資源とのネットワーク、支援のノウハウ等を有効的に活用した事業も確認されているところである。 これらのことから、本業務の目的を達成する上で、他に同等の能力、経験等を有する団体は存在せず、当該法人が唯一の相手と認められることから、契約の相手方として特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子どもの権利推進課 011-211-2947

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2. 4. 22	札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	111,430,000	R2. 4. 1	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31	<p>本業務は、子どもの権利条例の制定目的の一つである、「子どもが自立した社会性のある大人に育つ」ための支援の一つとして、地域の子どもの体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子どもの体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされる少年リーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 2 当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子どもの活動等の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 3 青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一体的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 4 事業は市内各地で年間158回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしているため、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 <p>当該団体は、長年にわたり本市の子ども会活動の維持・発展のために必要なジュニアリーダーやボランティアの育成など様々な事業を継続的に実施してきていること、また、全区において、さまざまな地域団体(子ども会、町内会、教育機関や地域企業等)及びボランティア(育成者、リーダー養成研修卒業生等)との長年にわたる協力関係、連携協力関係が構築されていることから、これらの条件をすべて満たす唯一の団体である。</p> <p>当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特定者を相手方とする随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942
R2. 12. 9	令和2年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務	公益財団法人札幌市公園緑化協会	4,037,000	R2. 4. 9	R2. 4. 9 ~ R3. 3. 31	<p>本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下4つの条件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 2 本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 3 本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 4 プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 <p>(公財)札幌市公園緑化協会は、大学や公共施設等からプレーパークに関する講演依頼を多数受ける等、プレーパークに関する深い専門知識を有している。</p> <p>また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約6割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園の管理運営や利用状況を熟知している。</p> <p>さらに、管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを行っているほか、自主事業でプレーパーク実施団体向けの講座を主催するなど、プレーパーク実施団体との信頼関係も強固である。</p> <p>当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子どもの権利推進課 011-211-2942
R2. 7. 15	若者の社会的自立促進事業に係る業務	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	4,135,150	R2. 6. 16	R2. 6. 16 ~ R3. 3. 10	<p>本業務については、高等学校中退者等に対し、高等学校卒業程度認定試験への合格や高等学校への再入学に向けた学習相談及び学習支援を実施することにより、教育格差の解消を図り若者自身が望む将来像を実現できるような支援体制を構築することを目的としていることから、若者の自立支援事業に関する豊富な経験やノウハウを持つ職員を有すること、本市の実施する若者支援事業との連動及び関係機関との連携構築が不可欠である。</p> <p>当該法人は、平成22年度から若者支援施設の指定管理者として管理運営に関する高い業務実績を有し、若者の自立支援事業に関するノウハウの蓄積、人材の育成を行っており、これらの実績が評価され、現在まで引き続き指定管理者として若者支援施設の管理運営を行っているところである。</p> <p>特に、指定管理業務のうち「中学校卒業等進路支援事業」において、中卒時の進路未定者及び高校中退者について学校と連携し自立支援に繋げる取り組みを行っており、当該業務と組み合わせた事業展開が必要となる。</p> <p>よって、当該法人他に同等の対応が可能な団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該法人に特定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子どもの権利推進課 011-211-2947
R2. 6. 17	臨時特別給付金に係る封筒作成業務(単価契約)	株式会社恵和ビジネス	1,132,560	R2. 5. 12	R2. 5. 12 ~ R2. 5. 29	<p>当該給付金は、新型コロナウイルス感染症「緊急経済対策」との位置づけであり、国の通知では定時振込である6月の児童手当の支給に間に合わせるなどできるだけ速やかに支給をすよう示されている。本市では6月の児童手当の定時支払には間に合わないものの、6月末の支給を目指し、各関係機関との調整を図っているところだが、支給対象者に支給の申込みをする際に必要な送付用封筒の作成については、約4週間程の期間が必要であり、6月末の支給に間に合わせるためには早急に封筒作成に取り掛かる必要がある。万が一、契約期間内に履行できなかった場合は、臨時特別給付金の対象となる市民に多大な影響を及ぼすことから、契約業者は確実に履行可能な業者である必要がある。については、信用の確実な者であり、本市の類似の業務で履行実績のある業者を随意契約にて選定すべきと考える。なお、(株)恵和ビジネスにおいては、令和元年度児童手当現況届の送付用封筒の製造を委託しており、履行実績は良好である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.6.17	臨時特別給付金に係るお知らせ文書等印刷・封入・封かん業務(単価契約)	株式会社恵和ビジネス	2,710,400	R2.5.12	R2.5.12 ~ R2.6.5	当該給付金は、新型コロナウイルス感染症「緊急経済対策」の一つとして「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援すると取組みとして位置づけられており、国の通知では今般の情勢を鑑み、定時振込である6月の児童手当の支給に間に合わせるなど、できるだけ速やかに支給をするよう示されている。 当該給付金は、支給対象者からの申請は不要としているものの、給付金受け取り意思の確認をしなければならず、支給対象者へてお知らせ文書を送付しなければならぬ。本市では6月の児童手当の定時支払には間に合わないものの、次善の策として、6月末の支給を目指しているが、これ以上の遅延は支給対象者となる市民の生活または財産への影響力が大きいため、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第93条の2、別表3の2の3に該当する緊急の案件と考えられる。そのため、文書を送付に係る、個人情報を含むお知らせ文書の印字、給付金の制度案内のチラシの印刷、三つ折り作業、文書の封入封緘作業などを速やかに行うため、本件については随意契約にすべきと考える。 また、上記の一連の作業を一か所で行うことで時間短縮を図ることができ、また、個人情報管理の観点からも、すべての作業を一か所で行うことが好ましいと考える。 万が一、契約期間内に履行できなかった場合は、臨時特別給付金の対象となる市民に多大な影響を及ぼすことから、契約業者は確実に履行可能な業者である必要がある。については、信用の確実な業者であり、本市の類似の業務で履行実績のある業者を選定すべきと考える。 なお、(株)恵和ビジネスにおいては、令和元年度児童手当現況届の送付用封筒の製造及び同現況届の封入封緘業務を委託しており、履行実績は良好である。また、同現況届の印刷業務についても良好な履行実績あり、(株)恵和ビジネスに業務委託することが適当と考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R2.6.17	子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター業務及び公務員分申請受付業務	パーソルテンプスタッフ株式会社	43,150,800	R2.5.22	R2.5.22 ~ R2.11.30	「子育て世帯への臨時特別給付金」は新型コロナウイルス感染症「緊急経済対策」の一つとして「新型コロナウイルス感染症経済対策」と位置づけられ、支給については、今般の状況に鑑み、できるだけ速やかに行うよう要請されている。申請に基づき支給される公務員について、申請を要しない一般受給者に対する支給よりも支給時期は遅くなるものと考えられるが、一般世帯と同様にできるだけ速やかに支給するよう国から要請されているところである。その中で、支給対象者からの支給時期や給付金概要に関するお問い合わせが多数寄せられることが予想され、児童手当の定時払いがある6月から一般受給者向けのコールセンターを設置し、以後、公務員の申請受付から支払いデータ作成までを業務委託で対応することを考えている。選定業者は、札幌市に拠点を構え、他の政令指定都市での類似業務の経験も豊富である業者であり、プライバシーマークおよびISMSを取得しているパーソルテンプスタッフ(株)と契約したいと考える。 契約方法であるが、通常の一般競争入札又は指名競争入札等では契約までに時間を要し、問い合わせが集中すると予想される時期にコールセンターを開設することができず、問い合わせへの対応が困難となるため、令和2年3月3日付けで総務省から通知された「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」の「3緊急の調達求められる場合」にあるとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、随意契約の方法をとることとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R2.8.19	ひとり親世帯臨時特別給付金に係る送付文書等の作成及び封入封緘業務(単価契約)	トッパン・フォームズ株式会社	1,170,400	R2.6.11	R2.6.11 ~ R2.6.26	当該給付金の目的は、新型コロナウイルス感染症拡大により、1、低所得のひとり親家庭の心労が重なる状況や、2、学校休業等が行われるために、子どもが在宅し養育のための支出を余剰なくされ、仕事を休むことで収入が減少する状況を支援することであり、国が示した当該給付金の支給要領「第1目的」で、「新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給する」とされている。国では、令和2年6月分児童扶養手当受給者に対する支給(基本給付)については、申請を要しないものの、受給拒否の意思確認を行った上で、当該給付金の趣旨に鑑み、可能な限り令和2年8月までに支給するよう示されている。北海道は全国に先駆け、2月末に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態宣言を行い、4月には国の緊急事態宣言の対象地域に指定を受けたとともに、重点的に感染対策を進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」の指定を受けたことで、他都市と比べ、新型コロナウイルスの影響による収入が減少や、失業者が多く発生し、とりわけ、当該給付金の支給対象の低所得のひとり親家庭への経済的な影響が大きいものと認識している。このことから、当該給付金の支給対象である児童扶養手当受給世帯に対し、一刻も早く支給する必要があるため、補正予算成立後、最速の支給可能日である7月17日に支給すべきと考える。手続上、早急に対象者に対して受給拒否の意思確認を行う案内文を送付する必要があることから、本市の同様の業務で実績があり、最速の支給可能日に確実に履行可能な業者を随意契約にて選定すべきと考え、当該業者を契約相手方とする(時間短縮のため本市用品封筒を使用することから機械封入できず、スケジュールに対応できるのは同社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号適用。併せて、新型コロナウイルス感染症対策にかかる市民の生命財産にかかる緊急調達であるため、同施行令第167条の2第1項第5号適用)。なお、トッパン・フォームズ株式会社の札幌市における主な同種または同様の履行実績があり、実績も良好である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3.1.6	ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付(6月分の児童扶養手当の支給を受けた受給者向け)の申請書等の封入封緘業務	株式会社恵和ビジネス	1,697,300	R2.6.23	R2.6.23 ~ R2.7.10	当該給付金の支給対象である児童扶養手当受給世帯等に対し、国が示す支給スケジュールよりも早期に支給すべき状況にあるため、参加資格者は被指名選考委員会にて、「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年3月3日付け総務省自治行政課長通知)の「3緊急の調達求められる場合」を適用し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を締結し、当該支給対象者にする追加給付の支給について、7月中旬に支給を行う。 なお、当該業者は、個人情報を含む文書の印字、申請書の印刷、三つ折り作業、返信用封筒の同封、文書の封入封緘作業などの業務が必要であるところ、一連の作業を一か所で行うことで時間短縮を図ることができ、また、個人情報管理の観点からも、すべての作業を一か所で行う必要に対応することができる。 また、履行期間が極めて短期間であるため、契約業者は通常以上に確実な業務の履行が可能業者である必要がある。本市の類似の業務で履行実績がある「株式会社 恵和ビジネス」は、令和元年度児童手当現況届の送付用封筒の製造及び同現況届の封入封緘業務を委託しており、履行実績は良好である。 また、同現況届の印刷業務についても良好な履行実績があるほか、子育て世帯への臨時特別給付金に係るお知らせ文書等印刷、封入・封かん業務の履行実績があることから、業務委託することが最も適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988

令和2年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.1.13	ひとり親世帯臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び申請受付業務	パーソルテンプスタッフ株式会社	44,418,885	R2.6.23	R2.6.23 ~ R2.12.28	<p>参加資格者は被指名選考委員会にて、「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年3月3日付け総務省自治行政課長通知)の「3 緊急の調達が求められる場合」を適用し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を結ぶ。</p> <p>当該業務で、業務ごとに異なる業者と契約した場合、事業に要する費用面で割高になることから、1社によるフルパッケージでの業務委託とし、契約の前提条件として、これら業務を確実に履行できる業者であることは勿論、業務に適した人材を速やかに手配することができ、かつ自前での業務構築ができる業者であることが求められる。</p> <p>この前提条件に照らした場合、「子育て世帯への臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び公務員分申請受付業務」の受託者である「パーソルテンプスタッフ株式会社」は、政令指定都市を含めた自治体での同種業務の受託実績として、台東区、西宮市、神戸市、小平市、津島市において臨時福祉給付金の申請受付業務の実績があり、十分なノウハウ及び知見があることから、細かな詰めを行うだけで対応可能との回答を得ております。</p> <p>また、履行中の細やかな連携やマネジメントが必要となることから、札幌市内に拠点を構え、コールセンター及びデータ入力業務双方のマネジメント経験がある管理者を配置することが望ましく、この条件に当該業者は対応可能であることに加え、先に実施している「子育て世帯への臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び公務員分申請受付業務」で使用しているコールセンター業務用の管理ツールや、申請受付事務用の入力ツールなど設計済のスキームを活用することができるため、短期間の立ち上げにも対応ができるという利点がある。</p> <p>以上のことから、この度の委託業務については、当該業者が最も適しており、当該業者と随意契約を結ぶこととする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3.1.13	令和2年度シングルマザー&パパ スマイル festa運営業務	株式会社パソナ	3,993,000	R2.12.14	R2.12.14 ~ R3.3.31	<p>雇用情勢やひとり親家庭等の多様なニーズを的確に把握し、企業にひとり親等の雇用を促すという本業務の性質及び目的に鑑み、業務を確実に履行できるものを選定するため公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において契約候補者として選定された本事業者との随意契約を締結したものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3.1.27	ひとり親世帯への臨時特別給付金(基本給付の再支給)に係る案内はがき送付業務	株式会社恵和ビジネス	1,044,797	R2.12.16	R2.12.16 ~ R2.12.24	<p>政府は、児童扶養手当などを受給するひとり親世帯などを対象とする臨時特別給付金の基本給付について年内にも再支給する方針を示している。当該給付金は、支給対象者からの申請は不要としているものの、給付金を振り込む旨の案内文を送付しなければならない。本市での対象者は約20,000世帯で、年末の支給を目指し、各関係機関との調整を図っているところだが、時間的猶予がなく、一般競争入札および指名競争入札をすることが難しい。万が一、契約期間内に履行できなかった場合は、臨時特別給付金の対象となる市民に多大な影響を及ぼすことから、契約業者は確実に履行可能な業者である必要がある。ついでに、信用の確実な業者であり、本市の類似の業務で良好な履行実績のある業者を随意契約にて選定すべきと考える。「ひとり親世帯臨時特別給付金の追加給付(6月分の児童扶養手当の支給を受けた受給者向け)の申請書等の封入封紙業務」、「令和元年度がん検診受診勧奨ハガキ印字・圧着・差出業務」及び「基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務(介護等)」において良好な履行実績がある(株)恵和ビジネスに業務委託する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3.4.21	札幌市家計急変ひとり親世帯臨時特別支援金申請受付業務	パーソルテンプスタッフ株式会社	4,950,000	R3.1.12	R3.1.12 ~ R3.3.31	<p>当該業務は、子育て世帯(ひとり親世帯分)に対する生活支援特別給付金に係るコールセンター及び申請受付業務である。</p> <p>当該給付金の支給は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることを踏まえた「国の緊急支援策」の一環であり、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯については、金銭面及び心身等により大きな困難が生じていると考えられるため、可能な限り速やかに支給するよう国から要請されている。入札等による契約の場合、当該業務の契約締結までには相当な期間(最低でも1か月)を要することが見込まれ、速やかな支給の支障となり、問い合わせ受付についても支給時期に間に合う体制をとることが難しい。</p> <p>また、早急かつ確実に履行できる業者でなければ、本市のひとり親世帯に多大な影響を及ぼすことになるため、信用の確実な業者であり、かつ、本市の類似の業務で良好な履行実績のある業者を選定する随意契約とすべきである。</p> <p>選定業者は、「子育て世帯への臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び公務員分申請受付業務(国事業)」、「ひとり親世帯臨時特別給付金に係るコールセンター業務及び申請受付業務(国事業)※基本給付の再支給含む」、「家計急変ひとり親世帯臨時特別支援金申請受付業務(本市単独事業)」の受託者で、先に記載の業務で使用した受付事務に係るシステム並びに業務設計が整っており、問い合わせ対応用FAQ、研修資料を既に有していることから、コールセンターの立ち上げ準備期間も削減でき、本市が希望する短期スケジュールでの履行が可能で唯一の業者である。</p> <p>上記の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号より、緊急の必要により競争入札に付することができないものとして、当該事業者から見積書を徴して随意契約を行う。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)</p>	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3.3.24	西区保育・子育て支援センター 業務用電力(一般料金)(単価契約)	北海道電力株式会社	10,525,445	R3.1.15	R3.7.16 ~ R4.9.30	<p>本市における電力調達契約については、平成28年度より札幌市電力調達契約事務取扱要領(平成28年3月9日財政局契約管理担当局長決裁、以下「要領」という。)第2条第1項の規定に基づき、一般競争入札又は随意契約の方法により締結することとされている。</p> <p>西区保育・子育て支援センターにおいては、令和3年7月中旬のしゅん功に向けて替替工事を進めており、工事完了後は、業務用電力(一般料金)の契約により電気を受電する予定である。電力調達契約を行うにあたり、新築施設であり、必要な履行期間における適切な使用電力量を算定することができないことから、競争入札に付することが適当ではないと認められる(札幌市電力調達契約事務取扱要領第4条第1項第6号)。</p> <p>そのため、工事期間中の臨時電力調達契約の受注者である北海道電力株式会社と、工事しゅん功後も引き続き随意契約を行うもの。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3. 8. 11	令和3年度札幌市子ども緊急サポートネットワーク事業実施業務	特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ	15,400,000	R3. 2. 26	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	当該事業は、本市の子育て支援事業の中核の一つとして公共性が高く、事業の運営に当たっては、病児・病後児預かりや、宿泊を伴う預かりに対応するスキルを持った人材の確保及び事業を継続していくことが重要である。左記団体は、平成17年度から平成21年度までは厚生労働省から、平成22年度から令和2年度までは本市から委託を受け事業を実施してきたため、市民が安心して利用できる仕組みを築くとともに、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに関して様々なノウハウを培うと伴に会員からの信頼も厚く、当該事業に精通している。 当該事業は、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりを実施している数少ない事業であり、現行のサービス内容を維持し、安定した運営を継続していくためには、同団体が有する信用、技術、経験等が必要不可欠であると考えられる。なお、同団体は、平成17年度からの厚生労働省の委託事業の受託以来、安定した会員数を確保し実績を残している。 以上により、当該事業を安定的に継続して提供していくための条件を満たす団体は同団体のみであることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号による随意契約を行うこととし、特定により当該業者から見積書を徴して行うことが妥当であるとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3. 8. 11	令和3年度さっぽろ子育てサポートセンター事業実施業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	14,123,769	R3. 3. 1	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	当該事業は、本市の子育て援助活動支援事業の一つとして公共性が高く、安定した事業を提供していくためには、提供会員、アドバイザー、サブ・リーダー、エリア・リーダーの人材確保が必要であり、特に提供会員については、0歳から小学校6年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の対象であるため、現行のサービス内容を維持し、安定した事業運営を継続していくためには、その確保が重要であることから、当該事業の契約相手としては、本業務の内容について十分認知し、大規模の会員組織を有する団体であることが必要不可欠である。 これら条件を全て満たす団体としては、事業開始当時より当該業務を実施する(福)札幌市社会福祉協議会のみであり、同団体を選定することが業務遂行上円滑、かつ合理的と判断する。 なお、当該団体は、平成13年度から令和2年度まで安定した会員数を確保し実績を残している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3. 3. 24	厚別区保育・子育て支援センター子育て支援室ほか床修繕業務	新太平洋建設株式会社	4,020,500	R3. 3. 4	R3. 3. 4 ~ R3. 3. 31	本業務は、上記施設の子育て支援室・一時保育室において、床下の湿気により床材が劣化し床面の歪みが著しいことから、修繕を行うものである。 左記業者は、当該施設の新築工事を実施した経緯があり、施設の構造を十分把握しているほか、新築時の施工資料、施工図面等を保有し内容を十分把握している。 本業務は施設運営を行いながら実施するが、業務履行にあたっては、特に園児に対する安全確保、騒音等の施設環境に配慮した高度な技術力が要求される。左記業者は、その施設特性を理解しており、安全確保について十分な対応が可能である。 子育てサロン運営における安全確保が急務であり、迅速な業務実施が要求される。前述のとおり、左記業者は上記施設の新築工事を実施しており、すでに施設状況等を把握していることから、現地調査、修繕計画検討等に要する時間の大幅な削減が可能であり、この要求に応えることが可能な唯一の業者である。 以上により、左記業者は、本業務について、適切な方法により、迅速かつ安価に実施することが可能な唯一の業者である。 さらに、ほかの者が履行した場合、修繕箇所は今後何らかの不具合が発生した際に、その原因や責任関係の所在が不明となり施設管理に影響を及ぼす可能性があるが、左記業者は当初の施工者であることから、その恐れがない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3. 4. 21	令和3年度さっぽろ子育て情報サイト及びアプリ運用保守業務	株式会社サイネックス	1,584,000	R3. 3. 10	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	さっぽろ子育て情報サイト及びアプリは、札幌市の子育てに関する行政情報等を直接情報提供できるとともに、市民が必要とする情報を素早く提供できると、高い即時性を持つ媒体である。さっぽろ子育て情報サイト及びアプリに障害等が発生すると、市民への円滑かつ速やかな情報提供が著しく損なわれる恐れがあることから、これらの運用管理には、非常に高い安定性と確実性が求められるとともに、万一障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠である。また、当該システムについては、本市独自の機能追加を行っているため、遂行にあたっては、システムの実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している必要がある。このため、本事業はこれらの条件を満たす業者への委託が不可欠であるが、当サイトの運用管理システムを開発した(株)スマートバリューは、ホームページの構築や改修の提案、システム運用等のサポートを迅速に行うことができる唯一の事業者として、北海道内に事業所を有し業務提携関係にある(株)サイネックスを直接の営業窓口指定している。については、北海道内でサイトやアプリの開発、当サイトのシステム運用等のサポートを迅速に行うことが可能で、当該業務の履行可能となる業者が(株)サイネックス以外にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3. 4. 21	都心部における常設子育てサロン運営業務	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	23,759,942	R3. 3. 10	R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31	本サロンを運営するに当たり安定的な運営体制や本サロンの目的を理解し、事業を実施する能力がある業者を選定する必要があることから、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において契約候補者として選定された本事業者との随意契約を締結したものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988
R3. 8. 11	令和3年度札幌市子育て支援総合センター清掃業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	2,442,000	R3. 3. 12	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会は母子福祉の増進を図るために設立された公益社団法人であり、母子家庭等の母に対する就労の場を提供することにより、経済的自立の助成、生活意欲の助長を図るなど、本市の福祉事業施策に協調し、関連事業においても長く携わっている。 また、国においては「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(令和2年3月13日(厚生労働省告示第78号)の中で、母子家庭及び寡婦の就業による自立支援を推進し、生活の向上を図っていく方針が出ているほか、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)においても、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努め、母子家庭及び父子家庭の福祉を図ることとしている。札幌市では、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」(平成30年3月策定)に基づき、ひとり親家庭等の就業による自立へ向け、母子福祉団体等への支援を含めひとり親家庭等への総合的支援を推進していることから、母子家庭等の母に対する雇用機会の促進を図り、契約方法の原則である透明性及び公平性に配慮し、3号随意契約により、公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会に委託することが適当である。 なお、当該連合会には平成16年度子育て支援総合センターオープン当時から清掃業務を委託しており、業務内容は良好である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	子) 子育て支援部子育て支援課 011-211-2988

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.8.18	令和2年度札幌市保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金に関する業務	りらいあコミュニケーションズ株式会社	25,331,298	R2.9.1	R2.9.1 ~ R3.3.31	(1) 1施設に対する書類の審査に割く時間が大きく、また、最大400万円まで利用できる補助金分を令和3年5月まで施設が一旦負担するというは経済的負担が大きいため、概算払いの必要性が高いと考えられる。 また、昨年度補助対象期間限定での類似の補助金支給事務では各施設からの申請不備率が約90%と突出していたことから、概算払いをする場合、書類の審査業務が年度末に集中してしまい、その提出書類の不備率を考慮すると、出納整理期間である令和3年5月までに精算払いをすることは困難である。 したがって、施設の経済的負担の軽減と、補助金事業の遂行の両立を考慮する必要があり、それを実現するには部分払い(一定時点における実績確認と、それに対する補助金支給)を選択するのが妥当だと考える。 部分払いを実行するには、委託業者に遅くとも10月から稼働してもらう必要があり、その稼働を可能にするために契約締結日を逆算していくと、事務室の確保、電話回線の開設等が済んでいる保育事務センターをもってしても、準備のためには遅くとも8月中旬での契約が必要な状況となっており、緊急の必要により競争入札に付することができない。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	子)子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R3.11.10	子育てデータ管理プラットフォームに係る設計・開発業務	日本コンピューター株式会社	36,877,500	R2.11.17	R2.11.17 ~ R3.8.31	本業務については、本市が運用する関連システムの連携基盤の構築であり、高度な技術を要するため、技術やノウハウ等が優れた者との契約は必須である。そのため、プロポーザルによる審査を実施した結果、本事業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子)児童相談所地域連携課 011-622-8620
R2.4.15	札幌市里親養育支援事業	社会福祉法人 常徳会	11,352,000	R2.4.7	R2.4.7 ~ R3.3.31	公募型企画競争により契約候補者を選定したため (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	子)児童相談所相談判定一課 011-622-8630
R2.5.13	商店街感染症対策支援業務	札幌市商店街振興組合連合会	4,300,000	R2.4.22	R2.4.22 ~ R2.6.30	本業務は、商店街の感染症対策に係る現状の対応から終息後の活動までの総合的な対策を構築するものである。本業務の実施にあたっては、市内全域の商店街への波及を図るため、都心部及び郊外の商店街から各々モデルとなる商店街を選定するとともに、各モデル商店街の現状分析を踏まえ「商店街感染症対策取組事例集・手引き」を作成する予定である。モデル商店街の選定や手引きの作成にあたっては、市内全域の商店街の情勢に精通している必要があり、これらが可能なのは、商店街の市内唯一の指導機関である同連合会のみである。 よって、本業務の条件を満たす者は同連合会のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)産業振興部経済企画課 011-211-2372
R2.6.3	札幌市飲食店の未来応援事業運営業務	株式会社トリプルワン	15,993,300	R2.5.28	R2.5.28 ~ R2.12.31	業務の実施にあたっては、先進的な取組みである「クラウドファンディング」を活用して、多くの市内飲食店が参加し幅広い支援を募るために、より効果的かつ効率的なサービスの提供が必要とされる。よって当該業務は、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)産業振興部経済企画課 011-211-2372
R2.7.15	新型コロナウイルス感染症に伴う経済影響分析・試算及び経済活動ロードマップ等作成業務	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	8,470,000	R2.7.1	R2.7.1 ~ R3.3.31	業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症に関する産業振興の方針等の企画立案を行うものであり、加えて、市内の経済特性を踏まえた新型コロナウイルス感染症における経済への影響の分析等を行うなど、高度かつ専門的な業務である。 よって当該業務は、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)産業振興部経済企画課 011-211-2352
R2.11.18	札幌市新たな映像活用の推進に向けた調査業務	有限会社プランナーズ・インク	1,760,000	R2.11.4	R2.11.4 ~ R3.2.28	業務の実施にあたっては、「映像」という専門的なテーマを取り扱うことから、映像産業に対する深い知識や高度な創造性、関係団体・企業等とのネットワークを持つことが求められる。 よって当該業務は、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第3条第1項により公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)産業振興部経済企画課 011-211-2372
R3.3.31	感染防止対策協力支援金給付業務	株式会社J T B	54,340,000	R3.2.18	R3.2.18 ~ R3.3.31	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、北海道が、札幌市内全域の飲食店等に対し、2月16日から2月28日の期間、営業時間の短縮と「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底の要請を行ったところであり、本業務は、北海道の要請に協力いただく事業者に支援金を給付するものである。 市内事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による来札幌観光客数の減少や市民の外出自粛に加え、今回の営業時間短縮等の協力に伴い、経営上深刻な影響を受けることとなり、一日も早い支援金の給付が必要である一方、本業務の対象が約15,000事業者と多数であることから、迅速かつ大量の事務処理を適切なデータ管理のもと実施できる環境を、事業開始日である2月18日までに緊急で整える必要がある。 当該事業者は、本業務の類似業務である「すすきの地区感染防止対策協力支援金給付業務」を担っており、市内事業者に係るデータや類似業務で構築した事務処理ノウハウ及び管理体制を活用し、2月18日までに本業務を開始し、迅速に遂行することのできる唯一の事業者である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、迅速かつ確実に業務を実施できる唯一の事業者である当該事業者と契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)産業振興部経済企画課 011-211-2372
R3.4.21	令和3年度事業承継マッピング支援事業委託業務	株式会社ビジネスマーケット	18,480,000	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	「事業承継」という企業存続に関わる繊細かつ専門的な知識を有する必要がある分野を取り扱い、支援を行う業務であることから、受託業者の選定にあたっては、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)産業振興部経済企画課 011-211-2372
R3.4.14	経営持続化支援一時金支給業務	株式会社J T B	119,630,633	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.1.31	北海道は4月上旬をめぐりに、時短対象飲食店等の取引がある事業者等のうち売上が前年同月比50%以上減少した事業者を対象に特別支援金を支給するところであるが、本市は、これを補完する形で本業務により30%以上50%未満の売上減少の事業者を対象に、一時金を支給するものである。 市内事業者においては、約4か月間にわたる飲食店等の営業時間短縮等により、経営上大きな影響を受けており、一日でも早い一時金の支給が必要である。 本業務の実施にあたっては、速やかな申請データの突合による重複支給の未然防止、審査作業の効率化による支給の迅速化及び道と市の相互の制度に精通することによる申請者の利便性確保を行う必要があり、そのためには、北海道で実施する特別支援金給付業務を担う当該事業者に委託することが不可欠である。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、迅速かつ確実に業務を実施できる唯一の事業者である当該事業者と契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)産業振興部経済企画課 011-211-2372

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.14	令和3年度札幌中小企業支援センター運営業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	92,664,000	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>一般財団法人さっぽろ産業振興財団(以下、「財団」という。)は、平成14年度より、中小企業支援法第7条に基づく「指定法人」として札幌市が主体的に設立した機関であり、15年以上にわたり中小企業支援センター(以下、「支援センター」という。)を運営し、中小企業者や小規模事業者、個人事業者など様々な相談者に対し、経営・融資相談を行っている唯一の機関である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営等に影響を受けている中小企業者等への相談等に対応するため、令和2年1月29日から緊急相談窓口を開設し、令和2年4月20日には融資や経営相談の他、雇用調整助成金やテレワーク導入等に係る相談、事業者向けの市税や感染症予防相談の窓口を集約した事業者向けワンストップ窓口を開設している。当窓口では、経営相談のほか、市融資制度である「新型コロナウイルス対応支援資金」や中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット保証)及び第6項(危機関連保証)の認定受付を担っており、緊急相談窓口開設から令和3年3月19日までの、累計43,402件の相談に対応している。急増した相談者に対応するため、既存の支援センター職員に加え、中小企業診断士や社会保険労務士等の相談員を配置し、相談窓口を運営している。新型コロナウイルスの影響は未だ収束の目途は立っており、相談件数は毎月2,500件前後を推移している。このような状況の中、相談窓口を円滑に運営し続けることは必須であり、運営にあたっては、市融資制度やセーフティネット等の申請受付業務のノウハウを有している現体制を維持すべきである。</p> <p>以上のように、これまでの経営・融資等の相談実績や、新型コロナウイルス感染症に対するワンストップ相談窓口の運営実績を持つ財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)産業振興部経済企画課 011-211-2372
R2.5.27	札幌市休業協力・感染リスク低減支援金給付業務	株式会社JTB	59,952,208	R2.5.8	R2.5.8 ~ R2.10.30	<p>4月16日に北海道が国からの緊急事態宣言の対象地域として追加されたことを受け、北海道は感染拡大防止のため、道内の特定の事業者に対し、休止や酒類の提供時間の短縮の要請を行い、協力した事業者に対して支援金の給付を行うとしたところ。</p> <p>本業務は、北海道の支援金に上乗せするとともに、酒類の提供がない飲食店に札幌市が独自に支援金を給付するものである。</p> <p>市内事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による来札幌観光客の減少や市民の外出自粛に加え、今回の休業要請等の協力に伴い、経営上深刻な影響を受けており、一日でも早い支援金の給付が必要である。また、本業務の対象である約8,200事業者の大半が北海道・札幌市双方からの支給が見込まれることから、適切なデータ管理が求められる。</p> <p>当該事業者は、北海道で実施する休業支援金給付業務を担うことから、当該事業者に本業務を委託することで、審査作業の効率化による支給の迅速化や、申請データの一括管理による重複支給の未然防止などが可能となる。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、迅速かつ確実に業務を実施できる唯一の事業者である当該事業者と契約することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)商業・金融支援担当課 011-211-2372
R2.6.17	札幌市経営持続化臨時特別支援金給付業務	株式会社JTB	13,427,370	R2.6.10	R2.6.10 ~ R3.3.31	<p>本支援金は、新型コロナウイルス感染症の拡大による長期の外出自粛等に伴い、経営上深刻な影響を受けている事業者に対して給付するものであり、一日でも早い支援金の給付が求められる。このような中、本業務は、本市が北海道と一体的に本支援金を給付するにあたり、申請受付から給付完了までを迅速かつ確実に進めるものである。</p> <p>当該事業者は、北海道で実施する本支援金の給付業務を担うことから、申請者データの一括管理により、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出データ作成等を連続かつ同時並行で進めることのできる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、本業務については、重複支給の未然防止や支給の迅速化を図るため、契約の性質及び目的が競争入札に適しないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者から見積書を徴して随意契約することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)商業・金融支援担当課 011-211-2372
R2.6.24	「IT産業人材確保支援事業」実施業務	株式会社パソナテック	8,635,000	R2.6.18	R2.6.18 ~ R3.3.31	<p>本事業は道内学生に対する就職フェア、首都圏におけるフェア開催のほか、新たな人材供給源として昨今注目される高度IT外国人材の確保・市内定着支援を実施するため、新卒採用や就職といった雇用に関する専門的な知識、ノウハウが求められることから、専門的な知識を有し、かつ効果的・効率的に業務を担える業者を選定する必要がある。そのため、契約の性質・目的が競争入札に適さず、公募型企画競争により業者を選定し随意契約を行った。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)IT・イノベーション課 011-211-2379
R2.6.24	「みらいIT人材育成事業」実施業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	9,984,700	R2.6.18	R2.6.18 ~ R3.3.31	<p>本事業は市内の小中学生・高校生を対象に、情報産業分野の技術に触れ、学ぶ機会を提供するなど、IT教育等に関する専門的な知識、ノウハウが求められることから、専門的な知識を有し、かつ効果的・効率的に業務を担える業者を選定する必要がある。そのため、契約の性質・目的が競争入札に適さず、公募型企画競争により業者を選定し随意契約を行った。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)IT・イノベーション課 011-211-2379
R2.7.1	「市内IT産業国内外向けPR等業務」実施業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	6,920,100	R2.6.23	R2.6.23 ~ R3.3.31	<p>本事業では、本市産業の更なる活性化を目指し、本市や市内IT企業等の取組を効果的に発信し、投資を呼び込むため、市内のIT産業に対しての専門的な知識、ノウハウが求められることから、専門的な知識を有し、かつ効果的・効率的に業務を担える業者を選定する必要がある。そのため、契約の性質・目的が競争入札に適さず、公募型企画競争により業者を選定し随意契約を行った。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)IT・イノベーション課 011-211-2379
R2.12.16	札幌市企業誘致PR動画制作業務	株式会社テクノフェイス	1,941,500	R2.12.14	R2.12.14 ~ R3.3.31	<p>本事業は首都圏やオンラインで実施される展示会等において、本市の立地優位性や産業振興施策を効果的にPRするため、プロモーション映像を制作する業務であり、魅力的なPRに繋がる企画力、動画制作能力及びノウハウが求められることから、専門的な知識を有し、かつ効果的・効率的に業務を担える業者を選定する必要がある。そのため、契約の性質・目的が競争入札に適さず、公募型企画競争により業者を選定し随意契約を行った。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)IT・イノベーション課 011-211-2362
R3.4.7	令和3年度スタートアップ創出支援事業委託業務	株式会社D2 Garage	38,390,000	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本事業は、「スタートアップ」という先進的かつ専門的な分野を取り扱うため、広範かつ高度な知識と豊かな経験及びネットワークを必要とする業務であることから、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第3条第1項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)IT・イノベーション課 011-211-2379
R3.5.19	市内展示機能強化検討業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	9,966,000	R2.6.2	R2.6.2 ~ R3.3.31	<p>本事業は、展示会産業に関する広範かつ高度な知識及び経験と効果的な施設整備に係る豊かな経験の両方が求められる。</p> <p>そのため、受託事業者の選定にあたっては、公募により、具体的な業務実施の方法についての企画案を提出させ、最も効果的かつ効率的な遂行が期待できる企画案を提示した事業者を選定し、契約事務を進める「公募型企画競争」により実施する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経)国際経. 経済戦略推進課 011-211-2481

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.18	食品海外コーディネート業務(ASEAN地域)(単備契約)	株式会社フォーバル	2,495,900	R2.10.7	R2.10.7 ~ R3.3.31	本事業は、ベトナム・マレーシア現地の市場状況及び輸出規制情報に係る広範かつ高度かつ専門的な知識が求められる。また、効果的な事業実施のためには、これまでの海外進出支援実績や現地企業等とのネットワークを持っていることが求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、公募型企画競争による受託者の選定を行い、特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)国際経. 経済戦略推進課 011-211-2481
R2.11.25	中小製造業者に対するIoT導入ハンズオン支援業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	2,662,000	R2.11.4	R2.11.4 ~ R3.3.31	本業務の実施には、IoTシステム導入支援に係る高い専門性やノウハウが求められる。また、効果的な事業実施のためには、これまでのIoT導入支援実績や支援先となる道内中小製造業者とのネットワークを有していることが求められる。したがって、本定価は性質・目的が価格競争に適しないものであるため、公募型企画競争による受託者の選定を行い、特定随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)国際経. 経済戦略推進課 011-211-2392
R3.3.31	札幌スタイルショップ管理運営業務	札幌駅総合開発株式会社	1,651,100	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、札幌市が推進する地域ブランド「札幌スタイル」認証製品やブランド全体のPRを行う発信拠点である、札幌スタイルショップの管理運営を行うものである。ショップスペースとして、JRタワー展望エントランスの一部を札幌駅総合開発株式会社より借り上げる予定としているが、当該スペースは、同社以外の事業者で使用、管理させることは認められていないことから、本業務を実施できるのは同社のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)国際経. 経済戦略推進課 011-211-2392
R3.4.21	令和3年度 北海道大学連携型起業家育成施設 入居企業等支援業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	5,698,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、北大ビジネス・スプリングに常勤のインキュベーションマネージャー(以下、「IM」という。)を配置して、北海道や中小機構と連携のうえ、それぞれの支援策やネットワークを効果的に活用しながら、入居企業等の支援を行うものであり、令和2年度は一般財団法人さっぽろ産業振興財団が受託のうえ、円滑に業務を遂行している。入居企業等は、基礎研究から応用研究・実用化研究・製品化を通じて事業化に至るまで、相当程度の期間を要することから、その支援にあたっては、長期的な視点とともに、企業に対する日常的な情報把握と信頼構築や、高度な専門知識や豊富な経験に基づく分析・判断、発展段階に合わせた密着型支援が必要となる。 このため、北海道及び札幌市がそれぞれ常勤のIMを配置するとともに、中小機構を含む各機関が協働して、平成35年度までの15年間、入居企業等の支援を行うよう覚書が締結されている。札幌市においてプロポーザルを実施したところ、一般財団法人さっぽろ産業振興財団から応募があり、企画競争実施委員会における審査の結果、契約候補者として選定された。以上より、地方自治法第234条第2項、実施法令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約(特定)の見積参加者として、一般財団法人さっぽろ産業振興財団を指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)国際経. 経済戦略推進課 011-211-2392
R3.4.21	「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2021」運営業務	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	5,940,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.11	本事業は、ヘルスケアビジネスの創出・成長を促すことを目的に、ハンズオン(伴走型)支援、専門家相談支援、市場ニーズ獲得支援等を行う事業であるが、その実施に際しては、対象となる支援対象者の掘り起こしや、各種専門家の紹介及び事業構築のアドバイス等、広範な知識とノウハウ、ネットワークおよび企画力を要することから、受託者の選定は、企画提案方式(プロポーザル方式)により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)国際経. 経済戦略推進課 011-211-2392
R2.6.24	令和2年度総合案内板保管・点検等業務	表示灯株式会社	3,300,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R2.12.31	総合案内板は令和元年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が積雪寒冷地仕様及び非常用電源の設備を付属した新たな筐体を開発及び製造するとともに、ネットワークを通じた情報更新を行うため、専用のシステムを構築したものである。 総合案内板のシステム点検、筐体加工、設備の機器調整を当該事業者以外が行うことは困難であり、また、当該事業者以外の者が行うことで、設置後の安定的なサービス提供に多大な支障をきたすおそれがある。 以上より、本業務を適切に遂行できるのは左記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.7.8	令和2年度札幌市総合案内板製造等業務	表示灯株式会社	11,946,000	R2.7.1	R2.7.1 ~ R3.1.31	令和元年度から、来札幌観光客に対する情報発信機能の強化を目的とし、ネットワークを通じた情報更新を可能としたデジタルサイネージによる観光案内サイン(以下、「総合案内板」という。)の設置を進めている。 総合案内板は、令和元年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が、積雪寒冷地仕様及び非常用電源の設備を付属した新たな筐体を開発及び製造するとともに、外部サーバを介したデータ管理や、複数の総合案内板の情報連携ができるよう専用のシステムを構築したものである。 令和2年度に設置する総合案内板についても、既に設置した総合案内板と統一的な仕様求められるほか、すべての総合案内板において情報連携を可能とする必要があるため、本業務を遂行できるのは当該事業者のみである。 当該事業者以外の者が本業務を遂行しようとする場合、新たな筐体の開発やシステムの構築など、経費の増加及び工期の延長を要することになる。 以上より、本業務を適切に遂行できるのは当該事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R3.2.24	スノーリゾートシティSAPPORO推進戦略策定支援業務	有限責任監査法人トーマツ札幌事務所	4,598,697	R2.8.27	R2.8.27 ~ R3.3.31	本業務は、観光まちづくりや国内外のスノーリゾートに関する専門的な知識に加え、実績と経験に基づく高度な情報分析能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者については、公募型企画競争(プロポーザル方式)により選定し、最も優れた企画案を提案したものの(優先交渉団体)と随意契約を行うこととする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.10.21	札幌コンベンションセンター空調自動制御機器交換業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	2,530,000	R2.10.13	R2.10.13 ~ R3.3.19	本業務対象である空調自動制御設備の主要機器等は左記業者の製品が導入されている。当該機器はメーカー独自規格品であり、メーカーのみが知り得る仕様データ等を保有している業者が試験調整を行わなければならない本業務の確実な履行は期待できない。 また、保守点検業務を継続して左記業者が実施しているため、機器に関する専門的な知識・技術等を持っているほか、本施設の自動制御設備全体を把握している。 以上の理由から、本業務を的確に履行できる業者は左記業者以外にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376
R2.11.11	札幌コンベンションセンター電動式移動観覧席部品交換業務	KSS株式会社	6,270,000	R2.11.5	R2.11.5 ~ R3.3.19	本業務対象である札幌コンベンションセンター大ホールには、コトブキシーティング株式会社の移動観覧席が設置されている。対象設備は2002年に設置され、その後の定期的な保守点検、整備及び修繕業務はコトブキシーティング株式会社のメンテナンス業務を唯一担当している左記業者が実施しており、現在の設備を正確に把握し、安全かつ確実に履行できる事業者は左記業者以外に存在しない。 以上の理由により、当該業者への委託は契約の目的を達成させるために必要不可欠であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、左記業者を契約の相手方としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経)観光・MICE推進課 011-211-2376

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.25	すすきの地区感染防止対策協力支援金給付業務	株式会社JTB 法人事業本部 北海道事業部	68,200,000	R2.11.13	R2.11.13 ~ R3.3.15	<p>新型コロナウイルス感染者が急速に増加していることに伴い、11月7日に北海道及び札幌市から感染拡大防止のため、すすきの地区の特定の事業者に対し、営業時間短縮や酒類の提供時間の短縮の要請を行い、協力した事業者に対して支援金の給付を行うこととした。</p> <p>市内事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による来札幌観光客の減少や市民の外出自粛に加え、今回の営業時間短縮等の協力の伴い、経営上深刻な影響を受けることとなり、一日も早い支援金の給付が必要である一方、本業務の対象が約4,000事業者と多数であることから、迅速かつ大量の事務処理を適切なデータ管理のもと実施できる環境を、緊急で整える必要がある。</p> <p>当該事業者は、令和2年度に本業務の類似業務である、休業協力・感染リスク低減支援金給付業務を担い、適切に事務を完了させた実績を持つ。当該業務で構築した事務処理ノウハウ及び管理体制を活用することで、本業務実施に向けての準備を短期間に実現することができ、併せて、審査作業の効率化による支給の迅速化や、申請データの適切な管理による情報流出防止などが可能となる。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、迅速かつ確実に業務を実施できる唯一の事業者である当該事業者と契約することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 観光・MICE推進課 011-211-2376
R3.1.27	新MICE施設設計画検証業務	日本コンベンションサービス株式会社	10,406,550	R2.12.17	R2.12.17 ~ R3.3.31	<p>本業務は、基本計画策定以降、パークホテルと協議を重ねてまとめたMICE施設の施設設計画・要件を基準として、施設整備の検証を行うものである。そのため、本業務を的確かつ確実に行うには、現段階でまとまっている施設設計画の内容把握のほか、その過程で検討した内容等も把握し、本市の考えに熟知していること、並びにMICEにおける国際会議や学会の企画・運営のほか、会議施設運営について精通している必要がある。</p> <p>当該業者は平成30、31年度の2ヶ年度にわたり、「新MICE施設機能詳細検討業務」を受託し、整備に係るパークホテルとの基本設計、実施設計協議にコンサルティングする立場として参加しており、これまでの施設設計画について経緯から熟知している。</p> <p>以上の理由により、契約の目的を達成させるために必要不可欠な条件は左記業者に特定され、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約(特定)とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 観光・MICE推進課 011-211-2376
R3.2.24	札幌版ワーケーション調査業務	株式会社JTB 法人事業本部 北海道事業部	4,950,000	R3.1.8	R3.1.8 ~ R3.3.31	<p>本業務は、観光振興やワーケーションに関する専門的な知識に加え、実績と経験に基づく高度な情報分析能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者については、公募型企画競争(プロポーザル方式)により選定し、最も優れた企画案を提案したもの(優先交渉団体)と随意契約を行うこととする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 観光・MICE推進課 011-211-2376
R3.3.17	札幌市観光ポスターデザイン制作業務	株式会社電通北海道	4,444,000	R3.2.18	R3.2.18 ~ R3.2.28	<p>当該業務は、札幌観光の魅力より効果的に伝えるための芸術性、創造性等が求められることから、価格による競争入札に馴染まないため、公募型企画競争を実施し、審査委員会において最も優れた企画案を提案した者と随意契約を行った。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 観光・MICE推進課 011-211-2376
R3.3.31	観光マップ(外国語版)版下データ作成業務	大日本印刷株式会社	2,387,000	R3.3.10	R3.3.10 ~ R3.3.31	<p>札幌滞在中の観光案内ツールとして、観光マップ(日本語版、外国語版)を制作しているが、平成19年度に制作以降大きなデザイン変更はしておらず、限られた紙面の中で情報量が多大であることや、必要な情報がわかりやすく表現されていないこと、色彩設定が色弱者へ配慮されていないことなどの多くの課題を抱えている。</p> <p>これらの課題を解決し、観光客に必要な情報を直感的にわかりやすく表現した観光マップとするため、今年度、さっぽろまちづくりパートナー協定を締結予定である大日本印刷株式会社(以下「DNP」という。)との連携事業として、インフォグラフィックス・ユニバーサルデザイン(「読んでわかる」「見てわかる」)をコンセプトに、直感的なデザインにより、高齢者や外国人にでも「すぐに、だれでも、みてわかる」デザインの実現を目指すDNP独自のデザインメット。以下「IGUD」という。)の技術を活用した観光マップ(日本語版)のデザイン刷新に取り組んでいるところである。</p> <p>全体の統一感を持たせるためにも、日本語版と合わせて、外国語版のデザインも刷新が必要である。外国語版は、単なる日本語版の翻訳作業ではなく、IGUDの技術を活用しながら、日本語版を基に、外国人観光客が必要とする情報を追加するなど一部内容やレイアウトの変更が必要であるため、本業務を遂行できるのは、IGUDの技術を持ち日本語版の制作を行っている当該事業者のみである。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 観光・MICE推進課 011-211-2376
R3.4.21	令和3年度北海道さっぽろ「食と観光」情報館管理運営業務	北海道さっぽろ観光案内所運営協議会	59,020,000	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>当該施設の運営にあたっては、特定の観光事業者等に偏ることなく公平な観光案内が求められるため、北海道及び札幌市における観光関係団体を会員に持つ、公益社団法人北海道観光振興機構及び一般社団法人札幌観光協会の2団体で構成する「北海道さっぽろ観光案内所運営協議会」において実施している。ついては、札幌市競争入札参加資格者には登録されていないが、下記の点をすべて満たす唯一の団体であることから、随意契約(特定)とする。</p> <p>ア 発信する情報の公平性を担保することができる。</p> <p>イ 市と道と緊密に連携し、各市町村等の観光情報の提供が可能である。</p> <p>ウ 観光案内実績が豊富で知識等の蓄積がある。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 観光・MICE推進課 011-211-2376
R4.2.16	令和3年度Sapporo City Wi-Fi運用業務	東日本電信電話株式会社	15,048,000	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。以上により、本業務を適切に遂行できるのは左記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 観光・MICE推進課 011-211-2376

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.30	さっぽろインターンシップ促進事業	株式会社東京リーガルマインド	19,965,000	R2.4.8	R2.4.8 ~ R3.3.31	さっぽろインターンシップ促進事業は、学生の地元就職を促進するとともに、企業の採用力を向上させるため、連携中核都市圏内の中小企業等を対象としたインターンシップを開催し、あわせて、企業が学生へ自社の魅力発信を行うとともに、学生が地元企業の理解を深める機会を創出することで、若者の地元定着を促進していく事業である。 事業実施にあたっては、学生・企業双方に対するインターンシップのノウハウを伝えることが必須であることから、学生・企業支援に関する専門的な知識や経験を持つ民間企業のノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 事業者選定にあたっては、刻々と変化するインターンシップの情勢を的確に捉える能力や地元企業の魅力発信の工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせる事が効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。 この度、当該事業者の企画提案が、さっぽろインターンシップ促進事業企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.4.30	新型コロナウイルス離職者のための専門支援窓口運営等業務	株式会社東京リーガルマインド	12,320,000	R2.4.17	R2.4.20 ~ R3.3.31	本業務は、新型コロナウイルスの影響により離職や休業を余儀なくされた方の再就職支援を目的として、個々人の状況に応じた職業相談・職業紹介を行うほか、離職者等のニーズに応じた求人開拓を行うものであるが、既存の就業サポートセンター等事業(以下、「既存事業」という。)との密接な連携が不可欠であり、両業務は深く関連する不可分業務である。 仮に他業者が行う場合、既存事業との連携による即時のワンストップ支援が困難であり、選定事業者は本業務に求められる業務内容を最も効果的に実施可能な唯一の事業者であることから、選定事業者を本業務の特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.5.27	さっぽろ雇用セーフティプロジェクト業務Aコース	キャリアバンク株式会社	54,945,000	R2.5.19	R2.5.19 ~ R2.10.31	本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた求職者等を対象に、給付金を支給しながら、座学研修及び職場実習を通じて市内企業への就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.5.27	さっぽろ雇用セーフティプロジェクト業務Bコース	株式会社東京リーガルマインド	54,945,000	R2.5.19	R2.5.19 ~ R2.10.31	本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた求職者等を対象に、給付金を支給しながら、座学研修及び職場実習を通じて市内企業への就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.7.1	シニアワーキングさっぽろ2020開催業務	株式会社北海道アルバイト情報社	12,829,300	R2.6.18	R2.6.18 ~ R3.3.26	本事業は、高齢者の就業及び市内企業の人材確保を支援するため、高齢者と企業のマッチング機会の提供を目的としている。 事業実施にあたっては、高齢者及び企業側の双方のニーズを捉える必要があるとともに、高齢者雇用を検討しつづもなかなか雇用に踏み切れないなど、企業が抱える様々な課題に柔軟に対応することが求められていることから、高齢者就業支援に係る業務経験及び合同企業説明会等の開催実績及びノウハウが必要で、それらに有する民間事業者等への委託により実施することが、事業効果の最大化には適当である。このことから、単に価格競争によることなく、公募型企画競争により民間企業等が有するノウハウやネットワーク等を活用した提案を募ったうえで、最も優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 この度、「シニアワーキングさっぽろ2020開催業務」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.10.28	ワークフェスさっぽろ事業における合同企業説明会運営業務	株式会社北海道新聞社	9,878,000	R2.10.15	R2.10.15 ~ R3.3.31	ワークフェスさっぽろ事業における合同企業説明会運営業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業主都合の離職等を余儀なくされた求職者を中心に、安定した生活を維持することができるように、合同企業説明会及び面接会の開催により、市内企業とのマッチング機会を創出し、就職を支援する事業である。 事業実施にあたっては、求職者及び企業のマッチングをすることが必須であることから、求職者への就職支援及び企業募集に係る専門的な知識や経験を持つ民間企業のノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 事業者選定にあたっては、日々変化し続ける雇用情勢を的確に捉え、求人企業を開拓するノウハウ及び事業参加者を確保するための工夫等について、民間事業者が持つ経験等に基づく提案により競い合うことが効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。 この度、当該事業者の企画提案が、ワークフェスさっぽろ事業における合同企業説明会運営業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R2.11.11	ワークフェスさっぽろテレワークコーナー運営業務	株式会社パソナ パソナ・札幌	4,180,000	R2.11.2	R2.11.2 ~ R3.3.31	当業務の実施にあたっては、多様な企業の業務実態やニーズを把握した上で、適切な導入方法及び機器の提案を行う必要があり、業務の遂行には、公的窓口として、多数の機器類から相応しいものを公平に選定できる知見と、それらを活用したテレワーク導入支援実績が求められる。 選定事業者である株式会社パソナは、当部所管の「札幌市テレワーク導入支援窓口」を運営し、テレワーク導入に係る相談件数は9月末累計で2,439件と多数の支援実績を有しており、また、平成30年度からは東京都及び厚生労働省の「東京テレワーク推進センター」を、今年度には新たに「京都府テレワーク推進センター」の運営を受託するなど、テレワーク導入支援に関するノウハウの蓄積や支援実績は、他社にはないものである。 さらに、長期に亘って支援を求める企業に対しては、「札幌市テレワーク導入支援窓口」への誘導が必要であり、相談内容等の適切な引継ぎを行い、スムーズな支援の継続が可能なのは、当該窓口を運営する選定事業者しかない。 以上のことから、本役割調達に係る業務を遂行できるのは、テレワークの導入支援に関する豊富な知見と多数の支援実績と有し、かつ上記窓口との連携により、円滑な支援の継続が可能な当該事業者の他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	(経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.1.27	さっぽろ給付金付き再就職支援事業キャリア転換応援コース	株式会社東京リーガルマインド	25,190,000	R2.12.22	R2.12.22 ~ R3.3.19	<p>本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職を余儀なくされた求職者等を対象に、給付金を支給しながら、座学研修及び職場実習を通じて市内企業への就職を支援することから、実施にあたっては、人材育成や人手不足業務の求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R3.2.17	ローカルマッチプロジェクト事業運営業務	株式会社マイナビ	11,000,000	R3.2.9	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>ローカルマッチプロジェクト事業は、市内の大学生が利用する就職支援サイトに、これまで経費上の問題などから掲載をしていなかった市内企業の情報を掲載することで学生の市内での就職を促進する事業である。</p> <p>事業実施にあたっては、大学生に対し効果的に市内企業の魅力等を発信することが必須であることから、大学生の就職活動や企業の採用活動及び多数の学生が閲覧する就職サイトの運営、学生への情報発信方法等に係るノウハウを豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。</p> <p>業者選定にあたっては、学生のニーズを理解し、企業の採用力を高めるための工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせることで効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。</p> <p>この度、当該事業者の企画提案が、ローカルマッチプロジェクト事業運営業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R3.2.24	さっぽろインターンシップ促進事業	株式会社東京リーガルマインド	17,996,000	R3.2.15	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>さっぽろインターンシップ促進事業は、学生の地元就職を促進するとともに、企業の採用力を向上させるため、連携中核都市圏内の中小企業等を対象としたインターンシップを開催し、あわせて、企業が学生へ自社の魅力発信を行うとともに、学生が地元企業の理解を深める機会を創出することで、若者の地元定着を促進していく事業である。</p> <p>事業実施にあたっては、学生・企業双方に対するインターンシップのノウハウを伝えることが必須であることから、学生・企業支援に関する専門的な知識や経験を持つ民間企業のノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。</p> <p>業者選定にあたっては、刻々と変化するインターンシップの情勢を的確に捉える能力や地元企業の魅力発信の工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせることで効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。</p> <p>この度、当該事業者の企画提案が、さっぽろインターンシップ促進事業企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R3.3.10	札幌UIターン就職支援業務	株式会社パソナ	54,120,000	R3.2.25	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>札幌UIターン就職支援業務は、東京都内に大学生等と札幌市内企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置するなどして、東京都内のUIターンを希望する学生及び社会人と道内で求人を有する企業とのマッチングを促進する事業である。</p> <p>事業実施にあたっては、札幌へのUIターン意識を醸成し、市内企業とUIターン希望者のマッチングをすることが必須であることから求職者への就職支援とUIターン就職支援に関する専門的な知識や経験を持つ民間企業のノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。</p> <p>業者選定にあたっては、刻々と変化する雇用情勢を的確に捉える能力、UIターン希望者及び移住者の増加に向けての工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせることで効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。</p> <p>この度、当該事業者の企画提案が、札幌UIターン就職業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R3.4.7	就業サポートセンター求人情報システム等保守管理関連業務	株式会社HBA	3,252,480	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>選定事業者は、就業サポートセンターにおける「求人情報システム」及び「お仕事なうシステム」の開発事業者であるが、当該システムは選定事業者の独自プログラムにより開発され、選定事業者のインターネットデータセンター内にあるサーバにおいて、厳重かつ独自のセキュリティシステムにより管理されている。</p> <p>仮に、当該システムに障害が生じた場合の復旧作業は、システムを構築した選定事業者以外には対応不可能であり、サーバに不具合等が発生した場合においても、復旧に向けた即時対応が求められる。</p> <p>また、専用ホームページについては、上記インターネットデータセンター内のサーバにて管理されており、サイバーセキュリティリスクの観点から、付加するソフトウェアのバージョンアップに随時対応する必要があるとともに、システムと連動した柔軟性・拡張性を保てるような運用体制を維持する必要がある。</p> <p>以上のことから、当該システム、サーバ及び専用ホームページの一体的運用・保守管理が不可欠であるが、選定事業者は必要十分な専門知識と体制を整えており、安定的かつ円滑な運用・保守及び迅速な対応が可能で唯一の事業者であることから、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278
R3.4.7	令和3年度札幌市就業サポートセンター等運営事業	株式会社東京リーガルマインド	136,895,000	R3.3.25	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本事業は、求職者の就職支援のために、カウンセリング・セミナー・資格取得講座・職場体験・求人開拓・合同企業説明会に加え、各あいうえおの運営も行うなど、多岐にわたる事業である。</p> <p>実施にあたっては、求職者への適切な助言や求人紹介、多様な業種・職種への求人開拓を行うことから、有料職業紹介事業の実施許可を受けており、かつ、同種の事業実績を有する民間事業者等への委託により実施することが最も適切である。</p> <p>事業者の選定にあたっては、雇用情勢を的確に捉える能力や職業紹介・企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク及び関連情報等を高い水準で有する事業者を選定することが、事業効果を高めることにつながるため、公募型企画競争により提案を募ったうえで、特に優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。</p> <p>この度、「令和3年度札幌市就業サポートセンター等運営事業」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	経) 雇用推進部雇用推進課 011-211-2278

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.6.17	サッポロさとらんどにおける「Sapporo City Wi-Fi」整備運用業務	株式会社NTT東日本一北海道	1,562,000	R2.5.27	R2.5.27 ~ R3.3.31	本業務は、サッポロさとらんどにおいて、国内外からの観光客や市民の利便性の向上のため、公衆無線LANによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。本市では、既に市営地下鉄駅やコンベンションセンター、大通公園などの公共施設等にて、利用者の利便性向上の観点から、統一の認証方法による公衆無線LANサービス「Sapporo City Wi-Fi」を提供しており、サッポロさとらんどにおいても、同一のサービス提供を求めているものである。 本事業者は、経 観光・MICE推進部において平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された「Sapporo City Wi-Fi」の整備・運用業務の受託者で、専用システムを構築して「Sapporo City Wi-Fi」のサービスを提供しているものであることから、既存整備エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。以上により、本件業務を確実に履行できるのは左記事業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 農政部農政課 011-211-2406
R3.3.10	札幌市農業支援センター警備業務	株式会社ベルックス	1,689,600	R3.2.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	警備業務は、本来競争入札に付すべき案件であるが、札幌市農業支援センターの警備業務は、同一敷地内にある指定管理施設「サッポロさとらんど」の警備システムと一体となっており、一元的に管理を行う必要があるため、指定管理者が機械警備・巡回警備を委託している(株)ベルックス以外の事業者が業務を行うことはできない。 また、これまでの実績からいって履行品質上問題もなく、令和3年度においても(株)ベルックスを随意契約の相手方と決定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	経) 農政部農政課 011-211-2406
R2.4.22	フルカラーデジタル複合機保守業務(単価契約)	富士ゼロックス北海道株式会社	1,775,752	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	富士ゼロックス製複合機の保守については、メーカーのサービスセンターのみで対応しており、他の業者が保守を行うことができないため。 (地方自治法施行令第21条の14第1項第2号)	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2.5.27	卸売市場法改正に伴う市場総合システム改修業務その2	株式会社日本システムコンサルタント	2,344,100	R2.4.21	R2.4.21 ~ R2.6.30	本業務は令和2年6月21日施行される改正卸売市場法に規定されている卸売の結果の公表等を行うにあたり、市場総合情報システムにおいて必要な改修を行うものである。本業務を行うにあたっては上記施行日までにすべての改修を終わる必要があること、公表する情報の元になる卸売業者との調整が必要となること、現用システム各サブシステムについて精通している必要があることが求められること、以上のことから令和元年度の業務に引き続き、現用システムを保守運営管理している当該業者を相手方として特定することとする。 (地方自治法施行令第21条の14第1項第2号)	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2.5.27	モノクロデジタル複合機保守	富士ゼロックス北海道株式会社	942,150	R2.4.28	R2.5.1 ~ R3.3.31	富士ゼロックス製複合機の保守については、メーカーのサービスセンターのみの対応となっており、他の業者は本業務を履行することができないため、競争入札に適合しないものと判断されることから、左記業者を見積参加者として特定する。 (地方自治法施行令第21条の14第1項第1号)	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2.8.19	札幌市中央卸売市場総合情報システム関係マニュアル改訂業務	株式会社日本システムコンサルタント	2,773,100	R2.7.31	R2.7.31 ~ R3.3.31	本業務は、市場総合情報システム(以下「システム」という。)稼働開始当初に作成をした各種マニュアルを改定するものであるが、本業務を行うにあたっては、システム作成当初から現在に至るまでの利用状況を把握している必要があり、また、マニュアルの改訂にあたっては利用者に分かり易い内容にすることが求められることである。選定事業者はシステム稼働当初からその運用に関わっており、また、現在も保守管理者として利用者の問い合わせ対応を行っていることから、本業務を効果的かつ効率的に遂行できるものと期待できる。 (地方自治法施行令第21条の14第1項第2号)	経) 中央卸売市場管理課 011-611-3111
R2.10.21	令和2年度ごみ減量キャンペーン企画運営業務	株式会社電通北海道	20,966,000	R2.10.6	R2.10.6 ~ R3.3.31	本業務は、ごみ減量意識の定着及び家庭におけるごみ減量行動の実践を促進させることを目的としており、その内容、構成等により、その広報効果が大きく異なると考えられることから、事業の目的に最も合致した企画・技術能力等を有するものを選定する必要がある。当該業者は公募型プロポーザル方式により、企画内容等が最も優秀であるとされた業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 循環型社会推進課 011-211-2928
R2.5.13	ごみ焼却灰セメント資源化業務(単価契約)	太平洋セメント株式会社	379,192,000	R2.4.8	R2.4.8 ~ R3.3.31	「新スリムシティさつばろ計画」に基づき焼却灰の資源化を推進すべく、焼却灰を焼成しセメント原料として資源化するものである。当該業務はセメント資源施設にて行うが、焼却灰の焼成施設で一般廃棄物処理施設設置許可を有するのは、当該業者の保有する上磯工場のみのため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922
R2.4.30	ゆめ広場日常管理業務	東米里町内会	1,023,000	R2.4.15	R2.4.15 ~ R2.10.31	「ゆめ広場」は、山本処理場及び白石清掃工場が稼働する東米里地区において、本市清掃事業に対する市民理解を深めるため、地元との協議のうえ設置した施設である。 当施設について、常時対応可能な地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な運営が図られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922
R2.6.24	自走式破砕機、移動式ふるい選別機、移動式選別機保守整備業務	緑産株式会社	3,190,000	R2.6.3	R2.6.3 ~ R2.7.31	山本処理場山本北地区「枝・葉・草」資源化ワードで使用している当該機器類は、オーストリアのKomptech(コンプテック)社製であり、当該設備には同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。そのため、点検・整備においては、設計上の詳細情報や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。契約業者は、Komptech社の日本唯一の代理店であり、国内において当該設備を整備できるのは、設計上の詳細情報や構造等を熟知している契約業者のみである。以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適合しないことから、契約業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922
R3.4.21	ごみ焼却灰セメント資源化業務(単価契約)	太平洋セメント株式会社	349,250,000	R3.2.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	「新スリムシティさつばろ計画」に基づき焼却灰の資源化を推進すべく、焼却灰を焼成しセメント原料として資源化するものである。当該業務はセメント資源施設にて行うが、焼却灰の焼成施設で一般廃棄物処理施設設置許可を有するのは、当該業者の保有する上磯工場のみのため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部施設管理課 011-211-2922
R2.6.24	山口処理場周辺有害鳥獣駆除業務	札幌市農業協同組合	2,563,000	R2.4.30	R2.5.11 ~ R2.9.30	当該業務は、山口処理場周辺農家の私有地内で行うものであり、業務遂行のためには山口処理場周辺農家の理解と協力を得ることが不可欠であるが、当該要件を満たすのは地元農家により構成される同組合のみである。また、同組合は農業団体であることから、農業の状況に応じた駆除業務を実施できるほか、地元農家と密接な関係にあり、被害への対応を円滑に行うことができる。以上により左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314
R2.6.24	山本処理場周辺道路清掃業務	札幌市厚別区山本町内会	1,435,500	R2.5.1	R2.5.15 ~ R2.10.31	埋立地である山本処理場は、本市清掃事業に欠かせない重要な施設であり、その円滑な維持運営にあたっては、周辺地域住民の本市清掃事業にたいする理解と積極的な協力が不可欠である。本業務については、地域事情に精通した地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な履行が図られる。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適合しないことから、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.28	L尿収集運搬業務その2	豊平公益株式会社	61,860,122	R3.3.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	・前年度の委託契約の締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」には、当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に關しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、この業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314
R3.4.28	L尿収集運搬業務その1	株式会社公清企業	88,723,065	R3.3.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	・前年度の委託契約の締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」には、当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に關しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、この業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 処理場管理事務所 011-783-5314
R3.1.20	発寒清掃工場タービン設備整備業務	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	94,600,000	R2.4.24	R2.4.24 ~ R2.8.21	当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施にあたっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要がある。特に専門性の高い技術力が求められる。これらのノウハウは、製造メーカーのみが所有していることから、当該業務を受注できるのは、三菱重工(株)の技術指導、専門指導を受けた技術員による作業が可能である同社の系列会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)北海道支店のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R3.1.20	塩化水素濃度計加熱導管修繕	札幌施設管理株式会社	1,999,800	R2.5.20	R2.5.20 ~ R2.7.17	当該塩化水素濃度計は、排ガスに含まれる有害物質を抑制する自動制御システムを構成する主要部品である。焼却炉運転中に煙道から当該濃度計に排ガスを正常に採取することができなくなる故障が発生し、修繕をしなければ正常な焼却炉の運転ができない。また、直ちに当該塩化水素濃度計を修繕しなければ、排ガス中の塩化水素濃度を適切に制御できないため、ごみ処理に大きな影響を与えることから緊急で実施するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R3.1.27	発寒破砕工場不燃物・可燃物選別機補修業務	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	3,993,000	R2.8.18	R2.8.18 ~ R2.9.11	当該不燃物可燃物選別機は、振動させる事により破砕物を搬送させる機器である。不燃物可燃物選別機の下部駆動軸及び駆動軸付きプーリのはみあい部分に摩耗が発生し、プーリがずれて運転不能となった。この部分を修繕しなければ、回転破砕機による処理ができず、大型ごみや分別収集したごみの受入・処理に支障を来たすことから緊急で修繕するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R3.1.20	発寒清掃工場塩化水素濃度計加熱導管ほか	札幌施設管理株式会社	1,151,700	R2.9.11	R2.9.11 ~ R2.12.18	発寒清掃工場で使用している塩化水素濃度計は京都電子工業株式会社の設計・施行により製作された設備である。京都電子工業株式会社より提出された「排ガス分析計部品の販売について」には、自社製品以外を使用する場合には、安定的な運転・稼働に支障をきたす恐れがあるとともに、保守メンテナンス上保証しない旨が記載されている。 また、該当部品が入手できるのは販売店契約を交わしている札幌施設管理株式会社のみである。 以上の理由から、本件は京都電子工業株式会社製の部品を特定することとし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、相手方を札幌施設管理株式会社に特定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R3.1.27	発寒破砕工場回転破砕機ハンマー交換ほか修繕	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	1,738,000	R2.10.14	R2.10.14 ~ R2.11.20	当該設備は、その性質上、修繕の実施に当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、専門性の高い技術情報が必要不可欠である。これらの知識・技術は製造者のみが有しているものであるが、左記選定業者は、三菱重工株式会社製のプラント設備の保守・整備部門を継承し、当該設備の詳細な技術情報・構造等を熟知している唯一の業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R3.1.27	発寒破砕工場入口扉ループコイル修繕	札幌日信電子株式会社	1,518,000	R2.10.27	R2.10.27 ~ R2.11.30	当該ループコイルは破砕工場の入口扉の車両通過位置に埋設されており、車両を検知してその電気信号により、扉の開閉を制御している装置である。現在、ループコイル埋設部の舗装が剥がれ、コイルがむき出しになっており、絶縁不良が確認された。この部分を修繕しなければ、扉の誤動作が発生し、接触事故に繋がる恐れがあり、ごみの受入・処理に支障を来たすことから緊急で修繕するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R3.1.27	発寒破砕工場回転破砕機主電動機補修業務	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	4,950,000	R2.11.16	R2.11.16 ~ R2.12.25	当該回転破砕機は、粗大・不燃性ごみを高速で回転するハンマーで破砕する機器である。回転破砕機の主電動機に不具合が発生し、運転不能となった。この部分を修繕しなければ、回転破砕機による処理ができず、大型ごみや分別収集したごみの受入・処理に支障を来たすことから緊急で修繕するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R3.1.27	発寒破砕工場不燃物・可燃物選別機電動機補修業務	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	4,840,000	R2.11.16	R2.11.16 ~ R2.12.25	当該不燃物・可燃物選別機は、振動させる事により破砕物を搬送させる機器である。不燃物・可燃物選別機の電動機が経年劣化により起動に必要なトルクが出せず運転不能となった。この部分を修繕しなければ、大型ごみや分別収集したごみの受入・処理に支障を来たすことから緊急で修繕するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R3.3.17	発寒清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務	札幌施設管理株式会社	2,310,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該濃度計は京都電子工業株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。左記選定業者は、当該濃度計の製造メーカーである京都電子工業株式会社の代理店であり、道内において本業務を履行できるのは製造メーカーの技術指導及び専門指導を受けた技術院による作業が可能である左記選定業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R2.7.8	白石清掃工場吸収冷凍機点検整備業務	川重冷熱工業株式会社	1,045,000	R2.6.26	R2.6.26 ~ R2.11.30	当該吸収冷凍機は川重冷熱工業株式会社製であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その点検、整備、調整等に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、選定業者でなければ業務の履行は困難である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R2.8.12	白石清掃工場ガスタービン設備整備業務	敷島機器株式会社	8,105,900	R2.7.31	R2.7.31 ~ R2.11.13	当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施にあたっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要がある。特に専門性の高い技術力が求められる。 選定業者は、製造メーカーである三菱重工(株)製自家発電設備の代理店であり、道内において当該業務を履行できるのは、メーカーの技術指導、専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.8.19	白石清掃工場蒸気タービン設備整備業務	J F Eエンジニアリング株式会社	25,850,000	R2.8.7	R2.8.7 ~ R2.11.13	当該設備は、その性質上、高速で回転する精密機械であり、点検・整備の実施に当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められ、これらのノウハウは製造メーカーのみが所有している。 選定業者は、当該設備の製造メーカーであり、当該業務を履行できる唯一の業者である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R2.9.23	白石清掃工場1・2号焼却設備定期整備業務(その2)	協立設備株式会社	15,400,000	R2.9.11	R2.9.11 ~ R2.10.15	当該業務は、白石清掃工場1号炉燃焼室の耐火物、耐火タイルの剥離が予定していた補修範囲以上であったことから、追加で補修を行うものである。 また、左記選定業者が現在履行中である白石清掃工場1・2号焼却設備定期整備業務と輻輳するため、同足場内での複数の受託者による作業は、施工箇所や作業者数の調整が常時必要となり、焼却炉休止期間内での作業完了にあたって支障となるだけでなく、施工・品質の確保も困難となる。 なお、左記選定業者に委託することにより、現場事務所や保護具等が共用可能となり、経費を節減できる。 以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R2.12.9	白石清掃工場3号炉バグフィルタ修繕	協立設備株式会社	1,320,000	R2.11.24	R2.11.24 ~ R2.12.18	白石清掃工場の3号焼却炉のバグフィルタ8室のうち、1室(N o. 3)のダスト堆積による閉塞が確認された。 バグフィルタの清掃をしないと急な埋火は避けられず、清掃工場の運転を長期間停止することとなるため、緊急で当該設備の修繕を行うものである。 なお、当該機器の点検整備を行った実績があり、故障が発生したバグフィルタを熟知し、早急に修繕対応可能な者が当該業者以外なく、また、現在進行中の白石清掃工場1・2号焼却設備定期整備業務を受託していることから、現場事務所、作業用保護具等が共用可能となり、経費を節減できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R3.3.17	白石清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務	札幌施設管理株式会社	3,465,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該濃度計は、京都電子工業(株)製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。 したがって、本業務を履行できるのは、当該濃度計の製造者である京都電子工業(株)の道内唯一の代理店であり、製造者の技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R3.3.24	白石清掃工場排ガス4分析計保守業務	株式会社島津アクセス	4,382,048	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該分析計は(株)島津製作所製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。 したがって、本業務を履行できるのは、当該分析計の製造者である(株)島津製作所の系列会社として同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R3.3.31	白石清掃工場計装システム保守業務	アズビル株式会社	35,200,000	R3.3.19	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該システムは、アズビル株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 選定業者は、アズビル株式会社の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、当該業務を履行できるのは、システム設計上の詳細情報や構造等を熟知している選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R3.5.26	ごみ資源化工場ほか施設管理業務	一般財団法人 札幌市環境事業公社	83,600,000	R3.3.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、ごみ資源化工場及び緑路破砕工場を円滑かつ適正に管理するため、別途発注するごみ資源化工場の「施設運転業務」及び「固形燃料運搬業務」、緑路破砕工場の「施設運転業務」、「可燃物等運搬業務」、「付帯施設運転業務」及び「計量及び微収業務」の受託者を総括調整して行うものであり、当該施設の意味・役割を十分に理解し、公平・公正な立場で履行する必要がある。したがって、本業務を適正・円滑に履行するためには、本市の廃棄物行政に精通し、かつ、これを補充する立場である選定業者を受託者とする必要がある。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R3.3.31	夏の特別企画展運営業務	特定非営利活動法人Envision環境保全事務所	2,882,000	R2.6.24	R2.6.24 ~ R3.3.19	企画展においては、生物多様性の保全に関する3つのテーマ(レッドリストや外来種・野生生物との共生・気候変動による動植物への影響)に沿って、動植物の生体展示や、小学生の自由研究として活用できる参加型の取組を含む企画・展示を実施することとしている。こうした啓発をより効果的に行い、本業務の目的を達成するためには、動植物の生態などの特徴だけでなく、生物多様性の保全と各テーマの関係性などに関する豊富な知識や、幅広い来場者によりわかりやすく伝えるための高い企画・開発力が求められることから、その性質又は目的が競争入札に適さないと考えられるため、公募型企画競争により、優秀であると判断された企画の提案者を相手方として、随意契約を締結した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境部、環境対策課 011-211-2879
R3.3.17	札幌市大気環境観測データ連携システム改修業務	株式会社ユース	3,300,000	R2.12.4	R2.12.4 ~ R3.2.26	本業務は、左記選定業者が開発した大気汚染常時監視システム(以下「常時監視システム」という。)の改修や、常時監視システムと連動した新たなhtml作成プログラムの開発により、札幌市大気環境観測データ連携システムを改修するものである。常時監視システムは、左記選定業者が独自に開発したプログラムにより構築されているものであり、その改修作業や、これに連動するプログラムの開発を行うにあたっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等を細部にわたり正確に把握していることが不可欠である。これらの専門的知識・技術は開発者である左記選定業者のみが有しているものであることから、常時監視システムの改修及び連動するプログラムの開発を行い本業務を確実に履行できるのは、左記選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、契約相手方を左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境部、環境対策課 011-211-2882
R3.3.17	令和2年度アスベスト管理台帳システム改修業務	株式会社ネクシス	2,200,000	R3.1.8	R3.1.8 ~ R3.3.31	本業務は、左記選定業者が開発したアスベスト管理台帳システム(以下「本システム」という。)の改修を行うものである。本システムは、左記選定業者が独自に開発したプログラムにより構築されているものであり、その改修作業を行うにあたっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等を細部にわたり正確に把握していることが不可欠である。これらの専門的知識・技術は開発者である左記選定業者のみが有しているものであることから、本システムの改修を行い、本業務を確実に履行できるのは、左記選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、契約相手方を左記選定業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境部、環境対策課 011-211-2882

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.24	令和3年度ヒグマ被害防止対策業務	北海道猟友会札幌支部	3,091,000	R3.2.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業務は、ヒグマの出没に伴い、箱わな又は銃器により捕獲を行うものであり、猟銃所持許可及び狩猟免許(わな猟及び第一種銃猟)の取得者を必要数有しているとともに、本市の指示により迅速かつ組織的に出動できる体制を整えている必要がある。 更に、安全に業務を遂行するためには、ヒグマの生態に係る専門的知識及び十分な経験が必要不可欠であり、それらを兼ね備えるのは左記選定業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 環境部 環境対策課 011-211-2879
R3.2.23	ホッキョクグマにかかる保全及び来園者教育の強化を目的としたカナダ・マニトバ大学との国際的共同研究業務	特定非営利活動法人 Envision 環境保全事務所	8,965,000	R3.1.14	R3.1.14 ~ R3.3.31	業務内容は、ホッキョクグマ国内飼育個体群の保全のため、将来的なホッキョクグマ創始個体の導入を目的としたカナダ関係機関との連携構築にあたり、ホッキョクグマの保全や来園者向け教育に関してカナダ・マニトバ大学との共同研究を行うものであり、業務の履行には、次の3つの要件を満たす必要がある。 1：カナダ側関係者とのコネクションを有し、事前調整及び協議補助等を行うことが出来ること。 2：野生動物の保全研究・教育活動にかかる豊富な経験を有すること。 3：英語～日本語通訳を行い、当園とマニトバ大学等共同研究機関との連絡調整を補助できること。 当該要件の全てを満たす者は、当該業者以外にはいない。また、同法人は昨年度実施したカナダ訪問・関係者協議においてコーディネート業務を受注し、適正に業務を遂行しているほか、カナダ側関係者の主要人物であるErin McCance博士より、当園との共同研究に係る協議にあたり、同法人を推薦する文書が提出されている。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、左記業者に特命したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-615-8097
R3.5.19	円山動物園糞尿等搬出業務(一般廃棄物)(単価契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	7,757,255	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.31	札幌市では、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備する事を目的に、収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は(一財)札幌市環境事業公社のみとなっていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	環) 円山動物園経営管理課 011-615-8097
R3.3.31	道路情報システム保守業務	富士通株式会社	3,606,900	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	上記の者は、道路情報システムの設計及びプログラム作成を行ってきた業者である。また、道路情報システムは、富士通特有のOSであるASP(Advances System Products)を搭載したオフィスコンピュータをメインサーバとして稼働しており、左記業者はシステムの細部にわたり精通しているのみでなく、プログラム変更等オフィスコンピュータを操作できる唯一の者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部総務課 011-211-2444
R3.3.31	総合道路管理システム保守業務	札幌総合情報センター株式会社	27,665,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	C/S版総合道路管理システム(平成14年度より運用)、Web版総合道路管理システム(平成19年度より運用)及び道路維持管理システム(平成26年度より運用)の開発を行った業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通している。このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能な札幌総合情報センター株式会社を特命業者とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部総務課 011-211-2444
R2.4.22	令和2年度道路台帳図用地番図データ整備業務	株式会社ティール・ユー・シー	2,695,000	R2.4.7	R2.4.7 ~ R2.4.23	本役務は、札幌市が別に委託して作成した道路台帳図データのうち、境界データと地番図注記データの更新などを委託するものである。 (株)ティール・ユー・シーは、財政局が運用しているGIS土地評価システムの地番図の作成において、システム開発から携わり、現在もデータ更新業務などを受託している。 よって、当該業務に必要な知識、経験及び技術を有し、4月に提供される地番図データにより、令和2年度道路台帳補正業務第1回目発注(4月中旬発注)で使用できるように、適正かつ滞滞なく業務を遂行できる唯一の業者であることから、同社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部道路認定課 011-211-2457
R3.5.19	令和3年度道路台帳図システム保守及びデータ検査変換業務	札幌総合情報センター株式会社	13,057,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	本役務は、札幌市の道路台帳をWeb版総合道路管理システム及び道路台帳図閲覧システムで運用するための保守作業を実施するとともに、両システムに取り込むために必要となるデータの論理検査及び変換業務を委託するものである。 札幌総合情報センター(株)は、Web版総合道路管理システム(平成19年度より運用)及び市民向けの道路台帳図閲覧システム(平成27年度より運用)の開発を行った事業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、同システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能であることから、同社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部道路認定課 011-211-2457
R2.5.20	不動産鑑定評価業務(山本小野津幌川沿線外2線)	株式会社 北海道中央不動産鑑定所	1,147,300	R2.4.10	R2.4.10 ~ R2.4.24	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に達しないこと。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部用地管理課 011-211-2552
R2.6.10	不動産鑑定評価業務(苗穂駅周辺地区整備事業)	株式会社本間不動産鑑定事務所	1,441,000	R2.4.14	R2.4.14 ~ R2.5.29	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に達しないこと。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部用地管理課 011-211-2552
R2.6.3	不動産鑑定評価業務(3・2・616号屯田・茨戸通)	札幌不動産鑑定 株式会社	1,119,800	R2.4.15	R2.4.15 ~ R2.5.15	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に達しないこと。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部用地管理課 011-211-2552
R2.6.3	不動産鑑定評価業務(市道北2条線(市道東4丁目線交差部))	一般財団法人 日本不動産研究所 北海道支社	906,400	R2.4.17	R2.4.17 ~ R2.5.15	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に達しないこと。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部用地管理課 011-211-2552
R2.6.17	不動産鑑定評価業務(3・3・31号南1条通(第2工区))	株式会社 北海道アブレイザー・ファーム	3,836,800	R2.4.17	R2.4.17 ~ R2.5.29	不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準(中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ)」により報酬額が定められているため、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に達しないこと。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 総務部用地管理課 011-211-2552
R2.5.27	防災・安全交付金事業 西2丁目線動態観測業務	株式会社エーテック	2,959,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	駐輪場工事は、平成27年12月の契約着手後、仮設工事を中心に施工を進めているところであるが、地下鉄構造物や周辺構造物への影響の有無を確認するべく、左記業者が平成29年度に受託した業務において、計測機器の設置と、独自に開発した計測システムによって、24時間の計測監視をしてきたところである。 本業務は、令和2年度も引き続き、地下鉄構造物や周辺構造物への工事による影響の計測監視を行う業務であり、影響の有無について、未計測期間を発生させること無く円滑に確認していくためには、独自に開発した計測システムを構築した左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に達しないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.5.27	防災・安全交付金事業 西2丁目線地下自転車等駐車場整備工事等監督支援業務	バシフィックコンサルタンツ株式会社	2,849,000	R2.4.7	R2.4.7 ~ R3.3.31	西2丁目線地下自転車等駐車場整備工事(以下、駐輪場工事)の監督支援を行うことよりの確かな工事施工を確保するためには、施工管理において実施設計における設計内容・意図を適切かつ確実に施工業者へ伝達し、現場状況に応じた詳細箇所の調整等を施工業者と行う必要がある。 左記業者は、駐輪場工事に関わる実施設計を受注し、工事内容に精通していることから、経費の節減が期待でき、また、円滑かつ適切な監督支援の履行を行う上で、もっとも適している。 【支援対象工事】 ・西2丁目線(南1条線～南2・3条中線間)地下自転車等駐車場整備工事 ・地下自転車等駐車場換気躯体新設工事 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.5.27	さっぽろ建設産業活性化プラン支援事業検討業務	一般社団法人 北海道開発技術センター	4,565,000	R2.4.9	R2.4.9 ~ R3.3.31	本業務は、令和2年5月に策定予定の「さっぽろ建設産業活性化プラン」に掲げる施策や取組を推進するため、業界団体へのアンケート調査や意見交換会等を実施し、意見・要望等を踏まえ、支援事業の具体的な検討を行うものである。 支援事業については、業界団体や企業が取組を進めていく上で必要不可欠なものであり、出来る限り早期に実施し、活用してもらうことが重要である。また、令和3年度以降に実施するものについても、予算要求のために短期間で具体的に検討を行う必要がある。 過年度業務において、左記業者が業界団体へのアンケート調査や意見交換会等の結果を踏まえてプランに掲げる施策や取組を検討しており、短期間で具体的に検討を行うためには、過年度業務で蓄積したノウハウのほか、建設産業の現状やプランの内容を熟知している左記業者が唯一履行可能な業者である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.6.3	公共土木積算システム保守運用業務その1	株式会社コンピュータ・システム研究所	1,714,680	R2.4.28	R2.4.28 ~ R3.3.26	「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されている。 また、当該積算ソフトは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.6.17	宮の沢こ線橋(こ線部)耐震補強検討業務	株式会社アリアス設計コンサルタント	2,640,000	R2.5.28	R2.5.28 ~ R2.9.25	宮の沢こ線橋補修工事について、委託先であるJR北海道と協議を進めており、令和2年度に協定を締結し、令和2年度～令和3年度での委託施工を行う予定である。 JR北海道との協議では、補修及び耐震工事のうち軌道に近接する一部工法において、新たに施工条件の検討が必要であることが判明した。 また、令和2年度のJR側の施工スケジュールを考慮すると、7月末までに施工方針を示す必要があり、検討期間が限られていることから早急な対応が必要である。 以上のことから、「平成28年度宮の沢こ線橋ほか1橋補修実施設計」及び「平成30年度宮の沢こ線橋(こ線部)協議資料作成業務」を受託し、協議経過を含め業務内容に精通している左記業者を選定することとした。なお、左記業者においては、改めての打合せ及び資料収集が不要であるため、経費の節減も図られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.7.22	屯田・茨戸通地盤調査検討業務	株式会社エーティック	8,470,000	R2.6.17	R2.6.17 ~ R2.8.31	本業務は、屯田・茨戸通(仮称)創成川橋下部工新設工事(以下、本工事)に伴い、地盤調査及び軟弱地盤対策工を検討するものである。 本工事は、当該業者が履行した「社会資本整備総合交付金事業3・2・616屯田茨戸通(西茨戸6条1丁目6号線～国道211号間)道路実施設計」に基づき施工しているものであるが、橋台施工に先立ち仮締切内を掘削したところ、掘削底面から出水が見られたことから、早急に原因究明及び対策工の検討が必要となる。 実施設計受託者は、現地状況及び設計内容を熟知し、検討期間を短縮するとともに経費節減も図れることから、当該業者を特定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.7.22	柏橋復旧支援業務	株式会社構研エンジニアリング	4,147,000	R2.6.29	R2.6.29 ~ R3.1.29	柏橋は、令和元年8月26日「防災・安全交付金事業 柏橋補修工事」作業中に発生した火災によりの主桁が影響を受けた。これまでに、現地詳細調査、主桁の異常有無の観測および復旧工事に向けて詳細設計を進めてきたところである。今年度は、主桁の観測を継続し、詳細設計に基づき復旧工事の施工を行う。 本業務は、主桁の観測および本市・施工者・設計者の三者が一室に会し、詳細設計の設計思想や施工条件等について共通の認識を持つことにより、工事を円滑に進めることを目的としている。 主桁の観測は、前年度業務において左記業者がシステムを構築しており、他の業者では継続観測を行うことが困難であり、詳細設計についても同業務内で実施していることから、受託できる業者は左記業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.7.22	3・4・95五輪通(平岸通～五輪小橋間)道路予備修正検討業務	中央コンサルタンツ株式会社	18,260,000	R2.7.2	R2.7.2 ~ R3.3.8	本業務は、令和元年度に左記業者が履行した「五輪通道路予備検討業務」の成果に基づき、関係機関と協議を行った結果、道路幅員を変更する必要が生じたことから、道路予備設計、平面交差点予備設計、一般構造物予備設計及び騒音予測・保全対策検討について、修正の設計を行うものである。 本業務は、前業務の検討内容及び調整事項を前提とし、継続して設計を行うものであることから、過去の経緯を熟知し前業務に精通している必要がある。また、検討項目が多岐にわたることや、多くの関係機関(北海道公安委員会、北海道庁、道路管理者(市・国)、河川管理者(市)、公園管理者(道)、自衛隊)と調整が必要であることから、業務への深い理解が必要であり、左記業者に委託しなければ、業務を円滑に遂行することが困難である。 左記業者に委託することで、業務を円滑に遂行するだけでなく、前業務と重複する一部設計項目については省略が可能となり、経費の削減にも寄与する。 以上により、左記業者を選定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部業務課 011-211-2612

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.9.23	大規模盛土造成地変動予測調査業務(第二次スクリーニング先行地区)	株式会社復建技術コンサルタント	46,200,000	R2.8.11	R2.8.11 ~ R3.3.25	<p>本業務は、平成30年北海道胆振東部地震において、道路及び宅地被害が集中した清田区清田団地地区の再度災害防止を目的として、昨年度実施した「札幌市清田区里塚地区ほか市街地復旧支援業務」の検討結果を踏まえ、地下水位低下工法を基本とした最適工法の検討等を行うものである。</p> <p>当該地区は、宅地造成等規制法施行前昭和30年代に造成され、造成当時の図面が確認できないことや、過去4度に渡る地震において、被災箇所にはばつきが見られることなどから、里塚地区等と比較し検討に時間を要しており、対策工の早期実現に向け、早急に検討を進めていく必要がある。</p> <p>また、当該業務の工法検討を行うにあたり、対策工の有効性の詳細評価や、地下水位低下による地盤沈下等の地域へ与えるリスクを評価するため、二次元有限要素法解析及び三次元透過流解析を実施するものであり、極めて高度な技術力が求められる。</p> <p>当該地区は、現在対策工事に着手している里塚地区と同じく、北海道特有の火山灰質土(支笏山砕流堆積物)により盛土造成されており、その粒子破砕性等の特殊性から、過年度の業務を通じて得た土質特性を熟知するとともに、専門知識と経験が不可欠である。</p> <p>以上のことから、昨年度「札幌市清田区里塚地区ほか市街地復旧支援業務」を受注し、当該地区の土質特性を熟知するとともに、かつ高度な解析能力を有し、加えて業務期間内に履行可能である左記業者に特定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.9.23	田田・茨戸通仮称創成川橋現場維持管理業務	杉原建設株式会社	29,810,000	R2.9.4	R2.9.4 ~ R3.2.26	<p>本業務は、屯田・茨戸通仮称創成川橋下部工新設工事(以下、本工事)を打ち切り、別途対策工法を検討する必要があることから、打ち切りから工事再開までの間、本工事現場の維持管理を行うものである。本工事は、今年5月に橋台施工箇所からの出水により工事の継続が困難となったため、9月上旬の出来高をもって竣工予定である。</p> <p>一方、現在、出水原因及び対策工法について検討中であるが、工事再開までには時間を要する見込みとなっており、それまでの間、本工事で設置した仮設材の維持管理及び閉め切りに設置した水位観測機器の保全並びに、増水時には排水装置の稼働などの対応が必要となる。</p> <p>左記業者は、本工事における仮設材等を設置したことから、不可視部分も含めて状態に精通していることや、これまでの河川増水時に排水装置を稼働させ、良好に現場を保全した緊急時の実績を有している。以上のことから、左記業者を特定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.12.2	西2丁目線地下自転車等駐車場路面管理業務	岩田地崎建設株式会社	20,075,000	R2.10.29	R2.10.29 ~ R3.3.31	<p>本工事区間については、地元商店街設置の歩道ロードヒーティングが、駐輪場工事に伴い使用出来なくなっていることから、代替の仮設ロードヒーティングマットを設置するところである。</p> <p>しかし、地元商店街から精度の高い路面管理を求められており、仮設ロードヒーティングマット端部など、臨機的人力除雪が必要であることから、下記の理由により、駐輪場工事を受注している特定共同企業体の代表者である当該業者を指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路面管理は、積雪状況や商店街の要求に応じて対応する必要があるが、当該業者は駐輪場工事を受注しており、現地状況に精通していることから迅速に対応することができる。 ・当該業者は、現在、昼・夜それぞれの工種で施工を行っており、路面管理を終日臨機に対応することができる。 <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.12.2	仮称北24条大橋鋼製桁保管業務(その5)	五洋建設株式会社	1,177,000	R2.11.25	R2.11.27 ~ R3.3.25	<p>本業務は、仮称北24条大橋(桁製作工)新設工事(以下、桁製作工事)で製作した鋼製桁やダンパー等(以下、工事的物)について、使用までの間、引き続き製作工場敷地内で保管する業務である。</p> <p>桁製作工事を受注している左記業者の工場等において、現在、工事的物を令和2年11月16日までの工期で製作を進めているが、完成後から現場への架設まで一定の期間を要することから、品質管理上、製作した工事的物については、工場敷地内での保管が引き続き必要である。</p> <p>本業務は、桁製作工事と密接に関係する付帯的な業務であり、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定事業者を契約の相手方として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R3.2.10	札幌市清田区美しが丘地区ほか地下水位低下工事修正検討業務	株式会社復建技術コンサルタント	9,240,000	R3.1.25	R3.1.25 ~ R3.3.25	<p>本業務は、平成31年度に左記業者が履行した「札幌市清田区里塚地区ほか市街地復旧支援業務」(以下「過年度業務」という。)の成果に基づき、清田区美しが丘地区及び豊平区月寒東地区の地下水位低下工事実施に向けた設計資料の修正を行うものである。</p> <p>集排水管を設置する推進工法については、東日本大震災を契機に開発され、施工実績がある唯一の工法であるガイアモール工法を採用し、美しが丘地区で工事に着手した。</p> <p>一方で、類似工法であるレジェンドベイブ工法については、令和元年度末に国土交通省の建設技術研究開発助成制度による技術開発が完了し、今年度行われた他都市の試験施工により新工法の効果が検証されたところである。</p> <p>美しが丘地区の工事において、三者検討会にてレジェンドベイブ工法の適用性について協議した結果、他都市での実績に鑑み、施工が問題ないことやガイアモール工法と比較して施工費用が安価であり、使用するベイブに維持管理面において優位性が認められることから採用することが可能と判断した。来年度に施工を予定している美しが丘地区の残工区及び月寒東地区についても、全体事業費が削減することが可能であるため、工法を変更する必要がある。また、来年度早々に工事発注を予定しており、限られた期間内に修正を行わなければならない状況である。</p> <p>以上のことから、昨年度「札幌市清田区里塚地区ほか市街地復旧支援業務」を受注し、当該地区の土質特性を熟知するとともに、設計条件や現場状況に精通している左記業者に特定することとした。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	建) 土木部業務課 011-211-2612
R2.9.16	路面性状簡易測定システム試行業務	福田道路株式会社北海道支店	16,445,000	R2.9.4	R2.9.4 ~ R3.1.29	<p>本市の生活道路の路面点検は、徒歩による目視にて実施してきたが、昨今、路面点検の技術に精通した業者が減少してきていることから、効率的な点検方法を導入する必要がある。本業務はこれまでの徒歩による目視点検に代えて、自動車で行走しながら市販のビデオカメラで撮影した路面映像をAIが解析することで、路面の損傷位置や程度を測定し、評価できるシステムを試行するものである。試行点検にあたっては、本市の道路において支配的な損傷項目である「ひび割れ率」と「わだち掘れ」の2項目について、動画からAIが測定し評価するものであるが、左記業者はこれらの技術についてNETIS(新技術情報提供システム)に登録しており、唯一履行可能な業者である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2.11.4	路面性状データ更新業務	ニチレキ株式会社札幌営業所	12,100,000	R2.10.28	R2.10.28 ~ R3.3.24	<p>本業務は現在運用している「路面性状地図システム」について、今年度実施している路面性状調査結果や補修工事履歴を含む路線に関する各種データの更新等を行うものである。更新にあたっては、本システムを開発し、細部にわたり精通している左記業者が、唯一履行可能な業者である。したがって、上記選定事業者を契約の相手方として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 土木部道路維持課 011-211-2632

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.12.23	近森林公園駅自由通路ほか自動扉修繕業務	ナブコシステム株式会社	3,229,600	R2.12.8	R2.12.8 ~ R3.2.26	本業務にて修繕を行う自動扉は、ナブコシステム株式会社が設計及び製造したものである。本業務を履行するにあたっては、自動扉の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、修繕することにより、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。左記業者は本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.1.20	札幌市電灯料金等補助金対象施設現況調査業務	札幌市街路灯組合連合会	3,997,026	R3.1.6	R3.1.6 ~ R3.3.26	本業務は私設街路灯補助金申請団体の諸情報を街路灯システムデータを入力し、設置状況の更新と集計表作成を行い、現地との整合を図るものである。 以上のことを踏まえ、下記に掲げる理由により、その性質が競争入札に適しないため、同連合会に特命することとした。 (1) 同連合会は、補助申請を行う町内会・街路灯組合の連合体であり、各団体の街路灯設置位置情報など本申請の受付に必要な情報を管理しているが、このような団体及び業者はほかに存在しない。 (2) 本業務は私設街路灯を保有している補助金申請団体の設置状況等の情報を街路灯システムデータを入力し、併せて集計を行うことにより、私設街路灯の灯数を把握し、今後本市が負担する電灯料金補助額の固定額を積算するためにも必要になるものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.10	札幌駅前通地下歩行空間他1施設清掃業務	三城美装株式会社	24,200,000	R3.2.26	R3.4.1 ~ R3.11.30	当該業務は、施設における年間の利用状況や実務経験を通して得られる役割内容の特徴を把握して、始めて質の高い安定的な役割の提供が可能となる性質を持つものとして、業務の履行品質の確保や労働者の雇用の安定化の観点から、今後長期継続契約に移行するものである。 こうした特性のある業務において、この度履行期間を8か月としたのは、本市では長期継続契約の導入にあたり、契約期間中の価格変動リスクの軽減や年度末に集中する契約事務の分散化を図るため、履行開始月を概ね10月に移行することとしており、本業務は、令和3年12月からの長期継続契約を実施する方向となったため、この経過措置として行うものである。 ここで、契約の相手方を前年度の受注者から改めた場合、履行期間が短いことから安定的な役割の提供に支障をきたすおそれがあり、また、受注者においては、労働者や設備に係る初期投資を履行期間内に回収せざるを得なく、これにより契約額が上昇傾向になることが考えられ、これらの理由から本市にとって不利となるおそれがある。 これを、前年度の受注者と引き続き契約した場合、役割内容に習熟し、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役割の提供が受けられると共に、相対的に前年度の契約額以下での契約が期待される。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、前年度の受注者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.17	駅前広場・自由通路清掃業務	特定非営利活動法人障害者自立支援団体表の会	8,800,000	R3.3.8	R3.4.1 ~ R4.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.17	札幌市街路灯電灯料金等補助金交付申請書の受付等に関する業務	札幌市街路灯組合連合会	6,710,000	R3.3.8	R3.4.1 ~ R4.3.31	補助金の申請は、1か月間に約700団体からの申請が集中するため、短期間に膨大な事務を迅速かつ適正に処理する必要がある。したがって、本業務の実施に当たっては、業務に精通しているとともに、各申請団体および北海道電力(株)等との密接な連携が必要となる。 以上のことを踏まえ、下記に掲げる理由により、その性質が競争入札に適しないため、同連合会に特命することとした。 (1) 同連合会は、補助申請を行う町内会・街路灯組合の連合体であり、各団体の街路灯設置位置情報など本申請の受付に必要な情報を管理しているが、このような団体及び業者はほかに存在しない。 (2) 同連合会は、街路灯の普及育成を行うことにより、住民の保安と福祉の増進を図ることを目的に設立された非営利団体であり、団体の日常的な業務として、町内会等における街路灯の設置維持管理に関する支援を行っており、本業務を熟知している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.17	特別地域清掃業務(北地区)	社会福祉法人草の会	4,004,000	R3.3.8	R3.3.19 ~ R3.11.30	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-5852
R3.3.17	特別地域清掃業務(南地区)	特定非営利活動法人障害者自立支援団体表の会	13,090,000	R3.3.8	R3.3.19 ~ R3.11.30	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.24	立体横断施設清掃業務(1工区)	特定非営利活動法人ライツ	1,650,000	R3.3.9	R3.4.1 ~ R4.3.31	障害者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.24	札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務(その3)(単備契約)	道路工業株式会社	348,150,000	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、道路工事等から発生するアスファルト発生材を集積保管し、それを原材料として100%再生合材と再生骨材1型を生産する業務である。 上記業務を遂行するには、100%再生プラントを所有し本市の要請に基づき迅速に出荷できること、かつ隣接して発生材を管理する堆積場を確保出来ることが条件であり、その条件を満たす再生プラントは、市内にある7再生プラントのうち3プラントしかありません。 一方、本市発注工事にて使用する再生合材等を安定供給するには、最低3プラント体制が必須です。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、3プラントのうち1つを所有する左記業者を特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.24	札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務(その2)(単備契約)	世紀東急工業株式会社	403,898,000	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、道路工事等から発生するアスファルト発生材を集積保管し、それを原材料として100%再生合材と再生骨材1型を生産する業務である。 上記業務を遂行するには、100%再生プラントを所有し本市の要請に基づき迅速に出荷できること、かつ隣接して発生材を管理する堆積場を確保出来ることが条件であり、その条件を満たす再生プラントは、市内にある7再生プラントのうち3プラントしかありません。 一方、本市発注工事にて使用する再生合材等を安定供給するには、最低3プラント体制が必須です。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、3プラントのうち1つを所有する左記業者を特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.17	札幌駅前通地下歩行空間他1施設警備業務	チュウケイ株式会社	35,013,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R3.9.30	当該業務は、施設における年間の利用状況や実務経験を通して得られる役務内容の特徴を把握して、始めて質の高い安定的な役務の提供が可能となる性質を持つものとして、業務の履行品質の確保や労働者の雇用の安定化の観点から、今後長期継続契約に移行するものである。 こうした特性のある業務において、この度履行期間を6か月としたのは、本市では長期継続契約の導入にあたり、契約期間中の価格変動リスクの軽減や年度末に集中する契約事務の分散化を図るため、履行開始月を概ね10月に移行することとしており、本業務は、令和3年10月からの長期継続契約を実施する方向となったため、この経過措置として行うものである。 ここで、契約の相手方を前年度の受注者から改めた場合、履行期間が短いことから安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、受注者においては、労働者や設備に係る初期投資を履行期間内に回収せざるを得なく、これにより契約額が上昇傾向になることが考えられ、これらの理由から本市にとって不利となるおそれがある。 これを、前年度の受注者と引き続き契約した場合、役務内容に習熟し、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられると共に、相対的に前年度の契約額以下での契約が期待される。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、前年度の受注者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.24	立体横断施設清掃業務(2工区)	ゆにばーさる株式会社	2,530,440	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	障害者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.24	札幌市アスファルト再生事業総括管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	19,800,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	別途発注する「札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務(その1~3)」において生産される再生骨材や再生骨材I型は、札幌市の所有物であり、その生産調整を行う再生事業総括管理業務の履行については、利害につながらない公共的な立場で調整ができ、かつ再生骨材等の品質管理を行うための専門知識と経験を有している必要がある。 上記法人は、札幌市を公的な立場で補完、代行する目的で昭和58年度に設立された一般財団法人であり、アスファルト再生事業において、総括管理の実績があり、専門知識、公平性を持ち備えていることから、当該業務を履行できるのは上記法人のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適さないものに該当することから、左記業者を特命することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.24	札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務(その1)(単備契約)	東亜道路工業株式会社	593,153,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、道路工事等から発生するアスファルト発生材を集積保管し、それを原材料として100%再生骨材と再生骨材I型を生産する業務である。 上記業務を遂行するには、100%再生プラントを所有し本市の要請に基づき迅速に出荷できること、かつ隣接して発生材を管理する堆積場を確保出来ることが条件であり、その条件を満たす再生プラントは、市内にある7再生プラントのうち3プラントしかありません。 一方、本市発注工事にて使用する再生骨材等を安定供給するには、最低3プラント体制が必須です。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適さないものに該当することから、3プラントのうち1つを所有する左記業者を特命することとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.4.21	森林公園自由通路警備業務	株式会社ベルックス	1,034,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R3.9.30	当該業務は、施設における年間の利用状況や実務経験を通して得られる役務内容の特徴を把握して、始めて質の高い安定的な役務の提供が可能となる性質を持つものとして、業務の履行品質の確保や労働者の雇用の安定化の観点から、今後長期継続契約に移行するものである。 こうした特性のある業務において、この度履行期間を6か月としたのは、本市では長期継続契約の導入にあたり、契約期間中の価格変動リスクの軽減や年度末に集中する契約事務の分散化を図るため、履行開始月を概ね10月に移行することとしており、本業務は、令和3年10月からの長期継続契約を実施する方向となったため、この経過措置として行うものである。 ここで、契約の相手方を前年度の受注者から改めた場合、履行期間が短いことから安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、受注者においては、労働者や設備に係る初期投資を履行期間内に回収せざるを得なく、これにより契約額が上昇傾向になることが考えられ、これらの理由から本市にとって不利となるおそれがある。 これを、前年度の受注者と引き続き契約した場合、役務内容に習熟し、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられると共に、相対的に前年度の契約額以下での契約が期待される。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、前年度の受注者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.24	立体横断施設清掃業務(3工区)	特定非営利活動法人とらくろ	2,310,000	R3.3.16	R3.4.1 ~ R4.3.31	障害者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.24	立体横断施設清掃業務(4工区)	株式会社オアシス	1,210,000	R3.3.16	R3.4.1 ~ R4.3.31	障害者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R3.3.31	札幌市中沼路盤材リサイクルプラント総合管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	12,320,000	R3.3.23	R3.4.1 ~ R3.12.24	別途発注の「札幌市中沼路盤材リサイクルプラント運転業務」及び「札幌市中沼路盤材リサイクルプラントストックパイル生産業務」において、円滑な生産、出荷調整などを行うための総合管理業務を履行するためには、利害につながらない公共的な立場で調整ができ、かつ当該プラント施設の保守管理を行うための経験や実績を有している必要がある。 左記法人は、札幌市を公的な立場で補完、代行する目的で昭和58年度に設立された一般財団法人であり、中沼路盤材再生事業において、総合管理業務の実績や、公平性を持ち備えていることから、当該業務を履行できるのは左記法人のみである。 よって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記法人を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
R2.6.3	ロードヒーティング監視制御装置LTE化対応業務	東日本電信電話株式会社	18,095,000	R2.5.20	R2.5.20 ~ R3.2.15	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング監視制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング監視制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.5.27	ロードヒーティング遠隔制御装置LTE化対応業務	株式会社電制	9,900,000	R2.5.21	R2.5.21 ~ R3.2.15	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング遠隔制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実にを行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.7.8	都心北融雪槽オートストレーナー部品交換業務	ラサ商事株式会社	5,720,000	R2.6.4	R2.6.4 ~ R2.12.21	本業務にて整備を行うオートストレーナーは、清本キニー(株)が設計、製造したものである。本業務を履行するにあたっては、装置の構造・システム全体を熟知し、メーカーが有する整備基準により分解組立・部品交換・試運転調整を行う必要がある。 左記業者は、清本キニー(株)が製造した本装置のアフターサービス業務の移管を受けた唯一の代理店であることから、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.7.1	道路ITV設備点検業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	2,970,000	R2.6.18	R2.6.18 ~ R3.2.1	本業務は、札幌市が所管する道路ITV設備の機能を確保するため、カメラの撮像、伝送機能確認等の保守点検を行うものである。 カメラズーム等の遠隔操作の点検調整を行うためには、独自ソフトウェアによらなければならないが、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は当該設備の開発・構築しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.7.8	創成トンネルほか1施設ジェットファン整備業務	株式会社日立インダストリアルプロダクツ	29,920,000	R2.7.1	R2.7.1 ~ R3.3.22	本業務において整備を行うジェットファンは(株)日立製作所が設計・製造した機器である。本業務を履行するにあたっては機器の製造・機能を熟知していることが不可欠であるほか、適切な整備基準に基づき整備を行い、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に進めることが要求される。左記業者は、2019年4月1日に(株)日立製作所より分社化(100%出資子会社)、本業務に係る事業を継承した上で、整備に必要な開発製造業者独自の専門知識・技術情報などを唯一有しているため、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.7.15	札幌駅北口駅前広場地下施設西側エレベーター整備業務	日本オーチス・エレベーター株式会社	1,192,400	R2.7.1	R2.7.1 ~ R2.12.18	本業務にて部品交換を行うエレベーターは、左記業者が設計、製造及び設置したものである。本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、部品交換後の性能の保持及び信頼性の確保を行うことが要求される。 左記業者は、本業務履行における、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.8.5	JR白石駅自由通路自動ドア部品交換業務	フルテック株式会社	1,430,000	R2.7.20	R2.7.20 ~ R2.12.21	本業務において整備を行う自動ドアは左記業者が設計・施工した機器である。本業務を履行するにあたっては機器の構造・機能を熟知していることが不可欠であるほか、適切な整備基準に基づき部品交換を行い、交換後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に進めることが要求される。左記業者は、開発業者独自の専門知識・技術情報などを唯一有しているため、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.8.12	ガス熱源ロードヒーティング設備修繕業務	北海道瓦斯株式会社	7,205,000	R2.8.6	R2.8.6 ~ R2.11.30	本業務にて修繕を行う設備は、道路融雪システムとして左記業者が設計・開発したものである。本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・修繕を行い、修繕後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に進めることが要求される。 設計・開発者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.12.9	ガス熱源ロードヒーティング設備修繕業務(その2)	北海道瓦斯株式会社	2,002,000	R2.8.28	R2.8.28 ~ R2.11.30	本業務にて修繕を行う設備は、道路融雪システムとして左記業者が設計・開発したものである。本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・修繕を行い、修繕後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に進めることが要求される。 設計・開発者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.9.16	札幌駅北口駅前広場地下施設エスカレーター整備業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	18,700,000	R2.9.8	R2.9.8 ~ R3.3.26	本業務にて整備を行う昇降機は、三菱電機株式会社が設計、製造及び設置したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達、整備を行い、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に進めることが要求される。 左記業者は、三菱電機株式会社が100%出資している昇降機の保守点検整備の専門業者であり、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R2.10.7	ITS端末及び映像統合配信サーバ更新業務(単備契約)	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	20,350,000	R2.9.29	R2.9.29 ~ R3.3.31	本業務は、防災共有システムを構成している機器の一部であるITS端末及び映像統合配信サーバの更新・サーバソフトウェアの移行・試験調整を行うものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該防災共有システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.18	高濃度PCB廃棄物処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	16,168,520	R2.11.9	R2.11.9 ~ R3.3.31	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第11条に基づき、「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第6条第1項に規定する「ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、高濃度PCB廃棄物を処分できる国内唯一の業者である。これにより、契約の性質または目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R3.2.3	道路情報表示装置主制御機改修業務(単価契約)	コイト電工株式会社	1,463,000	R3.1.21	R3.1.21 ~ R3.3.31	本業務は、道路情報表示装置主制御機の改修・試験調整を行うものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該道路情報表示装置主制御機の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R3.3.17	苗穂駅自由通路ほか2施設昇降機保守点検業務	株式会社日立ビルシステム	12,975,600	R3.3.5	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造及び設置したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R3.3.24	ロードヒーティング監視制御装置保守点検業務	東日本電信電話株式会社	4,385,700	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング監視制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング監視制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R3.3.31	ガス熱源ロードヒーティング設備保守点検業務(その1)	北海道瓦斯株式会社	11,660,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務にて保守点検を行う設備は、独自のガス燃焼制御方式を用いた道路融雪用システムとして、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 開発製造者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R3.3.24	道道小樽定山線ほか18線道路情報板等保守点検業務	コイト電工株式会社	6,864,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中の道路情報板及び冠水警報表示板の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該道路情報板及び冠水警報表示板の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R3.3.24	道路情報LAN・防災WAN設備保守業務	パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社	2,398,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該札幌市道路情報ネットワークシステム及び防災WAN接続システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R3.3.24	除雪情報システム保守点検等業務	札幌総合情報センター株式会社	34,210,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該札幌市除雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635
R3.3.24	ロードヒーティング遠隔制御装置保守点検業務	株式会社電制	5,258,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング遠隔制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3. 3. 31	富丘通歩道橋ほか2施設昇降機保守点検業務	フジテック株式会社	6,082,560	R3. 3. 12	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に実行することが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部道路設備課 011-211-2635
R3. 4. 21	星置駅自由通路ほか4施設昇降機保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	10,612,140	R3. 3. 15	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本業務にて保守点検を行う昇降機は、三菱電機株式会社が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に実行することが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 左記業者は、三菱電機株式会社が100%出資している昇降機の保守点検整備の専門業者であり、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部道路設備課 011-211-2635
R2. 4. 15	不動産の表示に関する登記等委託業務(単価契約)	公益社団法人札幌公共囃託登記士 地家屋調査士協会	94,000,000	R2. 4. 3	R2. 4. 3 ~ R3. 3. 31	当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産の表示に関する登記について必要となる測量委託や登記申請を主とした業務であり、地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、公共事業の円滑な推進のため緊急的に業務を遂行できる組織体制が求められる。 公益社団法人札幌公共囃託登記士地家屋調査士協会は土地家屋調査士法第63条に基づき、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囃託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された法人であり、その専門性・組織体制を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、特命とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部管理測量課 011-211-2562
R3. 3. 24	測量情報データベースシステム保守管理業務	株式会社ティール・ユー・シー	2,970,000	R3. 3. 10	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本業務は「測量情報データベースシステム」の安定運用を確保するため、定期保守や突発的な障害に対する速やかな復旧などシステムの継続運用に必要な作業について調達するものである。本システムは当該業者が本市の開発意図・目的を理解したうえで構築したものであり、障害発生時における迅速かつ確かな対応が必要とされる本業務の履行については、当システムの全容を熟知し、専門的な知識、技術等を有する当該業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部管理測量課 011-211-2562
R3. 3. 24	測量情報データベースシステムハードウェア保守管理業務	株式会社大塚商会	10,646,589	R3. 3. 16	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	本業務は「測量情報データベースシステム」の安定運用を確保するため、ハードウェアに係る保守点検や突発的な障害に対する速やかな復旧などシステムの継続運用に必要な作業について調達するものである。本システムは本市が測量資料閲覧を目的に設計構築したものであり、障害発生時における迅速な対応は、当システムに専門的な知識、技術等を有する当該業者が唯一履行可能な業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部管理測量課 011-211-2562
R2. 7. 8	雪堆積場一般廃棄物処理業務(単価契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,598,080	R2. 4. 28	R2. 4. 28 ~ R2. 11. 30	雪堆積場内から発生した廃棄物(一般ごみ及び粗大ごみ)は、事業系一般廃棄物とされ、その収集運搬に必要な許認可を有する業者が、一般財団法人札幌市環境事業公社の他にないことから、特定随意契約とするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部雪対策室計画課 011-211-2682
R2. 7. 8	ロータリ除雪車R-147号車検整備	株式会社N I C H I J O	4,803,700	R2. 5. 29	R2. 5. 29 ~ R2. 10. 8	本業務は除雪車の車検整備に合わせて、本市所管の他除雪車両と同等の安全装置を取り付けることで札幌市仕様へ改め、貸与する際の安全性能等の確保・向上を目的としている。 当該車両は株式会社NICHIO製であり安全装置の取り付け整備において、車両設計の変更を伴う整備が発生する。整備対応可能な業者は製造メーカーである株式会社NICHIOのみであることから、同社に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部雪対策室計画課 011-211-2682
R2. 7. 8	道路除雪執行管理・積算システム改修及び保守業務	株式会社オーベック	19,415,000	R2. 6. 11	R2. 6. 11 ~ R3. 3. 30	選定事業者は、道路除雪執行管理・積算システムの開発を行った業者であり、本市が進めている、除雪体制の安定化に向けた発注形態見直しに合わせたシステムの構築に、継続的に携わっている業者である。 調達する業務は、積算時期までに必要な見直しに対する検討の対応と、それに伴う積算プログラム構成の変更を行うとともに、これと連動して執行管理プログラム構成の変更などを行うものである。 従って、当該システムを開発した業者でなければ、業務を履行できないことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部雪対策室計画課 011-211-2682
R2. 9. 2	令和2年度札幌雪学習プロジェクト運営業務	一般社団法人 北海道開発技術センター	5,830,000	R2. 6. 12	R2. 6. 12 ~ R3. 3. 25	プロポーザルの結果による。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部雪対策室計画課 011-211-2682
R2. 9. 2	令和2年度道路ネットワークデータ作成業務	日本データサービス株式会社	9,724,000	R2. 7. 22	R2. 7. 22 ~ R3. 3. 19	雪対策室では、除雪事業者の省力化に寄与すると考えられる「日報作成支援システム」の構築を進めており、昨年度より一部機能を試行運用している。本業務は日報作成支援システムに使用するため、昨年作成した道路ネットワークデータ(以下、「ネットワークデータ」とする。)の修正を行うものである。 ネットワークデータの作成には、データ操作に関する専門知識のほか、道路台帳や除雪業務等の知識が必要であること、また、設計数量や清算数量の算出機能に必要な高い精度を求めていることから、昨年度の業務発注の際には、受託業者の「ネットワークデータに関する理解度」や「業務遂行能力」などを評価・判断するため、作業プロセスやプログラム処理などの提案を募集し、プロポーザル方式にて最も優れた履行業者を選定した。 また、本業務で実施する作業は、昨年作成したネットワークデータに、日報作成支援システムの構築の中で、新たに必要となった情報の追加・修正を行うものであり、昨年度業務で実施した作業手順やプログラム処理を踏まえて実施しなければならない。このため、本業務を昨年度業務の履行者以外のものに履行させた場合、作業進捗やデータ精度に著しい支障を及ぼす恐れがある。 以上のことから、本業務に必要な精度を保ちつつ業務期間内に完成させるため、業務遂行に必要な技術力を有し、一連の業務内容にも精通している、昨年度業務の履行者である左記事業者を選定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土部雪対策室計画課 011-211-2682

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.2.17	凍結防止剤等性能調査業務	一般財団法人北海道環境科学技術センター	3,069,000	R2.8.29	R2.8.31 ~ R3.3.26	本業務は、融氷性能や腐食度などの性能規定の仕様により購入している本市の凍結防止剤について、納入された材料が本市仕様に合致した製品であるとともに、安全性を確認するために実施する業務であります。この性能規定の仕様に合致した製品であるかの確認については、納入品を任意サンプリングで確認する必要がありますが、短期間で結果を出す必要があることから、応札時に提出させている試験結果を基に、凍結防止剤に含まれる主成分のほか微量な物質を特定し、その量を測定することで、応札の材料と同一材料であることを判定しており、蛍光X線分析が最も有効な手法となっております。しかし、蛍光X線による凍結防止剤の定性・定量分析を行っているのは当該機関のみであることから、当該業務については、(一財)北海道環境科学技術センターに特命随意契約することとしたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.2.24	令和2年度札幌ゆきだるまプロジェクト運営業務	株式会社ノヴェロ	11,000,000	R2.9.18	R2.9.18 ~ R3.3.26	本業務は、札幌市の雪対策に対する理解や協力の浸透などを目的として、市民に対し分かりやすい広報を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、その能力を有する適任者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争(プロポーザル方式)により契約候補者の選定を行うこととする。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.5.12	新雪堆積場車両管理システム運用業務	富士通株式会社	40,150,000	R2.9.23	R2.9.23 ~ R3.3.31	当該業務は、雪堆積場に運び込まれる雪の搬入量を計測するシステムの設置・管理及び運用を行うものである。 当該システムは、富士通株式会社北海道支社が独自に開発し、現在のところ同社のみが運用可能なことから、富士通株式会社北海道支社を特定随契約とする。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当) (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.2.24	令和2年度新川融雪槽車両管理機器開発業務	札幌総合情報センター株式会社	28,820,000	R2.9.29	R2.9.29 ~ R3.3.26	本業務では、情報通信技術の分野における経験や専門的な知識を有しているかどうかを判断する必要があることから、事業者の選定にあたっては、知識を有する事業者を対象としたプロポーザルを実施し、最も優れた企画提案と判断されたものを契約候補者として選定することが必要と考えるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.2.17	道路除雪執行管理・積算システム追加改修業務	株式会社オーベック	4,675,000	R2.10.23	R2.10.23 ~ R3.3.30	当該業務は、道路除雪作業に係る積算・集計・分析を行う道路除雪執行管理・積算システムに各種追加改修を行うものである。 このシステムは、株式会社オーベックが独自に開発したものであり、同社のみが当該業務を履行可能なことから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.2.17	雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	38,445,000	R2.10.27	R2.10.27 ~ R3.3.31	当該業務は、雪堆積場及び融雪施設に運び込まれる市運搬排雪車両の雪の搬入量を計測するシステムの設置・管理及び運用業務である。 当該システムは、札幌総合情報センター株式会社が独自に開発し、現在のところ同社のみが運用可能なことから、札幌総合情報センター株式会社との特定随契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.2.17	令和2年度札幌市除雪作業日報作成支援システム改良業務	札幌総合情報センター株式会社	28,270,000	R2.11.2	R2.11.2 ~ R3.3.31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和元年度に構築したものであり、同社のみが運用及び改良可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札などに適さないため、左記業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.2.17	令和2年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務(その1)	総合商研株式会社	2,100,285	R2.11.13	R2.11.13 ~ R2.11.30	当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬のくらしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ(中央区、北区及び西区版)の印刷業務受注者である総合商研株式会社と特定随契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.2.17	令和2年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務(その2)	山藤三陽印刷株式会社	3,479,784	R2.11.13	R2.11.13 ~ R2.11.30	当該業務は、別途業務で作成した冊子(冬のくらしガイド)を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ(東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区及び手稲区版)の印刷業務受注者である山藤三陽印刷株式会社と特定随契約することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.2.24	屋外用ネットワークカメラシステム構築運用業務	NECネットエヌアイ株式会社	1,381,160	R2.11.25	R2.11.25 ~ R3.3.31	本業務では、屋外用ネットワークカメラ及び情報通信技術の分野におけるノウハウや経験、専門的な知識などを有することが求められることから、事業者の選定にあたっては、知識を有する事業者を対象としたプロポーザルを実施し、最も優れた企画提案と判断されたものを契約候補者として選定することが必要と考えるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.5.12	令和2年度雪堆積場計数業務(単価契約)	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,258,008	R2.11.26	R2.11.26 ~ R3.3.20	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の就労の機会創出や社会参加の拡大などを図るため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.4.21	令和3年度冬季道路等交通情報システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	52,536,000	R3.3.23	R3.4.1 ~ R4.3.31	冬季道路等交通情報システムは、札幌市が設置したマルチセンサー並びに気象庁からの気象情報等を、雪対策室をはじめ、関係部署へリアルタイムに配信することにより、除雪業務及び大雨、台風等に対する本市の防災体制に活用されているシステムである。 当該システムは、札幌総合情報センター株式会社が開発したものであり、同社のみが運用可能なことから、契約の相手方が同社に特定され、契約の性質又は目的が競争入札などに適さないため、特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R3.4.21	令和3年度札幌市除雪作業日報作成支援システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	5,648,500	R3.3.31	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター株式会社が令和元年度に構築したものであり、同社のみが運用可能なことから、契約の相手方が同社に特定され、契約の性質又は目的が競争入札などに適さないため、同社との特定随意契約とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	建) 土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R2.11.4	人及び障害物注意喚起装置取付業務	協栄特殊ガラス興業株式会社	2,749,890	R2.7.1	R2.7.1 ~ R2.10.16	本件は左記選定業者から調達した物品「人及び障害物注意喚起装置」を、指定した除雪機械へ取り付け、最適な検知範囲・感度になるよう調整を行うものである。当該商品の一部は、左記選定業者が持つ実用新案で保護されており、他者が加工取付・調整を行うことができないことから、上記選定業者者に特定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R3.10.13	人及び障害物注意喚起装置(新規分)取付業務	協栄特殊ガラス興業株式会社	5,596,250	R2.9.15	R2.9.15 ~ R2.11.17	本件は左記選定業者から調達した物品「人及び障害物注意喚起装置」を、指定した除雪機械へ取り付け、最適な検知範囲・感度になるよう調整を行うものである。当該商品の一部は、左記選定業者が持つ実用新案で保護されており、他者が加工取付・調整を行うことができないことから、上記選定業者者に特定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311

令和2年度特定随意契約一覧

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.10.13	人及び障害物注意喚起装置移設業務	協栄特殊ガラス興業株式会社	1,593,240	R2.10.6	R2.10.6 ~ R2.11.17	本件は左記選定業者から調達した物品「人及び障害物注意喚起装置」を、指定した除雪機械へ取り付け、最適な検知範囲・感度となるよう調整を行うものである。当該商品の一部は、左記選定業者が持つ実用新案で保護されており、他者が加工取り・調整を行うことができないことから、左記選定業者者に特定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) 雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R2.8.5	札幌市都心みどりのまちづくり方針策定業務	株式会社KITABA	7,370,000	R2.7.29	R2.7.29 ~ R3.3.25	札幌市都心みどりのまちづくり方針の策定に係る業務の履行に当たっては、みどりの保全、創出、活用についての広範かつ高度な知識と経験及び技術力が必要である。また、当業務は令和2年3月に改訂した第4次札幌市みどりの基本計画を上位計画としており、内容を一部引き継いでいるため、平成29年から令和元年度に実施したみどりの基本計画改定業務と密接に関連する継続性の高い業務である。したがって、審議会の審議経過を含めその内容を熟知していることが必要不可欠であり、これを熟知する当該業者のみが、計画検討等の業務を円滑かつ確実に実施することができる。 このため、平成29年度にみどりの基本計画改定業務において公募型企画競争を実施の上、契約を締結し、平成29年度から令和元年度の業務を良好に履行した当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R2.10.14	モエレ沼公園における「Sapporo City Wi-Fi」整備運用業務	東日本電信電話株式会社	1,738,000	R2.10.2	R2.10.2 ~ R3.3.31	本業務は、本市の各施設(市営地下鉄、コンベンションセンター、大通公園など)で運用されている「Sapporo City Wi-Fi」を新たにモエレ沼公園に整備し、運用することで、市内において利用方法等が統一されたWi-Fi環境の拡充を図り、国内外からの観光客や市民の利便性の向上を図るものである。当団体は、先行して「Sapporo City Wi-Fi」の整備・運用を行った経済観光局観光・MICE推進部発注業務の受託者であり、既存整備エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の団体である。 以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約(特定)とすることが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R3.1.27	モエレ沼公園ガラスのピラミッドエレベーター修繕業務	日本オーチス・エレベータ株式会社	7,694,500	R3.1.6	R3.1.6 ~ R3.3.26	本業務は、平成の設置から17年経過したモエレ沼公園ガラスのピラミッドのエレベーターについて、老朽化した部品の交換による整備を行い、安全稼働の確保を図るものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であり、業務を速やかに完了する必要があることから、受託者は円滑に純正品の調達を行い、整備後の性能及び安全性の確保を確実にすることが要求される。 左記業者は、当該エレベーターの製造者であるとともに、昇降機設備の保守点検整備を行っている者であり、本業務の履行において必要な専門知識や技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは、左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適しないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R3.3.3	白旗山都市環境林等総合維持管理業務	札幌市森林組合	38,280,000	R3.2.19	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務の業務地である「白旗山都市環境林」は、森林法に定める「石狩空知森林計画」区域であり、森林組合法により設立された札幌市森林組合が現状では唯一、整備を担っている。そのため、森林整備に必要な知見及び森林関係法令に精通している当該組合が、業務地の林小班ごとの樹種、林齢等の森林状況や林道などの地形等を熟知している。 また、業務内容にある「ふれあいの森の管理運営」には、現地に精通した知識を必要とする森林クリエイション・自然学習の場としての活用を図るための能力を求められており、当該組合は森林・林業の普及啓発を行ってきた実績がある。 このことから、当該組合は本業務に必要な条件を満たす唯一の業者であるため、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	建) みどりの推進課 011-211-2533
R2.8.26	下水道河川局庁舎機械警備業務(月額契約)	総合警備保障株式会社	1,207,800	R2.8.19	R2.10.1 ~ R7.9.30	本業務は、下水道河川局庁舎の防犯のため、盗難や事故の発生を感知して作動する機械警備機器を設置し、警戒・防犯にあたる業務である。 下水道河川局庁舎の防犯システムは、機械警備機器による警備のほか、庁舎内に設置している入退室管理システム(総合警備保障(株)製)から職員の入退室情報を機械警備機器に送信し、庁舎の開錠及び施錠をする仕組みとなっている。 そのため、本業務において庁舎に設置する機械警備機器は入退室管理システムとの連動が不可欠であるが、連動可能な製品は、入退室管理システムと同一の製造元である総合警備保障(株)製の機器に限られる。以上ことから、当該業者は本業務を履行することができる唯一の者であり、後務の提供を行う者が特定されるため、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R2.11.4	札幌市下水道科学館展示物保守点検業務	株式会社丹青社	1,188,000	R2.10.14	R2.10.14 ~ R3.3.17	本業務は、株式会社丹青社が設計・製作した札幌市下水道科学館の展示物の総合点検及び機器の整備・調整を行うものである。 本業務の履行にあたっては、製作元独自の技術や整備後の性能保証が必要であることから、製作元以外での履行は困難であるため、株式会社丹青社に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R3.3.10	下水道河川局庁舎エレベーター保守管理業務	株式会社日立ビルシステム	1,689,600	R3.2.25	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、(株)日立製作所が製作したエレベーターの保守・点検を行うものである。 本業務の履行にあたっては、製造者独自のプログラム知識、構造に関する知識、専門的かつ高度な技術が不可欠であるとともに、製造者以外の者が本業務を履行した場合、当該機器に不具合や事故が発生したとき、その原因が機器本体の欠陥によるものか、保守・点検の不備によるものであるのか、その責任の所在が不明確となる恐れがある。 以上のことから、製造者である(株)日立製作所から、エレベーターの保守及び修理事業を継承している左記業者を契約の相手方に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R3.3.17	下水道高速トナープリンタ保守点検業務(単価契約)	富士ゼロックス北海道株式会社	18,431,556	R3.3.3	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、富士ゼロックスが製造した、複合機の保守を行うものである。 本業務の履行にあたっては、製造者独自のプログラム知識、構造に関する知識、専門的かつ高度な技術が不可欠であるとともに、製造者以外の者が本業務を履行した場合、当該機器に不具合や事故が発生したとき、その原因が機器本体の欠陥によるものか、保守の不備によるものであるのか、その責任の所在が不明確となる恐れがある。 以上のことから、製造者である富士ゼロックスの出資により設立され、複合機の保守を行っている富士ゼロックス北海道を契約の相手方に特定するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.24	札幌市下水道科学館運営管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	49,720,000	R3.3.8	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>一般財団法人札幌市下水道資源公社は、下水道事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として、昭和58年に本市の出資により創設された団体であり、以後、公的な立場で、下水道事業に関する普及啓発及び施設の維持管理等を行っている。</p> <p>札幌市下水道科学館は、下水道の役割や重要性を市民に発信し、本市の下水道事業への理解を深めることを目的とした広報施設であることから、運営にあたっては、本市の下水道事業について専門的な知識を有するとともに、利益確保に偏ることなく、本市と一体となって、効果的に普及啓発を行うことが求められる。</p> <p>一般財団法人札幌市下水道資源公社は、前述のとおり、下水道事業の円滑な推進に貢献することを目的として、本市の下水道事業に携わってきた豊富な実績があり、本市と一体となって下水道事業を担うことができる唯一の団体であると認められることから、本業務の契約の相手方として特定するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 経営管理部経営企画課 011-818-3452
R3.3.10	資金管理システム等保守業務	株式会社ティール・ユー・シー	1,353,000	R3.2.22	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>当該業務の対象となるシステムは、下水道事業に必要な不可欠なものであり、このシステムの保守については、障害発生時に迅速かつ的確に対処することが求められることから、当該システムについて十分な知識と経験を有する業者でなければ対応は不可能である。</p> <p>この条件を満たす業者は、資金管理システム及び備品管理システムを開発した業者である「株式会社ティール・ユー・シー」のみである。</p> <p>なお、同社は令和2年度にも当該委託業務を受託しており、誠実に履行している。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 財務課 011-818-3412
R3.3.10	下水道基幹業務システムサーバ機器保守業務	日本電気株式会社	5,247,000	R3.3.2	R3.4.1 ~ R4.1.31	<p>本業務は、日本電気株式会社独自の技術より開発・製造したシステムサーバ機器の保守(点検・調整・部品交換)を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、開発者独自の技術及び構造物並びに迅速な部品供給が不可欠であり、当該機器の稼働に関してメーカーの性能保証が必要であることから、他の業者では履行が困難であるため、製造者に特定するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 財務課 011-818-3412
R3.3.10	財務会計システム等保守業務	日本電気株式会社	9,878,000	R3.3.2	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務は、日本電気株式会社独自の技術より開発・構築した財務会計システムほか5システムの保守(システム障害対応)を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他の業者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 財務課 011-818-3412
R2.7.29	令和2年度 高画質展開カメラを用いた管路調査業務(里塚ほか)	株式会社TMS工業	7,645,000	R2.4.30	R2.4.30 ~ R2.10.30	<p>本業務は、(公財)日本下水道新技術機構が中心となって進めているAIを活用した管路調査・管路損傷発生予測システムに関する共同研究の一環として、高画質展開カメラを用いた本管調査を行い、管きよの老朽化を調べるものである。</p> <p>調査対象とする管きよについては、年代の古いものや災害被災地区にあるものなど、破損の恐れのある管きよが適しており、通常のカメラ調査の結果との比較検討を行うことも必要であることから、管路保全課発注の下水道管路保全業務の対象となっている地区から抽出することとした。</p> <p>当該選定事業者は、上記の条件に合致する管きよがある地区として選定された区域の下水道管路保全業務の受託者であり、本業務と関連する「主要道西野真駒内清田線(福住3条4丁目)ほか下水道管路保全業務」を担う当該事業者と契約することにより、以下のことが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務における事前調査・清掃に係るコストの削減が図られること ・保全業務との工程管理が不要となること ・開発途上にある高画質展開カメラは汎用品ではないため、保全業務において類似機器の取り扱い経験があることから、円滑な履行が見込まれること ・管路保全業務に関する知識・技術が豊富で、不測の事態にも適切に対応できること <p>これらのことから、入札に伏することなく、当該事業者と契約することが、本市にとって有利であると認められることから、契約の相手方として特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)</p>	下) 下水道計画課 011-818-3441
R2.7.29	令和2年度 高画質展開カメラを用いた管路調査業務(大通東1丁目ほか)	株式会社クリーンアップ	6,270,000	R2.5.1	R2.5.1 ~ R2.10.30	<p>本業務は、(公財)日本下水道新技術機構が中心となって進めているAIを活用した管路調査・管路損傷発生予測システムに関する共同研究の一環として、高画質展開カメラを用いた本管調査を行い、管きよの老朽化を調べるものである。</p> <p>調査対象とする管きよについては、年代の古いものや災害被災地区にあるものなど、破損の恐れのある管きよが適しており、通常のカメラ調査の結果との比較検討を行うことも必要であることから、管路保全課発注の下水道管路保全業務の対象となっている地区から抽出することとした。</p> <p>当該選定事業者は、上記の条件に合致する管きよがある地区として選定された区域の下水道管路保全業務の受託者であり、本業務と関連する「北6条線(北6条西14丁目)ほか下水道管路保全業務」を担う当該事業者と契約することにより、以下のことが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務における事前調査・清掃に係るコストの削減が図られること ・保全業務との工程管理が不要となること ・開発途上にある高画質展開カメラは汎用品ではないため、保全業務において類似機器の取り扱い経験があることから、円滑な履行が見込まれること ・管路保全業務に関する知識・技術が豊富で、不測の事態にも適切に対応できること <p>これらのことから、入札に伏することなく、当該事業者と契約することが、本市にとって有利であると認められることから、契約の相手方として特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)</p>	下) 下水道計画課 011-818-3441
R2.7.29	令和2年度 高画質展開カメラを用いた管路調査業務(八軒5条西4丁目ほか)	株式会社公清企業	12,738,000	R2.5.1	R2.5.1 ~ R2.10.30	<p>本業務は、(公財)日本下水道新技術機構が中心となって進めているAIを活用した管路調査・管路損傷発生予測システムに関する共同研究の一環として、高画質展開カメラを用いた本管調査を行い、管きよの老朽化を調べるものである。</p> <p>調査対象とする管きよについては、年代の古いものや災害被災地区にあるものなど、破損の恐れのある管きよが適しており、通常のカメラ調査の結果との比較検討を行うことも必要であることから、管路保全課発注の下水道管路保全業務の対象となっている地区から抽出することとした。</p> <p>当該選定事業者は、上記の条件に合致する管きよがある地区として選定された区域の下水道管路保全業務の受託者であり、本業務と関連する「稲荷線(登寒10条4丁目)ほか下水道管路保全業務」を担う当該事業者と契約することにより、以下のことが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務における事前調査・清掃に係るコストの削減が図られること ・保全業務との工程管理が不要となること ・開発途上にある高画質展開カメラは汎用品ではないため、保全業務において類似機器の取り扱い経験があることから、円滑な履行が見込まれること ・管路保全業務に関する知識・技術が豊富で、不測の事態にも適切に対応できること <p>これらのことから、入札に伏することなく、当該事業者と契約することが、本市にとって有利であると認められることから、契約の相手方として特定する。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号)</p>	下) 下水道計画課 011-818-3441

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.9.16	令和2年度 札幌市河川環境整備計画検討業務	日本データサービス株式会社	11,880,000	R2.8.17	R2.8.17 ~ R3.3.25	公募型企画競争を実施し、入選者として選定されたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	下) 事業推進部河川事業課 011-818-3414
R2.6.3	排水機場等河川管理施設総括監理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	3,656,400	R2.4.10	R2.4.10 ~ R3.3.31	札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務について、札幌市に代わって管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等の維持管理又は履行管理の実績があり、点検業務等の履行業者を的確に指導・監督できること。また、点検結果について、設備の健全度を総合的に評価する能力を有することが必要である。 一般財団法人札幌市下水道資源公社は、札幌市を公的な立場で補完、代行する目的で昭和58年度に設立された一般財団法人である。既に下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力を有しており、知識、能力、公平性を持ち備えており、公的立場で効率的に当該業務を履行できるのは左記法人のみであること。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R2.10.14	河川許認可原議及びびゅん功図等のマイクロフィルム及びデータ作成業務	情報創造事業協同組合	4,186,075	R2.9.18	R2.9.18 ~ R2.11.30	当該業務は、主に札幌市が結んでいる単備契約(マイクロフィルム撮影等)の業務であり、マイクロフィルム撮影と並行して検査図の作成に必要な資料の抽出を行うことから、検索図作成を一連の作業として行う必要がある。そのため、単備契約は基本契約を締結している情報創造事業協同組合を相手方とし、単備契約外の業務についても、一連の業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R2.11.18	河川管理システム改修業務	株式会社オーベック	2,585,000	R2.11.6	R2.11.6 ~ R3.3.22	本業務は、(株)オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムのプログラム改修を行うものである。本業務の履行にあたっては、開発者独自の高度な技術や改修後の性能保証が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R3.1.27	河川管理システムデータ登録業務	株式会社オーベック	2,882,000	R3.1.18	R3.1.18 ~ R3.3.22	本業務は、(株)オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムへのデータ登録を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自の高度な技術やデータ登録後の動作保証が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R3.3.3	排水機場管理システム改修業務	株式会社サンコー	1,507,000	R3.2.22	R3.2.22 ~ R3.3.26	本システムは、平成23年度に左記業者が構築したものである。システム改修にあたっては、開発者以外有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、システム開発業者である左記業者を特命することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R3.3.10	排水機場管理システムサーバー運用管理業務	株式会社サンコー	1,485,000	R3.3.1	R3.4.1 ~ R4.3.31	降雨時の排水機場の待機・運転等の状態管理のために構築したシステムの保守並びに運用支援を行うものである。 本システムは、平成23年度に左記業者が構築したものであり、システムの異常など有事の際における復旧作業等、迅速かつ安定的な運用を図るためには、開発者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、システム開発業者である左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R3.3.17	河川管理システム保守管理業務	株式会社オーベック	1,320,000	R3.3.5	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、(株)オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムの保守点検を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識と高度な技術が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R3.3.24	サクシュ琴以川監視制御システム保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,650,000	R3.3.5	R3.4.1 ~ R4.3.31	現在、稼働中であるサクシュ琴以川監視制御システムは、左記業者が受注し独自ソフトウェアの開発を行い構築したものである。 本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、開発業者である左記業者に特定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下) 事業推進部河川管理課 011-818-3415
R3.4.21	下水道台帳管理システム保守管理業務	国際航業株式会社	15,125,000	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業者は、下水道台帳管理システムに関連するマッピングソフト(せせらいん)等の著作権及び業務に必要な知識を有しており、本業務を遂行できる唯一の業者である。よって、本業務は契約の性質又は目的が競争入札に適さない。以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき当該業者に特定する。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部管路保全課 011-818-3451
R2.6.24	東部スラッジセンター脱水汚泥セメント資源化運搬業務(トラック)(月額契約)	株式会社ジェイアール貨物・北海道物流	3,503,500	R2.6.9	R2.6.9 ~ R3.3.31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業務(汚泥)の北海道の許可を有していること。 (2)日本貨物鉄道株式会社の札幌貨物ターミナル駅、函館貨物駅の入構許可を有していること。 (3)貨物鉄道に積載でき、積込み及び飛散防止などの条件からオープントップ型で密閉式の機能を有する産業廃棄物運搬用コンテナを有していること。 (4)上記コンテナをダンパアップするための装置を装備するトラックを保有していること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.6.24	東部スラッジセンター脱水汚泥セメント資源化業務(月額契約)	太平洋セメント株式会社	12,870,000	R2.6.11	R2.6.11 ~ R3.3.31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(汚泥一焼却)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (2)東部スラッジセンター脱水汚泥の全量を、年間を通して継続的に受入れ可能で、セメント資源化の処理ができること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.6.24	東部スラッジセンター脱水汚泥セメント資源化運搬業務(貨物鉄道)(月額契約)	日本貨物鉄道株式会社	3,203,200	R2.6.11	R2.6.11 ~ R3.3.31	(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業務(汚泥)の北海道の許可を有していること。 (2)鉄道による貨物運搬事業を行っていること。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2.8.5	下水道処理施設維持管理支援システムサーバ構築業務	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	2,145,000	R2.7.22	R2.7.22 ~ R2.11.27	本業務は、当該システムのサーバ更新に伴うシステムの再構築を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 このことから、左記業者が当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者と判断できることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.11	西部スラッジセンター脱水汚泥セメント資源化業務(月額契約)	日鉄セメント株式会社	39,072,000	R2.11.5	R2.11.5 ~ R3.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の(1)~(3)の条件を満足する必要がある。 (1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(汚泥-焼却)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (2)西部スラッジセンター脱水汚泥(予定量:2,220t)を、履行期間中(令和2年12月~令和3年3月)に継続的に受入れ可能であり、セメント資源化の処理ができること。 (3)運搬方法は貨物コンテナとダンプトラックの2つの方法があるが、履行期間中に貨物コンテナの必要数の確保ができないことから、ダンプトラックで運搬を行うため、脱水汚泥をダンプトラックで受入れ可能であること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3.1.13	下水道処理施設維持管理支援システム機能追加改善業務	エス・ティ・ティ・コムウェア株式会社	1,672,000	R2.12.28	R2.12.28 ~ R3.3.31	本業務は、当該システムの機能改善を行い、使用環境を向上させるものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者が当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3.1.27	西部スラッジセンター焼却灰処理業務(単価契約)	岡本興業株式会社	75,680,000	R3.1.19	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の(1)~(3)の条件を満足する必要がある。 (1)札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 (2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(燃え殻-破砕)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (3)西部スラッジセンターから発生する焼却灰のうち、処理予定量を年間を通して継続的に受入れ可能で、資材化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	下)事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3.3.10	定山溪水再生プラザ脱水汚泥セメント資源化業務(単価契約)	太平洋セメント株式会社	48,316,400	R3.1.26	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の(1)~(3)の条件を満足する必要がある。 (1)札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 (2)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(汚泥-焼却)の本市又は北海道の許可を受けていること。 (3)定山溪水再生プラザ脱水汚泥の全量を、年間を通して継続的に受入れ可能で、セメント資源化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	下)事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3.4.14	下水道施設図面検索システム保守業務	株式会社サンコー	1,732,500	R3.2.16	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3.3.10	手稲沈砂洗浄センター洗砂処理業務(単価契約)	岡本興業株式会社	20,904,620	R3.2.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の(1)~(2)の条件を満足する必要がある。 (1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理(汚泥-造粒固化)の本市又は北海道の許可を受けていること。また、処理方式において、「無機性汚泥に限る」ことを条件としていないこと。 (2)手稲沈砂洗浄センターから搬出する洗砂を、年間を通して継続的に受入れ可能であり、全量を資材化して処理できること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3.3.17	下水道処理施設維持管理支援システム保守業務	エス・ティ・ティ・コムウェア株式会社	21,450,000	R3.3.11	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。 本業務を確実に円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該システムに関して他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3.4.7	定山溪水再生プラザ脱水汚泥運搬業務(トラック)(単価契約)	株式会社ジェイアール貨物・北海道物流	8,276,400	R3.3.12	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。 (1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の北海道の許可を有していること。 (2)日本貨物鉄道(株)の札幌貨物ターミナル駅及び函館貨物駅の入構許可証を有していること。 (3)貨物鉄道に積載でき、積込み及び飛散防止などの条件からオープントップ型で密閉式の機能を有する20ftの産業廃棄物運搬用コンテナを保有していること。 (4)上記コンテナをダンプアップするための装置を装備するトラックを保有していること。 以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下)事業推進部処理施設課 011-818-3431

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3. 3. 24	汚泥処理施設総括管理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	1,207,103,700	R3. 3. 15	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	<p>本業務は公的な立場で札幌市の複数の汚泥処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、大規模な設備補修・定期整備、緊急的な補修、施設の法定点検、建物管理等を適正かつ計画的に効果的に行うものである。</p> <p>本業務の履行のためには、受託者が汚泥処理施設の維持管理等に高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。</p> <p>(1) 運転管理業務履行業者への的確な指導・監督 (2) 適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 (3) 状況や条件変更に応じた適切な運転方法・汚泥量などの検討・調整 (4) 脱水汚泥、焼却灰等の適切な品質管理 (5) 事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応</p> <p>左記法人は、下水道事業、河川事業及び道路事業に関する調査研究、普及啓発、資源の有効利用、施設の維持管理等を行うことにより、下水道事業、河川事業及び道路事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として昭和58年に設立されたものである。</p> <p>この法人は、札幌市の下水処理施設の維持管理等に高度な専門知識と豊富な業務経験を有し、様々な業務経験を通じて維持管理等の能力を向上させてきた唯一の団体であり、本業務について確実な履行が確保できる唯一の団体であることから特定と致したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3. 3. 24	水処理施設総括管理業務(創成川水処理センター)	一般財団法人札幌市下水道資源公社	79,090,000	R3. 3. 15	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	<p>本業務は公的な立場で札幌市の水処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などに置ける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、大規模な設備補修・定期整備、緊急的な補修、建物管理等を適正かつ計画的に効果的に行うものである。</p> <p>本業務の履行のためには、受託者が水処理の維持管理等に高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。</p> <p>(1) 運転管理業務履行業者への的確な指導・監督 (2) 適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 (3) 状況や条件変更に応じた適切な運転方法などの検討・調整 (4) 処理水の適切な品質管理 (5) 事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応</p> <p>左記法人は、下水道事業、河川事業及び道路事業に関する調査研究、普及啓発、資源の有効利用、施設の維持管理等を行うことにより、下水道事業、河川事業及び道路事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として昭和58年に設立されたものである。</p> <p>この法人は、札幌市の下水処理施設の維持管理等に高度な専門知識と豊富な業務経験を有し、本業務について確実な履行が確保できる唯一の団体であることから特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3. 4. 7	西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化運搬業務(トラック)(単備契約)	株式会社ジェイアール貨物・北海道物流	27,755,200	R3. 3. 16	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	<p>本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。</p> <p>(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(燃え殻)の北海道の許可を有していること (2) 日本貨物鉄道(株)の札幌貨物ターミナル駅及び函館貨物駅の入構許可証を有していること (3) 貨物鉄道に積載でき、積込み及び飛散防止などの条件からオーパントップ型で密閉式の機能を有する20tの産業廃棄物運搬用コンテナを保有していること。 (4) 上記コンテナをダンプアップするための装置を装備するトラックを保有していること。</p> <p>以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3. 3. 31	東部スラッジセンター廃流動砂等運搬業務(貨物鉄道)(単備契約)	日本貨物鉄道株式会社	2,212,210	R3. 3. 19	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	<p>本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。</p> <p>(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業務(燃え殻)の北海道の許可を有していること (2) 鉄道による貨物運搬事業を行っていること</p> <p>以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3. 4. 7	西部スラッジセンター焼却灰セメント資源化運搬業務(貨物鉄道)(単備契約)	日本貨物鉄道株式会社	23,372,800	R3. 3. 19	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	<p>本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。</p> <p>(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(燃え殻)の北海道の許可を有していること (2) 鉄道による貨物運搬事業を行っていること</p> <p>以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R3. 4. 7	定山溪水再生プラザ脱水汚泥運搬業務(貨物鉄道)(単備契約)	日本貨物鉄道株式会社	6,969,600	R3. 3. 19	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	<p>本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。</p> <p>(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の北海道の許可を有していること (2) 鉄道による貨物運搬事業を行っていること</p> <p>以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 事業推進部処理施設課 011-818-3431
R2. 11. 11	荻戸西部中継ポンプ場ガスタービンエンジン点検業務	株式会社カワサキマシンシステムズ	6,710,000	R2. 10. 30	R2. 10. 30 ~ R2. 12. 11	<p>本業務は、故障した直流電源装置を復旧させるため、蓄電池及びシステム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実に円滑に実施するためには、システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する保守業務を移管され、構内に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者である事から特定とする。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 事業推進部施設保全課 011-818-3443
R2. 7. 8	荻戸水再生プラザNo.2,3雨水溜水池汚泥引抜弁修理	株式会社栗本鐵工所	1,683,000	R2. 7. 2	R2. 7. 2 ~ R2. 12. 22	<p>当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元以外での施工は困難であることから製造元である(株)栗本鐵工所に特定と致したい。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2. 8. 5	オイルクーラー(拓北水再生プラザ)	株式会社日立インダストリアルプロダクツ	1,463,000	R2. 7. 17	R2. 7. 17 ~ R2. 12. 16	<p>当該部品は、(株)日立製作所製のブロウ用部品であり、他のメーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付できないため、(株)日立製作所製を特定したい。</p> <p>なお、(株)日立製作所製ブロウ用部品の販売店は、(株)日立製作所から部品供給を移管された(株)日立インダストリアルプロダクツであり、他に取扱業者がないことから、(株)日立インダストリアルプロダクツ北海道営業所に特定することとした。</p> <p>(地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 創成川水処理センター 011-736-6371

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.9.16	創成川水再生プラザ流入管水位計点検業務	メタウォーター株式会社	2,750,000	R2.9.3	R2.9.3 ~ R3.1.29	本業務は、創成川水再生プラザへの流入管の水位を測定するための設備であり、水位計も機能維持のため点検整備及び交換機時期を迎えたバッテリーの交換を行うものである。本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラムの設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。このことから、左記業者が、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である富士電機システムズ(株)から保守業務を移管された唯一の業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.10.21	茨戸東部中継ポンプ場監視制御装置修理	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,650,000	R2.10.12	R2.10.12 ~ R3.3.26	本修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造業者以外では修理が困難であることから製造元の三菱電機株式会社に特定することと致したい。なお、三菱電機株式会社製監視制御装置の北海道でのメンテナンス会社は三菱電機プラントエンジニアリング株式会社東日本本道北海道支社であり、保守業務を移管された唯一の業者であることから、同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.10.21	茨戸水再生プラザ汚水ポンプ用電動機修理	株式会社明電エンジニアリング	1,595,000	R2.10.12	R2.10.12 ~ R3.3.26	当該機器は株式会社明電舎製であり、設計から製造まで一貫して携わり技術的に精通している業者は株式会社明電舎のみである。 本修理にあたり、機器の構造、各規定値等製造者でしか判らない部分の修理であることから、他業者では修理を行うことが出来ない。 また、株式会社明電舎製電動機の北海道でのメンテナンス会社は株式会社明電エンジニアリング北海道支店であり、保守業務を移管された唯一の業者であることから、同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.10.21	始動制御器用主回路ユニットスイッチ	株式会社明電エンジニアリング	1,210,000	R2.10.12	R2.10.12 ~ R3.3.26	当該部品の製造者は株式会社明電舎であり、その構造や各設計規定値の技術・知識を有した唯一のメーカーである。当該部品は他メーカーの製品では信頼性を保持できないため、株式会社明電舎製を特定したい。 また、株式会社明電舎製電動機装置部品の北海道での唯一の販売店は株式会社明電エンジニアリング北海道支店であり、他に取扱業者がないことから、同社に特命することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.10.28	プロ用電池操作器部品(創成川水再生プラザ)	株式会社荏原製作所	1,980,000	R2.10.12	R2.10.12 ~ R3.3.26	当該機器は(株)荏原製作所製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから、互換性がなく取付できないため、(株)荏原製作所製を特定したい。なお、当該機器部品の北海道での唯一の販売店は、(株)荏原製作所北海道支社であり、他に取扱業者がないことから、同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.12.9	茨戸水再生プラザ特別高圧受変電設備点検業務	株式会社明電エンジニアリング	2,728,000	R2.10.23	R2.10.23 ~ R3.3.19	本業務の対象となる設備は、特別高圧電気(電圧66,000V)を受電し、施設内の各設備に電源を安定して供給するための受変電設備である。 本業務は、当該設備の機能を長期にわたって維持するための定期点検であり、履行に当たっては受変電設備の機能を一時的に停止した上で分解点検・動作確認・測定検査を行い、終了後、速やかに機能回復し復電させる必要があり、確実に迅速な履行が要求され、当該設備固有のプラント設計情報、製造ノウハウ等の全ての技術情報を有することが不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である株式会社明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.11.4	メカニカルシール(拓北水再生プラザ)	株式会社日立インダストリアルプロダクツ	1,430,000	R2.10.26	R2.10.26 ~ R3.3.31	今回購入を行うメカニカルシールは、(株)日立製作所製であり他メーカーでは部品形状の違いなどから、互換性がなく取付できないため(株)日立製作所製を特定したい。 また、(株)日立製作所ポンプ部品を北海道で唯一の販売店は、(株)日立インダストリアルプロダクツ北海道営業所であり、他に取扱業者はないことから同社を特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.11.11	創成川水再生プラザ高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	7,920,000	R2.10.30	R2.10.30 ~ R3.3.19	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.11.11	創成川水再生プラザシーケンサ等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	2,640,000	R2.10.30	R2.10.30 ~ R3.3.19	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性を維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.11.25	創成川水再生プラザ監視装置修理	株式会社明電エンジニアリング	1,414,600	R2.11.13	R2.11.13 ~ R3.3.19	本修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造業者以外では修理が困難であることから製造元の(株)明電エンジニアリング北海道支店であり、保守業務を移管された唯一の業者であることから、同社に特定することと致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.12.30	茨戸水再生プラザ高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	3,465,000	R2.12.18	R2.12.18 ~ R3.3.15	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.2.10	下水道科学館見学者用等エレベータ点検業務	東芝エレベータ株式会社	963,600	R3.2.2	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、高い信頼性・所定の性能を維持するために点検を行う業務であり、設備の設計・製造ノウハウが不可欠である。また、小学生を含む不特定多数の者も使用するため、安全・安心な運転の確保、事故時・故障時の迅速な対応が必要である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計・製造ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 創成川水処理センター 011-736-6371
R2.5.20	ハイドロスクルーポンプ(HSP-15.0C)部品(豊平川水再生プラザ)	古河産機システムズ株式会社	1,089,000	R2.4.24	R2.4.24 ~ R2.8.31	当該機器は、古河産機システムズ(株)であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから、互換性がなく取付ができないため古河産機システムズ(株)製を特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一、古河産機システムズ(株)札幌支店であり、他には取り扱いはないことから、同社に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.6.17	監視制御設備用品(豊平川水再生プラザ)	東芝インフラシステムズ株式会社	1,980,000	R2.6.1	R2.6.1 ~ R2.12.18	今回購入する監視制御設備用品は、豊平川水再生プラザの(株)東芝監視制御装置CPU本体の電源供給に欠かせない部品であるとともに、各コントローラ等との制御、及び通信を行うのに必要な構成部品である。このため他メーカーでは製品仕様の違いや、品番が異なる製品の場合は互換性がなく取り付けが出来ないこと、本来の動作機能が補償されない。このことより今回購入する部品を設計製造した(株)東芝のみが技術・知識を有した唯一のメーカーであり、他メーカーでは製作・納品することが出来ないことから、(株)東芝製を特定したい。また、(株)東芝監視制御設備用品の北海道で唯一の販売店は、東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社であり、他に取扱業者はいないことから、同社に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.6.24	第2)初沈汚泥引抜ポンプ修理(豊平川水再生プラザ)	古河産機システムズ株式会社	1,221,000	R2.6.4	R2.6.4 ~ R2.10.30	当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元以外の施工は困難であることから製造元の(株)古河産機システムズ(株)札幌支店に特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.7.22	中央監視装置HDD等修理(豊平川水再生プラザ)	東芝インフラシステムズ株式会社	1,969,000	R2.7.9	R2.7.9 ~ R2.11.27	当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造業者以外では修理が困難であるので特定としたい。なお、東芝インフラシステムズ(株)北海道支社は、製造元であった(株)東芝からインフラ事業について承継された唯一の業者であることから東芝インフラシステムズ(株)北海道支社に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.9.9	中央監視装置用ハードディスクほか(豊平川水再生プラザ)	東芝インフラシステムズ株式会社	1,845,800	R2.8.24	R2.8.24 ~ R2.12.18	今回購入する中央監視装置用品は、豊平川水再生プラザの(株)東芝製中央監視装置CPU本体の電源供給に欠かせない部品であるとともに、各コントローラ等との制御、及び通信を行うのに必要な構成部品である。このため他メーカーでは製品仕様の違いや、品番が異なる製品の場合は互換性がなく取り付けが出来ないこと、本来の動作機能が補償されない。このことより今回購入する部品を設計製造した(株)東芝のみが技術・知識を有した唯一のメーカーであり、他メーカーでは製作・納品することが出来ないことから、(株)東芝製を特定したい。また、(株)東芝製中央監視装置用品の北海道で唯一の販売店は、東芝インフラシステムズ株式会社北海道支社であり、他に取扱業者はいないことから、同社に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.10.7	No.1汚泥スクリーン修理(豊平川水再生プラザ)	株式会社西原環境	1,100,000	R2.9.17	R2.9.23 ~ R3.3.19	当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから製造元の(株)西原環境北海道支店に特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.10.14	高段汚水ポンプNo.1修理(豊平川水再生プラザ)	株式会社荏原製作所	1,320,000	R2.10.1	R2.10.1 ~ R3.3.19	本修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造業者以外では修理が困難であることから製造元の(株)荏原製作所北海道支社に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.11.4	監視制御装置交換部品(米里中継ポンプ場)	美和電気工業株式会社	1,353,000	R2.10.20	R2.10.20 ~ R3.1.29	今回購入する監視制御装置交換部品は、米里中継ポンプ場の横河電機(株)製監視制御装置CPU本体の電源供給に欠かせない部品であるとともに、各コントローラ等との制御、及び通信を行うのに必要な構成部品である。このため他メーカーでは製品仕様の違いや、品番が異なる製品の場合は互換性がなく取り付けが出来ないこと、本来の動作機能が補償されないため、今回購入する部品を設計製造し技術・知識を有した唯一のメーカーである、横河電機(株)製を特定したい。 なお、横河電機(株)製部品の販売については、分割継承された横河ソリューションサービス(株)と代理店契約を結んでいる美和電気工業(株)北海道支社が北海道で唯一の販売店であることから、同社に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.11.4	第2)雨水エンジンポンプ吐出弁No.1修理(豊平川水再生プラザ)	株式会社栗本鐵工所	1,988,800	R2.10.21	R2.10.21 ~ R3.3.19	当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元以外の施工は困難であることから製造元である(株)栗本鐵工所に特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.12.9	豊平川水再生プラザ第2処理施設ほかシーケンサ等点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社	4,400,000	R2.11.26	R2.11.26 ~ R3.3.12	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実にかつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2.12.23	豊平川水再生プラザエンジン遠方監視システム表示器修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,131,900	R2.12.15	R2.12.15 ~ R3.3.31	当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元であるヤンマー(株)から保守点検整備・修理を移管されているヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店に特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R3.1.27	エアローターボ用プロ制御盤タッチパネル(豊平川水再生プラザ)	三機工業株式会社	1,870,000	R2.12.25	R2.12.25 ~ R3.3.19	当該機器は三機工業(株)製であり、他のメーカーでは製品仕様の違いなどから、互換性がなく取付できないため三機工業(株)製を特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R3.1.27	CPUモジュールほか(豊平川水再生プラザ)	東芝インフラシステムズ株式会社	1,303,500	R3.1.18	R3.1.18 ~ R3.3.26	当該機器は(株)東芝(現東芝インフラシステムズ(株))製であり、他のメーカーでは製品仕様の違いなどから、互換性がなく取付できないため特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3. 7. 14	水処理施設設備管理業務(豊平川水処理センター)	一般財団法人札幌市下水道資源公社	127,490,000	R3. 3. 15	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	<p>本業務は公的な立場で札幌市の水処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、大規模な設備補修・定期整備、緊急的な補修、建物管理等を適正かつ計画的効果的に行うものである。</p> <p>本業務の履行のためには、受託者が水処理施設の維持管理等に高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。</p> <p>(1) 運転管理業務履行業者の的確な指導・監督 (2) 適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 (3) 状況や条件変更に応じた適切な運転方法などの検討・調整 (4) 処理水の適切な品質管理 (5) 事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応</p> <p>左記法人は、下水道事業、河川事業及び道路事業に関する調査研究、普及啓発、資源の有効利用、施設の維持管理を行うことにより、下水道事業、河川事業及び道路事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として昭和58年に設立されたものである。</p> <p>この法人は、札幌市の下水道処理施設の維持管理等に高度な専門知識と豊富な業務経験を有し、本業務について確実な履行が確保できる唯一の団体であることから特定とする。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 豊平川水処理センター 011-871-5121
R2. 6. 3	汚泥圧送ポンプ用部品(手稲水再生プラザ)	ラサ商事株式会社	1,980,000	R2. 5. 14	R2. 5. 14 ~ R2. 9. 30	<p>当該部品は、手稲水再生プラザから発生した汚泥を西部スラッジセンターへ圧送するためのポンプ用の部品であり、他社製の部品では形状や取付寸法等が異なり互換性が無いことから当該部品を特定したい。</p> <p>また、当該ポンプ部品の調達は、製造元である大平洋機工(株)の代理店以外では行っており、そのため唯一札幌市の部品、役務登録を行ってラサ商(株)札幌支店へ特定としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-661-5305
R2. 7. 8	新川水再生プラザ汚泥引抜きNo.2修理	株式会社栗本鐵工所	1,485,000	R2. 5. 22	R2. 5. 22 ~ R2. 11. 30	<p>当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元以外での施工は困難であることから製造元である(株)栗本鐵工所に特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R2. 7. 1	手稲中継ポンプ場No.2高段汚水ポンプ吐出弁修理	株式会社前澤エンジニアリングサービス	1,320,000	R2. 6. 18	R2. 6. 18 ~ R2. 10. 30	<p>当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元である前澤工業(株)以外の施工は困難である。そのため、前澤工業(株)から点検・修理・修繕の業務移管されている(株)前澤エンジニアリングサービス北海道営業所を特定としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R3. 3. 17	茨戸西部中継ポンプ場高圧電動機等点検業務	メタウォーター株式会社	1,540,000	R2. 7. 9	R2. 7. 9 ~ R2. 12. 25	<p>本件は、富士電機(株)が設計及び製造した雨水ポンプ用高圧電動機等の絶縁診断と点検、及び補機装置の点検を行うものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、当該メーカー占有の技術及び知識が必要であり、メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあるため、メーカーが指定する保守会社以外では適正な履行が見込めない業務である。</p> <p>したがって、履行可能者は当該メーカーが指定する左記業者に限定されるため、特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R3. 3. 24	茨戸西部中継ポンプ場シーケンサ点検業務	メタウォーター株式会社	1,650,000	R2. 7. 14	R2. 7. 14 ~ R2. 12. 15	<p>本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性を維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。</p> <p>本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報、プログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。</p> <p>このことから、左記業者(富士電機(株)の水環境事業を継承)は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力を有し、迅速かつ確実な履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R3. 3. 17	新川水再生プラザ第1処理施設ほか高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	4,950,000	R2. 7. 16	R2. 7. 16 ~ R3. 2. 28	<p>本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。</p> <p>履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。</p> <p>このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報、技術力を有し、迅速かつ確実な履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R3. 3. 24	新川水再生プラザシーケンサ点検業務	株式会社日立製作所	4,070,000	R2. 8. 28	R2. 8. 28 ~ R3. 3. 19	<p>本業務中のシーケンサ設備は、新川水再生プラザの運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性を維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。</p> <p>本業務を確実に円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。</p> <p>このことから、左記業者が、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、本業務の履行実績もあつた信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R3. 2. 3	手稲水再生プラザ5系No.1終沈汚泥引抜きポンプ修理	古河産機システムズ株式会社	1,947,000	R3. 1. 21	R3. 1. 21 ~ R3. 3. 30	<p>当該機器の修理について、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元である古河機械金属(株)以外の施工は困難である。そのため、古河機械金属(株)からメンテナンス関係の業務移管されている古河産機システムズ(株)札幌支店を特定することとした。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-611-5305
R3. 3. 17	新川水再生プラザNo.3濃縮汚泥引抜きポンプほか電動機修理	株式会社安川メカトロック	1,980,000	R3. 2. 25	R3. 2. 25 ~ R3. 3. 26	<p>当該機器の修理を行うにあたり、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると、製造元である(株)安川電機以外の施工は困難である。そのため、(株)安川電機からメンテナンス関係の業務を移管されている(株)安川メカトロック北海道支社を特定したい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)</p>	下) 新川水処理センター 011-611-5305

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.5.27	社会資本整備総合交付金事業令和2年度大規模盛土造成地変動予測調査業務(その1)	株式会社復建技術コンサルタント	86,350,000	R2.4.30	R2.4.30 ~ R3.3.24	本市では、北海道胆振東部地震により被害のあった大規模盛土造成地である清田区里塚地区や美しが丘地区などで地盤調査を行ったところ、「支笏火山灰」という一見強固でありながら液化しやすい特異な盛土材が広く使用されているため、通常の調査手法では盛土の土層再現が難しいことが明らかとなった。 令和2年度は、大規模盛土造成地変動予測調査を速やかに進めるため、本業務のほかに別途「札幌市大規模盛土造成地変動予測調査業務(その2)及び(その3)」(以下「その2・その3業務」という。)の発注を予定している。そのため、各業務で地盤調査や大規模盛土造成地の安定性評価などの手法を統一するためには、本業務による地盤調査方法や安定性評価手法等についてのマニュアル作成が非常に重要となる。 一方、地盤調査においては、降雪期までに現地調査を完了する必要があるため、「その2・その3業務」は遅くとも9月初旬には発注が必要となり、マニュアル作成は8月上旬までに完了することが求められる。 加えて、「令和元年度業務」において新たに多数の大規模盛土造成地が抽出され、既存の大規模盛土造成地も区域が変わったことから、これらの箇所についての現地踏査、宅地カルテ作成や調査優先度検討を地盤調査に先立って行うことが必要となった。これらの業務は、既存の大規模盛土造成地で実施した令和元年度業務の調査と同一の視点、評価基準で行わなければならない。 このため、これらの業務を早期に進めるためには「令和元年度業務」や地盤調査の留意事項、調査手法に精通しているほか、札幌市の土質特性や被災要因の知見を十分に有し、様々な土質の解析を行ってきた実績のある業者による実施が必要である。左記業者は、他都市(名古屋市、さいたま市等)でも同種業務の受注実績があり、さらには「令和元年度業務」のほか、本業務と密接に関係する復旧支援業務を行う市街地復旧推進室から「清田区里塚地区市街地復旧計画策定業務(平成30年度)」及び「札幌市清田区里塚地区ほか市街地復旧支援業務(令和元年度)」を受託しており、札幌市の被災状況やその原因分析及び復旧の方策など、札幌市の特性に十分精通している。 以上のことから、マニュアルや宅地カルテの作成、調査優先度の検討を8月上旬までに行える業者は他にはいないため、随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都)市街地整備部宅地課 011-211-2512
R3.1.27	市営住宅総合管理システム改修業務	富士通株式会社	5,725,500	R3.1.15	R3.1.15 ~ R3.3.31	市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に欠かすことができず、万一システムに不具合が生じた場合には業務に支障が出るにとどまらず、収入計算処理に誤りが生じた場合、入居者にも多大な迷惑をかけることにつながりかねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境にしなければならない。 当該業者は、平成9年度に本システムを開発し、その後の保守業務及び改修業務を受託しており、生活保護情報に係るシステム等の他のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから、調査分析・設計工程が必要最小限で済むものであり、費用を最小に抑えることができる。 仮に、他者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施に係る期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、ひいては市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことも予想されることから、当該業者に特定することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
R3.4.7	札幌市営住宅等の管理業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	614,145,400	R3.3.18	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務を遂行する事業者には、公営住宅法、市営住宅条例などの法令諸規則の理解のほか、市営住宅の各種設備に関する理解、全市で統一した対応に必要な入居者の募集(年間申込件数10,000件超)や家賃の管理(20,000以上)といった業務を正確かつ円滑に進めることができる組織体制、入居者に関する個人情報や適正に管理することができる内部統制の体制といった様々な要素が求められることから、本市発注の公共事業と同水準の品質にて自ら発注関係事務を適正に進めることができる知識、経験等が求められる。 (「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条第1項より)。 選定事業者は昭和52年に本市の全額出資により札幌市民の住生活環境の向上のために必要な事業及び市営住宅その他の公的施設の管理に関する事業を実施するために設立された団体であり、これまで長年にわたり実施してきた市営住宅の管理業務及び市営住宅並びに市有施設の保全業務を通じ、本業務に求められる知識、組織体制、経験、ノウハウ等を有している。 従って、選定事業者は本業務を確実に実施できる唯一の事業者であると判断し、特定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
R3.4.7	令和3年度市営住宅総合管理システム運用・保守業務	富士通株式会社	6,652,800	R3.3.18	R3.4.1 ~ R4.3.31	市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に欠かすことができず、万一システムに不具合が出た際には業務に支障が出るにとどまらず、入居者にも多大な迷惑をかけることにつながりかねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境にしなければならない。 当該業者は、平成9年度に本システムを開発し、その後の保守業務及び改修業務を受託しており、生活保護情報に係るシステム等の他のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから、調査分析・設計工程が必要最小限で済むものであり、費用を最小に抑えることができる。 仮に、他者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施にかかる期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、ひいては市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことも予想されることから、当該業者に特定することが適当である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807
R3.4.7	改良第5店舗貸賃料の収納等に関する事務	札幌市光星飲料店協同組合	1,014,445	R3.3.18	R3.4.1 ~ R4.3.31	札幌市光星飲料店協同組合(以下「組合」という。)は、改良第5店舗の店舗業種の多くがスナック等の風俗営業種であり、他の店舗と異なり営業時間が深夜にまで及ぶことから、当該組合を通じて店舗管理に関する指導等を行うことが適切と判断されたことにより、当時所管していた区画整備部の要請で昭和46年に設立されたものである。 現在においても、当該店舗の業種はスナック等の風俗営業種が多く(30店舗中25店舗)、営業時間が深夜にまで及ぶことから、入店者の賃貸料支払いの便宜及び職員の時間外の支払催促事務等を軽減させるため、当該店舗内に事務所を有し、かつ、夜間の収納体制が整っている唯一の団体である組合を事業者とし、収納事務を含めた店舗管理に関する事務を委託することが適当である。 ※参考：過去10年(平成22年度～平成31年度)の収納率100% (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	都)市街地整備部住宅課 011-211-2807

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.22	市有建築物保全業務	一般財団法人 札幌市住宅管理公社	1,212,689,500	R2.4.2	R2.4.3 ~ R3.3.31	<p>(一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。</p> <p>本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持つことから、本業務の委託に当たっては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。</p> <p>民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。</p> <p>以上の理由から、左記団体に特命する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R2.6.10	保全情報システム再構築業務	株式会社日立製作所	25,410,000	R2.6.4	R2.6.5 ~ R3.3.31	<p>本システムについて、構築及び運用保守に一貫して携わってきたのは(株)日立建設設計であり、仕様及び内部構造は同業者のみが熟知している。また、本システムは同業者の経験や知識に基づく技術より構築されており、既存データとの整合性を保った状態でシステムをバージョンアップする方法は、同業者のみが把握している。</p> <p>また、本システム基盤製品の最新版「FAMS 3.0 オンプレミス版」について、ソフトウェアの著作権及び開発に伴う権利上、日立グループ以外の業者がインストールプログラム等を入力して環境構築することはできず、同グループ内において当該製品及び本案件に関する営業・受託の窓口は(株)日立製作所に一任されている。</p> <p>以上により、本システムのバージョンアップを遂行できる業者は(株)日立建設設計において他になく、本業務を受託できる業者は、本案件に関する営業・受託の窓口である(株)日立製作所において他にない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R2.7.22	山の手保育園園庭修繕業務	アンカー建設株式会社	8,030,000	R2.6.25	R2.6.26 ~ R2.7.27	<p>本業務は、当該施設の園庭部分に関して、雨天時に十分な排水(水はけ)が得られないことから、これの修繕を行うものである。</p> <p>1 当該業者は、令和元年度に当該施設に係る工事を受注した経緯があり、旧乳児保育園の解体、及び解体跡地の園庭整備工事の施工に携わった実績がある。そのため、特に修繕範囲の園庭の地中構造や部分的詳細、埋設配管等の状況を十分把握しているほか、施工時の技術資料や施工図面等を保有し内容を十分理解している。従って、当該業務を的確に遂行できる唯一の業者である。</p> <p>2 本修繕業務は、施設運営を行いながら実施するが、業務履行にあたっては、特に乳幼児に対しての安全確保や騒音等の施設環境に関する配慮が要求される。当該業者は、令和元年度の工事を通じて、その施設特性を理解し、安全確保等についても十分に対応した実績があることから、この要求に適切に対応できる唯一の業者である。</p> <p>3 原局である子ども未来局より、本年8月から園庭の使用を開始したい旨の要望があり、迅速な業務実施が要求される。前述のとおり、当該業者は令和元年度に当該園庭に係る工事を実施しており、既に施設状況を把握していることから、現地調査や修繕計画検討等に要する時間の大幅な削減が可能であり、この要求に応えることが可能な唯一の業者である。</p> <p>以上1~3により、当該業者は、本修繕について、適切な方法により、迅速かつ安価に実施することが可能な唯一の業者である。</p> <p>さらに、ほかの者が履行した際、修繕箇所今後何らかの不具合が発生した場合に、その原因や責任関係が不明確となり施設管理に支障を及ぼす可能性が問題となるが、当該業者であれば当初の施工業者であり、この問題がない。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当することから、当該業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R2.7.22	札幌コンサートホール大・小ホール給排気軸流ファン整備交換業務	パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社	27,111,700	R2.7.9	R2.7.10 ~ R2.12.11	<p>当該業者は、松下電器産業(株)で製作された軸流ファンの保守点検・整備を行っており、当該機器の設計技術や仕様等の熟知に加え、それぞれの機器の状態を正確に把握しており、機器を安全かつ正確に改修することができる。</p> <p>また、本業務は、施設に保管されている予備部品の再点検、整備、組立、既設機器の撤去、検査、試験調整を含む機器全体にわたり実施するもので、部品調達や整備後の性能確保を円滑かつ責任を持って行うことが要求される。</p> <p>以上のことから、今回の業務を適正に履行できるのは左記業者のみであり、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.11	月寒東小学校擁壁調査・修繕業務	岩田地崎建設株式会社	7,260,000	R2.11.5	R2.11.6 ~ R3.1.15	<p>本業務は、月寒東小学校における正面玄関前の擁壁が凍害等の理由から傾いたため、擁壁コンクリート躯体の状況を調査し、傾き防止に係る補強及び修繕を行うものである。</p> <p>(1) 当該業者は、平成27~28年度に当該校舎に係る改築工事(本業務に係る擁壁を含む)を受注した経緯があり、当時の施工状況、当該擁壁の部分詳細等を十分把握しているほか、調査に必要な資料、施工図データ等を保有し内容を十分に理解している。また、擁壁が傾いた際も現地の調査に協力するなど、状況を把握している。したがって、履行品質の確保、期間の短縮、経費の節減等、当該業務を円滑かつ適切に遂行できる者である。</p> <p>(2) 本修繕業務は、校舎エントランス横の通路路沿いであり、業務履行にあたっては、特に児童に対しての安全確保や騒音等の施設環境に関する配慮が要求される。当該業者は、当時行った工事を通じて、その施設特性を理解し、安全確保等についても十分に対応した実績があることから、この要求に適切に対応できる者である。</p> <p>(3) 原局である教育委員会より、本年度中に修繕を完了するよう要望があり、塀の修繕について冬期間に施工することが困難であることから、迅速な業務実施が要求される。前述のとおり、当該業者は当該擁壁に係る工事を実施しており、既に状況等を把握していることから、現地調査や修繕計画検討等に要する時間の大幅な削減が可能であり、この要求に応えることができる者である。</p> <p>以上(1)~(3)により、当該業者は、本修繕について、適切な方法により、迅速かつ安価に実施することが可能な唯一の者である。</p> <p>さらに、ほかの者が履行した際、修繕箇所は今後何らかの不具合が発生した場合に、その原因や責任関係が不明確となり施設管理に支障を及ぼす可能性が問題となるが、当該業者であれば当初の施工業者であり、この問題が生じない。</p> <p>以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められる」ことに該当することから、当該業者を特定とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R2.12.9	市有建築物保全業務その2	一般財団法人 札幌市住宅管理公社	9,324,590	R2.12.4	R2.12.7 ~ R3.3.31	<p>(一般財団法人)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成8年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。</p> <p>本業務は、市有建築物(学校、市営住宅を除く)の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当っては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の3条件、1、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、2、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、3、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために4、市のチェックコントロールが効くこと、5、事業の継続性が図られることを加えた5点を要件としたところである。</p> <p>民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに4、5の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務(学校保全)を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。</p> <p>以上の理由から、左記団体に特命する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R3.1.20	建築物工事図面等電子データ化業務	株式会社サンコー	7,865,000	R3.1.14	R3.1.15 ~ R3.3.31	<p>図面検索システムとは複数年度分の工事図面等を、一元管理することで、複数のユーザーが大量の図面データから効率よく検索・活用できるよう平成17年度に建築部の業務委託により(株)サンコーが開発したものである。</p> <p>本業務は工事図面やしゅん工写真等の電子化を行いシステムのサーバにデータ登録を行う業務であり、同社はサーバ内でのデータベース化への移行作業も含め、長年にわたり図面電子化のデータ登録作業を履行しており、本システム及びデータの整理方法を熟知している。</p> <p>また、本システムは教育委員会、住宅管理公社で運用されている図面管理システム内と統合し相互に運用されており、各々(株)サンコーとの随意契約を締結していることから整合性を確保することが容易で、万一データ喪失した場合のバックアップ対応等を行うことも可能である。</p> <p>以上の理由から、本業務を確実に円滑に遂行できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築部建築保全課 011-211-2816
R2.6.3	令和2年度耐震診断等補助事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	14,080,000	R2.4.2	R2.4.2 ~ R3.3.19	<p>左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等」を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
R2.6.3	令和2年度耐震診断員派遣事業関連業務(単価契約)	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	49,725,500	R2.4.2	R2.4.2 ~ R3.3.19	<p>左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等」を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
R3.3.31	建築行政業務支援システム保守業務	株式会社パスコ	1,993,200	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>本業務の履行にあたって、当該建築行政業務支援システムを、稼動させながら保守を行う必要があるため、同システムを熟知した業者でなければ、当該システム全体に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>左記業者は、当該システムを構築した業者であり、当該システムに精通しているとともに、他の行政庁でも同システムの開発・保守実績が豊富であります。</p> <p>よって、当該システムの故障等を予防し、安全で確実な業務の遂行ができるのは、左記業者以外にないことから、契約の性質又は目的が競争入札に適しません。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
R2.7.1	消火体験コーナー・煙避難体験コーナー保守業務	株式会社ウチダテクノ	2,948,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務の対象となる展示機器は、本市独自の仕様に基づき、製造者独自の技術で製作された精密機器であり、プログラムソース等が非公開であるため、本機器を製造・納入した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	消) 総務部施設管理課 011-215-2030

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.7.1	ヘリコプターTV電送システム等保守業務(その2)	池上通信株式会社	2,475,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	地震体験コーナー保守業務	株式会社SPフォーラム	1,782,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務の対象となる展示機器は、本市独自の仕様に基づき、製造者独自の技術で製作された精密機器であり、プログラムソース等が非公開であるため、本機器を製造・納入した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	消防指令システム保守業務	富士通株式会社	57,640,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	消防情報管理システム改修業務	富士通株式会社	21,120,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R2.12.28	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	消防情報管理システム保守業務	富士通株式会社	8,844,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	NET119緊急通報システム導入に伴う消防指令システム改修業務	富士通株式会社	3,300,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R2.6.30	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	ヘリコプターTV電送システム等保守業務(その3)	三井物産エアロスペース株式会社	2,519,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	保安三法情報管理システム保守業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	1,207,800	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	位置情報通知システム(統合型)提供業務	東日本電信電話株式会社	3,705,240	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務で提供を受けるデータは左記事業者が所有し、他の業者から供給不可のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	高所監視カメラ機器保守業務	東日本電信電話株式会社	2,585,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務の保守対象機器は「NTT大通西4丁目ビル」に設置されているが、当該ビルは通信ネットワークの拠点として左記事業者が所有・管理し、セキュリティ確保のため、左記事業者以外による設置工事及び保守業務を認めていないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	消防局庁舎等塵芥収集運搬業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	6,783,467	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	札幌市内で事業系一般廃棄物の収集運搬の許可を受けているのは、一般)札幌市環境事業公社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	病院測定支援システム保守業務	株式会社エスデービー	5,852,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	石狩管内消防救急無線システム保守業務	富士通株式会社	55,000,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R3.3.10	気象情報等提供業務	株式会社ウェザーニューズ	1,716,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本市消防航空隊が使用する安全運行に必要な気象情報は、通信衛星を経由したリアルタイムでの配信、画面表示が可能な「航空気象情報システム」による気象情報であり、同システムを開発した左記事業者以外に、同様の業務を提供できるものがいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R3.7.14	石狩管内多重無線システム保守業務	日本電気株式会社	5,874,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を石狩振興局独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R3.7.14	衛星地球局機器保守業務	日本電気株式会社	6,292,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該機器は、開発者のパッケージ製品を本市独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R3.7.14	観音障がい者向けメール119番提供業務	北海道総合通信網株式会社	1,557,864	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R3.7.14	札幌市民防災センター展示施設運営業務	公益財団法人札幌市防災協会	55,000,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務は、来館者に展示施設内を案内するだけでなく、災害発生時の行動や防火・防災に関する説明や指導、質疑応答も行うものであり、この業務を履行するにあたっては、消防業務以外に、災害対策や安全管理の知識や防火・防災の指導経験が求められる業務である。 また、本業務は、当該施設の管理運営方法をまとめた「札幌市民防災センター管理運営マニュアル」を製作する業務を新たに含めており、その製作にあたっては、当該施設を管理運営した実績を有する者が適任と思われる。 左記事業者は、施設設立時より管理運営を受託しており、当該施設の運営ノウハウを十分に有していることから、本業務の履行において求められる全ての要件を満たす、唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030
R3.7.14	多重無線システム保守業務	日本電気株式会社	11,999,460	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当システムは、開発者のパッケージ製品を石狩振興局独自の仕様にカスタマイズされたものであり、プログラムソース等は非公開である。このため、本件は開発者以外の履行が不可能であることから当システムを開発・納入した左記の者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消)総務部施設管理課 011-215-2030

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.7.14	ヘリコプターTV電送システム等保守業務(その1)	日本電気株式会社	8,661,400	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本システムは、左記事業者のパッケージ商品を本市独自の仕様にかスタマイズしたものであり、プログラムソース等は非公開であるため、本システムを開発した左記事業者以外に本業務を履行できる者がいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.2.23	レオナルド式AW139用EPICナビゲーションデータベース更新業務	株式会社海外物産	1,704,560	R2.4.7	R2.4.7 ~ R3.3.31	航空機の整備については、自家用航空機整備の指針(平成16年10月13日 国土交通省航空局技術部航空機安全課長)に基づき整備基準が示されており、同指針では、航空機の整備については製造者が定めたメンテナンスマニュアル等に従って行い、航空機に装備する部品については製造者が定めた正規部品等を取り付けることとされています。 当市が保有するレオナルド社製AW139型ヘリコプターに装備されているフライトマネージメントシステムは、HONEYWELL社製であり、更新するデータについても HONEYWELL社製となるが、国内においては上記の選定自業者のみがHONEYWELL社製EPIC DATABASEの販売を承諾されている唯一の日本企業であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.2.23	消防車両架装部点検業務(その1)	株式会社北海道モリタ	1,305,700	R2.4.22	R2.4.22 ~ R2.9.30	本業務の対象となる架装部は、製造業者独自の技術等で製作されており、各装置を安全に利用するためには、各装置の構造を熟知した者の的確な点検が必要である。加えて、点検・整備に必要な架装部設計図の著作権は製造業者が有し、製造物責任(PL)法第3条に基づく責任も製造業者にあると定められていることから、本契約の相手方は架装部を製造した左記の者以外に適当な者は存在せず、契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.2.23	回転翼航空機(AW139型)の4年点検及び定期耐空検査等に係る整備業務	東邦航空株式会社	84,260,000	R2.4.24	R2.4.24 ~ R2.10.28	令和2年度における消防ヘリコプター(レオナルド式AW139型)の点検・整備については、4年点検(重整備)の有効期限が令和2年8月5日、耐空証明の有効期限が同年8月19日であるが、それ以外に、時間交換部品で同年6月1日までに交換を要する機体部品があることから、4年点検等と約2カ月間の間があっても、すべて同時に行った方が機体輸送費などの経費や工期短縮などで効率が良いため、時間交換部品の同年6月1日に合わせて点検・整備をすることになる。 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者の中で本整備業務等の履行が可能な4者に対して、本市が指定する期間内における受注の可否を確認したところ、履行可能な業者が1者のみであったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため選定事業者と随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R2.7.1	前田水槽車消防ポンプ修繕	田井自動車工業株式会社	1,799,600	R2.4.27	R2.4.27 ~ R2.5.29	前田水槽車の消防ポンプが故障したため、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.2.23	回転翼航空機(AW139型)の4年点検及び定期耐空検査等に係る整備業務(追加整備)	東邦航空株式会社	28,290,936	R2.8.27	R2.8.27 ~ R2.10.28	当該整備業務については、現在、受託者である東邦航空株式会社の工場において、本年10月28日までを履行期間として、検査と整備を実施しているところですが、この度、8月3日～5日に行われた中間検査の結果、部品の交換及び修理を要する不具合箇所が69項目確認されました。 現在、機体は分解された状態であること、不具合箇所を熟知しているのは履行中である受託者であることを考慮すると、引き続き追加整備を実施させた方が、品質の確保、整備期間の短縮、経費の節減が確保され、競争入札に付するよりも有利と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R2.9.9	石狩管内消防救急無線システム保守業務(追加)	富士通株式会社	1,980,000	R2.9.1	R2.9.1 ~ R2.11.30	本業務は、石狩管内消防救急無線システムの維持に必要な業務であり、このシステムは当該業者が経験や知識に基づき、石狩振興局管内独自の仕様で開発・改良した機器及びソフトウェアで構成されたものである。本業務はこれらの仕様等の理解を前提に作業するものであり、極めて詳細な専門知識を要する。当該業者はシステムについて熟知しており、現に稼働しているシステムに影響を与えることなく、本業を迅速かつ安全に履行することのできる唯一の業者である。 よって、本業務については当該業者において、これを履行する業者は他にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R2.10.14	ヘリコプターTV電送システム赤外線探査装置修繕業務	三井物産エアロスペース株式会社	2,789,600	R2.9.14	R2.9.14 ~ R2.10.28	当該システムは、当局独自の仕様で開発・改良された、三井物産エアロスペース製の機器及びソフトウェアで構成されたものであり、プログラムソース等は非公開である。本業務はこれらの仕様等の理解を前提に作業するものであり、極めて詳細な専門知識を要する。このため本業務は、当該システムについて熟知している三井物産エアロスペースにおいて、これを履行する業者は他にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R2.11.4	澄川水槽車高倉修理	田井自動車工業株式会社	1,188,000	R2.9.25	R2.9.25 ~ R2.10.16	澄川水槽車の架装部に腐食穿孔等が生じ、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.2.23	回転翼航空機(AW139型)の4年点検及び定期耐空検査等に係る整備業務(追加整備その3)	東邦航空株式会社	1,459,926	R2.10.26	R2.10.26 ~ R2.10.28	当該整備業務については、現在、受託者である東邦航空株式会社の工場において、本年10月28日までを履行期間として、検査と整備を実施しているところであり、「回転翼航空機(AW139型)の4年点検及び定期耐空検査等に係る整備業務(追加整備その2)」以降に発見された不具合箇所の追加整備についても実施されている。 現在、機体は組み上げられ飛行試験を行っているところであり、履行中である受託者であることを考慮すると、引き続き整備を実施させた方が、品質の確保、整備期間の短縮、経費の節減が確保され、競争入札に付するよりも有利と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R2.11.18	消防局PFOS含有廃棄物処理業務(単備契約)	早来工営株式会社	2,420,968	R2.11.5	R2.11.5 ~ R3.3.1	PFOS含有廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び環境省が策定した「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従い、適正に収集運搬及び処分することが可能な業者は、北海道内で左記事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.1.6	Zmap-TOWN II札幌市10区(2020)ライセンス	株式会社ゼンリン	3,044,800	R2.12.21	R2.12.21 ~ R3.2.26	車載データ端末装置における住宅地図データは、ゼンリン地図データを基にシステム開発されており、他社製の住宅地図データでは当該装置は円滑に機能しない。ゼンリン地図データは(株)ゼンリンのみが取り扱っていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、(株)ゼンリンを選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.2.23	桑園水槽車高倉修理	田井自動車工業株式会社	1,135,750	R3.1.4	R3.1.4 ~ R3.1.29	桑園水槽車の架装部に腐食穿孔等が生じ、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.3.24	白石救助車高倉修理	田井自動車工業株式会社	1,133,000	R3.1.21	R3.1.21 ~ R3.2.12	白石救助車の車両架装部に腐食による部品脱落危険があり、通常走行及び火災現場の活動に支障があるので緊急に修理する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.2.24	回転翼航空機(ベル式A12FP型)の赤外線カメラ機体側プロジェクションの取り外し業務	朝日航洋株式会社	1,802,829	R3.2.15	R3.2.15 ~ R3.3.19	当該業務が必要な回転翼航空機は、令和元年10月の台風19号で被災して以降、現在も朝日航洋株式会社川越メンテナンスセンターの工場内に保管されている。 この度、当該機体を早期に売却するため赤外線カメラ機体側プロジェクションを取り外す必要があるが、被災時は整備中であったため、現在も多くの部品が取り外された状態で保管されており、機体を他の場所へ移動させることは、多くの時間と経費が必要であることを考慮すると、現在の機体の保管場所であり、かつ、当該機体を整備中であったことから機体の状態に精通している朝日航洋株式会社に業務を委託させた方が、業務期間の短縮、経費の節減が確保され、競争入札に付するよりも有利と認められる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.3.24	線路水槽車腐食修理	田井自動車工業株式会社	1,322,750	R3.3.3	R3.3.3 ~ R3.3.19	線路水槽車の架装部に腐食穿孔等が生じ、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.3.24	厚別水槽車腐食修理	田井自動車工業株式会社	1,287,000	R3.3.3	R3.3.3 ~ R3.3.19	厚別水槽車の架装部に腐食穿孔等が生じ、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.3.24	札苗水槽車腐食修理	田井自動車工業株式会社	1,256,750	R3.3.5	R3.3.5 ~ R3.3.26	札苗水槽車の架装部に腐食穿孔等が生じ、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.3.24	豊平水槽車腐食修理	田井自動車工業株式会社	1,289,750	R3.3.9	R3.3.9 ~ R3.3.26	豊平水槽車の架装部に腐食穿孔等が生じ、火災現場等の活動に支障があるので緊急に修理するもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.3.31	暴風&3D体験コーナー送風機点検整備業務	株式会社フジヤ	3,960,000	R3.3.12	R3.3.12 ~ R3.3.31	本業務の対象となる機器は、本市独自の仕様による謎え物であり、複雑なコンピュータープログラムや他の構成機器と一体をなして動作するものである。そのため、当該機器を分解、点検及び修理することができないのは、当該機器の製作を行った株式会社フジヤのみであり、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.7.14	令和3年度札幌市民防災センター展示施設運営業務	公益財団法人札幌市防災協会	57,588,190	R3.3.23	R3.4.1 ~ R4.3.31	先に実施した「令和3年度札幌市民防災センター展示施設運営業務 公募型企画競争」により、所定の手続きを経て選定された受託候補者のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	消) 総務部施設管理課 011-215-2030
R3.3.24	中央区役所設備運転保守管理業務	ホクビサービズ株式会社	12,941,121	R3.2.24	R3.4.1 ~ R4.1.7	中央区役所庁舎内の設備は様々な不具合が生じているが、約1年後に移転を控える中、コスト等を勘案しこれらの修繕を見送り、設備保守業者の手动操作により維持管理を行っている。また、当該手动操作の対象設備やその操作方法は多岐にわたり、専ら設備保守業者のノウハウに依拠しているところである。 本件業務が適正に履行されないことは、区役所庁舎の開庁、即ち市民生活に多大な影響を与えることとなり、何よりも安定した履行が第一に優先されるものである。 以上より、本件業務を適正かつ安定的に履行できる事業者は現受託者であるホクビサービズ株式会社のみであり、その性質・目的が競争入札に適さないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 市民部総務企画課 011-205-3205
R3.5.12	中央区役所一般廃棄物収集運搬業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,578,940	R3.2.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	事業系一般廃棄物については、札幌市環境局が策定した一般廃棄物処理実施計画に基づき、廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的として収集運搬体制を札幌市環境事業公社に一元化している。よって、当該事業が履行可能なものは左記業者のみであり、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 市民部総務企画課 011-205-3205
R2.4.15	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	12,297,600	R2.4.6	R2.4.8 ~ R2.11.30	臨時的かつ短期的な就業又はその他他易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R2.11.4	苗穂駅自由通路窓ガラス清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	1,540,000	R2.6.23	R2.7.1 ~ R2.11.30	苗穂駅自由通路は、JR本線に架かる通路(空中歩廊)であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を取ったうえ、き電停止(線路上の電気系統の遮断)を行って線路閉鎖(一定区間に列車等を入れない)の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。 更に、作業上の不備(清掃用具の落下や施設の破損など)によって、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。 このことから、左記事業者を特定とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R2.11.11	盤溪東部地区雪堆積場管理業務	札幌建設運送株式会社	13,706,000	R2.10.29	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R2.11.11	盤溪地区雪堆積場管理業務	野田・ソリトン特定共同企業体	38,720,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 土木部維持管理課 011-614-5800
R2.12.23	中央保健センターで使用する電力の調達(単備契約)	北海道電力株式会社	13,520,000	R2.11.27	R2.12.1 ~ R3.11.30	本市における電力調達契約については、平成28年度より札幌市電力調達契約事務取扱要領(平成28年3月9日財務局契約管理担当局長決裁、以下「要領」という。)第2条第1項の規定に基づき、一般競争入札又は随意契約の方法により締結することとしている。 中央保健センター(中央区分庁舎)のうち中央区保健福祉部健康・子ども課(1階・2階)と中央区市民部地域振興課(6階の一部)においては、令和3年度中に移転を予定している。中央区分庁舎は一つのメーターで電力を計測しており、移転部署と3~5階にある健康づくりセンター等のそれぞれの正確な電力使用量が不明であるため、移転後の電力使用量についても積算することができない。よって電力調達契約を行うにあたり、必要な履行期間における正確な使用電力量を算定することができないことから、競争入札に付することが適当ではないと認められる(要領第4条1項第6号)。 このことから、現在の札幌市中央保健センターにおける電力調達契約の受注者である北海道電力株式会社と随意契約を行うもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中) 健康・子ども課 011-511-7221

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.4.21	令和3年度麻生まちづくりセンター運営業務	麻生まちづくり協議会	9,294,000	R3.3.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 麻生まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「麻生まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北)市民部地域振興課 011-757-2407
R2.4.30	北区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	16,518,312	R2.4.10	R2.4.13 ~ R2.11.30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	北)土木部維持管理課 011-771-4211
R2.11.4	上篠路第2地区雪堆積場管理業務	共同・丸新特定共同企業体	49,940,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北)土木部維持管理課 011-771-4211
R2.11.4	拓北第2地区雪堆積場管理業務	テクノ・共立・マルホン北英・日本マーケティング特定共同企業体	92,697,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北)土木部維持管理課 011-771-4211
R2.12.23	石狩市緑苑台地区雪堆積場管理業務	北創・一二三・丸輝特定共同企業体	31,900,000	R2.12.15	R2.12.20 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	北)土木部維持管理課 011-771-4211
R3.3.24	東区役所・東区民センターじん芥(一般ごみ等)収集運搬業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,747,028	R3.3.15	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該業務は、東区役所及び東区民センターから排出される事業系一般廃棄物を収集運搬するものであり、本市においては、事業系一般廃棄物の収集運搬体制を一元化しており、「一般財団法人札幌市環境事業公社」は、本市から当該事業を許可されている唯一の業者である。 このため、当該業務委託は、契約の目的が競争入札等に適さないものと認められることから、「一般財団法人札幌市環境事業公社」を相手方として特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東)市民部総務企画課 011-741-2409
R3.4.7	札幌市東区民センター分室維持管理業務	株式会社ゴーランド	3,151,093	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	東区民センター分室として本市が区分所有している北10条市街地住宅併存施設(通称「村川ビル」)は、本市のほか、JBEホールディングス株式会社、株式会社北洋銀行の3者による共有物件であり、当該物件共用部分の維持管理については、JBEホールディングス株式会社が担当し、持分を有する者が持分に応じて費用を負担することとなっている。 維持管理業務の実施にあたっては、JBEホールディングス株式会社が株式会社北洋銀行負担も含め、子会社である株式会社ゴーランドに継続して委託しており、本市からの業務発注先についても同社を指定されている。 については、本業務が履行可能であるのは、株式会社ゴーランドのみであることから、株式会社ゴーランドを相手方として特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東)市民部総務企画課 011-741-2409
R3.4.7	東区民センター分室清掃・警備業務	株式会社日立ビルシステム	1,379,400	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	東区民センター分室として本市が区分所有している北10条市街地住宅併存施設(通称「村川ビル」)は、本市のほか、JBEホールディングス株式会社、株式会社北洋銀行の3者による共有物件である。 当該物件の共用部分、付属施設及び敷地の維持管理については、JBEホールディングス株式会社が株式会社北洋銀行負担分を含め株式会社ゴーランドに委託しており、そのうち共用部分の清掃及び警備は、株式会社ゴーランドが株式会社日立ビルシステム北海道支社に業務委託している。 については、市専有部分である東区民センター分室の清掃及び警備についても、共有部分の清掃・警備を担っている株式会社日立ビルシステム北海道支社に委託し、清掃・警備業務を一体的に行わせることが、合理的かつ経済的に極めて有利であるため、株式会社日立ビルシステム北海道支社を相手方として特定するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	東)市民部総務企画課 011-741-2409
R3.4.7	元町まちづくりセンター運営業務	札幌市東区元町まちづくり連合会	9,686,300	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱(平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁)第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 元町まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「札幌市東区元町まちづくり連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東)市民部地域振興課 011-741-2429
R2.5.13	東区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,207,008	R2.4.6	R2.4.8 ~ R2.11.13	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	東)土木部維持管理課 011-781-3521
R2.11.4	モエレ東地区雪堆積場管理業務	市川 三綱・光和 楠木特定共同企業体	20,625,000	R2.10.29	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	東)土木部維持管理課 011-781-3521

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.4	モエレ地区雪堆積場管理業務	大同・中大・岩田地崎・板谷特定共同企業体	20,240,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521
R2.11.4	上箆路地区雪堆積場管理業務	丸彦渡辺・東舗特定共同企業体	121,990,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号該当) (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 土木部維持管理課 011-781-3521
R2.8.5	「生活に密着したウォーキング普及事業」実施業務	株式会社ノーザンクロス	4,664,000	R2.7.21	R2.7.22 ~ R3.3.31	本業務は、健康寿命延伸を目的とし、東区民の健康意識を高めるための取り組みとして、アンケート調査を行い検証した結果により(仮称)運動手帳を作成し、身近に取り組めるウォーキングを、イベントを通し普及啓発するものである。そのためには高い創造性、専門的な知識又は経験が必要であることから、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところである。当該企画競争の結果、東区のまち歩きに精通し、高い調査能力を持つ、左記事業者の企画案を採用し、契約候補者として選定した。契約においてはその性質や目的が競争入札に適しないものであることから、特定随意契約とする。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	東) 健康・子ども課 011-711-3211
R3.4.7	白石区複合庁舎まちづくりイベント広場管理運営・企画調整業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	3,388,000	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、白石区複合庁舎内に整備した「まちづくりイベント広場」(以下「広場」という。)において、広場利用者が効果的なイベントを実施することができるよう、イベント運営・企画の補助、広場で従事するボランティアの育成・管理等を行うコーディネーターを配置するものである。 本業務の実施にあたっては、白石区複合庁舎まちづくりイベント広場等利活用協議会(以下「協議会」という。)での議論を踏まえ、多世代交流の積極的な推進が必要となることから、子どもや若者と地域を結ぶ活動をする児童会館や若者支援センターなどの支援機関との連携が必須となる。 当該法人は、札幌市内の児童会館を管理運営する唯一の団体であり、児童会館との連携を図る上で必要不可欠な団体である。また、「ポプラ若者活動センター」を白石区複合庁舎の隣接地で運営し、地域に密着して若者の活動を支援してきた実績があり、これまでに築いたネットワークを生かし、協議会が掲げる様々な多世代交流を効率的に実現することが可能である。 本業務の条件を満たす者は当該法人のみであり、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	白) 市民部地域振興課 011-861-2422
R2.4.15	白石区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	14,783,472	R2.4.3	R2.4.6 ~ R2.11.25	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第3号)	白) 土木部維持管理課 011-864-8125
R2.7.8	白石駅自由通路・柏山路線人道橋窓ガラス清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	2,365,000	R2.6.29	R2.6.30 ~ R2.11.30	白石駅自由通路及び柏山路線人道橋は、JR本線に架かる通路(空中歩廊)であり、本市で維持管理を行っている施設である。当該施設の通路外となる窓ガラス清掃については、JR線路上での作業となることからJR北海道の許可を取ったうえ、キ電停止(線路上の電気系統の遮断)を行って線路閉鎖の措置をし、かつ見張り等を配置するなどの措置が必要である。さらに作業上の不備によっては列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり左記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況であることから左記業者を特定とする。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	白) 土木部維持管理課 011-864-8125
R2.7.8	令和2年度 川下公園リラックスプラザボイラー更新業務	株式会社東洋実業	14,300,000	R2.6.30	R2.6.30 ~ R2.10.15	川下公園のリラックスプラザ内に設置してあるボイラーは、施設内の給湯や暖房のほか、プールや浴室の熱源も全て担っているが、耐用年数を超過していることもあり、全2台のうち1台(2号機)が故障し、更新(交換)の必要が生じた。 また、もう1台のボイラー(1号機)についても、近い将来、老朽化による故障が見込まれるため、これを機に併せて更新を行うことが妥当(経済的かつ合理的)と判断した。 故障したボイラー(2号機)は、継続的な応急措置により暫定的な稼働が可能であることから、市民の利用に著しい支障を来さぬよう、当面はこの状態で運用を行い、早急にボイラー本体の更新を行う必要がある。 当該業者は、川下公園の指定管理者から、「リラックスプラザ機械設備保守管理等業務」を毎年受託しており、ボイラーを含めた機械設備の構造や熱源を循環させる複雑な配管経路を熟知しているほか、微調整を要するバルブの開閉作業等についても要領を得ており、設備全体の適切な運転管理手法にも精通している。 こうしたことから、更新に際し必要となる作業期間や休館期間(休業期間)の短縮が可能であるほか、経験値を基に、更新後のボイラーの試運転調整も効率的に実施することが可能である。 さらに、更新までの間(新たに据え付けるボイラーの製作期間:約3ヶ月)における応急措置についても、先に述べた事由から円滑かつ確実な実施が可能である。 以上のことから、当該業者は、市民の利用に極大支障を来さない形で、迅速かつ確実に業務を履行できる唯一の者である。 については、応急措置及び2台のボイラーの更新作業について、地方自治法施行令167条の2第1項第2号(業務の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)及び同項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)の規定に基づき、当該業者との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	白) 土木部維持管理課 011-864-8125
R3.6.30	柏山路線人道橋清掃業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	2,448,000	R3.3.4	R3.4.1 ~ R4.3.31	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第3号)	白) 土木部維持管理課 011-864-8125
R2.9.2	厚別区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	6,746,111	R2.4.8	R2.4.9 ~ R2.11.30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令167条の2第1項第3号)	厚) 土木部維持管理課 011-897-3800
R2.11.4	もみじ台南地区雪堆積場管理業務	ケンウン・北日本・佐興・柴田特定共同企業体	38,973,000	R2.10.28	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	厚) 土木部維持管理課 011-897-3800

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.4	大曲地区雪堆積場管理業務	開発運輸・日本国土・拓友道路・里塚総業特定共同企業体	68,090,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	厚) 土木部維持管理課 011-897-3800
R2.4.22	厚別区保健福祉部公用車駐車場賃借(単備契約)	株式会社 札幌副都心開発公社	1,940,400	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当部の公用車の駐車場であるための条件として、当区役所の近隣で7台分の駐車スペースが確保できること、24時間駐車可能であること、緊急の場合の入出庫にも対応できることが必要であり、本条件を満たす業者は当該事業者一社のみである。また、当該業者は令和元年度まで本契約の履行状況が良好である。以上により、地上自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	厚) 保健福祉部保健福祉課 011-895-2465
R3.3.17	豊平区役所等一般廃棄物収集運搬業務(単備契約)	一般財団法人 札幌市環境事業公社	1,527,983	R3.3.4	R3.4.1 ~ R4.3.31	事業系一般廃棄物は、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者へ収集を依頼する必要があるが、本市における収集運搬許可業者は当該事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊) 市民部総務企画課 011-822-2405
R2.4.15	豊平区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,038,736	R2.4.8	R2.4.13 ~ R2.11.17	本業務は、臨時的就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るのに適しており、高齢者の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターで市内に所在があるものは選定事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R2.11.18	西園第2地区雪堆積場管理業務	杉原・北央道路特定共同企業体	19,470,000	R2.10.27	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R2.11.18	薄川南地区雪堆積場管理業務	水谷・藤井・大仲・内村・マルコー特定共同企業体	74,415,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.8.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R2.11.18	真駒内第2地区雪堆積場管理業務	宮浦・宮田・園建・北海道ライン・光輝特定共同企業体	11,605,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R2.12.9	札幌ドーム関連道路施設等維持除雪業務	株式会社札幌ドーム	3,903,900	R2.11.27	R2.12.1 ~ R3.3.31	本業務は、札幌ドームの敷地に接続する札幌ドーム羊ヶ丘連絡橋等の冬期路面維持管理を行うものであるが、現在委託中の『札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務』と同一区域である。そのため、複数の受託者が同時に業務を履行した場合、連携が図れないため非効率で緊急対応も遅くなるほか、経費面でも不利であることから、『札幌ドーム関連道路施設等の維持管理等に関する協定書』の第4条及び第10条に従い、現在受託している当該業者と随意契約を締結するものとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R3.4.7	札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務	株式会社札幌ドーム	6,116,000	R3.3.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、札幌ドームが道橋、札幌ドーム前広場等の清掃及び、その付帯施設である監視カメラや警報装置・エレベーター等の保守点検を行う業務である。これらは、札幌ドーム運営(イベント)との連携の必要性が高いことから、イベント等との効率的な連携を図ることができ、緊急時に迅速な対応ができる事業者へ委託する必要がある。これらのことを踏まえたうえで、平成13年5月に締結された「札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定」の第4条及び第5条に、維持管理については株式会社札幌ドームに委託するものとされていることから、選定事業者としたものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	豊) 土木部維持管理課 011-851-1681
R3.3.3	清田区役所ロビーに係る空間デザイン及びレイアウト業務	株式会社イチムラ	2,497,000	R3.2.24	R3.2.24 ~ R3.3.26	本業務の実施に当たっては、導入する設備や配置など、統一感のある優れた空間デザインが求められるため、デザインや造作物の作成に係る技量や経験により成果物の印象が大きく異なることから、公衆企画競争(プロポーザル方式)で受託者を選定することとし、清田区役所ロビーに係る空間デザイン及びレイアウト業務企画競争実施委員会において、各委員の評価点数のうち、最高点と最低点を除いた点数の合計が、最低基準点以上の「株式会社イチムラ」を契約候補者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 市民部地域振興課 011-889-2024
R2.11.25	白旗山地区雪堆積場管理業務	丸エム南・新太平洋・ST特定共同企業体	22,495,000	R2.10.28	R2.11.1 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R2.11.25	有明第2地区雪堆積場管理業務	新立大一・山王・北土・公清 特定共同企業体	51,425,000	R2.10.28	R2.11.1 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R2.11.25	白旗山第3地区雪堆積場管理業務	ノース・共創 特定共同企業体	12,936,000	R2.10.28	R2.11.1 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪堆積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公衆による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.11.25	白旗山第2地区雪堆積場管理業務	真栄・松平・園建・南香園・日本緑化工 特定共同企業体	24,970,000	R2.10.29	R2.11.1 ~ R3.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R2.11.25	有明地区雪堆積場管理業務	株式会社東陽工業	14,080,000	R2.10.29	R2.11.1 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R2.11.25	真栄芙蓉地区雪堆積場管理業務	開発運輸・坂井・鈴木東建特定共同企業体	24,970,000	R2.10.30	R2.11.1 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	清) 土木部維持管理課 011-888-2800
R2.4.30	南区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	4,061,136	R2.4.10	R2.4.13 ~ R2.11.20	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため左記事業者に特定随意契約を行うこととする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R2.11.11	舞鶴地区雪堆積場管理業務	南輝・渡辺特定共同企業体	16,720,000	R2.10.27	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R2.11.11	真駒内地区雪堆積場管理業務	南輝建設株式会社	23,650,000	R2.10.27	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R2.11.11	駒岡地区雪堆積場管理業務	有限会社ソニア工業	13,640,000	R2.10.28	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R2.11.11	藤野地区雪堆積場管理業務	浅野・豊松吉特定共同企業体	14,729,000	R2.10.29	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R2.12.23	定山溪三笠スキー場ロッジ等管理業務	一般社団法人 定山溪観光協会	1,562,000	R2.12.10	R2.12.21 ~ R3.3.31	・当業務は、施設の管理のみならず、緊急事態の発生等、不測の事態の際に迅速かつ確実に対応する必要がある業務である。 ・当法人は、定山溪地区の観光の健全な発展に寄与することを目的とした法人であり、長年にわたり定山溪三笠スキー場を良好に維持管理しており、極めて信頼の高い団体であること。 ・当法人は、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録のない者であるが、ロッジ近傍に事務所・人員が配置され、定山溪地区を熟知しており、ホテルや旅館、各種施設等が加盟している団体であることから、緊急時や傷病者発生時に迅速かつ加盟者間の連携対応が可能であるため、利用者保護が図られること。 ・当法人は、日頃から札幌・定山溪観光の情報提供やニュースの把握を行っており、観光振興と一体となった管理運営ができること。 ・以上のことから、当法人は本業務を委託できる唯一の団体である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R2.12.23	藻岩山スキー場南斜面休憩舎管理業務	株式会社りんゆう観光	2,178,000	R2.12.11	R2.12.15 ~ R3.3.31	・当業務は、施設来場者に対する安全管理のみならず、緊急事態や傷病者の発生時等、不測の事態の際に迅速かつ確実に対応する必要がある業務である。 ・(株)りんゆう観光は、藻岩山スキー場管理運営協議会の構成員であり、同社職員が、全体の責任者である藻岩山スキー場管理事務所長として選出されており、藻岩山スキー場を総合的に運営している。また同社は、現地北側の会社事務所にも多くの人員を配置しており、市民ロッジとも連携した緊急対応等が可能であること。 ・(株)りんゆう観光は、昭和35年に藻岩山スキー場にリフトを敷設し、これまで長年にわたり施設管理や運営を行っており、併せて場内パトロールや駐車場の管理なども実施していることから、利用者に対するニーズの把握や情報提供等が的確に実施することが可能であり、休憩舎の管理運営において利用者のサービス向上に最も寄与する団体であること。 ・以上のことから当団体は、本業務を委託できる唯一の団体である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.3	エドウィン・ダン記念館説明案内業務	エドウィン・ダンの会	2,145,000	R3.2.18	R3.4.1 ~ R4.3.31	当業務は、記念館の維持管理等のみならず、エドウィン・ダンに係る説明案内等をおこなう必要がある業務である。 業務のうち館内展示物およびエドウィン・ダンについての説明案内等の履行にあたっては、次の条件を満たす必要がある。 ・エドウィン・ダンおよび北海道開拓当時の知識を有し、かつ真駒内地域の歴史について知見があること。 ・エドウィン・ダンおよび北海道開拓使等の歴史について、情報の収集と提供ができること。 ・利用者からの問い合わせ等に的確に対応できること。 左記団体(「エドウィン・ダンの会」(参加資格者外))は、日頃からエドウィン・ダンおよび北海道開拓当時や真駒内地域の歴史について研鑽し、自主活動も行うなど知識・能力を有しており、また平成24年度以降、当業務に対し誠実に契約履行を実施しており、当業務を円滑に履行できるのは当団体のみであることから特定したい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	南) 土木部維持管理課 011-581-3811
R3.4.14	西区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	8,876,231	R2.4.9	R2.4.10 ~ R2.11.30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R2.11.18	西野平和地区雪堆積場管理業務	花井組ほか3社特定共同企業体	24,310,000	R2.10.29	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R2.11.18	福井地区雪堆積場管理業務	北陽・北海道ロード・佐野特定共同企業体	22,099,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R2.11.18	前田第2地区雪堆積場管理業務	八甲・丸源三上特定共同企業体	14,135,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R2.11.18	平和第2地区雪堆積場管理業務	株式会社坂ノ下興業	16,995,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R2.11.18	平和地区雪堆積場管理業務	株式会社坂ノ下興業	14,410,000	R2.10.30	R2.11.2 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	西) 土木部維持管理課 011-667-3201
R2.6.10	手稲区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	6,763,680	R2.4.3	R2.4.6 ~ R2.11.30	臨時的かつ短期間の就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R2.11.11	前田第3地区雪堆積場管理業務	スペース・男・日本庭園特定共同企業体	27,170,000	R2.10.29	R2.11.1 ~ R3.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号第2号該当)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R2.11.11	手稲山口地区雪堆積場管理業務	大泉組・大八拓殖工業特定共同企業体	49,500,000	R2.10.30	R2.11.1 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R2.11.11	山口東地区雪堆積場管理業務	大八拓殖・東海建設・全幸特定共同企業体	11,088,000	R2.10.30	R2.11.1 ~ R3.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011
R2.11.11	前田地区雪堆積場管理業務	丸源三上・八甲・北造コン・西岡国昭特定共同企業体	31,020,000	R2.10.30	R2.11.1 ~ R3.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	手) 土木部維持管理課 011-681-4011

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.22	市立札幌開成中等教育学校単位制支援システム保守業務	株式会社札幌ウチダシステム	1,768,800	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務の実施にあたっては、単位制支援システムの開発コード、プログラム構成等を熟知している必要があり、これらの技術的な知識や経験を持たない業者からの調達では、プログラム構成の把握等に膨大な時間と費用を要し、障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R2.4.22	北海道新聞データベース	株式会社道新デジタルメディア	1,293,204	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	北海道・札幌の地域情報を多く含む北海道新聞の記事情報を提供できる唯一の事業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R2.4.22	札幌市学校用ネットワーク回線調達業務	東日本電信電話株式会社	74,295,936	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	各市立学校及び幼稚園の学校用ネットワークにおいては、本市が整備したネットワーク設備に本業務にて調達する公衆回線を接続することによって、学校間、学校とネットワークセンター間等の拠点間の通信を実現している。 本業務によって調達する回線は、既存の本市ネットワーク設備に接続できるものである必要があるが、本要件を満たすことのできる回線を有するのは当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R2.4.22	札幌市学校用ネットワークセンター運用管理業務	札幌総合情報センター株式会社	233,530,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	本業務を行うにあたっては、本ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、ネットワーク、機器の設定状況の把握等に、膨大な時間と費用を要することから、障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R3.3.24	市立札幌旭丘高等学校教務支援システム改修業務	テクノコーポレーション株式会社	1,023,000	R2.5.28	R2.5.28 ~ R2.7.8	本業務は、現在稼働中の市立札幌旭丘高等学校教務支援システム(以下「システム」という。)の機能改修を行う業務であり、履行にあたっては、システムの開発コード、プログラム構成等を熟知している必要がある。当該業者は、平成16年4月にシステムの初期構築を行い、以降継続的にシステムの運用保守業務及び、改修業務を受託している。よって、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R3.3.24	市立札幌大通高等学校教務支援システム改修業務	テクノコーポレーション株式会社	1,364,000	R2.5.28	R2.5.28 ~ R2.6.30	本業務は、現在稼働中の市立札幌大通高等学校教務支援システム(以下「システム」という。)の機能改修を行う業務であり、履行にあたっては、システムの開発コード、プログラム構成等を熟知している必要がある。当該業者は、平成20年4月にシステムの初期構築を行い、以降継続的にシステムの運用保守業務及び、改修業務を受託している。よって、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R3.3.24	札幌市教育版情報セキュリティポリシーの策定及び実施手順改訂支援業務	MYTコンサルティング株式会社	1,430,000	R2.10.29	R2.10.29 ~ R3.3.31	札幌市教育版情報セキュリティポリシー(以下、「教育版ポリシー」という。)における基本方針は、札幌市情報セキュリティポリシー(以下、「首長部局版ポリシー」という。)と共通であり、今回策定する教育版ポリシーの対策基準及び実施手順は、首長部局版ポリシーの対策基準に準じて作成される。そのため、本業務の履行にあたっては、首長部局版ポリシーに精通している必要があり、特定者は、「札幌市情報セキュリティポリシー改定調査業務」(改定に向けた改訂点の調査及び提案業務)を履行していることから、首長部局版ポリシーを熟知するとともに、本市の実態に即したポリシーを策定することができ、かつ迅速に対応ができるなど、履行品質が確保できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R3.3.24	開成中等教育学校無線LAN環境整備業務	株式会社NTT東日本-北海道	1,295,800	R3.2.17	R3.2.17 ~ R3.3.31	本業務は、現在稼働中の市立札幌開成中等教育学校の校内通信ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)に係る設定の追加及び変更を行う業務であり、履行にあたっては、ネットワーク構成等を熟知している必要がある。当該業者は、平成26年にネットワークの初期構築を行い、以降継続的にシステムの運用保守業務を受託している。よって、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部総務課 011-211-3826
R3.4.21	札幌市生涯学習総合センターエスカレーター整備保全業務	ジャパンエレベーターサービス北海道株式会社	5,599,330	R2.10.30	R2.10.30 ~ R3.3.31	本件は、札幌市生涯学習総合センター内のエスカレーター全4台について部品交換による整備を実施するものである。 エスカレーターについては、その性質上、利便性だけでなく徹底した安全管理が求められる。故障時の対応についても、当該機器の日常的な動作状況を把握している保守点検事業者によるのであれば、確実な故障箇所特定とその整備を履行することができない。また、保守点検事業者と故障時の整備業者を同一とすることで、万一の事故発生時においても確実に原因究明を行うことができる。 同センターのエスカレーター全4台の保守点検については、平成26年度から現在に至るまでジャパンエレベーターサービス北海道(株)が行っており、当該事業者以外に現在の機器状態を正確に把握し、安全かつ確実に整備を実施できる事業者は存在しないことから、当該事業者と随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習推進課 011-211-3871
R3.5.26	大通高等学校グラウンド芝生維持管理業務	株式会社ベルックス	1,309,000	R2.5.21	R2.5.21 ~ R2.10.31	大通高等学校の維持管理業務はPFI手法による運営に伴い交わした「基本協定書」(平成19年10月24日付)に定められており、同校のグラウンド芝生化は平成22年度に実施されたため、PFI事業の対象業務となっていない。そのため、他の維持管理業務に支障きたすことなく本業務を円滑に履行できるのは株式会社ベルックス以外ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部学校施設課 011-211-3831
R3.2.10	札幌市立中央幼稚園清掃等業務	株式会社ベルックス	3,352,800	R3.1.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	札幌市立中央幼稚園の維持管理業務については、PFI手法による運営に伴い交わした「基本協定書」に基づきPFIまなび舎株式会社の構成員である(株)ベルックスが包括的に担っている。 本業務を含め、各維持管理業務を実施するにあたっては、各業務間との調整を図ると同時に、相互に支障をきたすことなく、円滑に履行することが求められる。そのため、調整を含めた施設全体の維持管理を効率的に行う必要があることから、本業務だけを行うのではなく、清掃等以外の維持管理業務と一体的に行う必要があることが不可欠である。 以上のことから、他の維持管理業務に支障をきたすことなく当該業務円滑に履行できるのは(株)ベルックス以外になく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教)生涯学習部学校施設課 011-211-3831

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.24	令和3年度札幌市学校給食調理等業務(中央区3)	札幌集団給食事業協同組合	49,390,000	R3.1.29	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであることから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「北日本フードサービス株式会社」については、令和2年度と同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和3年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R3.3.24	令和3年度札幌市学校給食調理等業務(中央区1)	札幌集団給食事業協同組合	318,813,000	R3.2.2	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであることから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和2年度と同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和3年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R3.3.24	令和3年度札幌市学校給食調理等業務(中央区2)	札幌集団給食事業協同組合	93,665,000	R3.2.2	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであることから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和2年度と同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和3年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R3.3.24	令和3年度札幌市学校給食調理等業務(北区1)	札幌集団給食事業協同組合	480,799,000	R3.2.2	R3.4.1 ~ R4.3.31	<p>学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであることから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。</p> <p>上記の理由により、委託初年度(平成30年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和3年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う方針である。(「平成30年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:平成31年1月25日教育長決裁)</p> <p>「札幌集団給食事業協同組合」については、令和2年度と同業務履行場所である全ての学校及び保健給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。</p> <p>よって、令和3年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)生涯学習部保健給食課 011-211-3833
R2.4.22	市立札幌開成中等教育学校無線LAN環境及びファイアウォール保守業務	株式会社N T T 東日本一北海道	3,630,000	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	<p>本業務は、市立札幌開成中等教育学校(以下「中等教育学校」)の教育用ネットワークに構築した無線LAN環境の保守を行うものである。</p> <p>この業務目的を達成するために必要な要件として、設備・機器の設定変更等を行う必要があるため、これまでの中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることが挙げられる。</p> <p>さらに、契約の相手方には、学校におけるICT環境構築に携わった経験があり、中等教育学校におけるネットワーク構成を熟知していることに加え、今後の生徒数の増加や教育内容の変化に対応したネットワーク環境の構築と維持管理について、臨機応変かつ即時に対応できる知識、技術及び人員体制を有している必要がある。</p> <p>これら全ての条件を満たす者は、中等教育学校の弱電工事施行者で、これまでの中等教育学校のネットワーク環境を熟知し、他の市立学校におけるICT環境構築や運用保守等に豊富な経験・知識を有する、上記相手方のほかに存在しないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)学校教育部教育推進課 011-211-3851
R3.3.17	令和3年度市立高等学校入学者選抜問題用紙等(本試験用)	市町村立高等学校入学者選抜学力検査問題頒布会	1,740,279	R3.1.29	R3.1.29 ~ R3.2.26	<p>市町村立高等学校入学者選抜学力検査問題頒布会(以下「頒布会」という。)が頒布する問題用紙は、各市町村立高等学校の入学者選抜検査の便宜を図るため、道立高等学校で使用すると同一であり、その価格は全道において一律である。札幌市立高等学校入学者選抜及び札幌市立中等教育学校後期課程編入入学者選抜学力検査において、生徒の学力を公平に測るには、道立高等学校と同一の問題用紙等を使用する必要があり、その購入は頒布会のみで可能であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	教)学校教育部教育推進課 011-211-3851

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R2.4.22	教職員定期健康診断血液検査(互助会加入者)(単備契約)	一般社団法人 札幌市医師会	29,537,310	R2.4.1	R2.4.1 ~ R3.3.31	当該法人は、開業医、勤務医を会員とする札幌市内唯一の医師の職能団体であり、当該業務の実施に協力が必要となる医療従事者及び関係団体等と十分な連絡調整を図りながら、本件業務を確実にかつ効率的に実施できる。また、本市においては、医学的知見に基づき、検査実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である当該医師会を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。また、当該法人は、これまで、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。以上ことから、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R3.4.14	札幌市立学校教職員等健康診断業務(単備契約)	公益財団法人 北海道結核予防会	49,200,030	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	札幌市立学校で勤務する教職員等の健康診断業務は、対象者が9,000名程度、多岐に渡る健診区分及び検査項目があり、本件業務の履行にあたっては、年間を通じて受け入れ可能な施設の提供、充分な人数の医師や保健師等の配置、受診者の実情に応じて予約変更等の希望にも柔軟に対応できる実施体制の構築が必要である。札幌市内において、求められる条件を満たすことができる者として、札幌市職員共済組合と北海道結核予防会が存在するが、札幌市職員共済組合は、教職員以外の本市職員の健康診断を実施しており、新たに多数の教職員の健康診断を受け入れる体制にはない。以上の理由により、受け入れ可能な施設は北海道結核予防会のみとなることから、特定随意契約とすることとし、当該法人1者を参加者として選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R3.4.14	札幌市立学校会計年度任用職員健康診断業務(単備契約)	札幌市職員共済組合	8,053,785	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	本市における健康診断業務については、平成5年1月11日の市長助役会議において、札幌市職員共済組合が健康管理センターを建設のうえ任命権者一体的に職員等の健康管理を実施する方針を決定し、平成8年度から健康管理センターで札幌市職員共済組合が健康診断を実施する現在の体制となっている。本件業務について、競争入札に付することは、以下1から3の理由から適しておらず、特定随意契約とすることとし、札幌市職員共済組合のみを参加者として選定する。 1 健診受診率の維持向上 健康管理センターでは、本市が必要と認める健診項目や本市職員の健診日程調整等に柔軟に対応することが可能であり、職員の健診受診率の維持向上が期待できる。 2 健診結果データの経年管理による効果的な事後指導、健康教育等の実施 健康管理センターでは、健診結果データを経年で管理しており、個々の健診結果に応じた保健師等の事後指導や統計分析を基にした健康教育を効果的に実施することが可能である。 3 保健事業との共同実施による効果的・効率的な予防・健康づくり 札幌市職員共済組合は、保険者として人間ドック等の保健事業を実施しているところ、本市職員の健康診断と共同で実施することにより、効率的に受診することが可能である。また、札幌市職員共済組合が健診結果等のデータを分析し、効果的・効率的な保健事業を実施することにより、本市職員の効果的・効率的な予防・健康づくりが期待できる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 学校教育部教職員課 011-211-3853
R2.11.4	電子書籍(DLSコンテンツ)	株式会社図書館流通センター	1,489,395	R2.9.30	R2.9.30 ~ R2.9.30	通常、個人向けに販売されている電子書籍は、購入者本人に対して提供するものであり、その利用が限定されている。一方、公共図書館では紙媒体の書籍と同様、すべての登録利用者に対して提供できることが必要である。現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複写権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一人に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R2.11.11	電子書籍(TRCコンテンツ)	株式会社図書館流通センター	1,073,526	R2.9.30	R2.9.30 ~ R2.9.30	通常、個人向けに販売されている電子書籍は、購入者本人に対して提供するものであり、その利用が限定されている。一方、公共図書館では紙媒体の書籍と同様、すべての登録利用者に対して提供できることが必要である。現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利(複写権および公衆送信権)を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一人に限定される。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.2.3	図書・情報館商用データベース(CD・Eyes50)	株式会社東京商工リサーチ	1,122,000	R3.1.20	R3.4.1 ~ R4.3.31	当該データベースは、別紙申立書のとおり、販売代理店には委託せず、サービス提供元の事業者が直接契約、請求業務等を行っており、当該事業者以外に本業務を履行する業者は存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.17	新刊書誌データ	株式会社図書館流通センター	4,444,000	R3.2.24	R3.4.1 ~ R4.3.31	本市図書館の運営において、膨大な蔵書に対し様々な角度から目的の本を検索することが可能となる高度な検索性を維持しつつ、年間約8万件に及ぶ新刊情報を追加、活用していくには、多項目にわたる書誌情報を登録し、全国の多数の公共図書館で導入実績がある「TRC MARC」の新刊書誌データをこれまで同様に使用継続することが不可欠である。 また、本市図書館システムが同書誌データの使用を基に構築しており、同書誌データ以外のものを使用すると大幅な改修が必要になる。 これらのことから、当該業務を供給できる者は上記選定事業者1者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.24	中央図書館等自動扉閉装置保守点検業務	フルテック株式会社	968,000	R3.3.9	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務対象の自動扉閉装置はフルテック(株)製であり、設備保守点検業務を履行するにあたっては、メーカー独自の装置の構造や機器独自の運転制御プログラムに熟知していなければならない。 また、保守点検時の消耗部品や駆動装置等の交換時期の把握や、トラブル発生時には施設利用者への事故防止から、迅速な原因究明及び交換部品の確保等の緊急対応が求められることから、本業務を履行できる本市登録業者は、左記業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.24	中央図書館エレベーター設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム	1,795,200	R3.3.10	R3.4.1 ~ R4.3.31	エレベーター設備の機能保全と円滑な運転の確保を目的とした本業務の履行にあたっては、エレベーターシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知している専門技術者が不可欠である。 本業務の対象となるエレベーターの運転制御プログラムは、メーカーである株式会社日立製作所が独自開発したものであり、点検及び機器トラブル発生時の緊急対応の際に必要となるプログラムの把握・改定を行なえるのは、メーカーからの情報提供を受け、技術を習得した専門技術者を配置している業者に限られる。 左記業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者であり、本市に登録されている本業務を履行できる業者は、この1者のみであるため特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.24	西岡図書館清掃業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	9,526,000	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	就労を希望するひとり親家庭の母等に対して、その就労の機会又は就労に必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.31	新琴似図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌会	8,736,200	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R3.3.31	元町図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌会	8,591,000	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.31	東札幌図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌会	8,693,300	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.31	澄川図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札幌会	8,693,300	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.31	山の手図書館清掃業務	社会福祉法人札幌会	8,525,000	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.31	厚田図書館清掃及び除雪業務	特定非営利活動法人 地域生活支援グループ・共働友会舎	9,266,730	R3.3.17	R3.4.1 ~ R4.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.3.31	令和3年度札幌市図書館システム運用・保守業務	NECソリューションイノベータ株式会社	49,296,060	R3.3.18	R3.4.1 ~ R4.3.31	本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム(以下「システム」という。)の安定稼働及び効率的な運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該事業者はシステムを開発したNECグループ内においてシステム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たすことができることから、迅速かつ安全、確実に当該業務を履行できるのは当該事業者においてほかにない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.4.28	令和3年度中央図書館もみじ台図書コーナー運営業務	日興美装工業株式会社	1,518,000	R3.3.30	R3.4.1 ~ R4.3.31	もみじ台図書コーナーの設置箇所を含むもみじ台管理センターは、平成24年(財)札幌市住宅管理公社から寄附を受け、本市(財産:まちづくり政策局都市計画部、運営調整:市民文化局地域振興部)が所有しながら、公募によって選定された管理運営団体に貸付を行うことで管理運営を行っている。 図書コーナーについても管理運営団体に包括的な運営を委ねることで、住民サービスの質の向上や運営上の効率化が図られることから、当業務はもみじ台管理センター管理運営団体募集要項において受託業務となっている。 このため、円滑な図書コーナーの運営に向けては、もみじ台管理センター管理運営業務と当業務は密接不可分であり、競争入札には適さないことから、管理運営団体となった当該団体を相手方として随意契約としたい。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	教) 中央図書館運営企画課 011-512-7330
R3.4.7	自書式投票用紙読取分類機点検等業務	株式会社ムサシ	1,100,000	R3.3.24	R3.3.24 ~ R3.4.26	自書式投票用紙読取分類機は選挙事務用として製作されたもので、その製造元以外での点検設備は、技術的に困難なものであること。 点検整備に費やせる期間が短いため、業務を迅速かつ確に実施する必要があること。 過去の同様業務を良好に履行していること。 左記者は、当該読取分類機の製造元であり、本業務を受託できる札幌市唯一の業者であること。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247
R3.4.7	衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙に係る選挙人情報管理システム稼働環境等業務	株式会社日立製作所	4,609,330	R3.3.24	R3.3.24 ~ R3.4.26	本業務は、選挙人情報管理システムを活用して選挙人名簿登録事務、期日前投票事務、不在者投票事務等を遂行するに当たり、システムの安定的な稼働維持を保持するとともに、不測の事態や障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知したうえで、委託者からの指示に基づき、システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要な要件となる。 当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であるとともに、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務をすべて受託するとともに、各業務について確実に履行してきた実績があり、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者でもある。 一方、本業務を他事業者に委託した場合、他事業者においては選挙人情報管理システムの構成・仕様及び運用環境等について習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは困難であることから、当該事業者と特定することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247
R3.4.7	投票速報システム保守業務(衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙)	株式会社エイチ・アイ・ディ	1,045,000	R3.3.24	R3.3.24 ~ R3.4.30	本業務は、投・開票速報システムを活用して投票日当日の投・開票速報事務等を遂行するにあたり、システムの安定的な稼働維持を保持するとともに、不測の事態や障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、受託業者は投・開票速報システムの構成・仕様及び投・開票速報事務処理内容について十分熟知したうえで、委託者からの指示に基づき、システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要な要件となる。 当該事業者は、投・開票速報システムの開発業者であるとともに、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務を受託するなど、システム全体を十分に熟知するとともに、選挙時における事務処理内容も把握するなど、限られた時間内に正確な事務処理を求められる投・開票速報において迅速かつ的確な対応が可能となる技術や知識を有しており、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者でもある。 一方、本業務を他事業者に委託した場合、他事業者においては投・開票速報システムの全容及び投・開票速報事務の流れについて習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することが極めて困難であることから、当該事業者と特定随意契約を締結することとした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	選) 選挙課 011-211-3247